

伊 勢 市 公 報

第 226 号
平成 27 年 4 月 6 日
月 曜 日

目 次

| | 頁 |
|---|-----|
| 条 例 | |
| ○ 伊勢市行政手続条例の一部を改正する条例 | 4 |
| ○ 伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例 | 8 |
| ○ 語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例 | 19 |
| ○ 伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例 | 21 |
| ○ 伊勢市立幼稚園条例の一部を改正する条例 | 31 |
| ○ 伊勢市保育所条例の一部を改正する条例 | 33 |
| ○ 伊勢市立認定こども園条例の一部を改正する条例 | 35 |
| ○ 伊勢市特別保育の実施に関する条例 | 41 |
| ○ 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例 | 47 |
| ○ 伊勢市保育所保育料徴収条例 | 50 |
| ○ 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例 | 54 |
| ○ 伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 58 |
| ○ 伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 | 70 |
| ○ 伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例 | 75 |
| ○ 伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例 | 98 |
| ○ 伊勢市やすらぎ公園プール条例の一部を改正する条例 | 102 |
| ○ 伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例 | 105 |
| ○ 伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例 | 109 |
| ○ 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例 | 111 |
| ○ 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例 | 114 |
| ○ 伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例 | 117 |
| ○ 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例 | 119 |
| ○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例 | 128 |
| 規 則 | |
| ○ 伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部を改正する規則 | 131 |
| ○ 伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則を廃止する規則 | 133 |
| ○ 伊勢市会計規則の一部を改正する規則 | 135 |
| ○ 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改正する規則 | 137 |
| ○ 平成 27 年改正給与条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料に関する規則 | 159 |
| ○ 伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則 | 166 |
| ○ 伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則 | 168 |
| ○ 伊勢市地区連絡員設置規則の一部を改正する規則 | 184 |
| ○ 伊勢市保育所条例施行規則の一部を改正する規則 | 186 |
| ○ 伊勢市保育所の利用に関する規則 | 189 |
| ○ 伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則 | 198 |
| ○ 伊勢市立の幼保連携型認定こども園の学校医等の公務災害補償に関する規則 | 216 |

| | |
|--|-----|
| ○ 伊勢市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項に規定する事務を定める規則 | 218 |
| ○ 伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則 | 220 |
| ○ 伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則 | 231 |
| ○ 伊勢市保育所保育料徴収条例施行規則 | 240 |
| ○ 伊勢市幼稚園保育料の徴収に関する規則 | 244 |
| ○ 伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則 | 246 |
| ○ 伊勢市指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業の実施に関する規則 | 251 |
| ○ 伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則 | 258 |
| ○ 伊勢市やすらぎ公園プール使用料の減免及び還付に関する規則 | 268 |
| 伊勢市教育委員会規則 | |
| ○ 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則 | 273 |
| ○ 伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則 | 275 |
| ○ 伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則 | 277 |
| ○ 伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則 | 279 |
| ○ 伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則 | 291 |
| 訓 令 | |
| ○ 伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する訓令 | 296 |
| 病院事業管理規程 | |
| ○ 伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程 | 303 |
| ○ 市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程 | 305 |
| 告 示 | |
| ○ 放置自転車等の撤去、保管等に要した費用の収納の事務の私人への委託について | 307 |
| ○ 都市計画公園の変更について | 308 |
| ○ 都市計画学校の変更について | 310 |
| ○ 伊勢市岡本財産区議会の招集について | 311 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 312 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 313 |
| ○ 市道の路線の認定について | 314 |
| ○ 道路の区域の決定について | 315 |
| ○ 道路の供用開始について | 316 |
| ○ 道路の区域変更について | 317 |
| ○ 道路の供用開始について | 318 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 319 |
| ○ 指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の廃止について | 320 |
| ○ 平成 27 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について | 321 |
| ○ 平成 27 年度固定資産の価格等の固定資産課税台帳への登録について | 322 |
| ○ 伊勢市人事行政の運営の状況について | 323 |
| ○ 認可地縁団体の告示事項の変更について | 338 |
| ○ 平成 26 年度補正予算の要領 | 339 |
| ○ 平成 27 年度当初予算の要領 | 373 |
| 教育委員会告示 | |
| ○ 教育委員会会議の招集について | 403 |
| ○ 山田奉行所記念館の指定管理者の指定について | 404 |
| ○ 尾崎罌堂記念館の指定管理者の指定について | 405 |
| 選挙管理委員会告示 | |

| | |
|---|-----|
| ○ 三重県知事選挙関係 | |
| ・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について | 406 |
| ○ 三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙関係 | |
| ・ ポスター掲示場の設置について | 407 |
| ○ 三重県知事選挙関係 | |
| ・ 期日前投票所の設置について | 423 |
| ・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について | 424 |
| ○ 三重県知事選挙関係 | |
| ・ 期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者の変更について | 433 |
| 上下水道事業告示 | |
| ○ 流域関連公共下水道の供用開始について | 434 |
| 公 告 | |
| ○ 犬の抑留について | 435 |
| ○ 都市公園の廃止について | 436 |
| ○ 犬の抑留について | 437 |
| ○ 農用地利用集積計画について | 438 |
| ○ パブリックコメントの結果公表について | 439 |
| 公 表 | |
| ○ 平成 26 年度定期監査等結果の公表について | 440 |

伊勢市行政手続条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 1 号

伊勢市行政手続条例の一部を改正する条例

伊勢市行政手続条例（平成17年伊勢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 4 章 行政指導（第 30 条—第 36 条）」を「第 4 章 行政指導
第 4 章の 2 処分
（第 30 条—第 36 条）
に改める。
等の求め（第 36 条の 2）」

本則中「名あて人」を「名宛人」に改める。

第 2 条第 1 号中「三重県の条例及び規則」を「三重県の条例及び三重県の執行機関の規則」に改める。

第 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「第 4 章」を「第 4 章の 2」に改め、同項第 8 号中「かかわる」を「関わる」に改める。

第13条第 1 項第 1 号イ中「はく奪する」を「剥奪する」に改める。

第33条第 3 項第 2 号中「を含む。）」の次に「又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を加え、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「前 2 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。

- (1) 当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項
- (2) 前号の条項に規定する要件

(3) 当該権限の行使が前号の要件に適合する理由

第35条を次のように改める。

(行政指導の中止等の求め)

第35条 法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例（本市の条例又は三重県の事務処理の特例に関する条例により本市が処理することとされた事務について規定する三重県の条例をいう。以下この条及び第36条の2において同じ。）に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした市の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 当該行政指導の内容
- (3) 当該行政指導がその根拠とする法律又は条例の条項
- (4) 前号の条項に規定する要件
- (5) 当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。

第4章の次に次の1章を加える。

第4章の2 処分等の求め

第36条の2 何人も、法令又は条例等に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。

2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。

- (1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
- (2) 法令又は条例等に違反する事実の内容
- (3) 当該処分又は行政指導の内容
- (4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項
- (5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由
- (6) その他参考となる事項

3 当該行政庁又は市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（伊勢市市税条例の一部改正）

2 伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「第33条第3項」を「第33条第4項」に、「第33条第2項」を「第33条第3項」に改める。

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 2 号

伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例

伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 2 第 2 項中「100 分の 18」を「100 分の 20」に改める。

第 23 条第 1 項中「年末年始の休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。)」を加え、同条第 2 項を次のように改める。

- 2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第 23 条第 3 項中「前 2 項」を「前 3 項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、1 万 2,000 円を超えない範囲内において規則で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあつては、その額に 100 分の 150 を乗じて得た額）

- (2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において規則で定める額

附則第 13 項中「当分の間」を「平成 30 年 3 月 31 日までの間」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間の地域手当に関する特例措置）

21 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における第 11 条

の2第2項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「0」とする。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

一般職給料表

| 職 員 の 区 分 | 職務 の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
|-----------------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | 1 | 137,600 | 187,700 | 223,900 | 258,300 | 285,000 | 315,800 | 360,100 |
| | 2 | 138,700 | 189,500 | 225,500 | 260,400 | 287,200 | 318,000 | 362,700 |
| | 3 | 139,900 | 191,300 | 227,100 | 262,300 | 289,500 | 320,300 | 365,200 |
| | 4 | 141,000 | 193,100 | 228,700 | 264,400 | 291,700 | 322,500 | 367,800 |
| | 5 | 142,100 | 194,700 | 230,300 | 266,300 | 293,700 | 324,800 | 369,900 |
| | 6 | 143,200 | 196,500 | 232,000 | 268,300 | 296,000 | 326,800 | 372,400 |
| | 7 | 144,300 | 198,300 | 233,600 | 270,400 | 298,300 | 329,000 | 374,800 |
| | 8 | 145,400 | 200,100 | 235,200 | 272,500 | 300,600 | 331,200 | 377,300 |
| | 9 | 146,500 | 201,800 | 236,800 | 274,600 | 302,700 | 333,300 | 379,800 |
| | 10 | 147,900 | 203,600 | 238,400 | 276,600 | 305,000 | 335,500 | 382,500 |
| | 11 | 149,200 | 205,400 | 240,000 | 278,700 | 307,200 | 337,600 | 385,100 |

| | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 12 | 150,500 | 207,200 | 241,600 | 280,800 | 309,500 | 339,800 | 387,800 |
| 13 | 151,800 | 208,600 | 243,200 | 282,800 | 311,700 | 341,800 | 390,200 |
| 14 | 153,300 | 210,400 | 244,700 | 284,900 | 313,800 | 343,800 | 392,500 |
| 15 | 154,800 | 212,100 | 246,200 | 286,900 | 316,000 | 345,900 | 394,700 |
| 16 | 156,400 | 213,900 | 247,700 | 289,000 | 318,100 | 347,900 | 397,100 |
| 17 | 157,700 | 215,600 | 249,200 | 291,000 | 320,200 | 349,800 | 398,900 |
| 18 | 159,200 | 217,300 | 251,100 | 293,000 | 322,200 | 351,800 | 400,900 |
| 19 | 160,700 | 219,000 | 252,900 | 295,100 | 324,300 | 353,700 | 402,800 |
| 20 | 162,200 | 220,600 | 254,700 | 297,100 | 326,300 | 355,600 | 404,600 |
| 21 | 163,600 | 222,200 | 256,400 | 299,200 | 328,300 | 357,600 | 406,500 |
| 22 | 166,300 | 223,900 | 258,300 | 301,300 | 330,400 | 359,500 | 408,300 |
| 23 | 168,900 | 225,600 | 260,200 | 303,300 | 332,400 | 361,500 | 410,100 |
| 24 | 171,500 | 227,200 | 261,900 | 305,400 | 334,500 | 363,400 | 412,000 |
| 25 | 174,200 | 228,700 | 263,900 | 307,200 | 336,100 | 365,400 | 413,800 |
| 26 | 175,900 | 230,300 | 265,800 | 309,300 | 338,000 | 367,300 | 415,300 |
| 27 | 177,600 | 231,800 | 267,600 | 311,400 | 340,000 | 369,300 | 416,800 |
| 28 | 179,300 | 233,200 | 269,500 | 313,400 | 341,900 | 371,300 | 418,400 |
| 29 | 180,800 | 234,600 | 271,200 | 315,400 | 343,600 | 372,800 | 420,000 |
| 30 | 182,600 | 235,800 | 273,100 | 317,400 | 345,500 | 374,600 | 421,300 |
| 31 | 184,400 | 237,000 | 275,000 | 319,500 | 347,400 | 376,400 | 422,600 |
| 32 | 186,100 | 238,300 | 276,800 | 321,600 | 349,200 | 378,000 | 423,800 |

| | | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 33 | 187,700 | 239,600 | 278,500 | 323,100 | 351,100 | 379,800 | 425,000 |
| 34 | 189,200 | 241,000 | 280,400 | 325,100 | 352,900 | 381,200 | 426,300 |
| 35 | 190,700 | 242,300 | 282,200 | 327,100 | 354,700 | 382,700 | 427,600 |
| 36 | 192,200 | 243,600 | 284,100 | 329,200 | 356,400 | 384,300 | 428,800 |
| 37 | 193,500 | 244,600 | 285,800 | 331,100 | 357,800 | 385,700 | 430,000 |
| 38 | 194,800 | 246,100 | 287,500 | 333,000 | 359,100 | 386,900 | 430,800 |
| 39 | 196,100 | 247,700 | 289,300 | 335,000 | 360,500 | 388,100 | 431,600 |
| 40 | 197,400 | 249,200 | 291,100 | 336,900 | 361,900 | 389,200 | 432,400 |
| 41 | 198,700 | 250,600 | 292,800 | 338,800 | 363,200 | 390,300 | 433,000 |
| 42 | 200,000 | 252,000 | 294,500 | 340,700 | 364,100 | 391,500 | 433,700 |
| 43 | 201,300 | 253,400 | 296,200 | 342,500 | 365,200 | 392,700 | 434,400 |
| 44 | 202,600 | 254,800 | 297,800 | 344,400 | 366,300 | 393,800 | 435,100 |
| 45 | 203,800 | 256,000 | 299,500 | 345,900 | 367,100 | 394,500 | 435,900 |
| 46 | 205,100 | 257,300 | 301,200 | 347,300 | 368,000 | 395,200 | 436,700 |
| 47 | 206,400 | 258,700 | 302,800 | 348,800 | 368,900 | 395,900 | 437,100 |
| 48 | 207,700 | 260,100 | 304,500 | 350,300 | 369,800 | 396,600 | 437,800 |
| 49 | 208,800 | 261,400 | 305,700 | 351,900 | 370,700 | 397,200 | 438,300 |
| 50 | 209,900 | 262,500 | 307,200 | 352,700 | 371,500 | 397,800 | 438,700 |
| 51 | 211,000 | 263,800 | 308,800 | 353,900 | 372,300 | 398,300 | 439,100 |
| 52 | 212,100 | 265,100 | 310,400 | 354,900 | 373,100 | 398,700 | 439,500 |

| | | | | | | | | |
|--|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 | 53 | 213,300 | 266,200 | 312,000 | 355,800 | 373,800 | 399,100 | 439,900 |
| | 54 | 214,300 | 267,300 | 313,600 | 356,900 | 374,500 | 399,400 | 440,300 |
| | 55 | 215,300 | 268,600 | 315,200 | 357,800 | 375,200 | 399,700 | 440,700 |
| | 56 | 216,300 | 269,900 | 316,700 | 358,900 | 375,900 | 400,000 | 441,000 |
| | 57 | 217,100 | 271,000 | 318,200 | 359,800 | 376,400 | 400,300 | 441,300 |
| | 58 | 218,100 | 272,000 | 319,400 | 360,500 | 377,000 | 400,600 | 441,700 |
| | 59 | 219,000 | 273,100 | 320,600 | 361,200 | 377,600 | 400,900 | 442,000 |
| | 60 | 220,000 | 274,200 | 321,800 | 361,900 | 378,300 | 401,200 | 442,300 |
| | 61 | 220,800 | 275,400 | 322,500 | 362,300 | 378,700 | 401,500 | 442,600 |
| | 62 | 221,800 | 276,400 | 323,400 | 362,900 | 379,400 | 401,800 | |
| | 63 | 222,800 | 277,300 | 324,200 | 363,600 | 380,000 | 402,100 | |
| | 64 | 223,800 | 278,300 | 325,000 | 364,300 | 380,600 | 402,400 | |
| | 65 | 224,500 | 279,100 | 325,900 | 364,600 | 381,000 | 402,700 | |
| | 66 | 225,500 | 280,000 | 326,300 | 365,300 | 381,600 | 403,000 | |
| | 67 | 226,500 | 280,800 | 327,000 | 366,000 | 382,200 | 403,300 | |
| 68 | 227,600 | 281,700 | 327,800 | 366,700 | 382,800 | 403,600 | | |
| 69 | 228,400 | 282,700 | 328,600 | 367,000 | 383,200 | 403,800 | | |
| 70 | 229,200 | 283,500 | 329,300 | 367,600 | 383,700 | 404,100 | | |
| 71 | 230,000 | 284,300 | 330,000 | 368,300 | 384,200 | 404,400 | | |
| 72 | 230,800 | 285,100 | 330,700 | 368,900 | 384,800 | 404,700 | | |
| 73 | 231,600 | 285,900 | 331,200 | 369,200 | 385,100 | 404,900 | | |

| | | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 74 | 232,300 | 286,400 | 331,800 | 369,800 | 385,500 | 405,200 |
| 75 | 233,000 | 286,800 | 332,300 | 370,500 | 385,900 | 405,500 |
| 76 | 233,700 | 287,300 | 332,900 | 371,100 | 386,300 | 405,700 |
| 77 | 234,400 | 287,400 | 333,200 | 371,500 | 386,600 | 405,900 |
| 78 | 235,200 | 287,800 | 333,700 | 372,000 | 386,900 | 406,200 |
| 79 | 236,000 | 288,000 | 334,100 | 372,600 | 387,200 | 406,500 |
| 80 | 236,800 | 288,400 | 334,600 | 373,100 | 387,500 | 406,700 |
| 81 | 237,500 | 288,600 | 335,000 | 373,600 | 387,700 | 406,900 |
| 82 | 238,200 | 288,800 | 335,500 | 374,200 | 388,000 | 407,200 |
| 83 | 238,900 | 289,200 | 336,000 | 374,700 | 388,300 | 407,500 |
| 84 | 239,600 | 289,500 | 336,500 | 375,000 | 388,500 | 407,700 |
| 85 | 240,300 | 289,800 | 336,800 | 375,400 | 388,700 | 407,900 |
| 86 | 241,000 | 290,100 | 337,200 | 375,900 | 389,000 | |
| 87 | 241,700 | 290,400 | 337,700 | 376,300 | 389,300 | |
| 88 | 242,400 | 290,800 | 338,100 | 376,700 | 389,500 | |
| 89 | 243,100 | 291,100 | 338,400 | 377,100 | 389,700 | |
| 90 | 243,600 | 291,500 | 338,800 | 377,600 | 390,000 | |
| 91 | 244,100 | 291,800 | 339,300 | 378,000 | 390,300 | |
| 92 | 244,600 | 292,200 | 339,700 | 378,400 | 390,500 | |
| 93 | 244,900 | 292,300 | 339,900 | 378,700 | 390,700 | |
| 94 | | 292,500 | 340,300 | | | |

| | | | | | | |
|-----|---------|---------|--|--|--|--|
| 95 | 292,900 | 340,800 | | | | |
| 96 | 293,300 | 341,200 | | | | |
| 97 | 293,500 | 341,300 | | | | |
| 98 | 293,800 | 341,800 | | | | |
| 99 | 294,200 | 342,200 | | | | |
| 100 | 294,600 | 342,500 | | | | |
| 101 | 294,800 | 342,800 | | | | |
| 102 | 295,100 | 343,200 | | | | |
| 103 | 295,500 | 343,600 | | | | |
| 104 | 295,800 | 344,000 | | | | |
| 105 | 296,000 | 344,500 | | | | |
| 106 | 296,300 | 344,900 | | | | |
| 107 | 296,700 | 345,300 | | | | |
| 108 | 297,000 | 345,700 | | | | |
| 109 | 297,200 | 346,200 | | | | |
| 110 | 297,600 | 346,600 | | | | |
| 111 | 298,000 | 346,900 | | | | |
| 112 | 298,300 | 347,200 | | | | |
| 113 | 298,400 | 347,700 | | | | |
| 114 | 298,700 | | | | | |
| 115 | 299,000 | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 116 | | 299,400 | | | | | |
| | 117 | | 299,600 | | | | | |
| | 118 | | 299,800 | | | | | |
| | 119 | | 300,100 | | | | | |
| | 120 | | 300,400 | | | | | |
| | 121 | | 300,800 | | | | | |
| | 122 | | 301,000 | | | | | |
| | 123 | | 301,300 | | | | | |
| | 124 | | 301,600 | | | | | |
| | 125 | | 301,900 | | | | | |
| 再 任 用 職 員 | | 185,400 | 212,900 | 252,900 | 272,300 | 287,400 | 312,800 | 354,500 |

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の

定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額(伊勢市職員給与条例(以下「給与条例」という。)附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)のうち、その職務の級が同項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この項において「特定職員」という。)にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を給料として支給する。
- 4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。
- 6 前3項の規定による給料を支給される職員に関する給与条例第25条第5項(給与条例第28条第4項において準用する場合及び伊勢市職員の育児休業等に関する条例(平成17年伊勢市条例第29号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)

の規定の適用については、給与条例第 25 条第 5 項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例（平成 27 年伊勢市条例第 号）附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（委任）

- 7 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 3 号

語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

外国語指導助手の給与及び旅費に関する条例

第 1 条中「語学指導等を行う外国青年招致事業により」を削り、「外国青年(以下「外国青年」)を「外国人(以下「外国語指導助手」)に改める。

第 2 条第 1 項中「外国青年」を「外国語指導助手」に、「390 万円」を「396 万円」に改め、「30 万円を基準として」を削り、同条第 2 項中「外国青年」を「外国語指導助手」に改める。

第 3 条中「外国青年」を「外国語指導助手」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第4号

伊勢市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

伊勢市職員退職手当支給条例（平成17年伊勢市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「給料の月額」を「給料月額」に、「「給料月額」を「「退職日給料月額」に改め、同条第2項中「第5条第1項」を「この項、次条第2項並びに第5条第1項及び第2項」に改め、「死亡によらず」の次に「、かつ、第8条第11項に規定する認定を受けないで」を加え、「を含む」を「及び傷病によらず、法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第6条の4第4項において「自己都合等退職者」という」に、「その者が」を「自己都合等退職者が」に改める。

第4条第1項を次のように改める。

11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、次に掲げるものに対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (3) その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で市長の承認を得たもの
- (4) 第8条第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第4条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

第5条の見出し中「整理退職等」を「25年以上勤続後の定年退職等」に改め、同条第1項を次のように改める。

次に掲げる者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間の区分ごとに当該区分に応じた割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 25年以上勤続し、法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はこれに準ずる他の法令の規定により退職した者
- (2) 法第28条第1項第4号の規定による免職の処分を受けて退職した者
- (3) 第8条第11項に規定する認定（同条第1項第2号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者
- (4) 公務上の傷病又は死亡により退職した者
- (5) 25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者
- (6) 25年以上勤続し、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者で市長の承認を得たもの
- (7) 25年以上勤続し、第8条第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

第5条に次の1項を加える。

3 第1項に規定する勤続期間の区分及び当該区分に応じた割合は、次のとおりとする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 35年以上の期間については、1年につき100分の105

第5条の3中「第5条第1項」を「第4条第1項第4号及び第5条第1項（第1号及び第5号を除く。）」に、「伊勢市職員の定年等に関する条例（平成17年伊勢市条例第23号）第2条に規定する定年退職日から1年前」を「定年に達する日の属する年度の初日前」に、「25年以上」を「20年以上」に、「その年齢」を「退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢」に、「10年」を「15年」に、「同項」を「第4条第1項、第5条第1項」に改め、同条の表第5条第1項の項中「第5条第1項」を「第4条第1項及び第5条第1項」に、「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改め、同表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第5条の5を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第5条の5 任命権者は、その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した者の退職の理由について、規則で

定めるところにより、記録を作成しなければならない。

第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の2」を「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」に改める。

第6条の4第1項各号列記以外の部分中「地方公務員法」を「法」に改め、同項第1号中「5万4,150円」を「7万400円」に改め、同項第2号中「5万円」を「6万5,000円」に改め、同項第3号中「4万5,850円」を「5万9,550円」に改め、同項第4号中「4万1,700円」を「5万4,150円」に改め、同項第5号中「3万3,350円」を「4万3,350円」に改め、同項第6号中「2万5,000円」を「3万2,500円」に改め、同項第7号中「2万850円」を「2万7,100円」に改め、同項第8号中「1万6,700円」を「2万1,700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に、「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に、「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「自己都合退職者」を「自己都合等退職者」に改め、同号を同項第4号とする。

第8条を次のように改める。

（定年前に退職する意思を有する職員の募集等）

第8条 任命権者は、定年前に退職する意思を有する職員の募集であって、次に掲げるものを行うことができる。

- (1) 職員の年齢別構成の適正化を図ることを目的とし、定年から15年を減じた年齢以上の年齢である職員を対象として行う募集
- (2) 職制の改廃又は勤務公署の移転を円滑に実施することを目的とし、

当該職制又は勤務公署に属する職員を対象として行う募集

2 任命権者は、前項の規定による募集（以下この条において単に「募集」という。）を行うに当たっては、当該募集に関し次に掲げる必要な事項を記載した要項（以下この条において「募集実施要項」という。）を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。

- (1) 前項各号の別
- (2) 第11項の規定により認定を受けた場合に退職すべき期日又は期間
- (3) 募集する人数
- (4) 募集の期間
- (5) 募集の対象となるべき職員の範囲
- (6) 募集実施要項の内容を周知させるための説明会を開催する予定があるときは、その旨
- (7) 第9項の規定による応募（以下この条において「応募」という。）又は応募の取下げに係る手続
- (8) 第12項の規定による通知の予定時期
- (9) 第7項に規定する時点で募集の期間が満了するものとするときは、その旨及び同項に規定する応募上限数
- (10) 募集に関する問合せを受けるための連絡先
- (11) その他規則で定める事項

3 任命権者は、募集実施要項に前項第5号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人数に1を加えた人数以上となるようにしなければならない。ただし、第1項第2号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

4 任命権者は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。

5 任命権者は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、

募集の期間を延長することができる。

- 6 任命権者は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び延長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 7 任命権者が募集実施要項に募集の期間の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員（以下この条において「応募者」という。）の数が募集をする人数以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点で募集の期間は満了するものとする旨及び応募上限数を記載している場合には、応募者の数が応募上限数に達した時点で募集の期間は満了するものとする。
- 8 任命権者は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。
- 9 次に掲げる者以外の職員は、規則で定めるところにより、募集の期間中いつでも応募し、第16項第3号に規定する退職すべき期日が到来するまでの間いつでも応募の取下げを行うことができる。
 - (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される者
 - (2) 第2項に規定する退職すべき期日又は同項に規定する退職すべき期間の末日が到来するまでに定年に達する者
 - (3) 法第29条の規定による懲戒処分（故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。第11項第2号において同じ。）又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者
- 10 応募又は応募の取下げは職員の自発的な意思に委ねられるものであって、任命権者は職員に対しこれらを強制してはならない。
- 11 任命権者は、応募者について、次の各号のいずれかに該当する場合を

除き、応募による退職が予定されている職員である旨の認定（以下この条において単に「認定」という。）をするものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない応募者の数が第2項に規定する募集をする人数を超える場合であって、あらかじめ、当該場合において認定をする者の数を当該募集をする人数の範囲内に制限するために必要な方法を定め、募集実施要項と併せて周知していたときは、任命権者は、当該方法に従い、当該募集をする人数を超える分の応募者について認定をしないことができる。

- (1) 応募が募集実施要項又は第9項の規定に適合しない場合
 - (2) 応募者が応募をした後法第29条の規定による懲戒処分又はこれに準ずる処分を受けた場合
 - (3) 応募者が前号に規定する処分を受けるべき行為（在職期間中の応募者の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして当該処分に値することが明らかなものをいう。）をしたことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他応募者に対し認定を行うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める場合
 - (4) 応募者を引き続き職務に従事させることが公務の能率的運営を確保し、又は長期的な人事管理を計画的に推進するために特に必要であると認める場合
- 12 任命権者は、認定をし、又はしない旨の決定をしたときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨（認定をしない旨の決定をした場合においてはその理由を含む。）を応募者に書面により通知するものとする。
- 13 任命権者が募集実施要項において退職すべき期間を記載した場合には、認定を行った後遅滞なく、当該期間内のいずれかの日から退職すべき期日を定め、規則で定めるところにより、前項の規定により認定をした旨

を通知した応募者に当該期日を書面により通知するものとする。

- 14 任命権者は、認定を行った後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この項及び次項において「認定応募者」という。）が第16項第3号に規定する退職すべき期日（以下この項及び次項において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼすこととなると認める場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、規則で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。
- 15 任命権者は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、規則で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。
- 16 認定を受けた応募者が次の各号のいずれかに該当するときは、認定は、その効力を失う。
 - (1) 第11条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
 - (2) 第18条第1項又は第2項の規定により退職手当を支給しない場合に該当するに至ったとき。
 - (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかったとき（前2号に掲げるときを除く。）。
 - (4) 法第29条の規定による懲戒処分（懲戒免職の処分及び故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）又はこれに準ずる処分を受けたとき。
 - (5) 第9項の規定により応募を取り下げたとき。
- 17 任命権者は、この条の規定による募集及び認定について、市長に対し、

募集実施要項（第11項に規定する方法を周知した場合にあっては、当該方法を含む。次項において同じ。）を送付するとともに、認定を受けた応募者の数を報告しなければならない。

- 18 市長は、毎年度、前項の規定により送付を受けた募集実施要項及び同項の規定により報告を受けた認定を受けた応募者の数を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市立幼稚園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 5 号

伊勢市立幼稚園条例の一部を改正する条例

伊勢市立幼稚園条例（平成 17 年伊勢市条例第 180 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条を次のように改める。

（保育料）

第 3 条 市長は、幼稚園を利用した支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条第 4 項に規定する支給認定子どもをいう。）の支給認定保護者（同項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）から保育料を徴収する。

2 保育料の額は、伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成 27 年伊勢市条例第 号）第 2 条に規定する利用者負担額を限度として支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

3 保育料の徴収方法は、規則で定める。

第 6 条中「伊勢市教育委員会」を「市長又は教育委員会」に改める。

別表伊勢市立四郷幼稚園の項を削る。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市保育所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 6 号

伊勢市保育所条例の一部を改正する条例

伊勢市保育所条例（平成 17 年伊勢市条例第 88 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市立保育所条例

第 1 条中「昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 35 条」を「昭和 22 年法律第 164 号）第 35 条第 3 項」に、「日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保護育成するため」を「保育を必要とする乳児又は幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うため」に改める。

第 3 条から第 11 条までを削る。

第 12 条を第 3 条とする。

別表伊勢市立あさま保育所の項を削り、同表伊勢市立保育所きらら館の項中「60 人」を「75 人」に改め、同表伊勢市立保育所あけぼの園の項中「100 人」を「125 人」に改め、同表伊勢市立保育所ゆりかご園の項中「120 人」を「150 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市立認定こども園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 7 号

伊勢市立認定こども園条例の一部を改正する条例

伊勢市立認定こども園条例（平成 22 年伊勢市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「〔就学前保育等推進法〕という。）第 3 条第 2 項に規定する」を「〔認定こども園法〕という。）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園として」に改める。

第 2 条中「、構成する施設、位置及び定員」を「及び位置」に改め、同条の表を削り、同条に次の 2 号を加える。

- (1) 名称 伊勢市立しごうこども園
- (2) 位置 伊勢市一字田町 891 番地 1

第 12 条を第 17 条とする。

第 11 条中「特別の事由」を「災害その他特別の事由」に改め、同条を第 13 条とし、同条の次に次の 3 条を加える。

（預かり保育）

第 14 条 市長は、保育の延長を必要とする在園児童のうち支援法第 19 条第 1 項第 1 号に該当する支給認定子どもの支給認定保護者等が希望する場合において、保育時間終了後、当該在園児童について預かり保育を実施する。

（預かり保育の利用の申込み等）

第 15 条 預かり保育の利用を希望する支給認定保護者等は、規則で定めるところにより、市長に申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

（預かり保育の費用）

第 16 条 市長は、預かり保育を実施したときは、その利用に係る支給認定保護者等から、預かり保育の利用に係る費用を徴収する。

2 前項の規定により市長が徴収する費用の額は、児童1人につき日額300円とする。ただし、1月につき4,500円を上限とする。

第10条中「特別の事由」を「災害その他特別の事由」に改め、同条を第11条とし、同条の次に次の1条を加える。

(延滞金)

第12条 支給認定保護者等は、納期限後にその保育料を納付する場合には、当該保育料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント（当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を加算して納付しなければならない。

2 市長は、支給認定保護者等が納期限までに保育料を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金を減額し、又は免除することができる。

3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保育料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てる。

4 延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てる。

5 延滞金の額を計算する場合において、第1項に定める年当たりの割合は、閏年^{じゅん}の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第9条の次に次の1条を加える。

(保育料)

第10条 第6条の承諾を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。）（以下「支給認定保護者等」という。）は、次の各号に掲

げる区分に応じ、当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない。

- (1) 支援法第19条第1項第1号に該当する支給認定子ども 伊勢市立幼稚園条例（平成17年伊勢市条例第180号）第3条第2項に定める額
- (2) 支援法第19条第1項第2号及び第3号に該当する支給認定子ども 伊勢市保育所保育料徴収条例（平成27年伊勢市条例第 号）第3条第2項に定める額

2 保育料の徴収方法は、規則で定める。

第9条を削る。

第8条第1号中「第4条各号」を「第5条」に改め、同条第2号中「第6条第1号又は第2号」を「第7条第1号又は第2号」に改め、同条第3号中「第5条」を「第6条」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「在園する者」を「在園する支給認定子ども」に、「保護者」を「支給認定保護者」に改め、同条を第8条とする。

第6条中「第4条」を「第5条」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「希望する者」を「希望する支給認定子ども」に、「保護者」を「支給認定保護者（支援法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）」に改め、同条を第6条とする。

第4条各号列記以外の部分中「次の各号のいずれかに該当するもの」を「本市の区域内に住所を有する支給認定子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）」に改め、同条第1号及び第2号を削り、同条を第5条とする。

第3条第1号を次のように改める。

- (1) 認定こども園法第9条の規定により行う教育及び保育
第3条第2号を削り、同条第3号中「就学前保育等推進法第2条第6項」

を「認定こども園法第2条第12項」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号中「前3号」を「前2号」に改め、同号を同条第3号とし、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(定員)

第3条 認定こども園の定員は、125人とする。

附則に次の2項を加える。

(入園の資格に関する経過措置)

3 平成27年4月1日から平成28年3月31日の間における第5条の規定の適用については、同条中「支給認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。)」とあるのは、「支給認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「支援法」という。)第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。)(支援法第19条第1項第1号に該当する小学校就学前子ども(支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。))については、当該年度中に満4歳に達する者を除く。)」と読み替えるものとする。

(延滞金の割合の特例)

4 当分の間、第12条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年(以下この項において「特例基準割合適用年」という。)中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パ

ーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正）
- 2 伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

（幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償に関する準用）

第 7 条 幼保連携型認定こども園の学校医等に係る補償については、第 2 条から前条まで及び次条の規定を準用する。この場合において、第 2 条中「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「市長」と、第 3 条、第 5 条及び前条中「教育委員会」とあるのは「市長」と、次条中「教育委員会が教育委員会規則」とあるのは「規則」と読み替えるものとする。

伊勢市特別保育の実施に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第8号

伊勢市特別保育の実施に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、伊勢市立保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）第1条の規定に基づき設置した保育所（以下「保育所」という。）及び伊勢市立認定こども園条例（平成22年伊勢市条例第24号）第1条の規定に基づき設置した認定こども園（以下「認定こども園」という。）において特別保育を実施することにより、保護者の就労等を支援するとともに、緊急に保育を必要とする児童の保護を図り、もって児童及び保護者の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 特別保育 延長保育、休日保育及び一時保育をいう。
- (2) 延長保育 保育必要量（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第3項の規定により認定する保育必要量をいう。以下同じ。）を超えて行う保育をいう。
- (3) 休日保育 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日を除く。）に行う保育をいう。
- (4) 一時保育 保護者が、一時的に保育を行うことが困難な場合に行う保育をいう。

(特別保育の実施)

第3条 市長は、必要と認める児童に対し、規則で定めるところにより、特別保育を実施する。

2 特別保育の対象となる児童及び当該児童の保護者の要件は、規則で定

める。

(特別保育の利用の申込み等)

第4条 特別保育を利用しようとする児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長に申込書を提出し、その承認を受けなければならない。

(特別保育料の徴収)

第5条 市長は、前条の規定による承認をしたときは、当該承認を受けた保護者から、特別保育の利用に係る費用（以下「特別保育料」という。）を徴収する。

(特別保育料の額等)

第6条 特別保育料の額は、別表に定めるとおりとする。

2 特別保育料の徴収方法は、規則で定める。

(特別保育料の減免)

第7条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、特別保育料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

| 区分 | | 特別保育料 | | |
|------|--------|---------|--------|---|
| | | 月額 | 日額 | |
| 延長保育 | A型延長保育 | — | 200円 | |
| | B型延長保育 | 生活保護世帯等 | 1,000円 | — |
| | | 生活保護世帯 | 5,000円 | — |

| | | 帯等以外の 世帯 | (4,000円) | |
|------|----------------|-------------|----------|--------|
| 休日保育 | 0歳児から2歳児まで | | — | 3,000円 |
| | 3歳児から5歳児まで | | — | 2,500円 |
| 一時保育 | 0歳児から2歳児ま で | 1日 | — | 2,500円 |
| | | 半日 | — | 1,250円 |
| | 3歳児 | 1日 | — | 1,800円 |
| | | 半日 | — | 900円 |
| | 4歳児から6歳児ま で | 1日 | — | 1,600円 |
| | | 半日 | — | 800円 |
| | 給食（1食） | | — | 250円 |

備考

- 1 A型延長保育とは、保育必要量が1日当たり8時間までに限られた児童が1日についてその8時間を超えて11時間までの時間につき延長保育を利用することをいい、B型延長保育とは、1日について11時間を超えて保育を受ける場合にその11時間を超える時間につき延長保育を利用することをいう。
- 2 B型延長保育における生活保護世帯等とは、次に掲げる世帯をいう。
 - (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)
 - (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯
 - (3) 市町村民税(地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税をいう。)が非課税の世帯で次に掲げる世帯。ただし、

当該市町村民税の額を計算するに当たっては、同法その他の法令の規則で定める規定は適用しないものとする。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものが属する世帯

イ 次のいずれかに該当する在宅の障害児又は障害者が属する世帯

(ア) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者

(イ) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けている者

(ウ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

(エ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等を受給している者

3 B型延長保育の括弧内の額は、同一世帯から2人以上の児童がB型延長保育を利用している場合において、当該児童のうち、その出生の最も早い者から順次に数えて第2番目以降の児童に係るB型延長保育の利用について適用する。

4 休日保育における利用に係る児童の年齢は、休日保育を利用する日の属する年度の初日の前日における年齢とし、一時保育における利用に係る児童の年齢は、一時保育を利用する日の属する月の初日における年齢とする。

- 5 一時保育における半日保育は、午前保育（午前 8 時30分から午後 0 時30分までの間における保育をいう。）又は午後保育（午後 0 時 30分から午後 4 時30分までの間における保育をいう。）とする。
- 6 休日保育の特別保育料には給食の費用を含む。

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までに規定する市が定める額（以下「利用者負担額」という。）等について必要な事項を定めるものとする。

(利用者負担額)

第2条 利用者負担額は、法第27条第3項第2号、第28条第2項第1号から第3号まで、第29条第3項第2号及び第30条第2項第1号から第3号までの政令で定める額を限度として支給認定保護者（法第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。以下同じ。）の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

(利用者負担額の減免)

第3条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、利用者負担額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(法附則第9条第1項に規定する経過措置における市が定める額)

2 法附則第9条第1項第1号イ、第2号イ(1)及びロ(1)並びに第3号イ(1)に規定する政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属す

る世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、当該政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。

伊勢市保育所保育料徴収条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 10 号

伊勢市保育所保育料徴収条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、別に定めるもののほか、保育所における保育の利用に係る費用（以下「保育料」という。）の徴収について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）の定めるところによる。

(保育所の保育料の徴収)

第 3 条 市長は、保育所（伊勢市立保育所条例（平成 17 年伊勢市条例第 88 号）第 2 条に規定する保育所に限る。）において保育を受けた支給認定子どもの支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）から保育料を徴収する。

2 前項の保育料の額は、伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成 27 年伊勢市条例第 号）第 2 条に定める利用者負担額とする。

3 前項の規定は、法附則第 6 条第 4 項の規定により徴収する保育料の額について準用する。

4 第 1 項及び前項の保育料の徴収方法は、規則で定める。

(保育料の減免)

第 4 条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。

(延滞金)

第 5 条 支給認定保護者等は、納期限後にその保育料を納付する場合には、当該保育料の額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間

の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を加算して納付しなければならない。

- 2 市長は、支給認定保護者等が納期限までに保育料を納付しなかったことについて、やむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金を減額し、又は免除することができる。
- 3 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる保育料の額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てる。
- 4 延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 1,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、切り捨てる。
- 5 延滞金の額を計算する場合において、第 1 項に定める年当たりの割合は、^{じゅん} 閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

（委任）

第 6 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
（延滞金の割合等の特例）
- 2 当分の間、第 5 条第 1 項に規定する延滞金の年 14.6 パーセントの割合及び年 7.3 パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。）が年 7.3 パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあっては当

該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合）とする。

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第11号

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項第1号中「3万4,164円」を「3万5,010円」に改め、同項第2号中「3万4,164円」を「4万5,513円」に改め、同項第3号中「5万1,246円」を「5万2,515円」に改め、同項第4号中「6万8,328円」を「6万3,018円」に改め、同項第10号中「13万6,656円」を「15万4,044円」に改め、同号を同項第12号とし、同項第9号中「12万9,823円」を「12万2,535円」に改め、同号ア中「500万円以上1,000万円未満」を「290万円以上500万円未満」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「又は次号イ」を加え、同号を同項第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 14万40円

ア 合計所得金額が500万円以上1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第1項第8号中「11万9,574円」を「10万5,030円」に改め、同号ア中「300万円以上500万円未満」を「190万円以上290万円未満」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ又は第11号イ」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「10万2,492円」を「9万1,026円」に改め、同号ア中「190万円以上300万円未満」を「120万円以上190万円未満」に改め、

同号イ中「又は第9号イ」を「、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「8万5,410円」を「8万4,024円」に改め、同号ア中「125万円以上190万円未満」を「60万円以上120万円未満」に改め、同号イ中「第8号イ又は第9号イ」を「第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「8万627円」を「8万523円」に改め、同号ア中「125万円未満」を「60万円未満」に改め、同号イ中「第7号イ、第8号イ又は第9号イ」を「第8号イ、第9号イ、第10号イ又は第11号イ」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 7万20円

第5条第3項中「若しくはハ」を「若しくはニ」に、「又は第6号ロ」を「、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロ」に、「から第6号」を「から第9号」に改める。

附則第2項の前の見出しを「(市町村合併に伴う経過措置)」に改める。

附則に次の2項を加える。

(改正法附則第14条に規定する介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)

- 6 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。次項において「改正法」という。）附則第14条第1項の規定に基づき、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から市長が定める日までの間を行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。
- 7 改正法附則第14条第4項の規定に基づき、法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その円滑な実施を図るため、平成27年4

月 1 日から市長が定める日までの間に行わず、当該市長が定める日の翌日から行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の第 3 条第 1 項及び第 5 条第 3 項の規定は、平成27年度以降の年度分の保険料について適用し、平成26年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第12号

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第30号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第6条第2項ただし書中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第5条第2項のサービス提供責任者を削り、同条第5項各号列記以外の部分中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の次に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第5号中「第82条第6項第1号」を「第82条第6項」に改め、同項第6号中「第82条第6項第2号」を「第82条第6項」に改め、同項第7号中「第82条第6項第3号」を「第82条第6項」に改め、同項第8号中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第23条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第32条第2項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第60条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第63条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第65条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の次に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の次に「（法第8条第24項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第78条の次に次の1条を加える。

（事故発生時の対応）

第78条の2 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定認知症対応型通所介護事業者は、第63条第4項の単独型・併設型

指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第79条第2項第5号中「次条において準用する第40条第2項」を「前条第2項」に改める。

第80条中「、第40条」を削る。

第82条第6項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

| | | |
|--|--|------------------|
| <p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p> | <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p> | <p>介護職員</p> |
| <p>当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げ</p> | <p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、</p> | <p>看護師又は准看護師</p> |

| | | |
|----------------------------|--|--|
| <p>る施設等のいずれかが ある場合</p> | <p>指定定期巡回・随時対 応型訪問介護看護事業 所、指定認知症対応型 通所介護事業所、指定 介護老人福祉施設又は 介護老人保健施設</p> | |
|----------------------------|--|--|

第82条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第83条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「、同一敷地内」に改め、「職務を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第85条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

| 登録定員 | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |
| 29人 | 18人 |

第91条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第106条中「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

第110条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第111条第1項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第113条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第121条中「地域密着型介護予防サービス（法第8条の2第14項に規定する地域密着型介護予防サービスをいう。）」を「指定地域密着型介護予防サービス」に改める。

第130条第9項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第131条ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多

機能型居宅介護事業所」に改める。

第135条を次のように改める。

第135条 削除

第148条第2項第9号を削る。

第151条第4項中「指定介護老人福祉施設」の次に「、指定地域密着型介護老人福祉施設（サテライト型居住施設である指定地域密着型介護老人福祉施設を除く。第8項第1号及び第17項、次条第1項第6号並びに第180条第1項第3号において同じ。）」を加え、同条第8項第1号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加え、同条第12項中「指定介護予防サービス等基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）」に改め、同条第13項中「若しくは指定介護予防サービス等基準第97条第1項に規定する指定介護予防通所介護事業所」を削り、同条第15項及び第16項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条に次の1項を加える。

17 第1項第1号の医師及び同項第6号の介護支援専門員の数は、サテライト型居住施設の本体施設である指定地域密着型介護老人福祉施設であつて、当該サテライト型居住施設に医師又は介護支援専門員を置かない場合にあつては、指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者の数及び当該サテライト型居住施設の入所者の数の合計数を基礎として算出しなければならない。この場合にあつて、介護支援専門員の数は、同号の規定にかかわらず、1以上（入所者の数が100又はその端数を増すごとに1を標準とする。）とする。

第152条第1項第6号中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域

密着型介護老人福祉施設」を加える。

第176条第2項に次の1号を加える。

- (7) 次条において準用する第105条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第180条第1項第3号ただし書中「指定介護老人福祉施設」の次に「又は指定地域密着型介護老人福祉施設」を加える。

「第9章 複合型サービス」を「第9章 看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第190条中「（以下「指定複合型サービス」という。）」を「（施行規則第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。以下この章において「指定看護小規模多機能型居宅介護」という。）」に改める。

第191条第1項中「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービスを」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「指定複合型サービス事業を」を「指定看護小規模多機能型居宅介護を」に、「行う複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3項及び第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第6項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「行う指定複合型サービス」を「行う指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第7項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第8項中「指

定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同項ただし書中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第10項中「指定複合型サービス事業者が」を「指定複合型サービス事業者（指定地域密着型サービスに該当する複合型サービス（以下「指定複合型サービス」という。）の事業を行う者をいう。以下同じ。）が」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改める。

第192条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第193条の見出し中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定複合型サービスの事業を行う事業所をいう。）」を加える。

第194条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「25人」を「29人」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同項第1号中「15人」の次に「（登録定員が25人を超える指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員）」を加え、同号に次の表を加える。

| 登録定員 | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |

| | |
|-----|-----|
| 29人 | 18人 |
|-----|-----|

第195条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第2項第2号イ中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改める。

第196条の見出し及び同条第1項中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に、「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第197条の見出し中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条各号列記以外の部分中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第1号及び第2号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第3号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4号中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第5号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同条第6号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第7号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」

に改め、同条第8号中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第9号中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス計画」を「第199条第1項に規定する看護小規模多機能型居宅介護計画」に改める。

第198条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第2項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第3項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第4項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第199条の見出し中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第1項中「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改め、同条第2項及び第3項中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第4項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第5項から第8項までの規定中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に改め、同条第9項及び第10項中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第200条第1項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅

介護従業者」に、「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条第2項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第201条第1項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービスの」を「指定看護小規模多機能型居宅介護の」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 看護小規模多機能型居宅介護計画

第201条第2項第5号中「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に改める。

第202条中「指定複合型サービス」を「指定看護小規模多機能型居宅介護」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に、「第82条第6項各号」を「第82条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第13号

伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

伊勢市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成24年伊勢市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「前3項」を「第1項から第3項まで」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第8条第1項中「第44条第6項第2号」を「第44条第6項」に、「第44条第6項第3号」を「第44条第6項」に改める。

第9条第1項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第8条第19項又は法第8条の2第15項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の次に「においては施設」を加え、同条第2項中「第44条第6項第4号」を「第44条第6項」に改める。

第37条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第7条第4項の単独

型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第44条第6項中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に次の各号のいずれかに掲げる施設等が併設されている」を「次の表の左欄に掲げる」に、「当該各号」を「同表の中欄」に改め、「置いているときは、」の次に「同表の右欄に掲げる」を加え、同項各号を削り、同項に次の表を加える。

| | | |
|---|--|------------------|
| <p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合</p> | <p>指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設、指定地域密着型介護老人福祉施設又は指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）</p> | <p>介護職員</p> |
| <p>当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合</p> | <p>前項中欄に掲げる施設等、指定居宅サービスの事業を行う事業所、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所、指定</p> | <p>看護師又は准看護師</p> |

| | | |
|--|------------------------|--|
| | 介護老人福祉施設又は 介護老人保健施設 | |
|--|------------------------|--|

第44条第7項中「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に改め、同条第8項中「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改め、同条第10項ただし書中「第6項各号」を「第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に改める。

第45条第1項ただし書中「前条第6項各号」を「前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄」に、「若しくは同一敷地内」を「同一敷地内」に改め、「職務を含む。）」の次に「若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を加え、同条第3項中「指定複合型サービス事業所」の次に「（指定地域密着型サービス基準条例第193条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条において同じ。）」を加える。

第47条第1項中「25人」を「29人」に改め、同条第2項第1号中「15人（）」の次に「登録定員が25人を超える指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、」を加え、同号に次の表を加える。

| 登録定員 | 利用定員 |
|----------|------|
| 26人又は27人 | 16人 |
| 28人 | 17人 |

| | |
|-----|-----|
| 29人 | 18人 |
|-----|-----|

第63条中「第44条第6項各号」を「第44条第6項」に改める。

第65条中「及び第31条から第38条まで」を「、第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）及び第38条」に改める。

第66条第2項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第70条中「第8条の2第17項」を「第8条の2第15項」に改める。

第74条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に係る用地の確保が困難であることその他地域の実情により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の効率的運営に必要と認められる場合は、一の事業所における共同生活住居の数を3とすることができる。

第86条中「第36条から第38条まで」を「第36条、第37条（第4項を除く。）、第38条」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第14号

伊勢市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 人員に関する基準（第5条・第6条）

第4章 運営に関する基準（第7条—第32条）

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第33条—第35条）

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項第1号、第115条の22第2項第1号並びに第115条の24第1項及び第2項の規定に基づき、指定介護予防支援事業者の指定に係る申請者の要件並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

（申請者の要件）

第3条 法第115条の22第2項第1号の条例で定める者は、法人格を有す

るものとする。

第2章 基本方針

(基本方針)

第4条 指定介護予防支援の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮して行われるものでなければならない。

2 指定介護予防支援の事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者（以下「介護予防サービス事業者等」という。）に不当に偏することのないよう、公正中立に行わなければならない。

4 指定介護予防支援事業者は、事業の運営に当たっては、市、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めなければならない。

第3章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第5条 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（以下「指定

介護予防支援事業所」という。)ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の保健師その他の指定介護予防支援に関する知識を有する職員(以下「担当職員」という。)を置かなければならない。

(管理者)

第6条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者を置かなければならない。

2 前項に規定する管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合は、当該指定介護予防支援事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防支援事業者である地域包括支援センターの職務に従事することができるものとする。

第4章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第7条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第20条に規定する運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が第4条に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであること等につき説明を行い、理解を得なければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用申込者又はその家族から申出があった場合には、第1項の規定による文書の交付に代えて、第6項で定めるところにより、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文

書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を使用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防支援事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された第1項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに第1項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

4 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

5 第3項第1号の「電子情報処理組織」とは、指定介護予防支援事業者

の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指定介護予防支援事業者は、第3項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第3項各号に規定する方法のうち指定介護予防支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指定介護予防支援事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(提供拒否の禁止)

第8条 指定介護予防支援事業者は、正当な理由なく指定介護予防支援の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 指定介護予防支援事業者は、当該事業所の通常の事業の実施地域（当該指定介護予防支援事業所が通常時に指定介護予防支援を提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防支援を提供することが困難であると認めた場合は、他の指定介護予防支援事業者の紹介その他の必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供を求められた場合には、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

(要支援認定の申請に係る援助)

第11条 指定介護予防支援事業者は、被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第12条 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(利用料等の受領)

第13条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事業者に支払われる場合に係るものを除く。）を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料（介護予防サービス計画費の支給の対象となる費用に係る対価をいう。以下同じ。）と、介護予防サービス計画費

の額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第14条 指定介護予防支援事業者は、提供した指定介護予防支援について前条の利用料の支払を受けた場合には、当該利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(指定介護予防支援の業務の委託)

第15条 指定介護予防支援事業者は、法第115条の23第3項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 委託に当たっては、中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の66第1号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。）の議を経なければならないこと。
- (2) 委託に当たっては、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。
- (3) 委託する指定居宅介護支援事業者は、指定介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する指定居宅介護支援事業者でなければならないこと。
- (4) 委託する指定居宅介護支援事業者に対し、指定介護予防支援の業務を実施する介護支援専門員が、第4条、この章及び第5章の規定を遵守するよう措置させなければならないこと。

(法定代理受領サービスに係る報告)

第16条 指定介護予防支援事業者は、毎月、市（法第53条第7項において読み替えて準用する法第41条第10項の規定により法第53条第6項の規定による審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会（国民

健康保険法（昭和33年法律第192号）第45条第5項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対し、介護予防サービス計画において位置付けられている指定介護予防サービス等のうち法定代理受領サービス（法第53条第4項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者を支払われる場合の当該介護予防サービス費に係る指定介護予防サービスをいう。）として位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画に位置付けられている基準該当介護予防サービスに係る特例介護予防サービス費の支給に係る事務に必要な情報を記載した文書を市（当該事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、当該国民健康保険団体連合会）に対して提出しなければならない。

（利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付）

第17条 指定介護予防支援事業者は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合その他利用者からの申出があった場合には、当該利用者に対し、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しなければならない。

（利用者に関する市への通知）

第18条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- (1) 正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受け

ようとしたとき。

(管理者の責務)

第19条 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者の管理、指定介護予防支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業所の管理者は、当該指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者にこの章及び次章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第20条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）として次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 職員の職種、員数及び職務内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額
- (5) 通常の事業の実施地域
- (6) その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保)

第21条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防支援を提供できるよう、指定介護予防支援事業所ごとに担当職員その他の従業者の勤務の体制を定めておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに、当該指定介護予防支援事業所の担当職員によって指定介護予防支援の業務を提供しなければならない。ただし、担当職員の補助の業務については

この限りでない。

3 指定介護予防支援事業者は、担当職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(非常災害対策)

第22条 指定介護予防支援事業者は、震災、風水害、火災その他の災害（以下この条において「非常災害」という。）に対処するため、事業の実情に応じた、非常災害の発生時の安全確保のために必要な行動手順、関係機関への通報及び連絡体制等を定めた具体的な計画を作成し、並びに当該計画を定期的に従業者に周知するよう努めなければならない。

(設備及び備品等)

第23条 指定介護予防支援事業者は、事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、指定介護予防支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

(従業者の健康管理)

第24条 指定介護予防支援事業者は、担当職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

(掲示)

第25条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持)

第26条 指定介護予防支援事業所の担当職員その他の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員その他の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じなければならない。
- 3 指定介護予防支援事業者は、サービス担当者会議（第34条第9号に規定するサービス担当者会議をいう。）等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

（広告）

第27条 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

（介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等）

第28条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援事業所の管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、当該指定介護予防支援事業所の担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行ってはならない。

- 2 指定介護予防支援事業所の担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行ってはならない。
- 3 指定介護予防支援事業者及びその従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、当該介護予防サービス事業者等から金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情処理）

第29条 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援又は

- 自らが介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等（第6項において「指定介護予防支援等」という。）に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。
- 2 指定介護予防支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
 - 3 指定介護予防支援事業者は、自ら提供した指定介護予防支援に関し、法第23条の規定により市が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は市の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - 4 指定介護予防支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。
 - 5 指定介護予防支援事業者は、自らが介護予防サービス計画に位置付けた法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス又は法第54条の2第1項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行わなければならない。
 - 6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援等に対する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う法第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、自ら提供した指定介護予防支援に関して国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
 - 7 指定介護予防支援事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第30条 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 指定介護予防支援事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

(記録の整備)

第32条 指定介護予防支援事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者に対する指定介護予防支援の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第34条第14号に規定する指定介護予防サービス事業者等との連絡調整に関する記録

(2) 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した介護予防支援台帳

ア 介護予防サービス計画

イ 第34条第7号に規定するアセスメントの結果の記録

ウ 第34条第9号に規定するサービス担当者会議等の記録

エ 第34条第15号の規定による評価の結果の記録

オ 第34条第16号に規定するモニタリングの結果の記録

- (3) 第18条に規定する市への通知に係る記録
- (4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (5) 第30条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5章 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第33条 指定介護予防支援は、利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行わなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、自らその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の具体的取扱方針)

第34条 指定介護予防支援の方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定介護予防支援事業所の管理者は、担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。
- (2) 指定介護予防支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- (3) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、継続的かつ計画的に指定介護予防サービス等

の利用が行われるようにしなければならない。

- (4) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、利用者の日常生活全般を支援する観点から、予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて介護予防サービス計画上に位置付けるよう努めなければならない。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成の開始に当たっては、利用者によるサービスの選択に資するよう、当該地域における指定介護予防サービス事業者等に関するサービス及び住民による自発的な活動によるサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供するものとする。
- (6) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、その置かれている環境等を把握した上で、次に掲げる各領域ごとに利用者の日常生活の状況を把握し、利用者及び家族の意欲及び意向を踏まえて、生活機能の低下の原因を含む利用者が現に抱える問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握しなければならない。

ア 運動及び移動

イ 家庭生活を含む日常生活

ウ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション

エ 健康管理

- (7) 担当職員は、前号に規定する課題の把握（以下「アセスメント」という。）に当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行わなければならない。この場合において、担当職

員は、面接の趣旨を利用者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

- (8) 担当職員は、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。
- (9) 担当職員は、サービス担当者会議（担当職員が介護予防サービス計画の作成のために介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を招集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該介護予防サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。
- (10) 担当職員は、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるかどうかを区分した上で、当該介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。
- (11) 担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付しなければならない。
- (12) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サ

サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第76条第2号に規定する介護予防訪問看護計画書をいう。次号において同じ。）等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする。

(13) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等指定介護予防サービス等基準において位置付けられている計画の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも1月に1回、聴取しなければならない。

(14) 担当職員は、介護予防サービス計画の作成後、介護予防サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。）を行い、必要に応じて介護予防サービス計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うものとする。

(15) 担当職員は、介護予防サービス計画に位置付けた期間が終了するときは、当該計画の目標の達成状況について評価しなければならない。

(16) 担当職員は、第14号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

ア 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に

著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

イ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ウ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。

(17) 担当職員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催により、介護予防サービス計画の変更の必要性について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

ア 要支援認定を受けている利用者が法第33条第2項に規定する要支援更新認定を受けた場合

イ 要支援認定を受けている利用者が法第33条の2第1項に規定する要支援状態区分の変更の認定を受けた場合

(18) 第3号から第13号までの規定は、第14号に規定する介護予防サービス計画の変更について準用する。

(19) 担当職員は、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供された場合においても、利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難となったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院若しくは入所を希望する場合には、利用者の要介護認定に係る申請について必要な支援を行い、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行うものとする。

- (20) 担当職員は、介護保険施設等から退院又は退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、介護予防サービス計画の作成等の援助を行うものとする。
- (21) 担当職員は、利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めなければならない。
- (22) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合にあっては、当該医療サービスに係る主治の医師等の指示がある場合に限りこれを行うものとし、医療サービス以外の指定介護予防サービス等を位置付ける場合にあっては、当該指定介護予防サービス等に係る主治の医師等の医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意事項を尊重してこれを行うものとする。
- (23) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合にあっては、利用者の居宅における自立した日常生活の維持に十分に留意するものとし、利用者の心身の状況等を勘案して特に必要と認められる場合を除き、介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護を利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようしなければならない。
- (24) 担当職員は、介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時、サービス担当者会議を開催し、その継続の必要性について

て検証をした上で、継続が必要な場合にはその理由を介護予防サービス計画に記載しなければならない。

(25) 担当職員は、介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合にあつては、その利用の妥当性を検討し、当該計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載しなければならない。

(26) 担当職員は、利用者が提示する被保険者証に、法第73条第2項に規定する認定審査会意見又は法第37条第1項の規定による指定に係る介護予防サービスの種類若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合には、利用者によるその趣旨（同項の規定による指定に係る介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類については、その変更の申請ができることを含む。）を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成しなければならない。

(27) 担当職員は、要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合には、指定居宅介護支援事業者と当該利用者に係る必要な情報を提供する等の連携を図るものとする。

(28) 指定介護予防支援事業者は、法第115条の48第4項の規定に基づき、同条第1項に規定する会議から、同条第2項の検討を行うための資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに協力するよう努めなければならない。

(介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第35条 介護予防支援の実施に当たっては、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しなければならない。

(1) 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを

通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。

- (2) 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。
- (3) 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。
- (4) 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。
- (5) サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外の保健医療サービス又は福祉サービス、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。
- (6) 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。
- (7) 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする。
- (8) 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。

第6章 基準該当介護予防支援に関する基準

(準用)

第36条 第4条及び第3章から前章（第29条第6項及び第7項を除く。）までの規定は、基準該当介護予防支援の事業について準用する。この場合において、第7条第1項中「第20条」とあるのは「第36条において準用する第20条」と、第13条中「指定介護予防支援（法第58条第4項の規定に基づき介護予防サービス計画費が当該指定介護予防支援事

業者に支払われる場合に係るものを除く。）」とあるのは「基準該当介護予防支援」と、「介護予防サービス計画費の額」とあるのは「法第59条第3項に規定する特例介護予防サービス計画費の額」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 15 号

伊勢市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準
を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 46 第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センターの包括的支援事業を実施するために必要な基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(基本方針)

第 3 条 地域包括支援センターは、次条第 1 項各号に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、介護保険の各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第 24 条第 2 項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。

2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 66 第 1 号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。）の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。

(職員に係る基準及び当該職員の員数)

第 4 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその

職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。

- (1) 保健師その他これに準ずる者 1人
- (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1人
- (3) 主任介護支援専門員（省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

- (1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
- (2) 前項の基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合
- (3) 市の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

| 担当する区域における 第1号被保険者の数 | 人員配置基準 |
|--------------------------|--|
| おおむね1,000人未満 | 前項各号に掲げる者のうちから1人又は2人 |
| おおむね1,000人以上 2,000人未満 | 前項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。） |
| おおむね2,000人以上 3,000人未満 | 専らその職務に従事する常勤の前項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の |

| |
|---------------------------------|
| 同項第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人 |
|---------------------------------|

(委任)

第 5 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市やすらぎ公園プール条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第16号

伊勢市やすらぎ公園プール条例の一部を改正する条例

伊勢市やすらぎ公園プール条例（平成17年伊勢市条例第152号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 市民の健康の増進、体力の向上及びレクリエーションの振興を図るため、伊勢市やすらぎ公園プール（以下「プール」という。）を設置する。

第3条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

第4条第1項中「市長」を「伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同条第2項中「市長」を「教育委員会」に改める。

第5条の見出し中「占用使用」を「占用」に改め、同条第1項中「市長」を「教育委員会」に改め、同条第2項中「前項の占用の許可」を「前項の許可（以下「占用許可」という。）」に改める。

第6条の見出し中「使用」を「使用等」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「教育委員会」に、「その使用」を「その使用又は占用（以下「使用等」という。）」に、「使用を」を「使用等を」に改め、同条第4号中「市長」を「教育委員会」に、「使用」を「使用等」に改める。

第7条の見出し中「使用許可又は占用許可」を「使用許可等」に改め、同条各号列記以外の部分中「市長」を「教育委員会」に、「使用許可を受けた者又は第5条の規定による許可（以下「占用許可」という。）」を「使用許可又は占用許可（以下「使用許可等」という。）」に、「使用を」を「使用等を」に改め、同条第1号中「使用許可又は占用許可（以下「使用許可等」という。）」を「使用許可等」に改め、同条第5号中「市長」を「教育委員会」に改める。

第8条第2項中「使用時間」を「使用時間又は占用時間」に改める。

第10条中「使用が」を「使用等が」に改める。

第11条中「使用し」を「使用等をし」に改める。

第12条中「使用の」を「使用等の」に、「使用しよう」を「使用等をしよう」に、「市長」を「教育委員会」に改める。

第13条第1項中「使用を」を「使用等を」に、「使用した」を「使用等をした」に改める。

第14条及び第15条中「市長」を「教育委員会」に改める。

第16条第2項中「使用に」を「使用等に」に、「使用の」を「使用等の」に改める。

第17条中「規則」を「教育委員会規則」に改める。

別表2の表中「プール回数券の料金」を「プール回数券」に改め、同表3の表中「使用する」を「占用する」に、「使用時間」を「占用時間」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 17 号

伊勢市上水道給水条例の一部を改正する条例

伊勢市上水道給水条例（平成 17 年伊勢市条例第 170 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

| | | |
|----------|--------------------------------------|-------|
| 860 円 | 5 立方メートルを超え 10 立方メートルまで | 65 円 |
| 990 円 | 10 立方メートルを超え 20 立方メートルまで | 132 円 |
| 1,170 円 | 20 立方メートルを超え 30 立方メートルまで | 148 円 |
| 3,350 円 | 30 立方メートルを超え 50 立方メートルまで | 203 円 |
| 4,900 円 | 50 立方メートルを超え 100 立方メートルまで | 240 円 |
| 10,740 円 | 100 立方メートルを超え 500 立方メートルまで | 257 円 |
| 20,320 円 | 500 立方メートルを超えるもの | 264 円 |
| 40,000 円 | | 72 円 |
| 79,910 円 | | 504 円 |
| 6,480 円 | 消防演習 1 栓 1 回 10 分毎（10 分未満は 10 分とする。） | 648 円 |
| 4,410 円 | | |
| 510 円 | | |

を

| | |
|----------|--|
| 834 円 | 5 立方メートルを超え 10 立方メー トルまで 63 円 |
| 960 円 | 10 立方メートルを超え 20 立方メー トルまで 128 円 |
| 1,134 円 | 20 立方メートルを超え 30 立方メー トルまで 143 円 |
| 3,249 円 | 30 立方メートルを超え 50 立方メー トルまで 196 円 |
| 4,753 円 | 50 立方メートルを超え 100 立方メ ートルまで 232 円 |
| 10,417 円 | 100 立方メートルを超え 500 立方メ ートルまで 249 円 |
| 19,710 円 | 500 立方メートルを超えるもの 256 円 |
| 38,800 円 | 69 円 |
| 77,512 円 | 488 円 |
| 6,285 円 | 消防演習 1 栓 1 回 10 分ごと (10 分 未满是、10 分とする。) 628 円 |
| 4,277 円 | |
| 494 円 | |

に改める。

別表第 3 中「1,070 円」を「780 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例中別表第 2 の改正規定は平成 27 年 4 月 1 日から、別表第 3 の改正規定は平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表第2の規定は、平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間における最初の定例日（伊勢市上水道給水条例第31条第1項に規定する定例日をいう。以下同じ。）の翌日以降に係る水道料金から適用し、平成27年4月1日から平成27年5月31日までの間における最初の定例日以前に係る水道料金については、なお従前の例による。

伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例をこ

こに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 18 号

伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
伊勢市病院事業管理者の給与等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第
123 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「100 分の 10」を「100 分の 16 を超えない範囲内において規則で定める割合」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市
病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を
ここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 19 号

伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 1 条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 169 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「以下同じ。）」の次に「(次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定する場合のほか、前条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第 16 条第 6 項中「第 6 項」を「第 8 項」に改める。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第 2 条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 124 号）の一部を次のように改正する。

第 15 条第 2 項中「休日等」の次に「(次項において「週休日等」という。）」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 前項に規定する場合のほか、第 5 条の規定に基づき管理職手当を支給される職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前 0 時から午前 5 時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

第 18 条第 6 項中「第 6 項」を「第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第20号

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1号中「保健事業に要する費用の額」の次に「、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額」を加え、同条第2号中「その他」を「、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の」に改める。

第18条中「51万円」を「52万円」に改める

第18条の10中「16万円」を「17万円」に改める。

第18条の15中「14万円」を「16万円」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「51万円」を「52万円」に改め、同項第2号中「24万5,000円」を「26万円」に改め、同項第3号中「45万円」を「47万円」に改め、同条第3項中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項中「51万円」を「52万円」に、「14万円」を「16万円」に改める。

附則第3条を削り、附則第4条を附則第3条とし、附則第5条を附則第4条とし、附則第6条を削り、附則第7条を附則第5条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市国民健康保険条例の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第21号

伊勢市議会委員会条例の一部を改正する条例

伊勢市議会委員会条例（平成17年伊勢市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務政策委員会の項中「所管に属する事項」の次に「（情報戦略局にあつては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3第1項に規定する大綱（以下「大綱」という。）及び同法第1条の4に規定する総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）に関する事項を除く。）」を加え、同表教育民生委員会の項中「環境生活部」を「情報戦略局、環境生活部」に改め、「所管に属する事項」の次に「（情報戦略局にあつては、大綱及び総合教育会議に関する事項に限る。）」を加える。

第20条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例に基づく」を「法律に基づく」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の伊勢市議会委員会条例第20条の規定は適用せず、この条例による改正前の伊勢市議会委員会条例第20条の規定は、なおその効力を有する。

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第22号

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第31条第2項の表第1号オ中「法人税法第2条第16号」を「法第292条第1項第4号の5」に、「又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額（保険業法に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額）」を「をいう。以下この表及び第4項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第4項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 資本金等の額を有する法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第2項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第48条第6項中「第2条第12号の7の3」を「第2条第12号の7」に改める。

第50条第3項中「第2条第12号の7の2」を「第2条第12号の6の7」に改める。

第57条及び第59条中「第10号の9」を「第10号の10」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成39年度」を「平成41年度」に、「平成29年」を「平成31年」に改める。

附則第9条の前に見出しとして「（個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等）」を付し、同条を次のように改める。

第9条 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項にお

いて「申告特例対象寄附者」という。)は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出(第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。)に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金(以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。)を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書(以下この条において「申告特例通知書」という。)を送付することを求めることができる。

- 2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め(以下この条において「申告特例の求め」という。)を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年(次項において「申告特例対象年」という。)の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。
- 3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所(同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所)の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。
- 4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれか

に該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2第5項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第6項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第1項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第2項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第12条の3中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一

部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第1項中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第2項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第1項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第82条第2号ア | 3,900円 | 1,000円 |
| | 6,900円 | 1,800円 |
| | 10,800円 | 2,700円 |
| | 3,800円 | 1,000円 |
| | 5,000円 | 1,300円 |

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第82条第2号ア | 3,900円 | 2,000円 |
| | 6,900円 | 3,500円 |
| | 10,800円 | 5,400円 |
| | 3,800円 | 1,900円 |
| | 5,000円 | 2,500円 |

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|--------|
| 第82条第2号ア | 3,900円 | 3,000円 |
| | 6,900円 | 5,200円 |
| | 10,800円 | 8,100円 |
| | 3,800円 | 2,900円 |
| | 5,000円 | 3,800円 |

（伊勢市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（平成26年伊勢市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中伊勢市市税条例附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第3項中「附則第30条第3項第1号」を「附則第30条第5項第1号」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「附則第

30条第2項第1号」を「附則第30条第4項第1号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「附則第30条第1項第1号」を「附則第30条第3項第1号」に、「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加える。

法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

| | | |
|----------|---------|---------|
| 第82条第2号ア | 3,900円 | 4,600円 |
| | 6,900円 | 8,200円 |
| | 10,800円 | 12,900円 |
| | 3,800円 | 4,500円 |
| | 5,000円 | 6,000円 |

附則第1条第3号中「第82条の改正規定」を「第82条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第4条」を「附則第4条第1項」に改め、同条第5号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及びイの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第5条」を「附則第4条第2項、第5条」に改める。

附則第4条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）及びイ並びに第3号の改正規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第6条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中伊勢市市税条例等の一部を改正する条例附則第1条第3号及び第5号並びに第4条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税者がこの条例の施行日以後に支出する新条例第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。

3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

4 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第23号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「又は第28項」を「、第28項又は第30項から第33項まで」に改める。

附則第2項の前の見出し及び同項から第6項までの規定中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11項中「第11項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」を「第13項、第17項から第24項まで、第26項、第28項、第32項、第36項、第37項若しくは第42項」に、「第28項」を「第30項から第33項まで」に改める。

附則第12項の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同項中「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）附則第18条」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成26年度分までの都市計

画税については、なお従前の例による。

伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成 27 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 7 号

伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市ハートプラザみその条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 57 号)
の一部を次のように改正する。

別表 5 の表に次のように加える。

液晶プロジェクター 1 台 1,080 円

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 8 号

伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則を廃止する規則

伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 129 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 9 号

伊勢市会計規則の一部を改正する規則

伊勢市会計規則（平成 17 年伊勢市規則第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 32 条中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号から第 11 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 41 条に次の 2 号を加える。

- (4) 前金払により経費の節減を図ることができる経費
- (5) 賃借料（リース契約を締結しているものに限る。）

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 10 号

伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則等の一部
を改正する規則

(伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則の一部改
正)

第 1 条 伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成
18 年伊勢市規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 5 を次のように改める。

別表第 5（第 6 条関係）

一般職給料表昇格時号給対応表

| 昇格した日の前日 に受けていた号給 | 昇格後の号給 | | | | | |
|----------------------|--------|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 2 級 | 3 級 | 4 級 | 5 級 | 6 級 | 7 級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 |
| 11 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 1 |
| 12 | 1 | 1 | 1 | 4 | 4 | 1 |
| 13 | 1 | 1 | 1 | 5 | 5 | 1 |

| | | | | | | |
|----|---|----|----|----|----|----|
| 14 | 1 | 1 | 1 | 6 | 6 | 2 |
| 15 | 1 | 1 | 1 | 7 | 7 | 3 |
| 16 | 1 | 1 | 1 | 8 | 8 | 4 |
| 17 | 1 | 1 | 1 | 9 | 9 | 5 |
| 18 | 1 | 2 | 2 | 10 | 10 | 6 |
| 19 | 1 | 3 | 3 | 11 | 11 | 7 |
| 20 | 1 | 4 | 4 | 12 | 12 | 8 |
| 21 | 1 | 5 | 5 | 13 | 13 | 9 |
| 22 | 1 | 6 | 6 | 14 | 14 | 10 |
| 23 | 1 | 7 | 7 | 15 | 15 | 11 |
| 24 | 1 | 8 | 8 | 16 | 16 | 12 |
| 25 | 1 | 9 | 9 | 17 | 17 | 13 |
| 26 | 1 | 10 | 10 | 18 | 18 | 14 |
| 27 | 1 | 11 | 11 | 19 | 19 | 15 |
| 28 | 1 | 12 | 12 | 20 | 20 | 16 |
| 29 | 1 | 13 | 13 | 21 | 21 | 17 |
| 30 | 1 | 14 | 14 | 22 | 22 | 18 |
| 31 | 1 | 15 | 15 | 23 | 23 | 19 |
| 32 | 1 | 16 | 16 | 24 | 24 | 20 |
| 33 | 1 | 17 | 17 | 25 | 25 | 21 |
| 34 | 2 | 18 | 18 | 26 | 26 | 21 |
| 35 | 3 | 19 | 19 | 27 | 27 | 22 |
| 36 | 4 | 20 | 20 | 28 | 28 | 22 |
| 37 | 5 | 21 | 21 | 29 | 29 | 23 |
| 38 | 6 | 22 | 22 | 30 | 30 | 23 |

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 39 | 7 | 23 | 23 | 31 | 31 | 24 |
| 40 | 8 | 24 | 24 | 32 | 32 | 24 |
| 41 | 9 | 25 | 25 | 33 | 33 | 25 |
| 42 | 10 | 26 | 26 | 34 | 34 | 25 |
| 43 | 11 | 27 | 27 | 35 | 35 | 26 |
| 44 | 12 | 28 | 28 | 36 | 36 | 26 |
| 45 | 13 | 29 | 29 | 37 | 37 | 27 |
| 46 | 14 | 30 | 30 | 38 | 38 | 27 |
| 47 | 15 | 31 | 31 | 39 | 39 | 28 |
| 48 | 16 | 32 | 32 | 40 | 40 | 28 |
| 49 | 17 | 33 | 33 | 41 | 41 | 29 |
| 50 | 18 | 34 | 34 | 42 | 41 | 29 |
| 51 | 19 | 35 | 35 | 43 | 42 | 29 |
| 52 | 20 | 36 | 36 | 44 | 42 | 29 |
| 53 | 21 | 37 | 37 | 45 | 43 | 30 |
| 54 | 22 | 38 | 38 | 46 | 43 | 30 |
| 55 | 23 | 39 | 39 | 47 | 44 | 30 |
| 56 | 24 | 40 | 40 | 48 | 44 | 30 |
| 57 | 25 | 41 | 41 | 49 | 45 | 31 |
| 58 | 25 | 41 | 42 | 50 | 45 | 31 |
| 59 | 26 | 42 | 43 | 51 | 46 | 31 |
| 60 | 26 | 42 | 44 | 52 | 46 | 31 |
| 61 | 27 | 43 | 45 | 53 | 47 | 31 |
| 62 | 27 | 43 | 45 | 54 | 47 | 31 |
| 63 | 28 | 44 | 45 | 55 | 48 | 31 |

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|----|----|
| 64 | 28 | 44 | 46 | 56 | 48 | 31 |
| 65 | 29 | 45 | 46 | 57 | 49 | 31 |
| 66 | 29 | 45 | 46 | 58 | 49 | 31 |
| 67 | 30 | 46 | 47 | 59 | 50 | 31 |
| 68 | 30 | 46 | 47 | 60 | 50 | 32 |
| 69 | 31 | 47 | 47 | 61 | 50 | 32 |
| 70 | 31 | 47 | 48 | 62 | 50 | 32 |
| 71 | 32 | 48 | 48 | 63 | 50 | 32 |
| 72 | 32 | 48 | 48 | 64 | 50 | 32 |
| 73 | 33 | 49 | 49 | 65 | 50 | 32 |
| 74 | 33 | 49 | 49 | 66 | 50 | 32 |
| 75 | 34 | 49 | 49 | 67 | 50 | 32 |
| 76 | 34 | 49 | 50 | 68 | 50 | 32 |
| 77 | 35 | 50 | 50 | 68 | 51 | 32 |
| 78 | 35 | 50 | 50 | 68 | 51 | 32 |
| 79 | 36 | 50 | 51 | 68 | 51 | 32 |
| 80 | 36 | 50 | 51 | 68 | 51 | 32 |
| 81 | 37 | 51 | 51 | 69 | 51 | 33 |
| 82 | 38 | 51 | 52 | 69 | 51 | 33 |
| 83 | 39 | 51 | 52 | 69 | 51 | 34 |
| 84 | 40 | 51 | 52 | 69 | 51 | 34 |
| 85 | 41 | 52 | 53 | 69 | 51 | 35 |
| 86 | 41 | 52 | 53 | 70 | 51 | |
| 87 | 42 | 52 | 53 | 70 | 51 | |
| 88 | 42 | 52 | 53 | 70 | 51 | |

| | | | | | | |
|-----|----|----|----|----|----|--|
| 89 | 43 | 53 | 54 | 71 | 52 | |
| 90 | 43 | 53 | 54 | 72 | 52 | |
| 91 | 44 | 53 | 54 | 73 | 52 | |
| 92 | 44 | 53 | 54 | 74 | 52 | |
| 93 | 45 | 53 | 55 | 75 | 53 | |
| 94 | | 54 | 55 | | | |
| 95 | | 54 | 55 | | | |
| 96 | | 54 | 55 | | | |
| 97 | | 54 | 55 | | | |
| 98 | | 54 | 56 | | | |
| 99 | | 55 | 56 | | | |
| 100 | | 55 | 56 | | | |
| 101 | | 55 | 56 | | | |
| 102 | | 55 | 56 | | | |
| 103 | | 55 | 57 | | | |
| 104 | | 56 | 57 | | | |
| 105 | | 56 | 57 | | | |
| 106 | | 56 | 57 | | | |
| 107 | | 56 | 57 | | | |
| 108 | | 56 | 58 | | | |
| 109 | | 56 | 58 | | | |
| 110 | | 57 | 58 | | | |
| 111 | | 57 | 58 | | | |
| 112 | | 57 | 58 | | | |
| 113 | | 57 | 59 | | | |

| | | | | | | |
|-----|--|----|--|--|--|--|
| 114 | | 57 | | | | |
| 115 | | 57 | | | | |
| 116 | | 58 | | | | |
| 117 | | 58 | | | | |
| 118 | | 58 | | | | |
| 119 | | 58 | | | | |
| 120 | | 58 | | | | |
| 121 | | 58 | | | | |
| 122 | | 59 | | | | |
| 123 | | 59 | | | | |
| 124 | | 59 | | | | |
| 125 | | 59 | | | | |

(伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部改正)

第2条 伊勢市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（平成18年伊勢市規則第24号）の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第4条関係）

技能労務職給料表

| 職 員 の 区 分 | 職務 の級 | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
|-----------------------|----------|------|------|------|------|------|
| | 号給 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 | 給料月額 |
| | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

| | | | | | | |
|--|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 再 任 用 職 員 以 外 の 職 員 | 1 | 123,900 | 175,000 | 196,600 | 244,600 | 275,400 |
| | 2 | 124,800 | 176,500 | 198,000 | 245,900 | 277,300 |
| | 3 | 125,800 | 178,000 | 199,400 | 247,100 | 279,100 |
| | 4 | 126,700 | 179,500 | 200,700 | 248,400 | 281,000 |
| | 5 | 127,700 | 180,900 | 202,000 | 249,500 | 282,800 |
| | 6 | 128,700 | 182,400 | 203,400 | 250,800 | 284,600 |
| | 7 | 129,700 | 183,800 | 204,800 | 252,100 | 286,300 |
| | 8 | 130,700 | 185,200 | 206,200 | 253,400 | 288,200 |
| | 9 | 131,500 | 186,600 | 207,600 | 254,500 | 289,900 |
| | 10 | 132,500 | 187,800 | 209,200 | 255,800 | 291,700 |
| | 11 | 133,500 | 189,100 | 210,800 | 257,000 | 293,400 |
| | 12 | 134,600 | 190,300 | 212,300 | 258,300 | 295,200 |
| | 13 | 135,400 | 191,500 | 213,600 | 259,400 | 296,800 |
| | 14 | 136,400 | 192,600 | 215,100 | 260,600 | 298,500 |
| | 15 | 137,400 | 193,700 | 216,600 | 261,700 | 300,100 |
| | 16 | 138,400 | 194,800 | 217,900 | 262,800 | 301,600 |
| | 17 | 139,500 | 195,900 | 219,000 | 263,900 | 303,200 |
| | 18 | 140,700 | 197,000 | 219,800 | 265,100 | 304,800 |
| | 19 | 141,900 | 198,000 | 220,700 | 266,200 | 306,500 |
| | 20 | 143,100 | 199,000 | 221,700 | 267,200 | 308,200 |
| | 21 | 144,200 | 200,000 | 222,700 | 268,200 | 309,500 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 22 | 145,400 | 201,100 | 224,200 | 269,300 | 310,900 |
| 23 | 146,600 | 202,200 | 225,600 | 270,400 | 312,300 |
| 24 | 147,800 | 203,200 | 226,800 | 271,500 | 313,800 |
| 25 | 149,000 | 204,200 | 228,300 | 272,500 | 315,200 |
| 26 | 150,500 | 205,100 | 229,600 | 273,600 | 316,700 |
| 27 | 152,000 | 205,800 | 231,000 | 274,700 | 318,200 |
| 28 | 153,500 | 206,700 | 232,300 | 275,800 | 319,600 |
| 29 | 154,900 | 207,600 | 233,600 | 276,800 | 321,200 |
| 30 | 156,400 | 208,800 | 234,900 | 277,900 | 322,400 |
| 31 | 157,900 | 209,900 | 236,300 | 278,900 | 323,700 |
| 32 | 159,400 | 210,800 | 237,600 | 279,900 | 324,900 |
| 33 | 160,900 | 211,500 | 238,800 | 280,800 | 326,000 |
| 34 | 162,700 | 212,800 | 240,100 | 281,800 | 326,900 |
| 35 | 164,500 | 214,000 | 241,400 | 282,900 | 328,000 |
| 36 | 166,300 | 215,200 | 242,800 | 284,000 | 329,100 |
| 37 | 168,100 | 216,300 | 244,100 | 284,700 | 330,200 |
| 38 | 169,800 | 217,600 | 245,400 | 285,600 | 331,300 |
| 39 | 171,500 | 218,900 | 246,800 | 286,500 | 332,300 |
| 40 | 173,200 | 220,000 | 248,200 | 287,400 | 333,300 |
| 41 | 174,800 | 221,100 | 249,300 | 288,300 | 334,300 |
| 42 | 176,200 | 222,300 | 250,600 | 289,300 | 335,300 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 43 | 177,600 | 223,500 | 251,900 | 290,300 | 336,300 |
| 44 | 179,000 | 224,700 | 253,200 | 291,200 | 337,300 |
| 45 | 180,500 | 225,800 | 254,100 | 291,900 | 338,200 |
| 46 | 181,900 | 227,000 | 255,200 | 292,800 | 339,200 |
| 47 | 183,300 | 228,200 | 256,400 | 293,700 | 340,200 |
| 48 | 184,700 | 229,300 | 257,600 | 294,600 | 341,200 |
| 49 | 186,000 | 230,400 | 258,800 | 295,300 | 342,100 |
| 50 | 187,200 | 231,600 | 260,000 | 296,000 | 343,000 |
| 51 | 188,300 | 232,800 | 261,200 | 296,700 | 343,900 |
| 52 | 189,500 | 234,000 | 262,200 | 297,500 | 344,700 |
| 53 | 190,600 | 235,100 | 263,300 | 298,100 | 345,500 |
| 54 | 191,700 | 236,100 | 264,400 | 298,900 | 346,300 |
| 55 | 192,800 | 237,000 | 265,600 | 299,600 | 347,100 |
| 56 | 193,900 | 238,000 | 266,800 | 300,300 | 347,800 |
| 57 | 195,000 | 239,000 | 267,800 | 301,000 | 348,500 |
| 58 | 196,000 | 240,000 | 268,800 | 301,700 | 349,300 |
| 59 | 197,100 | 241,000 | 269,900 | 302,500 | 350,100 |
| 60 | 198,100 | 241,900 | 270,900 | 303,200 | 350,800 |
| 61 | 199,200 | 242,900 | 272,000 | 303,800 | 351,500 |
| 62 | 200,100 | 243,800 | 273,100 | 304,500 | 352,200 |
| 63 | 201,000 | 244,700 | 274,100 | 305,200 | 352,900 |

| | | | | | |
|----|---------|---------|---------|---------|---------|
| 64 | 201,900 | 245,600 | 275,200 | 305,900 | 353,600 |
| 65 | 202,600 | 246,500 | 276,100 | 306,400 | 354,200 |
| 66 | 203,400 | 247,300 | 276,900 | 306,900 | 354,700 |
| 67 | 204,200 | 248,100 | 277,700 | 307,500 | 355,200 |
| 68 | 205,000 | 248,800 | 278,500 | 308,100 | 355,700 |
| 69 | 205,500 | 249,600 | 279,400 | 308,700 | 356,100 |
| 70 | 206,100 | 250,200 | 280,200 | 309,100 | |
| 71 | 206,500 | 250,800 | 281,000 | 309,600 | |
| 72 | 207,100 | 251,300 | 281,700 | 310,100 | |
| 73 | 207,700 | 251,500 | 282,500 | 310,400 | |
| 74 | 208,400 | 251,900 | 283,200 | 310,900 | |
| 75 | 209,100 | 252,400 | 284,000 | 311,400 | |
| 76 | 209,900 | 252,900 | 284,800 | 311,800 | |
| 77 | 210,200 | 253,500 | 285,400 | 312,000 | |
| 78 | 210,900 | 253,900 | 286,000 | 312,300 | |
| 79 | 211,600 | 254,400 | 286,500 | 312,600 | |
| 80 | 212,300 | 254,900 | 286,900 | 312,900 | |
| 81 | 213,000 | 255,200 | 287,300 | 313,200 | |
| 82 | 213,700 | 255,500 | 287,700 | 313,500 | |
| 83 | 214,400 | 255,800 | 288,200 | 313,800 | |
| 84 | 215,100 | 256,100 | 288,700 | 314,100 | |

| | | | | |
|-----|---------|---------|---------|---------|
| 85 | 215,800 | 256,300 | 289,100 | 314,300 |
| 86 | 216,500 | 256,600 | 289,700 | 314,700 |
| 87 | 217,200 | 256,900 | 290,300 | 315,000 |
| 88 | 217,900 | 257,200 | 290,900 | 315,200 |
| 89 | 218,400 | 257,400 | 291,200 | 315,400 |
| 90 | 219,000 | 257,600 | 291,700 | 315,700 |
| 91 | 219,600 | 258,000 | 292,200 | 316,000 |
| 92 | 220,200 | 258,200 | 292,600 | 316,300 |
| 93 | 220,600 | 258,500 | 293,000 | 316,500 |
| 94 | 221,100 | 258,900 | 293,500 | 316,800 |
| 95 | 221,600 | 259,200 | 294,000 | 317,100 |
| 96 | 222,100 | 259,500 | 294,500 | 317,300 |
| 97 | 222,700 | 259,700 | 294,800 | 317,500 |
| 98 | 223,200 | 260,000 | 295,200 | 317,800 |
| 99 | 223,700 | 260,200 | 295,700 | 318,100 |
| 100 | 224,200 | 260,500 | 296,200 | 318,300 |
| 101 | 224,800 | 260,800 | 296,600 | 318,500 |
| 102 | 225,300 | 261,000 | 297,000 | |
| 103 | 225,900 | 261,300 | 297,300 | |
| 104 | 226,500 | 261,600 | 297,600 | |

| | | | |
|-----|---------|---------|---------|
| 105 | 226,900 | 261,800 | 297,900 |
| 106 | 227,400 | 262,000 | 298,300 |
| 107 | 227,900 | 262,300 | 298,700 |
| 108 | 228,300 | 262,500 | 299,100 |
| 109 | 228,500 | 262,800 | 299,400 |
| 110 | 228,900 | 263,100 | 299,800 |
| 111 | 229,400 | 263,400 | 300,200 |
| 112 | 229,900 | 263,600 | 300,500 |
| 113 | 230,300 | 263,800 | 300,700 |
| 114 | 230,800 | 264,100 | 301,000 |
| 115 | 231,300 | 264,300 | 301,300 |
| 116 | 231,800 | 264,500 | 301,500 |
| 117 | 232,100 | 264,800 | 301,700 |
| 118 | 232,500 | 265,100 | 302,000 |
| 119 | 232,900 | 265,400 | 302,300 |
| 120 | 233,300 | 265,700 | 302,500 |
| 121 | 233,700 | 265,800 | 302,700 |
| 122 | | 266,100 | 303,000 |
| 123 | | 266,400 | 303,300 |
| 124 | | 266,700 | 303,500 |
| 125 | | 266,800 | 303,700 |

| | | | | | | |
|-----------------------|-----|---------|---------|---------|---------|---------|
| | 126 | | 267,100 | 304,000 | | |
| | 127 | | 267,400 | 304,300 | | |
| | 128 | | 267,700 | 304,500 | | |
| | 129 | | 267,800 | 304,700 | | |
| | 130 | | 268,100 | 305,000 | | |
| | 131 | | 268,400 | 305,300 | | |
| | 132 | | 268,700 | 305,500 | | |
| | 133 | | 268,800 | 305,700 | | |
| | 134 | | 269,100 | | | |
| | 135 | | 269,400 | | | |
| | 136 | | 269,700 | | | |
| | 137 | | 269,800 | | | |
| 再 任 用 職 員 | | 191,300 | 202,400 | 220,900 | 241,700 | 272,400 |

備考

- 1 この表において「再任用職員」とは、地方公務員法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者をいう。
- 2 この表において「再任用以外の職員」とは、技能労務職員のうち再任用職員以外の技能労務職員をいう。

別表第5を次のように改める。

別表第5（第8条関係）

技能労務職給料表昇格時号給対応表

| 昇格した日の前日 に受けていた号給 | 昇格後の号給 | | | |
|----------------------|--------|----|----|----|
| | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 |
| 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 2 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 3 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 4 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 5 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 6 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 7 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 8 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 9 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 10 | 1 | 2 | 1 | 1 |
| 11 | 1 | 3 | 1 | 1 |
| 12 | 1 | 4 | 1 | 1 |
| 13 | 1 | 5 | 1 | 1 |
| 14 | 1 | 6 | 1 | 1 |
| 15 | 1 | 7 | 1 | 1 |
| 16 | 1 | 8 | 1 | 1 |
| 17 | 1 | 9 | 1 | 1 |
| 18 | 1 | 10 | 1 | 2 |
| 19 | 1 | 11 | 1 | 3 |
| 20 | 1 | 12 | 1 | 4 |

| | | | | |
|----|---|----|----|----|
| 21 | 1 | 13 | 1 | 5 |
| 22 | 1 | 14 | 1 | 6 |
| 23 | 1 | 15 | 1 | 7 |
| 24 | 1 | 16 | 1 | 8 |
| 25 | 1 | 17 | 1 | 9 |
| 26 | 1 | 18 | 1 | 10 |
| 27 | 1 | 19 | 1 | 11 |
| 28 | 1 | 20 | 1 | 12 |
| 29 | 1 | 21 | 1 | 13 |
| 30 | 1 | 22 | 2 | 13 |
| 31 | 1 | 23 | 3 | 14 |
| 32 | 1 | 24 | 4 | 14 |
| 33 | 1 | 25 | 5 | 15 |
| 34 | 1 | 26 | 6 | 15 |
| 35 | 1 | 27 | 7 | 16 |
| 36 | 1 | 28 | 8 | 16 |
| 37 | 1 | 29 | 9 | 17 |
| 38 | 2 | 30 | 10 | 17 |
| 39 | 3 | 31 | 11 | 18 |
| 40 | 4 | 32 | 12 | 18 |
| 41 | 5 | 33 | 13 | 19 |
| 42 | 6 | 33 | 14 | 19 |
| 43 | 7 | 34 | 15 | 20 |
| 44 | 8 | 34 | 16 | 20 |
| 45 | 9 | 35 | 17 | 21 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 46 | 10 | 35 | 18 | 22 |
| 47 | 11 | 36 | 19 | 23 |
| 48 | 12 | 36 | 20 | 24 |
| 49 | 13 | 37 | 21 | 25 |
| 50 | 14 | 38 | 22 | 25 |
| 51 | 15 | 39 | 23 | 26 |
| 52 | 16 | 40 | 24 | 26 |
| 53 | 17 | 41 | 25 | 27 |
| 54 | 18 | 42 | 26 | 27 |
| 55 | 19 | 43 | 27 | 28 |
| 56 | 20 | 44 | 28 | 28 |
| 57 | 21 | 45 | 29 | 29 |
| 58 | 22 | 46 | 30 | 29 |
| 59 | 23 | 47 | 31 | 29 |
| 60 | 24 | 48 | 32 | 30 |
| 61 | 25 | 49 | 33 | 30 |
| 62 | 26 | 49 | 34 | 30 |
| 63 | 27 | 50 | 35 | 31 |
| 64 | 28 | 50 | 36 | 31 |
| 65 | 29 | 51 | 37 | 31 |
| 66 | 30 | 51 | 38 | 32 |
| 67 | 31 | 52 | 39 | 32 |
| 68 | 32 | 52 | 40 | 32 |
| 69 | 33 | 53 | 41 | 33 |
| 70 | 34 | 53 | 42 | 33 |

| | | | | |
|----|----|----|----|----|
| 71 | 35 | 54 | 43 | 33 |
| 72 | 36 | 54 | 44 | 34 |
| 73 | 37 | 55 | 45 | 34 |
| 74 | 38 | 55 | 46 | 34 |
| 75 | 39 | 56 | 47 | 35 |
| 76 | 40 | 56 | 48 | 35 |
| 77 | 41 | 57 | 49 | 35 |
| 78 | 42 | 57 | 50 | 36 |
| 79 | 43 | 58 | 51 | 36 |
| 80 | 44 | 58 | 52 | 36 |
| 81 | 45 | 59 | 53 | 37 |
| 82 | 45 | 59 | 54 | 37 |
| 83 | 46 | 60 | 55 | 37 |
| 84 | 46 | 60 | 56 | 37 |
| 85 | 47 | 61 | 57 | 37 |
| 86 | 47 | 61 | 58 | 37 |
| 87 | 48 | 61 | 59 | 38 |
| 88 | 48 | 61 | 60 | 38 |
| 89 | 49 | 62 | 61 | 38 |
| 90 | 49 | 62 | 61 | 38 |
| 91 | 50 | 62 | 62 | 38 |
| 92 | 50 | 62 | 62 | 38 |
| 93 | 51 | 63 | 63 | 39 |
| 94 | 51 | 63 | 63 | 39 |
| 95 | 52 | 63 | 64 | 39 |

| | | | | |
|-----|----|----|----|----|
| 96 | 52 | 63 | 64 | 39 |
| 97 | 53 | 64 | 65 | 39 |
| 98 | 53 | 64 | 65 | 39 |
| 99 | 54 | 64 | 66 | 40 |
| 100 | 54 | 64 | 66 | 40 |
| 101 | 55 | 65 | 67 | 40 |
| 102 | 55 | 65 | 67 | |
| 103 | 56 | 65 | 68 | |
| 104 | 56 | 65 | 68 | |
| 105 | 57 | 66 | 69 | |
| 106 | 57 | 66 | 70 | |
| 107 | 57 | 66 | 71 | |
| 108 | 58 | 66 | 72 | |
| 109 | 58 | 67 | 73 | |
| 110 | 58 | 67 | 73 | |
| 111 | 59 | 67 | 74 | |
| 112 | 59 | 67 | 74 | |
| 113 | 59 | 68 | 75 | |
| 114 | 60 | 68 | 75 | |
| 115 | 60 | 68 | 76 | |
| 116 | 60 | 68 | 76 | |
| 117 | 61 | 69 | 76 | |
| 118 | 61 | 69 | 76 | |
| 119 | 62 | 69 | 76 | |
| 120 | 62 | 69 | 76 | |

| | | | | |
|-----|----|----|----|--|
| 121 | 63 | 69 | 76 | |
| 122 | | 69 | 76 | |
| 123 | | 69 | 76 | |
| 124 | | 70 | 76 | |
| 125 | | 70 | 76 | |
| 126 | | 70 | 76 | |
| 127 | | 70 | 76 | |
| 128 | | 70 | 76 | |
| 129 | | 70 | 76 | |
| 130 | | 70 | 76 | |
| 131 | | 71 | 76 | |
| 132 | | 71 | 76 | |
| 133 | | 71 | 76 | |
| 134 | | 71 | | |
| 135 | | 71 | | |
| 136 | | 71 | | |
| 137 | | 71 | | |

(伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則の一部改正)

第3条 伊勢市職員の管理職員特別勤務手当支給に関する規則(平成17年伊勢市規則第32号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削り、同条第1項中「第23条第2項本文に規定する」を「第23条第3項第1号の」に、「管理職員の占める職」を「次の各号に掲げる管理職員(条例第22条第1項に規定する管理職員をいう。以下同じ。)の占める職」に改め、「平成17年伊勢市規則第31号」の次に「。以下「管理職手当規則」という。」を加え、「に应じ、次の各号に掲

げる額」を「の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第23条第3項第1号の規則で定める勤務は、勤務に従事した時間が6時間を超える場合の勤務とする。

第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

第3条 条例第23条第3項第2号の規則で定める額は、次の各号に掲げる管理職員の占める職に係る管理職手当規則別表右欄に掲げる支給額の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 69,000円及び55,000円 4,300円

(2) 49,000円及び40,000円 3,500円

2 条例第23条第1項の勤務をした後、引き続いて同条第2項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(切替日前の異動者の号給の調整)

2 平成27年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこ

ととなるものには、平成 31 年 3 月 31 日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

4 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、給料を支給する。

5 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、市長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

平成 27 年改正給与条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料に
関する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 11 号

平成 27 年改正給与条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、伊勢市職員給与条例の一部を改正する条例（平成 27 年伊勢市条例第 号。以下「平成 27 年改正給与条例」という。）附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料に関し必要な事項を定めるものとする。

(平成 27 年改正給与条例附則第 3 項の規則で定める職員)

第 2 条 平成 27 年改正給与条例附則第 3 項の規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成 27 年 4 月 1 日（以下「切替日」という。）以降に初任給基準異動（給料表の適用を異にしない伊勢市職員の職務の級、初任給、昇格、昇給等の基準規則（平成 18 年伊勢市規則第 27 号。以下「初任給等基準規則」という。）別表第 2 に定める一般職員初任給基準表及び別表第 3 に定める特殊技術職員初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動をいう。次条第 1 項第 1 号において同じ。）をした職員
- (2) 切替日以降に降格（職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。次条第 1 項第 2 号において同じ。）をした職員
- (3) 切替日前に次に掲げる期間（この号及び次条第 1 項第 3 号において「休職等期間」という。）がある職員であって、切替日以降に当該休職等期間を含む期間に係る復職時調整（初任給等基準規則第 12 条、伊勢市職員の育児休業等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 29 号）第 8 条及び伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成

20 年伊勢市条例第 1 号。以下「公益的法人等派遣条例」という。) 第 6 条の規定による号給の調整をいう。次条第 1 項第 3 号において同じ。) をされたもの

ア 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 28 条第 2 項の規定により休職にされていた期間

イ 法第 55 条の 2 第 1 項ただし書に規定する許可を受けていた期間

ウ 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。）第 2 条の規定により育児休業をしていた期間

エ 伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 28 号。以下「勤務時間条例」という。）第 13 条に規定する病気休暇又は第 15 条に規定する介護休暇の承認を受けていた期間

オ 公益的法人等派遣条例第 2 条第 1 項の規定により派遣されていた期間

(4) 切替日以降に育児短時間勤務等（育児休業法第 10 条第 1 項又は第 17 条の規定による勤務をいう。次条第 1 項第 4 号において同じ。）を開始し、又は終了した職員

(5) 切替日以降に再任用職員異動（法第 28 条の 4 第 1 項若しくは第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された職員について行う勤務時間条例第 2 条の規定により定められた 1 週間当たりの勤務時間が異なる他の職への異動をいう。次条第 1 項第 5 号において同じ。）をした職員

(6) 切替日以降に市長の承認を得てその号給を決定された職員（市長の定めるこれに準ずる職員を含む。）

（平成 27 年改正給与条例附則第 4 項の規定による給料の支給）

第 3 条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切

替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（次項において「複数事由該当職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員（平成27年改正給与条例附則第3項に規定する特定職員をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日。次項及び次条第1項において同じ。）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成27年改正給与条例附則第4項の規定による給料として支給する。

- (1) 給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に当該異動があったものとした場合（切替日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合）に同日において受けることとなる給料月額に相当する額
- (2) 降格をした場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格をした日に当該降格がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額（降格を2回以上した場合にあっては、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額
- (3) 切替日前における休職等期間を含む期間に係る復職時調整をされた場合（第6号に掲げる場合を除く。） 切替日の前日に復職時調整を

されたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額

- (4) 育児短時間勤務等を開始し、又は終了した場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 育児短時間勤務等をしている職員 平成 27 年改正給与条例による改正前の伊勢市職員給与条例（平成 17 年伊勢市条例第 42 号。次号において「改正前の給与条例」という。）別表の給料表に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が受けていた号給に応じた額（イにおいて「切替前給料表による給料月額」という。）に、勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

イ 育児短時間勤務等を終了した職員（アに掲げる職員を除く。） 切替前給料表による給料月額

- (5) 再任用職員異動をした場合 次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める額

ア 当該再任用職員異動後において常時勤務を要する職を占める職員 改正前の給与条例別表の給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、切替日の前日にその者が属していた職務の級に応じた額（イにおいて「切替前の再任用給料月額」という。）

イ 当該再任用職員異動後において法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員 切替前の再任用給料月額に、勤務時間条例第 2 条第 3 項の規定により定められたその者の当該再任用職員異動後における勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）

(6) 市長の承認を得てその号給を決定された場合又は市長の定めるこれに準ずる場合 市長の定める額

2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、複数事由該当職員であって、その者の受ける給料月額が市長の定める額に達しないこととなるものには、その差額に相当する額（特定職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成27年改正給与条例附則第4項の規定による給料として支給する。

（平成27年改正給与条例附則第5項の規定による給料の支給）

第4条 人事交流等職員（切替日以降に、国家公務員、他の地方公共団体の職員その他市長の定めるこれらに準ずる者であつた者から人事交流等により引き続き新たに給料表の適用を受ける職員となつた者をいう。以下この条において同じ。）（当該人事交流等職員となつた日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）であつて、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となつたものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額（市長の定める職員にあつては、市長の定める額）に達しないこととなるもの（人事交流等職員となる前に給料表の適用を受ける職員として在職していた者であつて、切替日以降に平成27年改正給与条例附則第3項から第5項までの規定による給料を支給される職員でなくなつたものを除く。）には、その差額に相当する額（特定職員にあつては、55歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を、平成27年改正給与条例附則第5項の規定による給料として支給する。

2 人事交流等職員であつて、当該人事交流等職員となつた日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなつたものに対しては、その

者が切替日の前日に人事交流等職員となり同日から引き続き給料表の適用を受けていたものとみなして前条の規定を適用したとしたならば支給されることとなる平成 27 年改正給与条例附則第 4 項の規定による給料の額に相当する額を、同条例附則第 5 項の規定による給料として支給する。

(端数計算)

第 5 条 平成 27 年改正給与条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該給料の額とする。

(この規則により難い場合の措置)

第 6 条 平成 27 年改正給与条例附則第 3 項から第 5 項までの規定による給料の支給について、この規則の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときその他の特別の事情があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 12 号

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則の一部を改正
する規則

伊勢市病院事業管理者の管理職手当等に関する規則(平成 17 年伊勢市規則第 105 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市病院事業管理者の手当に関する規則

第 1 条中「管理職手当等」を「手当」に改める。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条を第 4 条とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

(地域手当の支給割合)

第 3 条 条例第 4 条第 3 項の規則で定める割合は、100 分の 16 とする。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の 1 項を加える。

(平成 27 年 4 月から平成 28 年 3 月までの間の地域手当に関する特例措置)

2 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間における第 3 条の規定の適用については、同条中「100 分の 16」とあるのは、「100 分の 15」とする。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 13 号

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市職員退職手当支給条例施行規則（平成17年伊勢市規則第39号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（退職の理由の記録）

第 2 条 条例第 5 条の 5 に規定するその者の事情によらないで引き続いて勤務することを困難とする理由により退職した者の退職の理由の記録（以下「退職理由記録」という。）には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成年月日
 - (2) 氏名及び生年月日
 - (3) 退職の日における勤務公署及び職名
 - (4) 勤続期間並びに採用年月日及び退職年月日
 - (5) 退職の理由及び当該退職の理由に該当するに至った経緯
 - (6) 作成者の職名及び氏名
- 2 退職理由記録は、退職の理由の記録（様式第 1 号）によるものとする。
- 3 退職理由記録には、職員が提出した辞職の申出の書面の写しを添付しなければならない。
- 4 退職理由記録は、職員の退職後速やかに作成しなければならない。
- 5 退職理由記録は、任命権者がその作成日から 5 年間保管しなければならない。

第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（募集実施要項の記載事項等）

第 2 条の 2 条例第 8 条第 2 項第 11 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第 8 条第 9 項各号に掲げる職員が応募することはできない旨
 - (2) 条例第 8 条第 11 項の規定により認定をしない旨の決定をする場合がある旨
 - (3) 認定を行った後遅滞なく、退職すべき期間のいずれかの日から退職すべき期日を定め、第 5 項に規定する第 13 項通知を行うこととなる旨
(募集実施要項に退職すべき期間を記載した場合に限る。)
 - (4) 条例第 8 条第 5 項の規定により募集の期間を延長する場合があるときは、その旨
 - (5) 条例第 8 条第 14 項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げる場合があるときは、その旨
- 2 条例第 8 条第 9 項の規定による応募（以下「応募」という。）は、早期退職希望者の募集に係る応募申請書（様式第 1 号の 2）によるものとする。
 - 3 条例第 8 条第 9 項の規定による応募の取下げは、早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書（様式第 1 号の 3）によるものとする。
 - 4 条例第 8 条第 12 項の規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める通知書によるものとする。
 - (1) 条例第 8 条第 11 項の規定による認定（以下「認定」という。）をする旨の決定をしたとき。 認定通知書（様式第 1 号の 4）
 - (2) 認定しない旨の決定をしたとき。 不認定通知書（様式第 1 号の 5）
 - 5 条例第 8 条第 13 項の規定による通知（以下「第 13 項通知」という。）は、退職すべき期日の決定通知書（様式第 1 号の 6）によるものとする。
ただし、前項第 1 号に定める通知書により第 13 項通知を併せて行った場合は、退職すべき期日の決定通知書を省略することができる。
 - 6 条例第 8 条第 14 項の規定による同意は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める同意書によるものとする。

(1) 退職すべき期日を繰り上げるとき。 退職すべき期日の繰上げ同意書（様式第1号の7）

(2) 退職すべき期日を繰り下げるとき。 退職すべき期日の繰下げ同意書（様式第1号の8）

7 条例第8条第15項の規定による新たに定めた退職すべき期日の通知は、退職すべき期日の変更通知書（様式第1号の9）によるものとする。

第4条第1号及び第2号を次のように改める。

(1) 条例第4条第1項第3号又は条例第5条第1項第6号に規定する者

(2) 条例第5条第1項第2号に規定する者

第4条中第6号を削り、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 条例第8条第11項に規定する認定を受けて同条第16項第3号に規定する退職すべき期日に退職した者

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第2条関係）

（表面）

退職の理由の記録

| | | | |
|-------|-----|-----------|-----------|
| | | 作成年月日 | 年 月 日 |
| 氏 名 | | 生年月日 | 年 月 日 |
| 勤 務 署 | | 職 名 | |
| 勤 続 期 | 年 月 | 採 用 年 月 日 | 退 職 年 月 日 |
| | | 年 月 日 | 年 月 日 |

| | |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 退 職 の 理 由 | (伊勢市職員退職手当支給条例第 条第 号に掲げる者に該当) |
| 当 該 退 職 の 理 由 に 該 当 す る に 至 っ た 経 緯 | |

| | |
|------------------------|--|
| 作 成 者 の 職 名、 氏 名 及 び 印 | |
|------------------------|--|

(裏面)

備考

- 1 退職理由記録の記入要領は、次のとおりとする。
 - (1) 「作成年月日」欄は、退職理由記録を作成した日を記入する。
 - (2) 「氏名」欄は、職員の氏名を記入する。
 - (3) 「勤務公署」欄は、退職時に所属していた勤務公署の名称を記入する。
 - (4) 「職名」欄は、退職時の職名を記入する。
 - (5) 「勤続期間」欄は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間（月単位までとし、1月未満の端数は切り捨てる。）を記入する。
 - (6) 「採用年月日」欄及び「退職年月日」欄は、退職手当の算定の基礎となる在職期間に係る採用年月日及び退職年月日を記入する。
 - (7) 「退職の理由」欄は、次のアからウまでのうちの該当する番号を記入するとともに、当該職員の勤続年数に応じて伊勢市職員退職手当支給条例第3条第1項、第4条第1項第3号又は第5条第1項第6号の規定のいずれかの条項を括弧書で併記する。
 - ア 定年の定めのない職を職員の配置等の事務の都合により退職した者
 - イ 任命権者又はその委任を受けた者がその任命を行うに際し市長の承認を得た職を職員の配置等の事務の都合により定年に達する日前に退職した者
 - ウ 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）第31条第1項に規定する実施期間の初日以後1年を経過する日までの期間内に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて同項に規定する対象公共サービス従事者となるために退職した者
 - (8) 「当該退職の理由に該当するに至った経緯」欄は、当該退職の理由に該当するに至った経緯その他の事務の都合の具体的な内容を記入する。なお、退職事由が(7)ウに該当するときは、当該者が使用されることとなる公共サービス実施民間事業者の名称を記入する。
 - (9) 「作成者の職名、氏名及び印」欄は、退職理由記録を作成した者の職名及び氏名を記入した上、押印する。
- 2 その者の都合による退職と職員の配置等の事務の都合による退職（(1)(7)ウに掲げる者の退職を含む。以下同じ。）とを明確に区分するため、第2条第3項に規定する辞職の申出の書面については、職員の配置等の事務の都合による退職である旨明らかとなるよう留意する。

様式第 1 号の次に次の 8 様式を加える。

様式第1号の2（第2条の2関係）

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

（任命権者） 応募年月日 年 月 日

..... 様 応募申請者

私は、伊勢市職員退職手当支給条例第8条第9項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

| | |
|-----------------------|-----------------|
| 1 応募をする早期退職希望者の募集について | |
| 募集の期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 退職すべき期日又は期間 | |
| 備考 | |

（注） 「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

| | | | |
|-------------|---------|-----|-------|
| 2 応募申請者について | | | |
| ふりがな氏名 | 所 属 | | |
| | 職 名 | | |
| 級 号 給 | 給料表 () | | 級 号 給 |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | 年 齢 | 歳 |

（注） 年 月 日現在で記入すること。

※任命権者記入欄

| | | | |
|-------|-------|------|--|
| 受理年月日 | 年 月 日 | 受理番号 | |
|-------|-------|------|--|

様式第1号の3（第2条の2関係）

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

（任命権者） 応募年月日 年 月 日

..... 様 応募申請者

私は、伊勢市職員退職手当支給条例第8条第9項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

| | | | |
|--------------------------|-----------------|--|--|
| 1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について | | | |
| 募集期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 退職すべき 期日又は期間 | | | |
| 2 取下げ申請者について | | | |
| ふりがな 氏 名 | 所 属 | | |
| | 職 名 | | |
| 3 認定について | | | |
| 認定通知書に記載 された認定年月日 | 年 月 日 | | |
| 退職すべき期日 又 は 期 間 | | | |

（注） 「3 認定について」欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者記入欄

| | |
|----------------|-------|
| 受理年月日 | 年 月 日 |
| 応募申請書の 受理番号 | |

様式第1号の4（第2条の2関係）

認定通知書

認定年月日 年 月 日

.....様

（任命権者）

.....印

貴方から 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、伊勢市職員退職手当支給条例第8条第11項の規定に基づき認定の決定をいたしましたので、同条第12項の規定により通知します。

| |
|---------------|
| 1 退職すべき期日又は期間 |
| |
| 2 備考 |
| |

（注） 「1 退職すべき期日又は期間」欄は、募集実施要項に退職すべき期日を記載した場合にあっては当該期日を、退職すべき期間を記載した場合にあっては当該期間内の期間又は期日を記入する。

様式第1号の5 (第2条の2関係)

不認定通知書

年 月 日

.....様

(任命権者)

.....印

貴方から 年 月 日付けで申請のあった早期退職希望者の募集に係る応募については、伊勢市職員退職手当支給条例第8条第11項の規定に基づき認定をしない旨の決定をいたしましたので、同条第12項の規定により通知します。

| 不認定の理由 |
|--------|
| |

様式第1号の6（第2条の2関係）

退職すべき期日の決定通知書

年 月 日

.....様

(任命権者)

.....印

貴方の退職すべき期日については、 年 月 日と決定しましたので、伊勢市職員退職手当支給条例第8条第13項の規定により、通知します。

様式第1号の7（第2条の2関係）

退職すべき期日の繰上げ同意書

（任命権者）

年 月 日

..... 様

.....

私は、伊勢市職員退職手当支給条例第8条第14項の規定により、次の退職すべき期日を繰り上げることに同意します。

| | |
|-------------------|-------|
| 既に通知した 退職すべき期日 | 年 月 日 |
| 認定年月日 | 年 月 日 |

（注） 「認定年月日」は、認定通知書（様式第1号の4）に記載されている認定年月日を記入すること。

様式第1号の9（第2条の2関係）

退職すべき期日の変更通知書

年 月 日

.....様

（任命権者）

.....印

貴方の退職すべき期日は、伊勢市職員退職手当支給条例第8条第15項の規定により、次のとおり変更することとしましたので、通知します。

| | | |
|---------|-------|-------|
| 退職すべき期日 | 変更前 | 年 月 日 |
| | 変更後 | 年 月 日 |
| 変更同意日 | 年 月 日 | |

（注） 「変更同意日」は、提出された退職すべき期日の繰上げ同意書（様式第1号の7）又は退職すべき期日の繰下げ同意書（様式第1号の8）に記載されている年月日を記入すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の第 2 条第 5 項の規定による勧奨退職の記録の保管については、なお従前の例による。

伊勢市地区連絡員設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第14号

伊勢市地区連絡員設置規則の一部を改正する規則

伊勢市地区連絡員設置規則（平成17年伊勢市規則第94号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市内の各地区」を「市長が必要と認める地区」に改める。

第8条中「3月31日」を「9月30日」に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 15 号

伊勢市保育所条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市保育所条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 61 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

伊勢市立保育所条例施行規則

第 1 条中「伊勢市保育所条例」を「伊勢市立保育所条例」に、「第 12 条の規定に基づき、保育所（園）（以下「保育所」という。）の管理及び保育の実施について」を「の施行に関し、」に改める。

第 4 条を次のように改める。

（開所時間）

第 4 条 保育所の開所時間は、別表のとおりとする。

2 市長が特に必要と認めたときは、前項の開所時間を変更することができる。

第 5 条から第 10 条までを削る。

第 11 条第 1 項及び第 2 項中「児童」を「乳児又は幼児」に改め、同条を第 5 条とし、第 12 条を第 6 条とする。

第 13 条及び第 14 条を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 4 条関係）

| 名称 | 開所時間 |
|-----------|---|
| 伊勢市立明倫保育所 | 午前 7 時 30 分から午後 6 時 30 分まで （土曜日にあつては、午前 7 時 30 分から午後 4 時 30 分まで） |
| | 午前 7 時 30 分から午後 6 時まで（土曜 |

| | |
|--------------|---|
| 伊勢市立浜郷保育所 | 日にあつては、午前7時30分から午後4時30分まで) |
| 伊勢市立大世古保育所 | 午前7時15分から午後6時15分まで (土曜日にあつては、午前7時15分から午後4時30分まで) |
| 伊勢市立保育所きらら館 | 午前7時から午後6時まで |
| 伊勢市立二見浦保育園 | 午前7時30分から午後6時まで |
| 伊勢市立五峰保育園 | |
| 伊勢市立高城保育園 | |
| 伊勢市立保育所あけぼの園 | |
| 伊勢市立保育所しらとり園 | |
| 伊勢市立保育所ゆりかご園 | |
| 伊勢市立御菌第一保育園 | |
| 伊勢市立御菌第二保育園 | |

様式第1号から様式第5号までを削る。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市保育所の利用に関する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 16 号

伊勢市保育所の利用に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）の規定による保育所における保育の利用（以下「保育の利用」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育利用の申込み)

第 2 条 保育の利用を希望する保護者（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げる小学校就学前子どもの保護者をいう。以下同じ。）は、様式第 1 号による申込書を市長に提出しなければならない。

(保育の利用の承諾等)

第 3 条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、法第 24 条第 3 項の規定により保育の利用の調整をし、保育の利用を承諾することを決定したときは、当該保護者に対し、入所承諾通知書(様式第 2 号)により通知するものとする。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保育の利用を承諾しないことができる。

- (1) 設備その他の理由により入所させる余力がないとき。
- (2) 保育の利用に係る児童が疾病その他の理由により他の児童に悪影響を及ぼすおそれのあるとき。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が保育の利用を不相当と認めるとき。

3 市長は、前項の規定により保育の利用を認めないことを決定したときは、当該保護者に対し、理由を付して、入所不承諾通知書(様式第 3 号)により通知するものとする。

(届出)

第4条 保育の利用の承諾の決定を受けた児童(以下「利用児童」という。)の保護者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 利用児童を保育所から退所させるとき。
- (2) 利用児童が死亡したとき。
- (3) 疾病その他の理由により利用児童に事故が生じたとき。
- (4) 利用児童又はその保護者の氏名又は住所に異動があったとき。

(保育の利用の解除)

第5条 市長は、利用児童について次の各号のいずれかに該当するものと認めるときは、保育の利用を解除することができる。

- (1) 前条第1号又は第2号に掲げる理由により届出があったとき。
- (2) 子ども・子育て支援法第20条第4項に規定する支給認定が取り消されたとき。
- (3) 市内に居住地を有しなくなったとき。
- (4) 疾病その他の理由により、保育に堪えられないとき、又は他の利用児童に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (5) その他市長が保育の利用を解除することが適当であると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、保育の利用を解除したときは、その保護者に対し、理由を付して、保育利用解除通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(児童の登所及び降所)

第6条 利用児童の登所及び降所は、保護者又はその委任を受けた者で市長が適当と認めたものが行わなければならない。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、保育の利用に関し必要な事項は、

別に定める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

- 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
 特定教育・保育施設等入所(園)申込書(兼保育児童台帳)

(宛先) 伊勢市長
(管理者)

年 月 日

〒 _____
 保護者住所 伊勢市 _____ 自宅Tel _____
 保護者氏名 _____ (印) _____ 携帯Tel _____ (続柄: _____)
 保護者生年月日 _____ 年 月 日 _____ 携帯Tel _____ (続柄: _____)

- 施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を次のとおり申請します。
 特定教育・保育施設等への入所(園)につき次のとおり申し込みます。

○最終ページの「記入上の注意」をよく読んでから記入してください。

| | | | | |
|----------------------------------|---------------|---|--------------------|-----|
| 申請に係る 小学校就学前 子ども (申請児童) | (ふりがな) 氏 名 | 生年月日 | 性別 | 備考 |
| | | 年 月 日 | 男・女 | |
| 支給認定証番号 (※1) | | | 障害者手帳・ 療育手帳等の有無 | 有・無 |
| 保育の希望の 有無(※2) | 有 | 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 (幼稚園等と併願の場合を含む。) 【2号・3号】 | | |
| | 無 | 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。) 【1号】 | | |

- (※1) 既に支給認定を受けている場合に記入してください。
 (※2) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業
 所内保育をいいます。【2号・3号】
 ・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。【1号】
 ・「有」を○で囲んだ場合は①～③に、「無」を○で囲んだ場合は①、②に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

| 区分 | (ふりがな) 氏 名 | 児童 との 続柄 | 生年月日 | 性別 | 職 業 又は 学校名等 | 市町村民税 課税の有無 | 同居 ・別居 | 備考(※) |
|------------|---------------|-----------------|-------|-----|-------------------|----------------|-----------|-------|
| 児童の 世帯員 | | 父 | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | 母 | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| 生活保護受給の有無 | | 無・有(年 月 日保護開始) | | | | | | |

(※) 申請児童の他に支給認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「支給認定証番号」を記入してください。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

| | | | |
|---------------------|-----------------|------|--------|
| 利用を希望する期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 利用を希望する 施設(事業者)名 | 施設(事業者)名 | 希望理由 | *事業所番号 |
| | 第1希望 | | |
| | 第2希望 | | |
| | 第3希望 | | |

*事業所番号欄は市記載欄ですので、記入する必要はありません。(表面)

③保育の利用を必要とする理由等

※前ページ 保育の希望の有無（※2）で「有」を○で囲んだ場合のみ記入してください。

※保育の利用を必要とする理由についての証明書等を提出していただきます。

| | 続柄 | 必要とする理由 | 備考 |
|---------------|---|---|----|
| 保育の利用を必要とする理由 | | <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休取得する場合に保育利用中の子どもの継続 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| | | <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休取得する場合に保育利用中の子どもの継続 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| 家庭の状況 | <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外 | | |
| 希望する利用時間 | 平日：午前 時 分から 午後 時 分まで 土曜日：午前 時 分から 午後 時 分まで | | |

-----【記入はここまで】-----

*市町村記載欄

| 受付年月日 | 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------|--|---------|---|-----|--|--|------------|--|--|--|--|-----------|--|----------|---|-----|----------|---------|---|--|---------|--|--|------------|--|--|---|--|--|----|--|--|
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>認定の可否</th> <th>支給認定証番号</th> <th>認定区分等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>可・否</td> <td>(否とする理由)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日認定</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/>1号 <input type="checkbox"/>2号 <input type="checkbox"/>3号 (<input type="checkbox"/>標 <input type="checkbox"/>短) </td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="2">支給(入所)の可否</th> <th>支給(利用)期間</th> </tr> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>可・否</td> <td>(否とする理由)</td> <td>自 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>施設型 <input type="checkbox"/>地域型 <input type="checkbox"/>特例施設型 <input type="checkbox"/>特例地域型 </td> <td>至 年 月 日</td> </tr> </table> </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <th colspan="3">入所施設(事業者)名</th> </tr> <tr> <td colspan="3"> (<input type="checkbox"/>認定こども園 (<input type="checkbox"/>連 <input type="checkbox"/>幼 (<input type="checkbox"/>幼 <input type="checkbox"/>保) <input type="checkbox"/>保 (<input type="checkbox"/>保 <input type="checkbox"/>幼) <input type="checkbox"/>地 (<input type="checkbox"/>幼 <input type="checkbox"/>保)) (<input type="checkbox"/>幼稚園 <input type="checkbox"/>保育所 <input type="checkbox"/>地域型 (<input type="checkbox"/>小 <input type="checkbox"/>家 <input type="checkbox"/>居 <input type="checkbox"/>事) </td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td colspan="2"></td> </tr> </tbody> </table> | 認定の可否 | 支給認定証番号 | 認定区分等 | <table border="1"> <tr> <td>可・否</td> <td>(否とする理由)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日認定</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/>1号 <input type="checkbox"/>2号 <input type="checkbox"/>3号 (<input type="checkbox"/>標 <input type="checkbox"/>短) </td> </tr> </table> | 可・否 | (否とする理由) | | 平成 年 月 日認定 | | <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短) | | | 支給(入所)の可否 | | 支給(利用)期間 | <table border="1"> <tr> <td>可・否</td> <td>(否とする理由)</td> <td>自 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>施設型 <input type="checkbox"/>地域型 <input type="checkbox"/>特例施設型 <input type="checkbox"/>特例地域型 </td> <td>至 年 月 日</td> </tr> </table> | 可・否 | (否とする理由) | 自 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型 | | 至 年 月 日 | | | 入所施設(事業者)名 | | | (<input type="checkbox"/> 認定こども園 (<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保 (<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保)) (<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 (<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事) | | | 備考 | | |
| 認定の可否 | 支給認定証番号 | 認定区分等 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>可・否</td> <td>(否とする理由)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成 年 月 日認定</td> <td></td> <td> <input type="checkbox"/>1号 <input type="checkbox"/>2号 <input type="checkbox"/>3号 (<input type="checkbox"/>標 <input type="checkbox"/>短) </td> </tr> </table> | 可・否 | (否とする理由) | | 平成 年 月 日認定 | | <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 可・否 | (否とする理由) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 平成 年 月 日認定 | | <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支給(入所)の可否 | | 支給(利用)期間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <table border="1"> <tr> <td>可・否</td> <td>(否とする理由)</td> <td>自 年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <input type="checkbox"/>施設型 <input type="checkbox"/>地域型 <input type="checkbox"/>特例施設型 <input type="checkbox"/>特例地域型 </td> <td>至 年 月 日</td> </tr> </table> | 可・否 | (否とする理由) | 自 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型 | | 至 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 可・否 | (否とする理由) | 自 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型 | | 至 年 月 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 入所施設(事業者)名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| (<input type="checkbox"/> 認定こども園 (<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保 (<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地 (<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保)) (<input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型 (<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

| | |
|--------------|-----------------------------|
| 受付年月日 | 年 月 日 |
| 施設(事業者)名 | (事業所番号：) |
| 担当者氏名 連絡先 | (担当者) (連絡先) |
| 入所契約(内定)の有無 | 有(契約・内定【 年 月 日契約(内定) 】) ・ 無 |
| 備考 | |

(裏面)

入所承諾通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



次の児童の保育所における保育の利用について、次のとおり承諾します。

| | |
|---------------------|---------|
| 入所する児童の氏名 及び生年月日 | 年 月 日 生 |
| 入所する施設の 名称及び所在地 | |
| 保育の実施期間 | |
| 保育料の月額 及び納入方法 | |

- ※ 入所申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を利用施設又は伊勢市に届け出てください。
- ※ 保育の利用中であっても支給認定の保育認定区分に該当しなくなった場合には保育の利用を解除いたします。

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

入所不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



申込みのありました施設への入所については、次の理由により入所できませんので通知します。

| | |
|--------------------------|--|
| 児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日 | 年 月 日 生 |
| 不 承 諾 理 由 | (Blank space for the reason of non-acceptance) |

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

保育利用解除通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



次の児童について、保育の利用を解除しましたので通知します。

| | |
|-----------------------|---------|
| 入所している児童の 氏名及び生年月日 | 年 月 日 生 |
| 入所している施設の 名称及び所在地 | |
| 保育の利用の解除 の 年 月 日 | |
| 保育の利用の解除 の 理 由 | |

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布
する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第17号

伊勢市立認定こども園条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市立認定こども園条例施行規則（平成22年伊勢市規則第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「条例第4条第1号に規定する者」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第19条第1項第1号に該当する支給認定子ども（以下「1号認定子ども」という。）」に改め、同条第2号中「条例第4条第2号に規定する者」を「支援法第19条第1項第2号又は第3号に該当する支給認定子ども（以下「2号又は3号認定子ども」という。）」に改める。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 保育教諭

第4条を次のように改める。

（開所時間）

第4条 伊勢市立しごうこども園の開所時間は、午前7時30分から午後6時までとする。ただし、土曜日にあつては、午前7時30分から午後4時30分までとする。

2 市長が特に必要と認めたときは、前項の開所時間を変更することができる。

第6条第1項中「第5条」を「第6条」に、「伊勢市立認定こども園入園申込書（様式第1号。以下「入園申込書」という。）」を「様式第1号による申込書」に改め、後段を削り、同条第2項を削る。

第7条第1項中「前条に規定する入園申込書」を「前条の申込書」に改め、同条第2項中「伊勢市立認定こども園入園承諾通知書（様式第2号）」を「1号認定子どもにあつては様式第2号による通知書により、2号又は3号認定子どもにあつては様式第3号による通知書」に改め、後段

を削り、同条第3項中「伊勢市立認定こども園入園不承諾通知書（様式第4号）」を「入園不承諾通知書（様式第4号）」に改める。

第8条中「第7条」を「第8条」に改める。

第9条中「第8条」を「第9条」に、「伊勢市立認定こども園入園承諾解除通知書（様式第6号）」を「1号認定子どもにあっては様式第6号による通知書により、2号又は3号認定子どもにあっては様式第7号による通知書」に改める。

第10条を次のように改める。

（保育料の額の通知）

第10条 市長は、保育料の額を決定したときは、その旨を保護者に通知するものとする。

第17条を第25条とする。

第16条を削り、第15条を第18条とし、同条の次に次の6条を加える。

（預かり保育の実施日及び開設時間）

第19条 預かり保育の実施日及び開設時間は、次のとおりとする。

- (1) 実施日 月曜日から金曜日まで。ただし、第5条に規定する認定こども園の休園日を除く。
- (2) 開設時間 午後2時から午後5時まで

（預かり保育の手続等）

第20条 預かり保育の利用を希望する保護者は、預かり保育の利用を希望する日の7日前までに伊勢市立認定こども園預かり保育申込書（様式第8号。以下「預かり保育申込書」という。）を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

（預かり保育の決定）

第21条 市長は、預かり保育申込書の提出があったときは、速やかに、そ

の内容を審査し、預かり保育の利用の要否を決定し、当該保護者に対し、伊勢市立認定こども園預かり保育決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（預かり保育の変更の届出等）

第22条 前条の規定による通知を受けた保護者は、申込みの内容に変更が生じたときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（預かり保育の利用申込みの取下げ）

第23条 預かり保育の利用の決定を受けた保護者が預かり保育の利用の申込みを取り下げようとするときは、伊勢市立認定こども園預かり保育申込取下書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（預かり保育に係る保育料の納期）

第24条 条例第16条の預かり保育の利用に係る費用は、月を単位として徴収するものとし、当月分を翌月末日（12月にあつては、同月26日）までに納付しなければならない。

第14条を第17条とし、第11条から第13条までを3条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の3条を加える。

（保育料の納期）

第11条 保育料は、毎月末日（12月にあつては、同月26日）までに翌月分を納付しなければならない。ただし、4月分にあつては、同月15日までに納付するものとする。

（月の途中で入退園した場合の保育料の額）

第12条 月の途中に入園し、又は退園した場合における保育料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日数を基礎として日割計算によって算定した額とする。ただし、当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 長時間部 子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44

号) 第59条第2号に定める日数

(2) 短時間部 子ども・子育て支援法施行規則第59条第1号に定める日数

(保育料の額の変更の通知)

第13条 市長は、保育料の額を変更したときは、その旨を当該保護者に通知するものとする。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

- 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
 特定教育・保育施設等入所(園)申込書（兼保育児童台帳）

(宛先) 伊勢市長
 (管理者)

年 月 日

〒

保護者住所 伊勢市

自宅Tel

保護者氏名 (印)

携帯Tel (続柄:)

保護者生年月日 年 月 日

携帯Tel (続柄:)

施設型給付費・地域型保育給付費等に係る支給認定を次のとおり申請します。

特定教育・保育施設等への入所(園)につき次のとおり申し込みます。

○最終ページの「記入上の注意」をよく読んでから記入して下さい。

| 申請に係る 小学校就学前 子ども (申請児童) | (ふりがな) 氏 名 | | 生年月日 | 性別 | 備考 |
|----------------------------------|---------------|--|-------|--------------------|-----|
| | | | 年 月 日 | 男・女 | |
| 支給認定証番号 (※1) | | | | 障害者手帳・ 療育手帳等の有無 | 有・無 |
| 保育の希望の 有無 (※2) | 有 | 保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合 (幼稚園等と併願の場合を含む。) 【2号・3号】 | | | |
| | 無 | 幼稚園等の利用を希望する場合(保育所等と併願の場合を除く。) 【1号】 | | | |

(※1) 既に支給認定を受けている場合に記入してください。

(※2) ・「保育所等」とは、保育所、認定こども園(保育部分)、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育をいいます。【2号・3号】

・「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園(教育部分)をいいます。【1号】

・「有」を○で囲んだ場合は①～③に、「無」を○で囲んだ場合は①、②に必要事項を記入してください。

①世帯の状況

| 区分 | (ふりがな) 氏 名 | 児童 との 続柄 | 生年月日 | 性別 | 職 業 又は 学校名等 | 市町村民税 課税の有無 | 同居 ・別居 | 備考(※) |
|------------|---------------|-----------------|-------|-----|-------------------|----------------|-----------|-------|
| 児童の 世帯員 | | 父 | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | 母 | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| | | | 年 月 日 | 男・女 | | 有・無 | 同・別 | |
| 生活保護受給の有無 | | 無・有(年 月 日保護開始) | | | | | | |

(※) 申請児童の他に支給認定を受けている児童がいる場合は、当該児童に係る「支給認定証番号」を記入してください。

②利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

| 利用を希望する期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
|---------------------|-----------------|--|--------|
| 利用を希望する 施設(事業者)名 | 施設(事業者)名 | | *事業所番号 |
| | 第1希望 | | |
| | 第2希望 | | |
| | 第3希望 | | |

*事業所番号欄は市記載欄ですので、記入する必要はありません。

(表面)

③保育の利用を必要とする理由等

※前ページ 保育の希望の有無（※2）で「有」を○で囲んだ場合のみ記入してください。

※保育の利用を必要とする理由についての証明書等を提出していただきます。

| 保育の利用を必要とする理由 | 続柄 | 必要とする理由 | 備考 |
|---------------|---|---|----|
| | | <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休取得する場合に保育利用中の子どもの継続 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| | | <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 虐待やDVのおそれ <input type="checkbox"/> 育休取得する場合に保育利用中の子どもの継続 <input type="checkbox"/> その他（ ） | |
| 家庭の状況 | <input type="checkbox"/> ひとり親家庭 ・ <input type="checkbox"/> 左記以外 | | |
| 希望する利用時間 | 平日：午前 時 分から 午後 時 分まで 土曜日：午前 時 分から 午後 時 分まで | | |

-----【記入はここまで】-----

*市町村記載欄

| 受付年月日 | 年 月 日 | | |
|--|----------|----------|---|
| 認定の可否 | | 支給認定証番号 | 認定区分等 |
| 可・否 平成 年 月 日認定 | (否とする理由) | | <input type="checkbox"/> 1号 <input type="checkbox"/> 2号 <input type="checkbox"/> 3号 (<input type="checkbox"/> 標 <input type="checkbox"/> 短) |
| 支給(入所)の可否 | | 支給(利用)期間 | |
| 可・否 | (否とする理由) | 自 年 月 日 | 至 年 月 日 |
| [<input type="checkbox"/> 施設型 <input type="checkbox"/> 地域型 <input type="checkbox"/> 特例施設型 <input type="checkbox"/> 特例地域型] | | | |
| 入所施設(事業者)名 | | | |
| (<input type="checkbox"/> 認定こども園(<input type="checkbox"/> 連 <input type="checkbox"/> 幼(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保) <input type="checkbox"/> 保(<input type="checkbox"/> 保 <input type="checkbox"/> 幼) <input type="checkbox"/> 地(<input type="checkbox"/> 幼 <input type="checkbox"/> 保)) <input type="checkbox"/> 幼稚園 <input type="checkbox"/> 保育所 <input type="checkbox"/> 地域型(<input type="checkbox"/> 小 <input type="checkbox"/> 家 <input type="checkbox"/> 居 <input type="checkbox"/> 事) | | | |
| 備 考 | | | |

*施設記載欄(施設(事業者)を経由して市町村に提出する場合)

| 受付年月日 | 年 月 日 |
|--------------|-----------------------------|
| 施設(事業者)名 | (事業所番号：) |
| 担当者氏名 連絡先 | (担当者) (連絡先) |
| 入所契約(内定)の有無 | 有(契約・内定【 年 月 日契約(内定) 】) ・ 無 |
| 備 考 | |

(裏面)

入園承諾通知書

第 月 号日
年

様

伊勢市長



申込みのありました施設への入園について次のとおり承諾します。

| | |
|---------------------|---------|
| 入園する児童の氏名 及び生年月日 | 年 月 日 生 |
| 入園する施設の 名称及び所在地 | |
| 保育料の月額 及び納入方法 | |

※入園申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を利用施設又は伊勢市に届け出てください。

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

入園承諾通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

申込みのありました施設への入園について次のとおり承諾します。

| | |
|---------------------|---------|
| 入園する児童の氏名 及び生年月日 | 年 月 日 生 |
| 入園する施設の 名称及び所在地 | |
| 保育の実施期間 | |
| 保育料の月額 及び納入方法 | |

※入園申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかにその旨を利用施設又は伊勢市に届け出てください。

※保育の実施中であっても支給認定の保育認定区分に該当しなくなった場合には保育の利用を解除いたします。

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

入園不承諾通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

申込みのありました施設への入園については、次の理由により入園できませんので通知します。

| | |
|--------------------------|---------|
| 児 童 の 氏 名 及 び 生 年 月 日 | 年 月 日 生 |
| 不 承 諾 理 由 | |

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第5号(第8条関係)

年 月 日

(宛先)伊勢市長

(保護者)

住 所
氏 名

印

退 園 届

下記の理由により、退園します。

記

| | |
|--|------------|
| 施 設 名 | |
| 退園を希望する 児童の氏名及び 生 年 月 日 | 年 月 日生(歳) |
| 退 園 の 理 由 | |
| 退 園 年 月 日 | 年 月 日 |
| 転出・転居の場合の 入園承諾解除通知書 (保育利用解除通知書) 送 付 先 | |

入園承諾解除通知書

年 第 月 号 日

様

伊勢市長

印

次の児童について、入園の承諾を解除することにしましたので通知します。

| | |
|-------------------------|---------|
| 入園の承諾を解除する在園児童の氏名及び生年月日 | 年 月 日 生 |
| 施設名 | |
| 入園の承諾の解除の年月日 | |
| 入園の承諾の解除の理由 | |

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第 6 号の次に次の 4 様式を加える。

保育利用解除通知書

第 号
年 月 日

様

伊勢市長

印

次の児童について、保育の利用を解除することにしたので通知します。

| | |
|-----------------------|---------|
| 入園している児童の 氏名及び生年月日 | 年 月 日 生 |
| 入園している施設の 名称及び所在地 | |
| 保育の利用の解除 の 年 月 日 | |
| 保育の利用の解除 の 理 由 | |

(教示)

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に伊勢市長に対して異議申立てをすることができます。

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、伊勢市を被告として(訴訟において伊勢市を代表する者は伊勢市長となります。)、提起することができます。(なお、この処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます(なお、決定があったことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

様式第8号(第20条関係)

伊勢市立認定こども園預かり保育申込書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住 所

保護者

氏 名

㊟

氏 名

園 児

生年月日

年 月 日

預かり保育を利用したいので、次のとおり申し込みます。

1 利用希望年月日 年 月 日 ～ 年 月 日

2 預かり保育が必要な理由(具体的に記入してください。)

3 緊急時の連絡先

自宅電話番号

勤務先等

勤務先等電話番号

(氏名)

4 その他

様式第9号(第21条関係)

伊勢市立認定こども園預かり保育決定通知書

年 月 日

様

伊勢市長



申込みのありました預かり保育については、次のとおり決定します。

1 承諾

| | |
|-----------------|--------------------|
| 園児の氏名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日生 |
| 預かり保育の実施 期 間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 備 考 | |

2 不承諾

| | |
|-----|--|
| 理 由 | |
|-----|--|

様式第 10 号（第 23 条関係）

伊勢市立認定こども園預かり保育申込取下書

年 月 日

(宛先)伊勢市長

住 所

保護者

氏 名

㊟

預かり保育について、利用の申込みを取り下げます。

| | |
|---------------|--------|
| 園 児 の 氏 名 | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日生 |
| 取 下 げ の 年 月 日 | 年 月 日 |
| 取 下 げ の 理 由 | |

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市立の幼保連携型認定こども園の学校医等の公務災害補償に関する

規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第18号

伊勢市立の幼保連携型認定こども園の学校医等の公務災害補償に関する規則

伊勢市立の幼保連携型認定こども園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務上の災害に対する補償に関する伊勢市立の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成17年伊勢市条例第31号）の施行については、伊勢市立の学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第2号）の例による。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項に規定
する事務を定める規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 19 号

伊勢市地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項に
規定する事務を定める規則

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第
27 条第 1 項に規定する伊勢市が設置する幼保連携型認定こども園（同法第
18 条第 3 項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。）に関
する事務のうち、伊勢市教育委員会の権限に属する事務と密接な関連を有
するものとして規則で定めるものは、次のとおりとする。

- (1) 幼保連携型認定こども園における教育課程に関する基本的事項の
策定
- (2) 幼保連携型認定こども園の設置及び廃止に関すること。
- (3) 幼保連携型認定こども園の職員の任免その他の人事に関すること。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第20号

伊勢市特別保育の実施に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市特別保育の実施に関する条例（平成27年伊勢市条例第8号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(延長保育の実施)

第2条 延長保育は、次の各号に掲げる延長保育の区分に応じ、当該各号に定めるところにより、必要と認める児童に対し、実施する。

- (1) A型延長保育 市立保育所（伊勢市立保育所条例（平成17年伊勢市条例第88号）第2条に定める保育所をいう。以下同じ。）又は市立認定こども園（伊勢市立認定こども園条例（平成22年伊勢市条例第24号）第2条に定める認定こども園をいう。）に入所し、又は入園し、保育の必要量が8時間までに限られた児童について、各施設の開所時間（伊勢市立保育所条例施行規則（平成17年伊勢市規則第61号）第4条又は伊勢市立認定こども園条例施行規則（平成22年伊勢市規則第32号）第4条に定める開所時間をいう。）を超えない範囲で実施する。
- (2) B型延長保育 市立保育所に入所している児童について、当該児童の保護者が次のいずれかに該当する場合に実施する。
 - ア 昼間に居宅外で就労することを常態としており、就労形態、通勤等のため帰宅の時刻が開所時間（伊勢市立保育所条例施行規則第4条に定める開所時間をいう。以下同じ。）外となる場合
 - イ 昼間に居宅内で児童と離れて就労（日常的な家事以外の労働に限る。）することを常態としており、当該就労の終了する時刻が開所時間外となる場合
 - ウ 疾病、負傷又は精神若しくは身体の障害により、開所時間を超え

て児童を保育する必要があると認める場合

エ 長期にわたり疾病の状態にあり、又は精神若しくは身体に障害を有する親族を常時介護しているため、開所時間を超えて児童を保育する必要があると認める場合

オ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっているため、開所時間を超えて児童を保育する必要があると認める場合

カ その他市長が特に必要と認める状態にある場合

(休日保育の実施)

第3条 休日保育は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第19条第1項第2号又は第3号に該当する支給認定子ども（同法第20条第4項に規定する支給認定子どもをいう。以下同じ。）であって、市内において特定教育・保育（保育に限る。）（同法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。）又は特別利用教育（同法第28条第1項第3号に規定する特別利用教育をいう。）を受けるものについて、当該支給認定子どもの保護者が就労等により、休日（条例第2条第3号に規定する日をいう。以下同じ。）において児童を家庭で保育できないと認める場合に実施する。

(一時保育の実施)

第4条 一時保育は、現に保育所に入所していない生後3箇月（伊勢市立保育所ゆりかご園において一時保育を利用する場合にあつては、満1歳）以上の小学校就学前の健康な児童について、本市に住所を有する当該児童の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合に実施する。

(1) 就労、職業訓練、就学等により、家庭での保育が断続的に困難である場合

(2) 傷病、災害、事故、出産、看護、介護、冠婚葬祭その他の社会の慣習上又は社会生活上やむを得ない事由により、緊急かつ一時的に家庭

での保育が困難となる場合

- (3) 育児に伴う心理的及び肉体的負担の解消等のため、一時的に当該児童を保育する必要があると認められる場合（障害児を体験的に利用させる場合を含む。）
- (4) その他市長が特に必要と認める状態にある場合
（実施日並びに実施施設、保育時間及び定員）

第5条 特別保育の実施日は、次の各号に掲げる特別保育の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 延長保育 月曜日から土曜日まで。ただし、休日を除く。
- (2) 休日保育 休日
- (3) 一時保育 次のア及びイに掲げる市立保育所の区分に応じ、それぞれ当該ア及びイに定めるとおりとする。

ア 伊勢市立保育所きらら館及び伊勢市立しごうこども園 月曜日から土曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

イ 伊勢市立保育所ゆりかご園 月曜日から金曜日まで。ただし、12月29日から翌年1月3日までの日を除く。

2 特別保育の実施施設、保育時間及び定員は、別表に定めるとおりとする。

（一時保育の実施日数の制限）

第6条 同一の児童に対する一時保育の実施日数は、次の各号に掲げる一時保育の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 第4条第1号の規定に係る一時保育 週3日以内
- (2) 第4条第2号の規定に係る一時保育 月14日以内

- (3) 第4条第3号の規定に係る一時保育 週3日以内
- (4) 第4条第4号の規定に係る一時保育 市長が必要と認める日数
(利用の申込み)

第7条 条例第4条の規定による申込みは、次の各号に掲げる特別保育の区分に応じ、当該各号に定める期日までに、特別保育（延長・休日・一時）利用申込書（様式第1号）を市長に提出してしなければならない。

- (1) A型延長保育 A型延長保育を利用する日の5日前
- (2) B型延長保育 B型延長保育を利用する月の前月の末日の5日前
- (3) 休日保育 休日保育を利用する日の10日前
- (4) 一時保育 一時保育を利用する日

2 前項の申込書（A型延長保育に係るものを除く。）には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、A型延長保育又は第4条第2号の規定に係る一時保育の申込みは、緊急性が極めて高いと市長が認めるときは、口頭ですることができる。この場合においては、事後において速やかに第1項の申込書を提出するものとする。

(利用の承認)

第8条 市長は、前条第1項の申込書の提出があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて保護者の状況等について調査を行い、特別保育の利用を承認すべきものと認めたときは、特別保育利用承認通知書（様式第2号）により保護者に通知するものとする。

(特別保育料の納期)

第9条 特別保育料は、当月分を翌月（B型延長保育を利用した場合にあっては、当月）の末日（12月あっては、同月26日）までに納付しなければならない。

(特別保育の実施の解除)

第10条 市長は、第8条の規定により特別保育の利用の承認を受けた児童について、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、特別保育の利用を解除することができる。

- (1) 第2条、第3条及び第4条に規定する特別保育の実施基準に該当しなくなったとき。
- (2) 保護者から特別保育（B型延長保育及び一時保育に限る。）の利用の解除の申出があったとき。
- (3) 特別保育の利用を継続することが困難であると市長が認めたとき。

2 前項第2号の申出は、特別保育（B型延長保育・一時保育）利用解除申出書（様式第3号）により行うものとする。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

1 延長保育

| 実施施設 | 保育時間 | |
|--------------|--|--------------------|
| | A型延長保育 | B型延長保育 |
| 伊勢市立保育所きらら館 | 午前7時から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで | 午後6時から午後7時まで |
| 伊勢市立大世古保育所 | 午前7時15分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時15分まで | 午後6時15分から午後7時15分まで |
| 伊勢市立明倫保育所 | 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分まで | / |
| 伊勢市立浜郷保育所 | 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで | |
| 伊勢市立二見浦保育園 | | |
| 伊勢市立五峰保育園 | | |
| 伊勢市立高城保育園 | | |
| 伊勢市立保育所あけぼの園 | | |
| 伊勢市立保育所しらとり園 | 午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時まで | |
| 伊勢市立保育所ゆりかご園 | | |
| 伊勢市立御菌第一保育園 | | |
| 伊勢市立御菌第二保育園 | | |
| 伊勢市立しごうこども園 | | |

2 休日保育

| 実施施設 | 保育時間 | 定員 |
|-------------|-----------------------|------|
| 伊勢市立保育所きらら館 | 午前 7 時 30 分から午後 6 時まで | 20 人 |

3 一時保育

| 実施施設 | 保育時間 | 定員 |
|--------------|--------------------------------|------|
| 伊勢市立保育所きらら館 | 午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分 まで | 15 人 |
| 伊勢市立保育所ゆりかご園 | | 6 人 |
| 伊勢市立しごうこども園 | | 15 人 |

特別保育(延長・休日・一時)利用申込書

年 月 日

(宛先) 伊勢市長

〒 _____
 住 所 _____
 保護者氏名 _____ ㊟
 連絡先 _____ (続柄)

| | | | |
|-----------------------|--|---|------|
| ふりがな | | 生年月日 | 年 齡※ |
| 児童氏名 | | 年 月 日 | 歳 |
| 在園施設名(延長・休日保育申込者のみ記入) | | ※延長・休日保育利用の場合は、4月1日現在の年齢を記入 一時保育は、利用月の1日現在の年齢を記入 | |

【A型延長保育】

| | | |
|------|---------|---------|
| 利用期間 | 年 月 日から | 年 月 日まで |
|------|---------|---------|

【B型延長保育】

| | |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 保育所きらら館 午後6時から午後7時まで | <input type="checkbox"/> 大世古保育所 午後6時15分から午後7時15分まで |
| 利用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| ※市記入欄 | |

【休日保育】

| | |
|---|-----------------|
| 休日保育を必要とする理由(具体的に) | |
| 利用期間等 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 毎・第_____日曜 <input type="checkbox"/> 祝日 <input type="checkbox"/> 不定期 (午前 時 分から 午後 時 分まで) | |

【一時保育】

| | |
|---|--|
| 利用施設 <input type="checkbox"/> 保育所きらら館 <input type="checkbox"/> 保育所ゆりかご園 <input type="checkbox"/> しごうこども園 | 保育を必要とする理由(具体的に) <input type="checkbox"/> 就労等のため <input type="checkbox"/> 緊急のため() <input type="checkbox"/> リフレッシュ等のため() |
| 利用日 (年 月 利用分) 全日 _____ (給食 有・無) 半日(午前) _____ (給食 有・無) (午後) _____ (給食 有・無) 計 日間 | 生活保護法による保護の状況 (有・無) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律における支援給付の受給状況 (有・無) |
| ※市記入欄 | |

様式第2号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

伊勢市長



特別保育利用承認通知書

特別保育の利用について、次のとおり決定しましたので、通知します。

| | | | |
|---------------------------|-------|-----|--|
| 特別保育の 種 類 | | 施設名 | |
| 児 童 氏 名 | | | |
| 生 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 保 育 期 間 及 び 保 育 時 間 | | | |
| 特別保育料 | | | |
| 備考 | | | |

様式第3号（第10条関係）

年 月 日

特別保育（B型延長保育・一時保育）利用解除申出書

（宛先）伊勢市長

住 所

保護者 氏 名

連絡先

次のとおり特別保育（B型延長保育・一時保育）の利用の解除を申し出ます。

| | |
|---------------|---|
| 特別保育の種類 | <input type="checkbox"/> B型延長保育 <input type="checkbox"/> 一時保育 |
| 解除する特別保育の利用日時 | |
| 児 童 氏 名 | |
| 施 設 の 名 称 | |
| 解 除 の 理 由 | |

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第21号

伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例（平成27年伊勢市条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の定めるところによる。

(利用者負担額)

第3条 条例第2条及び附則第2項の規則で定める額は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

特定教育・保育（教育に限る。）又は特別利用教育を受けた場合
の利用者負担額

（単位：円）

| 児童の属する世帯の階層区分 | | 利用者負担額 (月額) |
|---------------|---|--------------------|
| 1 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 0 |
| 2 | 第1階層を除き、市民税所得割額が非課税の世帯 | 3,000 (1,500) |
| 3 | 市民税所得割額が77,100円以下の世帯 | 12,500 (6,200) |
| 4 | 市民税所得割額が211,200円以下の世帯 | 16,900 (8,400) |
| 5 | 市民税所得割額が211,201円以上の世帯 | 22,100 (11,000) |

備考

- この表において「世帯の階層区分」とは、各月初日における世帯の階層区分をいう。
- 同一世帯に2人以上の負担額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園

に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（同法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子ども（以下「小学校第3学年修了前子ども」という。）をいう。以下同じ。）がいる場合は、当該負担額算定基準子どものうち、2番目に年齢が高いものに係る保育料は括弧内の額とし、3番目以降のものに係る保育料は無料とする。

- 3 この表において「市民税所得割額」とは、特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条に規定する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第20条で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。
- 4 この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯の第2階層の保育料は、無料とする。
 - (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
 - (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

ための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）

- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
- (6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）
- (7) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

別表第2（第3条関係）

特定教育・保育（保育に限る。）、特別利用保育、特定地域型保育、
 特定利用地域型保育又は特別利用地域型保育を受けた場合の利用
 者負担額

（単位：円）

| 児童の属する世帯の 階層区分 | | 利用者負担額（月額） | | | |
|-------------------|---|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | | 保育標準時間 | | 保育短時間 | |
| | | 3歳未満 のもの | 3歳以上 のもの | 3歳未満 のもの | 3歳以上 のもの |
| 1 | 生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援需給世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 | 市民税が非課税である母子世帯等 | 0 | 0 | 0 | 0 |

| | | | | | |
|---|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 3 | 市民税が非課税 である上記以外 の世帯 | 5,000 (2,500) | 4,000 (2,000) | 5,000 (2,500) | 4,000 (2,000) |
| 4 | 市民税が均等割 のみの世帯 | 9,400 (4,700) | 8,000 (4,000) | 9,300 (4,600) | 7,900 (3,900) |
| 5 | 市民税所得割額 が48,600円未満 の世帯 | 11,100 (5,500) | 9,300 (4,600) | 11,000 (5,500) | 9,200 (4,600) |
| 6 | 市民税所得割額 が48,600円以上 65,000円未満の 世帯 | 12,800 (6,400) | 11,800 (5,900) | 12,600 (6,300) | 11,600 (5,800) |
| 7 | 市民税所得割額 が65,000円以上 97,000円未満の 世帯 | 21,000 (10,500) | 17,900 (8,900) | 20,700 (10,300) | 17,600 (8,800) |
| 8 | 市民税所得割額 が97,000円以上 128,000円未満 の世帯 | 33,100 (16,500) | 19,900 (9,900) | 32,600 (16,300) | 19,600 (9,800) |
| 9 | 市民税所得割額 が128,000円以 上169,000円未 満の世帯 | 39,400 (19,700) | 21,900 (10,900) | 38,800 (19,400) | 21,600 (10,800) |

| | | | | | |
|----|---|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 10 | 市民税所得割額 が 169,000 円 以 上 233,000 円 未 満の世帯 | 43,400 (21,700) | 22,900 (11,400) | 42,700 (21,300) | 22,600 (11,300) |
| 11 | 市民税所得割額 が 233,000 円 以 上 301,000 円 未 満の世帯 | 45,500 (22,700) | 23,900 (11,900) | 44,800 (22,400) | 23,500 (11,700) |
| 12 | 市民税所得割額 が 301,000 円 以 上 397,000 円 未 満の世帯 | 47,800 (23,900) | 24,900 (12,400) | 47,000 (23,500) | 24,500 (12,200) |
| 13 | 市民税所得割額 が 397,000 円 以 上の世帯 | 49,800 (24,900) | 25,900 (12,900) | 49,000 (24,500) | 25,500 (12,700) |

備考

- この表において「世帯の階層区分」とは、各月初日における世帯の階層区分をいう。
- 同一世帯に2人以上の負担額算定基準子ども（小学校第3学年修了前子どもを除く。）がいる場合は、2番目に年齢が高いものに係る保育料は括弧内の額とし、3番目以降のものに係る保育料は無料とする。
- この表において「市民税所得割額」とは、特定教育・保育のあった月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条に規定する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則第20条で定める規定による控除をされるべき金額

があるときは、当該金額を加算した額とする。)をいう。

4 この表において「母子世帯等」とは、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（子ども・子育て支援法施行令第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
- (2) 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (3) 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に限る。）
- (6) 国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）
- (7) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

5 2号認定及び3号認定の区分は、当該年度の初日の前日における年齢に該当する認定区分によるものとし、当該年度中は、その認定区分を適用する。

伊勢市保育所保育料徴収条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第22号

伊勢市保育所保育料徴収条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市保育所保育料徴収条例（平成27年伊勢市条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の定めるところによる。

(保育料の額の通知)

第3条 市長は、条例第3条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の保育料の額を決定したときは、その旨を支給認定保護者又は扶養義務者（以下「支給認定保護者等」という。）に通知するものとする。

(月の途中で入退所した場合の保育料の額)

第4条 月の途中に入所し、又は退所した場合における保育料の額は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第59条第2号に定める日数を基礎として日割計算によって算定した額とする。ただし、当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

(保育料の納期)

第5条 保育料は、毎月末日（12月にあつては、同月26日）までに翌月分を納付しなければならない。ただし、4月分にあつては、同月15日までに納付するものとする。

(保育料の変更)

第6条 市長は、保育料の額を変更したときは、その旨を当該支給認定保

護者等に通知するものとする。

(身分証明書)

第7条 保育料の徴収及び滞納処分を行う職員は、保育料徴収職員証（別記様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別記様式（第7条関係）

（表）

| | |
|--|-------------|
| | 第 号 |
| | 保育料徴収職員証 |
| | 所 属 |
| | 氏 名 |
| | 生年月日 年 月 日生 |
| 上記の者は、保育料の徴収及び滞納処分を行う職員であることを証する。 | |
| 発行年月日 | 年 月 日 |
| 伊勢市長 印 | |

（裏）

| |
|--|
| <p>1 本証は、保育料の徴収又は滞納処分を行う場合には、必ず携行しなければならない。</p> <p>2 本証は、関係人の請求があったときは、これを掲示しなければならない。</p> <p>3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。</p> <p>4 本証を有する者が、徴収職員である資格を無くしたときは、直ちに本証を返納しなければならない。</p> |
|--|

伊勢市幼稚園保育料の徴収に関する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第23号

伊勢市幼稚園保育料の徴収に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市立幼稚園条例（平成17年伊勢市条例第180号）

第3条第1項の規定による保育料の徴収に関し、必要な事項を定めるものとする。

(保育料の額の決定の通知)

第2条 市長は、保育料の額を決定したときは、支給認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する支給認定保護者をいう。）に対し、その旨を通知するものとする。

2 前項の規定は、保育料の額を変更した場合について準用する。

(保育料の納期)

第3条 保育料は、毎月5日までに、当該月分を納付しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、別に納期を定めることができる。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、保育料の徴収に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 24 号

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則の一部を改正する規則

伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則（平成 17 年伊勢市規則第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 34 条の 8」を「第 34 条の 8 第 1 項」に改める。

第 2 条の表伊勢市二見放課後児童クラブ第 1 の項中「伊勢市二見放課後児童クラブ第 1」を「伊勢市二見放課後児童クラブ」に、同表伊勢市御菌放課後児童クラブ第 1 の項中「伊勢市御菌放課後児童クラブ第 1」を「伊勢市御菌放課後児童クラブ」に改める。

第 3 条第 2 号中「、支援」を「及び支援」に改める。

第 3 条の 2 中「条例の規定により、第 2 条の表に掲げる児童クラブは、」を「条例及び」に改める。

第 8 条を次のように改める。

（支援員）

第 8 条 児童クラブには、伊勢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年伊勢市条例第 29 号。以下「基準条例」という。）第 10 条第 3 項の規定に該当する放課後児童支援員を同条第 2 項の規定に従い配置するものとする。

2 障害児を受け入れる場合にあつては、前項の規定により配置される放課後児童支援員に加えて専門的知見を有する放課後児童支援員を配置するものとする。

第 10 条第 1 号中「生活扶助」を「保護」に改め、同条第 2 号中「受けている世帯」を「受けている者が属する世帯」に改める。

第 12 条中「小学校 1 年生から 3 年生まで」を「小学校」に改める。

第 13 条中「指定管理者は、」の次に「児童クラブを」を加える。

第 14 条第 2 項中「入会」を「児童クラブへの入会（以下「入会」という。）」に改める。

第 15 条の見出しを「(決定)」に改め、同条第 2 項中「伊勢市放課後児童クラブ入会決定通知書」を「伊勢市放課後児童クラブ入会承諾決定通知書」に、「伊勢市放課後児童クラブ入会不承諾通知書」を「伊勢市放課後児童クラブ入会不承諾決定通知書」に、「保護者」を「申込者」に改め、同条第 3 項中「申込みに係る児童のすべてが利用する場合にはクラブにおける適切な運営が困難となることその他の」及び「利用の承認は、」を削り、「順次の次に「入会を」を加える。

第 16 条の見出し中「入会」を「入会承諾決定」に改め、同条各号列記以外の部分中「入会」を「入会の承諾の決定」に改め、同条第 1 号中「入所申込書」を「入会申込書」に改める。

第 17 条中「保護者」を「入会の承諾の決定を受けた申込者」に改める。

第 18 条各号列記以外の部分中「クラブ」を「児童クラブ」に改め、同項第 2 号中「き損」を「毀損し、」に改め、同項第 3 号中「指導員」を「支援員」に改める。

第 19 条中「利用者が」を「利用者は」に、「き損」を「毀損し、」に改める。

別表第 1 伊勢市二見放課後児童クラブ第 1 の項中「伊勢市二見放課後児童クラブ第 1」を「伊勢市二見放課後児童クラブ」に改め、同表伊勢市御菌放課後児童クラブ第 1 の項中「伊勢市御菌放課後児童クラブ第 1」を「伊勢市御菌放課後児童クラブ」に改める。

別表第 2 伊勢市二見放課後児童クラブ第 1 の項中「伊勢市二見放課後児童クラブ第 1」を「伊勢市二見放課後児童クラブ」に改め、同表伊勢市御菌放課後児童クラブ第 1 の項中「伊勢市御菌放課後児童クラブ第 1」を「伊勢市御菌放課後児童クラブ」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「保護者 住所 伊勢市
氏名

番地 「住所 伊勢市
を
①」 保護者 氏名 ②

「クラブ名」を「放課後児童クラブ名」に、
*字は、楷書ではっきりと
*学校との連携を図るため

書いてください。

、入会決定後、申込書・調書の内容は、学校長あてに送付させていただきます
「備考

ますので、ご了承ください。」を 1 字は、楷書ではっきりと書いて
2 学校との連携を図るため、入会

ください。

決定後、申込書及び調書の内容は、学校長宛に送付させていただきますの
に改める。

で御了承ください。」

様式第2号中「伊勢市放課後児童クラブ入会決定通知書」を「伊勢市放
課後児童クラブ入会承諾決定通知書」に、「放課後児童クラブ入会について」
を「放課後児童クラブへの入会について」に改め、「下記のとおり」の次に
「承諾することに」を加え、「クラブ名」を「放課後児童クラブ名」に、「ク
ラブに」を「放課後児童クラブに」に、「入会を」を「入会の承諾の決定を」
に、「指導員」を「支援員」に改める。

様式第3号中「伊勢市放課後児童クラブ入会不承諾通知書」を「伊勢市
放課後児童クラブ入会不承諾決定通知書」に、「放課後児童クラブ入会につ
いて」を「放課後児童クラブへの入会について」に、「入会できません」を

「不承諾とすることに決定しました」に、「クラブ名」を「放課後児童クラブ名」に改める。

様式第4号中 「申込児童 小学校 年（男・女） 氏名 児童 生年月日 小
氏名 を 小
生年月日 年 月 日」

日 年 月 日 に、「放課後児童クラブを」を「放課後児童学校 年（男・女）」
児童クラブを」に、「退会」を「退会」に、「クラブ名」を「放課後児童ク
ラブ名」に、「退所年月日」を「退会年月日」に、「住所
保護者氏名

を「住所
①」保護者氏名 ①」に、「あて先」を「宛先」
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市放課後児童クラブ開設及び管理に関する規則に定める様式による申込書等については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業の実施に関する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第25号

伊勢市指定障害児相談支援事業及び指定特定相談支援事業の実施に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、伊勢市（以下「事業者」という。）が開設する伊勢市障害児相談支援事業所おおぞら児童園（以下「事業所」という。）において実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定障害児相談支援事業及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定特定相談支援事業（以下これらを「相談支援事業」という。）について人員及び運営管理に関する事項を定めることにより、相談支援事業の円滑な運営を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（以下「障害児等」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児等の立場に立った適切な指定障害児相談支援及び指定計画相談支援（以下「指定障害児相談支援等」という。）の提供を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、児童福祉法及び障害者総合支援法において使用する用語の例による。

(運営の方針)

第3条 事業者は、障害児が有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう当該障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な福祉サービス事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して相談支援事業を実施するものとする。

- 2 事業者は、障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業者等に不当に偏ることのないよう、公正中立に相談支援事業を実施するものとする。
- 3 事業者は、市町村、障害児通所支援事業者、医療機関等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるものとする。
- 4 事業者は、自らその提供する相談支援事業の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 事業者は、前各項に定めるほか、児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）その他関係法令等を遵守し、相談支援事業を実施するものとする。

（事業所の名称等）

第4条 相談支援事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

| 名称 | 所在地 |
|----------------------|------------------------------------|
| 伊勢市障害児相談支援事業所おおぞら児童園 | 伊勢市黒瀬町562番地3 伊勢市中心身障害児通園施設おおぞら児童園内 |

（職員の職種及び員数）

第5条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人
- (2) 相談支援専門員 1人以上

（職務内容）

第6条 職員は、次に定める業務を行う。

- (1) 管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、当該職員に、この規則その他の関係法令の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- (2) 相談支援専門員は、障害児の日常生活全般に関する相談、障害児支援利用計画又はサービス等利用計画（以下「障害児支援利用計画等」という。）の作成、継続的な障害児支援利用計画の実施状況の把握（障害児についての継続的な評価を含む。以下「モニタリング」という。）等を行い、適切な障害児通所支援の利用が行われるように努めるものとする。

（業務日及び業務時間）

第7条 事業所の業務日及び業務時間は、次のとおりとする。

- (1) 業務日 月曜日から金曜日まで。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。
- (2) 業務時間 午前8時30分から午後5時15分まで
（指定障害児相談支援等の提供方法及び内容）

第8条 事業所で行う指定障害児相談支援等の内容は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活全般に関する相談
- (2) 地域の障害児通所支援事業者等の情報提供
- (3) 障害児支援利用計画等の作成及び評価
- (4) 訪問による継続的なモニタリング
- (5) 前各号に附帯するその他必要な相談支援、助言等

（相談支援事業の実施地域）

第9条 相談支援事業の実施地域は、市の全域とする。ただし、市外に居

住する障害児等に対し、指定障害児相談支援等の提供を妨げるものではない。

(利用承諾及び契約)

第10条 事業者は、指定障害児相談支援等を利用しようとする障害児の保護者から申出があったときは、障害児に関し必要な事項を調査するものとする。

2 事業者は、前項に規定する調査の結果を審査し、申出を承諾する場合は、障害児等に対し、利用の条件及び内容等の説明を行い、同意を得るものとする。

3 保護者は、指定計画相談支援にあつては計画相談支援利用契約書により、指定障害児相談支援にあつては障害児相談支援利用契約書により、事業者と契約を締結しなければならない。

(障害児等から受領する費用の種類及びその額)

第11条 事業者は、法定代理受領を行わない指定障害児相談支援等を提供した際は、保護者から障害児相談支援給付費又は計画相談支援給付費の額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、前項の額のほか、第9条に規定する相談支援事業の実施地域以外の地域の居宅等を訪問して相談支援事業を行う場合には、それに要した交通費の実費を保護者から徴収することができる。この場合において、その額は、伊勢市職員等の旅費に関する条例（平成17年伊勢市条例第45号）の例により算定した額とする。

3 事業者は、前2項の費用の支払を受けた場合には、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った保護者に対し交付するものとする。

4 第2項の費用の額に係る指定障害児相談支援等の提供に当たっては、あらかじめ保護者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、保護者の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第12条 事業者は、障害児等に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 苦情解決体制の整備
- (3) 職員に対し、虐待の防止に関する普及啓発を図るための研修の実施
(苦情解決)

第13条 事業者は、提供した指定障害児相談支援等に関する障害児等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業者は、障害児等又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により実施する調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援等の提供により事故が発生した場合は、事業者及び当該障害児の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業者は、障害児等に対する指定障害児相談支援等の提供により賠償

すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業者は、職員の質的向上を図るため、研修の機会を確保する。

2 職員は、正当な理由がなくその業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を漏らしてはならないものとする。

3 事業者は、職員であった者が、正当な理由がなくその業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講ずるものとする。

4 事業者は、他の特定相談支援事業所等、福祉サービス事業所その他の関係機関に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供するときは、あらかじめ文書により障害児等の同意を得るものとする。

(補則)

第16条 この規則に定めるもののほか、相談支援事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 26 号

伊勢市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(伊勢市事務分掌規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市事務分掌規則(平成 19 年伊勢市規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の表環境生活部の部戸籍住民課の項中「届出係 証明係」を「戸籍住民係」に改め、同表健康福祉部の部介護保険課の項中「介護保険料係 地域包括支援係」を「介護保険料係」に改め、同項の次に次のように加える。

地域包括ケア推進課 地域連携係 包括支援係

第 3 条の表健康福祉部の部生活支援課の項中「生活支援係」を「生活支援係 支援第一係 支援第二係」に改め、同部福祉総務課の項中「福祉法人監査係 臨時福祉給付金係」を「福祉法人監査係」に改め、同部こども課の項中「保育係」を「保育係 保育施設管理係」に改め、同表産業観光部の部商工労政課の項中「労政係」を「労政係 産業支援係」に改め、同部産業支援課の項を削り、同部観光企画課の項及び観光事業課の項を次のように改める。

観光振興課 観光企画係 観光イベント係 スポーツイベント係
観光誘客課 観光誘客係

第 5 条の表総務部の部総務課の款庶務係の項第 2 号中「行政手続」を「行政手続の総括」に改め、同項第 18 号を削り、同部課税課の款固定資産税係の項第 6 号中「行政経営課」を「財政課」に改め、同表情報戦略局の部企画調整課の款企画調整係の項中第 6 号を第 8 号とし、第 5 号を第 7 号とし、第 4 号の次に次の 2 号を加える。

(5) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 1 条の 3 第 1 項に規定する大綱の策定に関する

ること。

- (6) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4第1項に規定する総合教育会議に関すること。

第5条の表環境生活部の部戸籍住民課の款を次のように改める。

戸籍住民課

戸籍住民係

- (1) 戸籍に関すること。
- (2) 住民基本台帳に関すること。
- (3) ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者保護のための住民基本台帳事務における支援措置に関すること。
- (4) 特別永住者証明書に関すること。
- (5) 印鑑の登録に関すること。
- (6) 埋火葬の許可に関すること。
- (7) 人口動態調査に関すること。
- (8) 相続税法（昭和25年法律第73号）による通知に関すること。
- (9) 住民異動に伴う国民健康保険、介護保険、国民年金、後期高齢者医療及び福祉医療費の資格に関すること。
- (10) 住民異動に伴う児童手当の資格の整理に関すること。
- (11) 住民異動に伴う小学校及び中学校の転入学に関すること。
- (12) 個人番号カードに関すること。
- (13) 公的個人認証に関すること。
- (14) 犯歴等関係名簿に関すること。
- (15) 住居表示に関すること。
- (16) 支所の総括に関すること。

(17) 自衛官の募集に関すること。

第5条の表健康福祉部の部介護保険課の款地域包括支援系の項を削り、同款の次に次のように加える。

地域包括ケア推進課

地域連携係

- (1) 地域包括ケアシステムの企画立案及び推進に関すること。
- (2) 介護予防・日常生活支援総合事業の企画立案及び推進に関すること。
- (3) その他地域支援事業に関すること。
- (4) 課の庶務に関すること。

包括支援係

- (1) 虚弱高齢者の介護予防に関すること。
- (2) 高齢者の総合相談及び支援に関すること。
- (3) 高齢者の権利擁護に関すること。
- (4) 高齢者の虐待防止に関すること。
- (5) 地域包括支援センターに関すること。
- (6) 在宅介護支援センターに関すること。
- (7) 認知症高齢者対策に関すること。

第5条の表健康福祉部の部生活支援課の款を次のように改める。

生活支援課

生活支援係

- (1) 生活困窮者の自立支援に関すること。
- (2) 保護金品の支払及び経理に関すること。
- (3) 中国残留邦人等支援給付金の支払及び経理に関すること。
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者に係る扶助費の支払及び経理に関すること。

支援第一係及び支援第二係

- (1) 生活保護に関すること。
- (2) 要保護者の調査及び指導に関すること。
- (3) 中国残留邦人等の生活支援に関すること（生活支援係の事務に属するものを除く。）。
- (4) 行旅病人及び行旅死亡人並びにこれらに準ずる者に関すること（生活支援係の事務に属するものを除く。）。

第5条の表健康福祉部の部福祉総務課の款福祉総務係の項に次の1号を加える。

- (23) 臨時福祉給付金に関すること。

第5条の表健康福祉部の部福祉総務課の款臨時福祉給付金係の項を削り、同部こども課の款保育係の項第1号中「保育の実施及び保育料」を「保育の利用」に改め、同項第2号を次のように改める。

- (2) 保育所及び認定こども園に関すること（施設の整備及び管理に関するものを除く。）。

第5条の表健康福祉部の部こども課の款保育係の項第3号中「民間保育所」を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

第5条の表健康福祉部の部こども課の款保育係の項の次に次のように加える。

保育施設管理係

- (1) 市立の保育所及び認定こども園の施設の整備及び管理に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援法による特定教育・保育施設の確認に

関すること。

(3) 民間の保育所及び認定こども園の施設の整備に関する
こと。

(4) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）による家庭的保育
事業等の認可に関すること。

第 5 条の表健康福祉部の部こども課の款こども家庭相談センターの項
中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第
2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 児童の発達支援に関すること。

第 5 条の表健康福祉部の部高齢・障がい福祉課の款高齢福祉係の項第
4 号中「養護老人ホームの入所」を「高齢者の措置入所」に改め、同項
中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同款福祉支援係の項中第 5 号か
ら第 9 号までを削り、第 10 号を第 5 号とし、同款障がい福祉係の項中
第 8 号を第 13 号とし、第 1 号から第 7 号までを 5 号ずつ繰り下げ、同
項に第 1 号から第 5 号までとして次の 5 号を加える。

(1) 身体障害者手帳に関すること。

(2) 療育手帳に関すること。

(3) 精神障害者保健福祉手帳に関すること。

(4) 特別障害者手当等に関すること。

(5) 障害者等の自立支援医療に関すること。

第 5 条の表産業観光部の部商工労政課の款商工係の項第 2 号中「中小
企業の振興」を「企業の振興及び支援」に改め、同項第 4 号中「特産品」
を「特産品等」に改め、同項第 6 号を次のように改める。

(6) 産業支援センターの管理運営に関すること。

第 5 条の表産業観光部の部商工労政課の款商工係の項中第 17 号を第
20 号とし、第 7 号から第 16 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 6 号の次に

次の3号を加える。

- (7) 起業家の支援及び育成に関すること。
- (8) 産学官の連携に関すること。
- (9) 伝統工芸の振興に関すること。

第5条の表産業観光部の部商工労政課の款労政係の項中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11号を第10号とし、同款に次のように加える。

産業支援係

- (1) 企業誘致の推進に関すること。
- (2) 工場の立地に関すること。
- (3) 工場立地法（昭和34年法律第24号）に関すること。
- (4) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）に関すること。
- (5) 市有の産業用地の管理に関すること。
- (6) その他企業誘致に関すること。

第5条の表産業観光部の部産業支援課の款を削り、同部観光企画課の款及び観光事業課の款を次のように改める。

観光振興課

観光企画係

- (1) 観光振興の企画及び調整に関すること。
- (2) 観光統計に関すること。
- (3) 観光関係団体（市内）に関すること。
- (4) 観光客の受入に関すること。
- (5) 課の庶務に関すること。

観光イベント係

- (1) 伝統文化を活用したイベントに関すること。

(2) 観光イベントに関すること。

スポーツイベント係

(1) スポーツ観光に関すること。

(2) 国民体育大会及びオリンピックに関すること。

観光誘客課

観光誘客係

(1) 観光誘客に関すること。

(2) スポーツ誘客に関すること。

(3) 観光情報の発信に関すること。

(4) 広域連携事業に関すること。

第5条の表都市整備部の部維持課の款維持係の項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同款補修係の項第5号中「補修」を「改良及び補修」に改める。

第27条第2項の表認定こども園の項中「主任保育士」を「主任保育教諭」に改める。

第28条の表主任保育士の項中

| | |
|-----------|---------------------------|
| 主任保 育士 | 上司の命を受けて、園務 又は所務を処理する。 |
|-----------|---------------------------|

を

| | |
|------------|---------------------------|
| 主任保 育士 | 上司の命を受けて、園務 又は所務を処理する。 |
| 主任保 育教諭 | |

に改める。

(伊勢市公印規則の一部改正)

第2条 伊勢市公印規則(平成17年伊勢市規則第7号)の一部を次のように改正する。

「

| | | | | |
|-----------|--------------------------|------------|---|---|
| 別表出納員印の部中 | 介護保険課の所管事務 に係る諸収入金の収納 | 介護保険 課長 | 1 | を |
| | | | | |

| | | | |
|------------------------------|--------------------|---|---------|
| 介護保険課の所管事務に係 る諸収入金の収納 | 介護保険 課長 | 1 | に改め、同部中 |
| 地域包括ケア推進課の所管 事務に係る諸収入金の収納 | 地域包括 ケア推進 課長 | 1 | |

| | | | |
|--------------------------|------------|---|-----------|
| 産業支援課の所管事務に係 る諸収入金の収納 | 産業支援 課長 | 1 | を削り、同部中「観 |
|--------------------------|------------|---|-----------|

光企画課の」を「観光振興課の」に、「観光企画課長」を「観光振興課長」
に、「観光事業課の」を「観光誘客課の」に、「観光事業課長」を「観光
誘客課長」に改める。

(伊勢市会計規則の一部改正)

第3条 伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表健康福祉部の部介護保険課の項の次に次のように加える。

| | | | |
|-------------------|----|--------------------------------------|----------------|
| 地域包括 ケア推進 課 | 課長 | 地域包括ケア推 進課の所管事務 に係る諸収入金 の収納 | 地域包括ケア推進 課員 |
|-------------------|----|--------------------------------------|----------------|

別表健康福祉部の部生活支援課の項中「生活支援課員」を「生活支
援係員」に、同部高齢・障がい福祉課の項中「福祉支援係員」を「福
祉支援係長」に改め、同表産業観光部の部産業支援課の項を削り、同
部観光企画課の項中「観光企画課」を「観光振興課」に、「観光振興係

長」を「観光振興課員」に改め、同部観光事業課の項中「観光事業課」を「観光誘客課」に、「事業係長」を「観光誘客課員」に改め、同表都市整備部の部用地課の項中「用地係長」を「用地課員」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市やすらぎ公園プール使用料の減免及び還付に関する規則をここに
公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第27号

伊勢市やすらぎ公園プール使用料の減免及び還付に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市やすらぎ公園プール条例（平成17年伊勢市条例第152号。以下「条例」という。）第9条の規定による使用料の減免及び条例第10条ただし書の規定による使用料の還付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用料の減免)

第2条 条例第9条の規定により使用料の減免を行うことのできる場合及び減免の割合は、次のとおりとする。

- (1) 市が主催し、又は共催する行事に使用する場合 10割
- (2) 市内の公共的団体が主催する行事に使用する場合 10割
- (3) 市が後援し、又は協賛する行事に使用する場合 5割
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として市長が特に必要があると認めた場合 市長がその都度定める割合

2 使用料の減免を受けようとする者は、伊勢市やすらぎ公園プール使用料減免申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第3条 条例第10条ただし書の規定により使用料の還付を行うことができる場合及び還付額は、次のとおりとする。

- (1) 災害その他使用者の責めによらない事由により使用ができなかった場合 既納使用料の全額
- (2) 団体使用者等（伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則（平成27年伊勢市教育委員会規則第 号。以下「施行規則」という。）第6条第1項に規定する団体使用者等をいう。以下同じ。）が、同項の規定による許可を受けた場合において既納使用料に過納金が生じた場合

過納金の全額

- (3) 団体使用者等が、使用日の10日前までに施行規則第6条第2項の規定による承認（次号において「使用取消承認」という。）を受けた場合
既納使用料の10分の8に相当する額
- (4) 団体使用者等が、使用日の2日前までに使用取消承認を受けた場合
既納使用料の半額
- (5) その他市長がやむを得ない事由により使用ができないと認めた場合
市長がその都度定める額

2 使用料の還付を受けようとする者は、伊勢市やすらぎ公園プール使用料還付申請書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（補則）

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

伊勢市やすらぎ公園プール使用料減免申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）

団体名

申請者

責任者氏名

連絡先電話

次のとおりプール使用料の減免について申請します。

| | |
|----------------|---------------------------------|
| 許可を受けた 使用日時 | 年 月 日 午前 午後 時から 午前 午後 時まで |
| 使用目的 | |
| 減免理由 | |

様式第2号（第3条関係）

伊勢市やすらぎ公園プール使用料還付申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市長

住所（所在地）

団体名

申請者

責任者氏名

連絡先電話

次のとおりプール使用料の還付について申請します。

| | |
|----------------|---------------------------------|
| 許可を受けた 使用日時 | 年 月 日 午前 午後 時から 午前 午後 時まで |
| 還付請求 の内容 | |
| 還付の申請 をする理由 | |

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 30 日

伊勢市教育委員会

委員長 畠 中 節 夫

伊勢市教育委員会規則第 3 号

伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会事務局等処務規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の表学校教育課の部指導係の項第 9 号を削り、同表スポーツ課の部スポーツ振興係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を削り、同部スポーツ施設係の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号の次に次の 1 号を加える。

(4) やすらぎ公園プールの管理及び運営に関すること。

第 4 条の表スポーツ課の部スポーツ施設係の項に次の 1 号を加える。

(6) 課の庶務に関すること。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 30 日

伊勢市教育委員会

委員長 畠 中 節 夫

伊勢市教育委員会規則第 4 号

伊勢市教育委員会公印規則の一部を改正する規則

伊勢市教育委員会公印規則（平成 17 年伊勢市教育委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

別表幼稚園印の項中「10」を「9」に、「9」を「8」に改め、同表幼稚園長印の項中「10」を「9」に改める。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 30 日

伊勢市教育委員会

委員長 畠 中 節 夫

伊勢市教育委員会規則第5号

伊勢市体育施設条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市体育施設条例施行規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第34号）
の一部を次のように改正する。

| | | | | | | |
|-------|--------------|-------------|---|---|-------------|---|
| 別表第1中 | 「 | 伊勢市倉田山公園野球場 | を | 「 | 伊勢市倉田山公園野球場 | 」 |
| | 伊勢市五十鈴公園野球広場 | | | | | |
| | 伊勢市五十鈴公園球技広場 | 」 | | | | |

に改める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 30 日

伊勢市教育委員会

委員長 畠 中 節 夫

伊勢市教育委員会規則第6号

伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊勢市やすらぎ公園プール条例（平成17年伊勢市条例第152号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用期間及び利用時間)

第2条 伊勢市やすらぎ公園プール（以下「プール」という。）の利用期間は、毎年7月の第1土曜日から8月31日までとする。

2 プールの利用時間は、次のとおりとする。

(1) 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前9時30分から午後5時まで

(2) 前号に掲げる日以外の日 午前9時30分から午後4時まで

3 前2項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要があると認めるときは、利用期間若しくは利用時間を変更し、又は利用期間内において臨時にプールの利用を休止することができる。

(個人使用の許可)

第3条 条例第4条第1項の許可（以下「使用許可」という。）を受けようとする者（第5条第1項に規定する者を除く。）は、教育委員会に対し、口頭により申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があった場合で、使用許可をすることを決定したときは、伊勢市やすらぎ公園プール入場券（様式第1号。以下「入場券」という。）を当該申請をした者に交付するものとする。

(回数券)

第4条 条例別表に規定する回数券は、様式第2号による。

(団体使用又は占用の許可)

第5条 団体使用（プールを50人以上の団体で使用することをいう。以下同じ。）をしようとする者で使用許可を受けようとするもの又は条例第5条第1項の許可（以下「占用許可」という。）を受けようとする者は、使用日の30日前から10日前までの間に伊勢市やすらぎ公園プール団体使用（占用）許可申請書（様式第3号。以下「団体使用（占用）許可申請書」という。）を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、団体使用（占用）許可申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、使用許可又は占用許可をすることを決定したときは、伊勢市やすらぎ公園プール団体使用（占用）許可書（様式第4号。以下「団体使用（占用）許可書」という。）を当該申請書を提出した者に交付するものとする。

(使用許可等の変更又は取消し)

第6条 前条第2項の規定により団体使用（占用）許可書の交付を受けた者（以下「団体使用者等」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、伊勢市やすらぎ公園プール団体使用（占用）変更許可申請書（様式第5号）に団体使用（占用）許可書を添えて教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。

2 団体使用者等は、許可を受けた使用を取りやめようとするときは、伊勢市やすらぎ公園プール団体使用（占用）許可取消承認申請書（様式第6号）に団体使用（占用）許可書を添えて教育委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

(許可書の提示等)

第7条 団体使用者等は、プールの使用の際、係員に団体使用（占用）許可書を提示し、入場人員の確認を受けなければならない。

2 入場券の交付を受けた者及び団体使用者等（以下これらを「使用者」

という。)は、退場する際、係員に入場券又は団体使用(占有)許可書を提示し、その使用時間又は占有時間の確認を受けなければならない。

(特別の設備等の許可)

第8条 使用者は、条例第12条の規定によりプールの使用のために特別の設備若しくは装飾をし、又は備付け以外の器具を持ち込み使用しようとする場合は、個人による使用のときは特別の設備等の内容を口頭で、団体使用又は占有による使用のときは特別の設備等の内容を記載した書類を団体使用(占有)許可申請書に添付して、教育委員会に申請しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、許可するものとする。この場合において、当該申請が団体使用又は占有による使用に係るものであるときは、団体使用(占有)許可書にその旨を記載するものとする。

(遵守事項)

第9条 使用者その他プールを利用する者(以下「使用者等」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) プールの施設、設備及び器具を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 所定の場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (3) 指定場所以外での火気の使用、喫煙及び飲食をしないこと。
- (4) 他人に危害又は迷惑を及ぼすおそれのある物品及び動物を持ち込まないこと。
- (5) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (6) 許可を受けないで壁、柱、窓等に貼り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。

(7) その他教育委員会がプールの管理上必要と認めてする指示に従うこと。

(入場の制限)

第10条 条例第14条第3号に規定する教育委員会がプールの利用を不相当と認める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (3) 小学校3年生以下の児童又は乳幼児で、その保護者等が同伴していないもの

(損傷等の届出)

第11条 使用者等は、プールの施設、設備又は備付けの器具等を損傷し、又は滅失したときは、その旨を伊勢市やすらぎ公園プール施設等損傷(滅失)届(様式第7号)より教育委員会に届け出なければならない。

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、プールの管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する

様式第1号（第3条関係）

1 大人券

| | | |
|---|--|---|
| No. 年度 伊勢市やすらぎ公園プール 入場券(控) 大人券 410円 | 年度 伊勢市やすらぎ公園プール入場券 大人券 410円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 上記料金は 年 月 日 時 分 までです。 </div> | No. <ul style="list-style-type: none"> ・中学生以上3時間以内 ・退場の際には、本券を精算所に提示してください。 ・本券の発行をもって領収に代えます。 伊勢市やすらぎ公園プール |
|---|--|---|

2 小人券

| | | |
|---|--|---|
| No. 年度 伊勢市やすらぎ公園プール 入場券(控) 小人券 300円 | 年度 伊勢市やすらぎ公園プール入場券 小人券 300円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 上記料金は 年 月 日 時 分 までです。 </div> | No. <ul style="list-style-type: none"> ・小学生以下3時間以内 ・退場の際には、本券を精算所に提示してください。 ・本券の発行をもって領収に代えます。 伊勢市やすらぎ公園プール |
|---|--|---|

3 付添者等券

| | | |
|---|--|---|
| No. 年度 伊勢市やすらぎ公園プール 入場券(控) 付添者等券 100円 | 年度 伊勢市やすらぎ公園プール入場券 付添者等券 100円 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 上記料金は 年 月 日 時 分 までです。 </div> | No. <ul style="list-style-type: none"> ・3時間以内 ・本券ではプールに入水できません。 ・退場の際には、本券を精算所に提示してください。 ・本券の発行をもって領収に代えます。 伊勢市やすらぎ公園プール |
|---|--|---|

4 超過料券

| | | |
|---|-----------------------------|--|
| No. 伊勢市やすらぎ公園プール 1時間超過料(控) 共 通 50円 | 伊勢市やすらぎ公園プール 共 通 50円 | No. 1時間超過料 <ul style="list-style-type: none"> ・超過時間1時間以内 ・退場の際には、本券を精算所に提示してください。 ・本券の発行をもって領収に代えます。 伊勢市やすらぎ公園プール |
|---|-----------------------------|--|

様式第2号（第4条関係）

| | |
|--|-----|
| 年No. _____ | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券（控） 1,000円（11枚綴） | |
| 年No. _____ | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券 1,000円（11枚綴） | |
| <p>（注意）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○切り離れた券は、無効です。 ○認印の無い券は、無効です。 ○紛失した券の再発行はできません。 ○この券の有効期間は、発行日からその年のプール開設最終日 年 月 日までです。 ○この券は、個人使用の基本使用料以外の利用はできません。 ○この券の払戻し又は現金との引換えはできません。 | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール | 取扱者 |
| 年—11 | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券 100円 | |
| 年—10 | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券 100円 | |
| 年—09 | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券 100円 | |
| 年—08 | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券 100円 | |
| 年—07 | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券 100円 | |
| 年—06 | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券 100円 | |
| 年—05 | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券 100円 | |
| 年—04 | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券 100円 | |
| 年—03 | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券 100円 | |
| 年—02 | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券 100円 | |
| 年—01 | |
| 伊勢市やすらぎ公園プール利用回数券 100円 | |

様式第3号（第5条関係）

伊勢市やすらぎ公園プール団体使用（占有）許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

住所（所在地）

団体名

申請者

責任者氏名

電話番号

やすらぎ公園プールの団体使用（占有）をしたいので、次のとおり申請します。

| | | | |
|---------|--------------------------------|----------------------|----------------|
| 使 用 日 時 | 年 月 日 | 午前 午後 午前 午後 | 時 分から 時 分まで |
| 使 用 目 的 | | | |
| 入 場 人 員 | 男 | 人 | 女 人 計 人 |
| 使 用 料 | 円 | | |
| 条 件 | 伊勢市やすらぎ公園プール条例及び同条例施行規則を遵守します。 | | |
| その他必要事項 | | | |

様式第4号（第5条関係）

伊勢市やすらぎ公園プール団体使用（占有）許可書

年 月 日

様

伊勢市教育委員会



年 月 日付けをもって申請のあったやすらぎ公園プールの団体使用（占有）については、次のとおり許可します。

| | |
|------|--|
| 使用日時 | 年 月 日 午前 午後 午前 午後 時 分から 時 分まで |
| 使用目的 | |
| 入場人員 | 男 人 女 人 計 人 |
| 使用料 | 円 |
| 条件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 本証は、入場及び退場の際、必ず職員に提示すること。 2 入場及び退場をしようとするときは、申請人員の確認を受けること。 3 使用料は、伊勢市やすらぎ公園プール条例第8条の規定により納付すること。 4 伊勢市やすらぎ公園プール条例及び同条例施行規則を遵守し、職員の指示に従うこと。 |

様式第5号（第6条関係）

伊勢やすらぎ公園プール団体使用（占有）変更許可申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

住所（所在地）

団体名

申請者

責任者氏名

電話番号

やすらぎ公園プールの団体使用（占有）許可の変更を次のとおり申請します。

| | | | |
|----------------|-------|----------------------|----------------|
| 許可を受けた 使用日時 | 年 月 日 | 午前 午後 午前 午後 | 時 分から 時 分まで |
| 変更後の 使用日時 | 年 月 日 | 午前 午後 午前 午後 | 時 分から 時 分まで |
| 変更理由 | | | |

様式第6号（第6条関係）

伊勢市やすらぎ公園プール団体使用（占有）許可取消承認申請書

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

住所（所在地）

団体名

申請者

責任者氏名

電話番号

やすらぎ公園プールの団体使用（占有）許可の取消しを次のとおり申請します。

| | | | |
|----------------|-------|----------------------|----------------|
| 許可を受けた 使用日時 | 年 月 日 | 午前 午後 午前 午後 | 時 分から 時 分まで |
| 使用取消理由 | | | |

様式第7号（第11条関係）

伊勢市やすらぎ公園プール施設等損傷（滅失）届

年 月 日

（宛先）伊勢市教育委員会

住所（所在地）

氏名（団体名）
（使用責任者）

電話番号

やすらぎ公園プールの施設等を損傷（滅失）したので、次のとおり届け出ます。

| | |
|-------------------------|------------|
| 許 可 を 受 け た 使 用 日 | 年 月 日 |
| 使 用 目 的 | |
| 損 傷（滅失）の日時 | 年 月 日 時 分頃 |
| 損 傷（滅失）した施 設等の箇所及び程度 | |
| 損 傷（滅失）の原因 及 び 状 況 | |

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市教育委員会

委員長 畠 中 節 夫

伊勢市教育委員会規則第7号

伊勢市立幼稚園規則の一部を改正する規則

伊勢市立幼稚園規則（平成17年伊勢市教育委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

第48条及び第49条を次のように改める。

（保育料の額）

第48条 伊勢市立幼稚園条例（平成17年伊勢市条例第180号）第3条第2項に規定する保育料の額は、別表第3のとおりとする。

（月の途中で入退所した場合の保育料の額）

第49条 月の途中に入所し、又は退所した場合における保育料の額は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第59条第1号に定める日数を基礎として日割計算によって算定した額とする。ただし、当該額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額とする。

別表第1 伊勢市立四郷幼稚園の項を削る。

別表第2中

| |
|-----------|
| 伊勢市立沼木幼稚園 |
| 伊勢市立四郷幼稚園 |

を

| |
|-----------|
| 伊勢市立沼木幼稚園 |
|-----------|

に

改める。

別表第3を次のように改める。

別表第3（第48条関係）

| 階層区分 | | 保育料 (月額) |
|------|--|-------------|
| 第1階層 | 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及 | 円 |

| | | |
|------|---|------------------|
| | び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯 | 0 |
| 第2階層 | 第1階層を除き、市民税所得割額が非課税の世帯 | 3,000 (1,500) |
| 第3階層 | 上記以外の世帯 | 5,500 |

備考

- この表において「階層区分」とは、各月初日における世帯の階層区分をいう。
- 同一世帯に2人以上の負担額算定基準子ども（幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第43条の2に規定する情緒障害児短期治療施設若しくは認定こども園に通い、在学し、若しくは在籍する小学校就学前子ども（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）、特例保育を受ける小学校就学前子ども、家庭的保育事業等（児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等をいう。）による保育を受ける小学校就学前子ども、同法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援若しくは同条第3項に規定する医療型児童発達支援を受ける小学校就学前子ども又は小学校第1学年から第3学年までに在学する子どもをいう。以下同じ。）がいる場合は、当該負担額算定基準子どものうち、2番目に年齢が高いものに係る保育料は括弧内の額とし、3番目以降のものに係る保育料は無料とする。
- この表において「市民税所得割額」とは、特定教育・保育のあ

った月の属する年度（特定教育・保育のあった月が4月から8月までの場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第2号に規定する所得割（同法第328条に規定する所得割を除く。）の額（子ども・子育て支援法施行規則第20条で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。）をいう。

4 この表の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯の第2階層の保育料は、無料とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの（子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号）第4条第4項に掲げる支給認定保護者と同一の世帯に属する者である場合を除く。）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（障害者又は障害児であつて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第19条第3項に規定する特定施設その他これに類する施設に入所又は入院をしていないもの（以下「在宅障害児」という。）に限る。）
- (3) 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅障害児に限る。）
- (5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅障害児に

限る。)

(6) 国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅障害児に限る。）

(7) その他市長が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者

5 第49条に規定する場合その他子ども・子育て支援法施行令第24条第2項に規定する事由による場合以外の場合は、保育料の額について日割計算を行わない。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市訓令第 1 号

伊勢市経営戦略会議規程等の一部を改正する訓令

(伊勢市経営戦略会議規程の一部改正)

第 1 条 伊勢市経営戦略会議規程（平成 17 年伊勢市訓令第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 12 号を次のように改める。

(12) 市立伊勢総合病院経営推進部長

(伊勢市事務決裁規程の一部改正)

第 2 条 伊勢市事務決裁規程（平成 17 年伊勢市訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 3 の表に次のように加える。

| | | | | | | |
|-----------------------|--|--|---|--|--|------------------|
| 18 公有財産等への 広告掲載の決定 | | | ○ | | | 企画調 整課長 合議 |
|-----------------------|--|--|---|--|--|------------------|

別表第 2 の 5 (2) の表 3 の項中「死産の届出の受理」を「人口動態調査に関すること。」に改め、同表 4 の項中「人口動態調査票の提出」を「特別永住者証明書に関すること。」に改め、同表中 7 の項を削り、8 の項を 7 の項とし、同表 9 の項中「住民異動に伴う国民健康保険被保険者の資格及び被保険者証の交付整理」を「住民異動に伴う国民健康保険、介護保険、国民年金、後期高齢者医療及び福祉医療費の資格」に改め、同項を同表 8 の項とし、同表中 10 の項から 12 の項までを削り、13 の項を 9 の項とし、14 の項を 10 の項とし、同項の次に次の 3 項を加える。

| | | | | | |
|-----------------------|--|--|--|---|--|
| 11 個人番号カードに関する こと。 | | | | ○ | |
| 12 犯罪等関係名簿に関する こと。 | | | | ○ | |

| | | | | | |
|----------------------|--|--|--|---|--|
| 13 埋火葬の許可に関する こと。 | | | | ○ | |
|----------------------|--|--|--|---|--|

別表第2の5(2)の表中15の項、16の項及び17の項を削り、18の項を14の項とし、19の項から23の項までを4項ずつ繰り上げる。

別表第2の6(3)の表中10の項から12の項までを削る。

別表第2の6(7)の表を別表第2の6(8)の表とする。

別表第2の6(6)の表中16の項を20の項とし、9の項から15の項までを4項ずつ繰り下げ、8の項の次に次のように加える。

| | | | | | |
|--|---|--|---|---|--|
| 9 特別保育の実施に関する こと。 | | | | ○ | |
| 10 施設型給付費等の支給 認定及び支給に関する こと。 | | | | ○ | |
| 11 特定教育・保育施設 及び特定地域型保育事 業者の確認に関するこ と。 | | | ○ | | |
| 12 地域型保育事業の認 可に関すること。 | ○ | | | | |

別表第2の6(6)の表を別表第2の6(7)の表とする。

別表第2の6(5)の表を別表第2の6(6)の表とする。

別表第2の6(4)の表1の項中「援護物品」を「援護金品」に、「支

援物品」を「支援金品」に改め、同表5の項中

| | |
|--|---|
| | ○ |
|--|---|

 を

「

| | |
|----|----|
| 重要 | 軽易 |
|----|----|

 に改め、同表中8の項を削り、9の項中「看護券」

を「介護券」に改め、同項を8の項とし、同表10の項中「生活保護費返還金」を「生活保護費返還金徴収金」に改め、同項を同表9の項とする。

別表第2の6(4)の表を別表第2の6(5)の表とし、別表第2の6(3)の表の次に次の1表を加える。

(4) 地域包括ケア推進課

| 事項 | 市長 | 専決区分 | | | 備考 |
|------------------------|----|------|----|----|----|
| | | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| 1 高齢者等の総合相談及び支援に関する事 | | | | ○ | |
| 2 虚弱高齢者の介護予防に関する事 | | | | ○ | |
| 3 在宅支援事業の交付決定に関する事 | | | | ○ | |
| 4 地域包括ケアに関する事 | | | | ○ | |
| 5 介護予防・日常生活支援総合事業に関する事 | | | | ○ | |

別表第2の7(1)の表6の項を次のように改める。

| | | | | | |
|----------------------|------|----|----|---------|--|
| 6 産業支援センターの管理運営に関する事 | 特に重要 | 重要 | 軽易 | 定例的かつ軽易 | |
|----------------------|------|----|----|---------|--|

別表第2の7(1)の表に次のように加える。

| | | | | | |
|------------------|--|--|--|---|--|
| 7 企業の振興及び支援に関する事 | | | | ○ | |
| 8 起業家の支援及び育成 | | | | ○ | |

| | | | | | |
|---------------|------|----|----|---------|--|
| に関すること。 | | | | | |
| 9 企業立地に関すること。 | 特に重要 | 重要 | 輕易 | 定例的かつ輕易 | |

別表第2の7(2)の表を削り、別表第2の7(3)の表を別表第2の7(2)の表とする。

別表第2の7(4)の表中「観光企画課」を「観光振興課」に改め、同表1の項を次のように改める。

| | | | | | |
|--------------------------|------|----|----|---------|--|
| 1 観光振興の企画及び調整、受入等に関すること。 | 特に重要 | 重要 | 輕易 | 定例的かつ輕易 | |
|--------------------------|------|----|----|---------|--|

別表第2の7(4)の表2の項中「観光振興の企画及び誘客戦略」を「観光・スポーツイベント等」に改め、同表を別表第2の7(3)の表とし、同表の次に次の1表を加える。

(4) 観光誘客課

| 事項 | 市長 | 専決区分 | | | 備考 |
|-------------------|------|------|----|---------|----|
| | | 副市長 | 部長 | 課長 | |
| 1 観光誘客・宣伝等に関すること。 | 特に重要 | 重要 | 輕易 | 定例的かつ輕易 | |

別表第2の7(5)の表を削る。

(伊勢市文書管理規程の一部改正)

第3条 伊勢市文書管理規程(平成17年伊勢市訓令第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1介の項の次に次のように加える。

| | |
|----|----------------|
| 地包 | 健康福祉部地域包括ケア推進課 |
|----|----------------|

別表第1産の項を削り、同表観企の項及び観事の項を次のように改める。

| | |
|----|------------|
| 観振 | 産業観光部観光振興課 |
| 観誘 | 産業振興部観光誘客課 |

(伊勢市災害対策本部規程の一部改正)

第4条 伊勢市災害対策本部規程（平成17年伊勢市訓令第29号）の一部を次のように改正する。

第5条第10号を次のように改める。

(10) 市立伊勢総合病院経営推進部長

別表本部員の項中「市立伊勢総合病院事務部長」を「市立伊勢総合病院経営推進部長」に改め、同表救助部の部要援護者支援班の款班員の項中「介護保険課員」の次に「、地域包括ケア推進課員」を加え、同表産業観光部の部産業支援班の款班員の項中「、産業支援課員」を削り、同部帰宅困難者対策班の款班長の項中「観光企画課長」を「観光振興課長」に改め、同款班員の項中「観光企画課員、観光事業課員」を「観光振興課員、観光誘客課員」に改め、同表医療救護部の部医療救護班の款班長の項中「市立伊勢総合病院事務部総務課長」を「市立伊勢総合病院経営推進部総務課長」に改め、同部感染症調査班の款班長の項中「市立伊勢総合病院事務部医療事務課長」を「市立伊勢総合病院経営推進部医療事務課長」に改め、同款班員の項中「市立伊勢総合病院事務部医療事務課員」を「市立伊勢総合病院経営推進部医療事務課員」に改める。

(伊勢市職員安全衛生委員会規程の一部改正)

第5条 伊勢市職員安全衛生委員会規程（平成17年伊勢市訓令第16号）の一部を次のように改正する。

別表病院部会の項中「市立伊勢総合病院事務部総務課」を「市立伊勢総合病院経営推進部総務課」に、「事務部長」を「経営推進部長」に改

める。

(伊勢市産業支援センター運営協議会規程の一部改正)

第6条 伊勢市産業支援センター運営協議会規程(平成20年伊勢市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

第5条中「産業観光部産業支援課」を「産業観光部商工労政課」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第 1 号

伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程の一部を改正する規程
伊勢市病院企業職員の職名等に関する規程(平成 17 年伊勢市病院事業管
理規程第 1 号) の一部を次のように改正する。

別表職員の部歯科技工士の項の次に次のように加える。

| |
|-----|
| 保健師 |
|-----|

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市病院事業管理者 藤 本 昌 雄

伊勢市病院事業管理規程第 2 号

市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程の一部を
改正する規程

市立伊勢総合病院臨時職員等の身分取扱いに関する規程(平成 17 年伊勢
市病院事業管理規程第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

第 13 条第 1 項中「嘱託職員の範囲」の次に「並びに通勤手当の支給額」
を加え、同条第 2 項を削る。

第 14 条第 1 項に次の 1 号を加える。

(7) 危険業務従事手当

第 14 条第 2 項中「特殊勤務手当」を「医師研究手当」に改め、同条第 3
項中「第 1 号」の次に「及び第 5 号」を加え、同項を同条第 4 項とし、同
条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 第 1 項第 5 号の夜間看護手当の支給を受ける臨時職員等は、看護師、
准看護師及び看護補助者とし、支給額については、正規の職員の例によ
る。

第 16 条第 2 項中「8 時間」を「7 時間 45 分」に改める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

伊勢市告示第 19 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、放置自転車等の撤去、保管等に要した費用の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 27 年 3 月 18 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務を委託を受けた者

伊勢市御薊町長屋 1963 番地
株式会社 エボリューション
代表取締役社長 山崎 元

2 委託期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

伊勢市告示第20号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年3月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画公園

- 7・5・1号宮川堤公園
- 6・5・1号五十鈴公園
- 5・5・1号倉田山公園
- 5・5・2号宮川河川敷公園
- 4・5・2号清水公園
- 4・4・1号月見ヶ丘第1公園
- 3・3・1号古市公園
- 3・3・1号宮川公園
- 3・3・2号一色公園
- 3・3・3号離宮院公園
- 3・3・3号月見ヶ丘第2公園
- 3・3・4号二見浦公園
- 2・2・31号寝起松公園

2・2・63号若山公園

2・2・64号下之惣公園

2・2・65号明野北部公園

2・2・66号今一色公園

2・2・67号新開公園

2・2・68号上條公園

2・2・69号高向公園

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第21号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成27年3月20日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画学校

12 宮川・沼木中学校

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 22 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

平成 27 年 3 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 平成 27 年 3 月 27 日（金）午後 5 時

- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

- 3 付議すべき事件
議案第 1 号 平成 27 年度伊勢市岡本町財産区予算
議案第 2 号 平成 26 年度伊勢市岡本町財産区補正予算（第 1 号）

伊勢市告示第 23 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
柏町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により
告示します。

平成 27 年 3 月 23 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 平 松 正 敏

伊勢市柏町 641 番地 3

変更後 平 松 豊

伊勢市柏町 560 番地

伊勢市告示第 24 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、有滝町会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により告示します。

平成 27 年 3 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 中 西 甚左エ門

伊勢市有滝町 252 番地 2

変更後 天 白 和 弘

伊勢市有滝町 2083 番地 1

伊勢市告示第 25 号

市道の路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条の規定により、次のように市道の路線を認定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において一般の縦覧に供します。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 路線名 | 起 点 | 重要な 経過地 | 備考 |
|--------------|-------------------|------------|----|
| | 終 点 | | |
| 今一色 26-14 号線 | 二見町今一色 260 番 4 地先 | | |
| | 二見町今一色 260 番 2 地先 | | |
| 相合 26-15 号線 | 小俣町相合 879 番 1 地先 | | |
| | 小俣町相合 885 番 5 地先 | | |
| 相合 26-16 号線 | 小俣町相合 1270 番 4 地内 | | |
| | 小俣町相合 1270 番 1 地先 | | |
| 前山 26-17 号線 | 前山町 1376 番 2 地内 | | |
| | 前山町 1405 番 3 地先 | | |
| 前山 26-18 号線 | 前山町 1408 番 2 地内 | | |
| | 前山町 1365 番 58 地先 | | |

伊勢市告示第 26 号

道路の区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を決定しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 道路の種類 | 路 線 名 | 敷地の幅員 メートル | 延 長 メートル |
|-------|--------------|---------------|-------------|
| 市 道 | 今一色 26-14 号線 | 5.5 ～ 6.0 | 52 |
| 市 道 | 相合 26-15 号線 | 6.0 ～ 13.0 | 65 |
| 市 道 | 相合 26-16 号線 | 6.0 ～ 13.0 | 36 |
| 市 道 | 前山 26-17 号線 | 6.0 ～ 12.0 | 50 |
| 市 道 | 前山 26-18 号線 | 6.0 ～ 12.0 | 48 |

伊勢市告示第 27 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 路 線 名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供 用 開 始 の 期 日 |
|-------------|--|------------------|
| 相合 26-15 号線 | 小俣町相合 879 番 1 地先 小俣町相合 885 番 5 地先 | 平成 27 年 3 月 25 日 |
| 相合 26-16 号線 | 小俣町相合 1270 番 4 地内 小俣町相合 1270 番 1 地先 | 平成 27 年 3 月 25 日 |
| 前山 26-17 号線 | 前山町 1376 番 2 地内 前山町 1405 番 3 地先 | 平成 27 年 3 月 25 日 |
| 前山 26-18 号線 | 前山町 1408 番 2 地内 前山町 1365 番 58 地先 | 平成 27 年 3 月 25 日 |

伊勢市告示第 28 号

道路の区域変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように道路の区域を変更しました。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 新旧 の別 | 敷地の幅員 メートル | 延長 メートル |
|-------|---------|----------------------------|----------|---------------|------------|
| 市 道 | 神久 2 号線 | 神田久志本町字神田前 841 番 1 地先から | 旧 | 3.3~4.6 | 230.0 |
| | | 神田久志本町字神田前 820 番 1 地先まで | 新 | 3.3~7.0 | 230.0 |

伊勢市告示第 29 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のように道路の供用を開始します。

その関係図面は、伊勢市都市整備部維持課において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 27 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---------|--|------------------|
| 神久 2 号線 | 神田久志本町字神田前 841 番 1 地先から 神田久志本町字神田前 820 番 1 地先まで | 平成 27 年 3 月 26 日 |

伊勢市告示第 30 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
光の街区自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規
定により告示します。

平成 27 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

変更前 濱 條 幸 久

伊勢市二見町光の街 1006 番地 5

変更後 高 山 誠

伊勢市二見町光の街 1013 番地 2

伊勢市告示第 31 号

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者から介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 78 条の 5 第 2 項及び第 115 条の 15 第 2 項の規定により、指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の廃止の届出があったので、同法第 78 条の 11 及び第 115 条の 20 の規定により、次のとおり告示します。

平成 27 年 3 月 26 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 事業者の名称
伊勢市
- 2 廃止する事業所の名称及び所在地
名称 おばたグループホーム
所在地 伊勢市小俣町宮前 31 番地 2
- 3 廃止の届出の受理をした年月日
平成 26 年 12 月 22 日
- 4 サービスの種類
認知症対応型共同生活介護
介護予防認知症対応型共同生活介護

伊勢市告示第 32 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 1 項の規定により、平成 27 年度分の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を次のとおり関係者の縦覧に供します。

平成 27 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 縦覧期間

平成 27 年 4 月 1 日（水）から 4 月 30 日（木）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）のそれぞれ午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。
ただし、月曜日は、午前 8 時 30 分から午後 7 時まで。

2 縦覧場所

伊勢市総務部課税課

伊勢市告示第 33 号

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 411 条第 1 項の規定により、平成 27 年度分の固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しましたので、同条第 2 項の規定により、告示します。

平成 27 年 3 月 30 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市告示第 34 号

伊勢市人事行政の運営等の状況について

伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成 17 年伊勢市条例第 216 号) 第 6 条の規定に基づき、本市の人事行政の運営等の状況を、次のとおり公表します。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成26年度 伊勢市の人事行政の運営等の状況について

「伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」(平成17年伊勢市条例第216号)の規定に基づき、伊勢市職員の給与や部門別職員数などを公表します。

1 総括

(1) 人件費の状況(一般会計決算)

| 区分 | 住民基本台帳人口 (平成26年1月1日) | 歳出額 A | 実質収支 | 人件費 B | 人件費率 B/A | (参考) 平成24年度人件費率 |
|------|-------------------------|------------------|-----------------|-----------------|-------------|--------------------|
| 25年度 | 人 130,865 | 千円 48,023,290 | 千円 1,667,190 | 千円 8,076,918 | % 16.8 | % 19.2 |

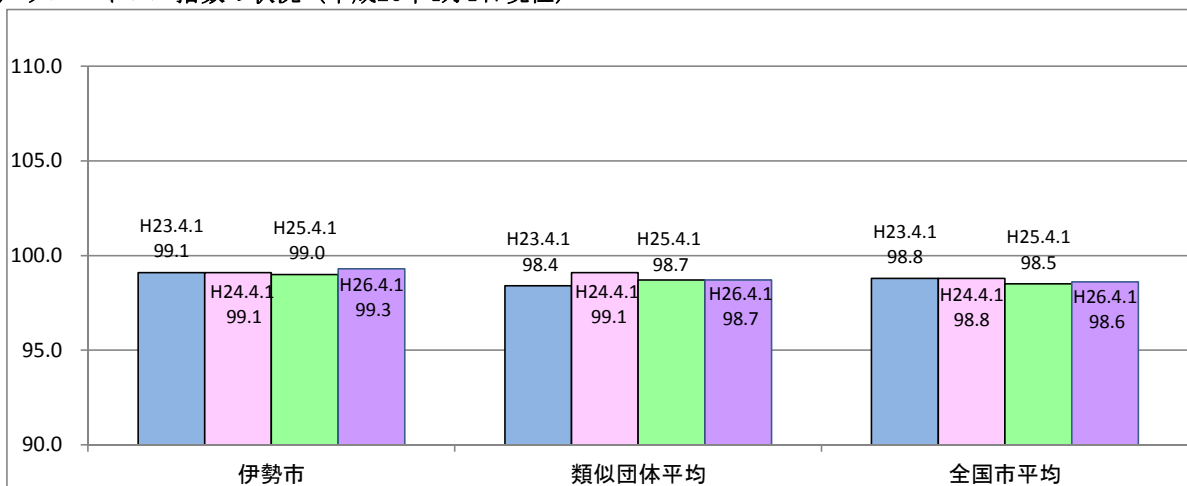
(2) 職員給与費の状況(一般会計決算)

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | 一人当たり給与費 | (参考)類似団体平均 一人当たり給与費 |
|------|----------|-----------------|---------------|-----------------|-----------------|-------------|------------------------|
| | | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | B/A | |
| 25年度 | 人 951 | 千円 3,460,963 | 千円 703,772 | 千円 1,286,867 | 千円 5,451,602 | 千円 5,732 | 千円 6,021 |

(注) 1 職員手当には退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数です。

(3) ラスパイレス指数の状況(平成26年4月1日現在)



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。
(平成27年4月1日実施)

2 一般行政職給料表の状況(平成26年4月1日現在)

(単位：円)

| | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | 7級 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 1号給の給料月額 | 135,600 | 185,800 | 222,900 | 261,900 | 289,200 | 320,600 | 366,200 |
| 最高号給の給料月額 | 243,700 | 307,800 | 354,700 | 388,300 | 400,600 | 422,600 | 456,200 |

3 一般行政職給料表の状況(平成26年4月1日現在)

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

| 区 分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|------|--------|-----------|-----------|------------------|
| 伊勢市 | 41.8 歳 | 324,762 円 | 409,737 円 | 348,494 円 |
| 三重県 | 43.3 歳 | 348,236 円 | 451,586 円 | — |
| 国 | 43.5 歳 | 335,000 円 | — | 408,472 円 |
| 類似団体 | 42.7 歳 | 325,549 円 | 402,261 円 | 366,377 円 |

②技能労務職

| 区 分 | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額 | 平均給与月額 (国ベース) |
|-----------|-------|--------|----------|----------|------------------|
| 伊勢市 | 49.9歳 | 134人 | 335,600円 | 360,992円 | 345,515円 |
| うち用務員 | 52.8歳 | 14人 | 351,300円 | 375,014円 | 364,457円 |
| うち清掃職員 | 48.4歳 | 54人 | 334,500円 | 369,837円 | 349,698円 |
| うち学校給食調理員 | 50.7歳 | 31人 | 336,200円 | 349,181円 | 339,032円 |
| 三重県 | 49.4歳 | — | 350,012円 | 405,196円 | — |
| 国 | 50.1歳 | 3,119人 | 287,992円 | — | 326,611円 |
| 類似団体 | 49.3歳 | 59人 | 326,688円 | 372,166円 | 353,768円 |

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。
 3 伊勢市・三重県・国・類似団体については、正規職員の人数及び平均データです。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

| 区 分 | | 伊勢市 | 三重県 | 国 |
|-------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 178,800 円 | 178,800 円 | 172,200 円 |
| | 高校卒 | 149,800 円 | 144,500 円 | 140,100 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 146,700 円 | 144,500 円 | — 円 |
| 消防職 | 大学卒 | 191,600 円 | — 円 | — 円 |
| | 高校卒 | 161,600 円 | — 円 | — 円 |

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

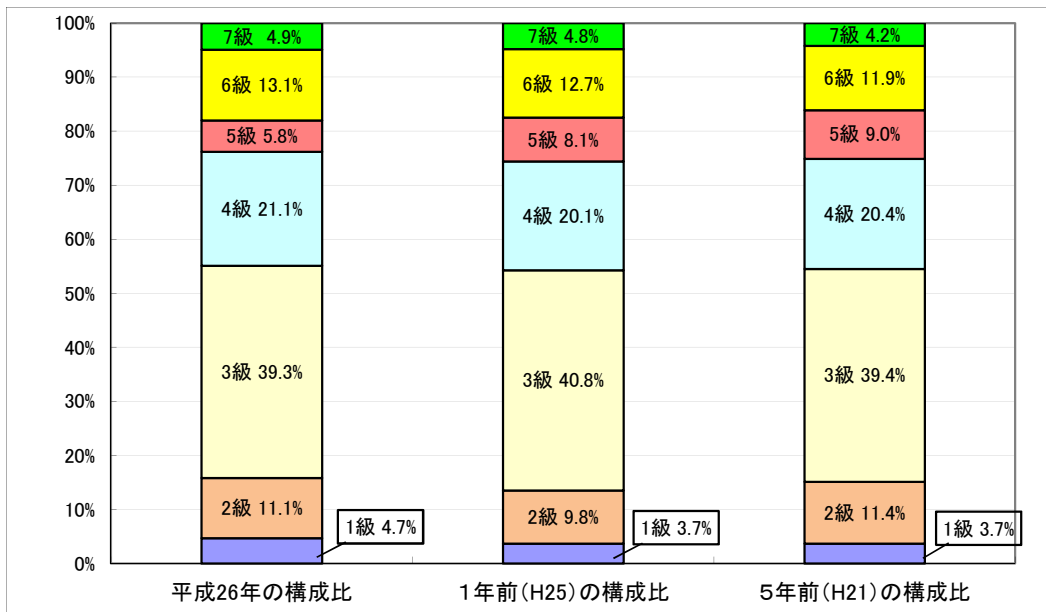
| 区 分 | | 経験年数10年 | 経験年数15年 | 経験年数20年 |
|-------|-----|-----------|-----------|-----------|
| 一般行政職 | 大学卒 | 262,000 円 | 304,200 円 | 343,275 円 |
| | 高校卒 | 223,900 円 | 269,600 円 | 309,300 円 |
| 技能労務職 | 高校卒 | 222,500 円 | 260,000 円 | 299,200 円 |
| | 中学卒 | — 円 | 253,900 円 | 289,000 円 |

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数 | 構成比 |
|----|----------|------|--------|
| 1級 | 職員 | 21人 | 4.7% |
| 2級 | 職員 | 50人 | 11.1% |
| 3級 | 主事 | 177人 | 39.3% |
| 4級 | 係長 | 95人 | 21.1% |
| 5級 | 課長補佐 | 26人 | 5.8% |
| 6級 | 課長 | 59人 | 13.1% |
| 7級 | 部長 | 22人 | 4.9% |
| 合計 | | 450人 | 100.0% |

(注) 1 伊勢市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、昇給日前1年間にかかる当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明(意見等)を得て行うこととしています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当(一般会計)

| 伊勢市 | 三重県 | 国 |
|---|--|--|
| 1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,353千円 | 1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,580千円 | — |
| (25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 | (25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 | (25年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25% | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25% |

【参考】 勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

(2) 退職手当（平成26年4月1日現在）

| 伊勢市 | | | 国 | | |
|------------------------------------|----------|------------------|------------------------------------|----------|-----------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 応募認定・定年 |
| 勤続20年 | 21.62 月分 | 27.025 月分 | 勤続20年 | 21.62 月分 | 27.025 月分 |
| 勤続25年 | 30.82 月分 | 36.57 月分 | 勤続25年 | 30.82 月分 | 36.57 月分 |
| 勤続35年 | 43.70 月分 | 52.44 月分 | 勤続35年 | 43.70 月分 | 52.44 月分 |
| 最高限度額 | 52.44 月分 | 52.44 月分 | 最高限度額 | 52.44 月分 | 52.44 月分 |
| その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) | | | その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~45%加算) | | |
| 1人当たり平均支給額（自己都合） | | 6,486千円 | | | |
| | | (勸奨・定年) 23,505千円 | | | |

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成25年度の状況を掲載しています。

(3) 地域手当（平成26年4月1日現在）

| | | | |
|---------------------------|------|---------|-----------|
| 支給実績(平成25年度決算) | | 455 千円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算) | | 455 千円 | |
| 支給対象地域 | 支給率 | 支給対象職員数 | 国の制度(支給率) |
| 一級地(東京都特別区) | 18 % | 1 人 | 18 % |

(4) 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

| 支給実績(平成25年度決算) | | 27,848 千円 | |
|---------------------------|---------------------|--|---|
| 支給職員1人あたり平均支給年額(平成25年度決算) | | 40,536 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(平成25年度) | | 45.6 % | |
| 手当の種類(手当数) | | 9種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 税務等調査交渉従事手当 | 課税・収税・福祉関係・用地交渉担当職員 | 滞納整理・検税・福祉調査・用地交渉業務 | 滞納整理・用地交渉 日額400円 その他 日額300円 |
| 行旅病人、同死亡人取扱手当 | 生活支援課職員 | 身元不明病人の救護及び死亡人の葬送業務 | 病人 1件 3,000円 死亡人 1件 6,000円 |
| 心身障害児通園施設勤務手当 | おおぞら児童園職員 | おおぞら児童園で勤務した場合 | 日額 200円 |
| 清掃業務等従事手当 | 環境課・清掃課職員 | 廃棄物の収集、運搬業務及び分別業務、し尿浄化槽検査 | 廃棄物の収集運搬・し尿浄化槽検査 日額 500円 上記ほか分別、処分作業に従事した場合 日額 1,050円 |
| 公害、防疫業務従事手当 | 環境課・農林水産課職員 | 公害・汚水検査、消毒業務 | 公害・汚水検査 日額 300円 消毒・噴霧作業 日額 500円 |
| 危険業務従事手当 | 産業支援課職員 維持課職員 | ・毒劇物の取扱業務 ・高所・深所の特殊現場の作業 ・他者から危害を受けた場合 | 毒劇物取扱 日額 200円 危険場所作業 日額 400円 身体に危害を受けた場合 1件 3,000円 |
| 変則勤務手当 | 保育所(園)の職員 | 正規の勤務時間が早番に割り振られた場合 | 7時30分以前に出務 日額 300円 |
| 消防手当 | 消防職員 | 救急業務に従事した場合 消防業務に緊急出動した場合 | 1回につき 300円 |
| | | 正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合(22:00~5:00) | 1回につき 400円 |
| | | 救急救命士が救急業務を行った場合 | 日額 300円 |
| 災害時出動手当 | 全職員 | 災害時の招集、作業、罹災世帯の調査、死亡者の収容 | 災害時の招集 日額 1,000円 災害時屋外作業 日額 1,200円 災害調査員 日額 400円 行方不明者捜索 日額 2,000円 死体収容作業 日額 6,000円 |

(注) 同一の手当で「日額」と記載があるものの重複支給はありません。

(5) 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|------------|
| 支給実績(25年度決算) | 331,389 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算) | 386 千円 |
| 支給実績(24年度決算) | 244,523 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算) | 277 千円 |

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績 (25年度決算) | 支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|----------|--|------------------|---------------------------------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|---------|--------|----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|--------|---------|----|--|-------|------|---------|---------|----------|---------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|--------|----------|-----------|----------|
| 扶養手当 | <ul style="list-style-type: none"> 配偶者 13,000円 配偶者以外の扶養親族1人 6,500円 配偶者のない場合の1人目 11,000円 16～22歳の子、孫に対し 5,000円加算 | 同じ | | 111,104 千円 | 239,448 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 住居手当 | <ul style="list-style-type: none"> ◎借家・借間 家賃12,000円以下 支給無し 12,001円～23,000円以下 支給額(家賃-12,000円) 23,001円～55,000円未満 支給額(家賃-23,000円) × 1/2 + 11,000円 55,000円以上 支給額 27,000円 | 同じ | | 33,683 千円 | 290,371 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 通勤手当 | <p>公共交通機関利用者 定期券相当分支給 (支給限度額55,000円)</p> <p>交通用具(自転車等) 利用者</p> <table border="0"> <tr><td>2km未満</td><td>支給無し</td></tr> <tr><td>2～3km未満</td><td>2,500円</td></tr> <tr><td>3～4km未満</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>4～5km未満</td><td>4,300円</td></tr> <tr><td>5～6km未満</td><td>4,600円</td></tr> <tr><td>6～7km未満</td><td>4,900円</td></tr> <tr><td>7～8km未満</td><td>5,200円</td></tr> <tr><td>8～10km未満</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>10～15km未満</td><td>7,000円</td></tr> <tr><td>15～20km未満</td><td>7,900円</td></tr> <tr><td>20～25km未満</td><td>8,800円</td></tr> <tr><td>25～30km未満</td><td>9,700円</td></tr> <tr><td>30～35km未満</td><td>10,600円</td></tr> <tr><td>35～40km未満</td><td>11,500円</td></tr> <tr><td>40～45km未満</td><td>12,400円</td></tr> <tr><td>45～50km未満</td><td>13,300円</td></tr> <tr><td>50～55km未満</td><td>14,200円</td></tr> <tr><td>55～60km未満</td><td>15,100円</td></tr> <tr><td>60km以上</td><td>16,000円</td></tr> </table> | 2km未満 | 支給無し | 2～3km未満 | 2,500円 | 3～4km未満 | 3,500円 | 4～5km未満 | 4,300円 | 5～6km未満 | 4,600円 | 6～7km未満 | 4,900円 | 7～8km未満 | 5,200円 | 8～10km未満 | 5,500円 | 10～15km未満 | 7,000円 | 15～20km未満 | 7,900円 | 20～25km未満 | 8,800円 | 25～30km未満 | 9,700円 | 30～35km未満 | 10,600円 | 35～40km未満 | 11,500円 | 40～45km未満 | 12,400円 | 45～50km未満 | 13,300円 | 50～55km未満 | 14,200円 | 55～60km未満 | 15,100円 | 60km以上 | 16,000円 | 同じ | <p>交通用具利用者</p> <table border="0"> <tr><td>2km未満</td><td>支給無し</td></tr> <tr><td>2～5km未満</td><td>…2,000円</td></tr> <tr><td>5～10km未満</td><td>…4,100円</td></tr> <tr><td>10～15km未満</td><td>…6,500円</td></tr> <tr><td>15～20km未満</td><td>…8,900円</td></tr> <tr><td>20～25km未満</td><td>…11,300円</td></tr> <tr><td>25～30km未満</td><td>…13,700円</td></tr> <tr><td>30～35km未満</td><td>…16,100円</td></tr> <tr><td>35～40km未満</td><td>…18,500円</td></tr> <tr><td>40～45km未満</td><td>…20,900円</td></tr> <tr><td>45～50km未満</td><td>…21,800円</td></tr> <tr><td>50～55km未満</td><td>…22,700円</td></tr> <tr><td>55～60km未満</td><td>…23,600円</td></tr> <tr><td>60km以上</td><td>…24,500円</td></tr> </table> | 2km未満 | 支給無し | 2～5km未満 | …2,000円 | 5～10km未満 | …4,100円 | 10～15km未満 | …6,500円 | 15～20km未満 | …8,900円 | 20～25km未満 | …11,300円 | 25～30km未満 | …13,700円 | 30～35km未満 | …16,100円 | 35～40km未満 | …18,500円 | 40～45km未満 | …20,900円 | 45～50km未満 | …21,800円 | 50～55km未満 | …22,700円 | 55～60km未満 | …23,600円 | 60km以上 | …24,500円 | 50,524 千円 | 64,117 円 |
| 2km未満 | 支給無し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2～3km未満 | 2,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3～4km未満 | 3,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4～5km未満 | 4,300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5～6km未満 | 4,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6～7km未満 | 4,900円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7～8km未満 | 5,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8～10km未満 | 5,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10～15km未満 | 7,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15～20km未満 | 7,900円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20～25km未満 | 8,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25～30km未満 | 9,700円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30～35km未満 | 10,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35～40km未満 | 11,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40～45km未満 | 12,400円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 45～50km未満 | 13,300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50～55km未満 | 14,200円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 55～60km未満 | 15,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 60km以上 | 16,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2km未満 | 支給無し | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2～5km未満 | …2,000円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5～10km未満 | …4,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10～15km未満 | …6,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15～20km未満 | …8,900円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 20～25km未満 | …11,300円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 25～30km未満 | …13,700円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 30～35km未満 | …16,100円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 35～40km未満 | …18,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 40～45km未満 | …20,900円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 45～50km未満 | …21,800円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 50～55km未満 | …22,700円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 55～60km未満 | …23,600円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 60km以上 | …24,500円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 休日給 | <ul style="list-style-type: none"> 休日に勤務が割り振られたとき(消防職員のみ) 時間外勤務単価×135/100 | 同じ | | 57,124 千円 | 464,423 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 夜間勤務手当 | <ul style="list-style-type: none"> 22:00～5:00の間に勤務が割り振られたとき 時間外勤務単価×25/100 | 同じ | | 28,918 千円 | 200,819 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理職手当 | <ul style="list-style-type: none"> 部長 月額 69,000円 次長・参事 月額 55,000円 課長 月額 49,000円 副参事 月額 40,000円 | 異なる | <ul style="list-style-type: none"> 給料月額に対する支給割合 7級(伊勢部長級) 2種 88,500円 3種 77,400円 4種 66,400円 6級(伊勢課長級) 3種 72,700円 4種 62,300円 5種 51,900円 | 56,104 千円 | 603,269 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 管理職員 特別勤務手当 | <p>管理職員が休祝日に勤務を命ぜられたとき</p> <ul style="list-style-type: none"> 課長職1回 7,000円 部長職1回 8,500円 <p>(6時間超の場合は150/100を乗じる)</p> | 異なる | <ul style="list-style-type: none"> 1種 12,000円 2種 10,000円 3種 8,500円 4種 7,000円 5種 6,000円 <p>(6時間を超えた場合は150/100を乗じる)</p> | 6,623 千円 | 161,537 円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

6 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

| 区 分 | | 給 料 月 額 等 | |
|------|-------|--------------------------|---|
| 給料 | 市 長 | 1,006,000 円 | (参考)類似団体における最高/最低額 1,063,000 円 / 504,000 円 |
| | 副 市 長 | 780,000 円 | 876,000 円 / 481,000 円 |
| 報酬 | 議 長 | 564,000 円 | 760,000 円 / 420,100 円 |
| | 副 議 長 | 506,000 円 | 670,000 円 / 366,600 円 |
| | 議 員 | 448,000 円 | 620,000 円 / 338,800 円 |
| 期末手当 | 市 長 | (平成25年度支給割合) 3.95 月分 | ・役職加算 20% |
| | 副 市 長 | 3.95 月分 | ・役職加算 20% |
| | 議 長 | (平成25年度支給割合) 2.95 月分 | ・役職加算 20% |
| | 副 議 長 | 2.95 月分 | ・役職加算 20% |
| | 議 員 | 2.95 月分 | ・役職加算 20% |
| 退職手当 | 市 長 | (算定方式) 450/100×在職年数×給料月額 | (支給時期) 任期毎 |
| | 副 市 長 | 280/100×在職年数×給料月額 | 任期毎 |

7 職員数の状況

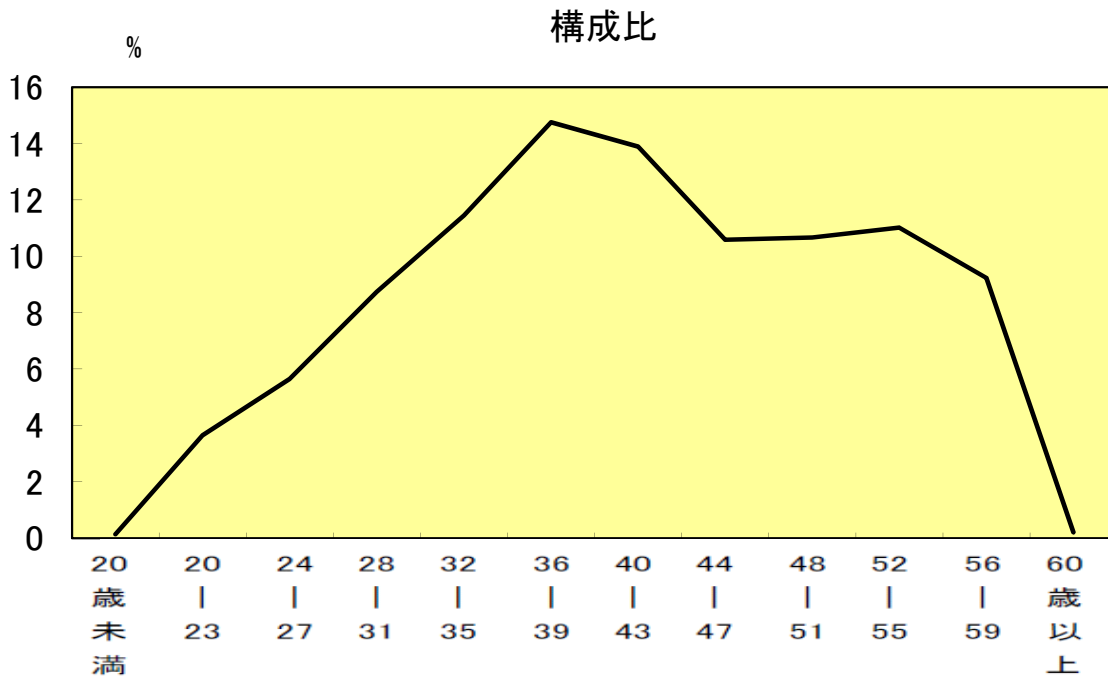
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

| 部 門 | 区 分 | 職 員 数 | | 対前年 増減数 | 主 な 増 減 理 由 |
|--------------------------------------|------------|----------|----------|------------|---|
| | | 平成26年 | 平成25年 | | |
| 一 般 行 政 部 門 | 議 会 | 7 | 7 | 0 | ・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減 |
| | 総 務 | 152 | 152 | 0 | |
| | 税 務 | 50 | 51 | ▲ 1 | |
| | 民 生 | 198 | 189 | 9 | |
| | 衛 生 | 99 | 101 | ▲ 2 | |
| | 労 働 | 2 | 2 | 0 | |
| | 農林水産 | 24 | 23 | 1 | |
| | 商 工 土 木 | 26 83 | 26 89 | 0 ▲ 6 | |
| | 小 計 | 641 | 640 | 1 | |
| 特 別 行 部 政 門 | 教 育 | 119 | 123 | ▲ 4 | ・業務の見直し、効率化、退職者の補充抑制などによる減 |
| | 消 防 | 189 | 189 | 0 | |
| | 小 計 | 308 | 312 | ▲ 4 | |
| 公 営 企 業 計 等 部 門 | 病 院 | 337 | 323 | 14 | ・業務の見直し、効率化、民間委託などによる減 ・医療技術職の採用による増 |
| | 水 道 | 36 | 37 | ▲ 1 | |
| | 下 水 道 | 35 | 35 | 0 | |
| | そ の 他 | 40 | 43 | ▲ 3 | |
| | 小 計 | 448 | 438 | 10 | |
| 合 計 | | 1,397 | 1,390 | 7 | |

(注) 1 職員数には、伊勢広域環境組合派遣職員の人数は含まれていません。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）



| 区分 | 20歳未満 | 20歳23歳 | 24歳27歳 | 28歳31歳 | 32歳35歳 | 36歳39歳 | 40歳43歳 | 44歳47歳 | 48歳51歳 | 52歳55歳 | 56歳59歳 | 60歳以上 | 計 |
|-----|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|
| 職員数 | 2人 | 51人 | 79人 | 122人 | 160人 | 206人 | 194人 | 148人 | 149人 | 154人 | 129人 | 3人 | 1,397人 |

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

| 部門別 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 過去5年間の増減数(率) |
|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 一般行政 | 740 | 709 | 676 | 657 | 640 | 641 | ▲ 99 (▲ 13.4%) |
| 教育 | 149 | 147 | 138 | 131 | 123 | 119 | ▲ 30 (▲ 20.1%) |
| 消防 | 185 | 189 | 189 | 189 | 189 | 189 | 4 (2.2%) |
| 普通会計計 | 1,074 | 1,045 | 1,003 | 977 | 952 | 949 | ▲ 125 (▲ 11.6%) |
| 公営企業等会計計 | 475 | 456 | 439 | 434 | 438 | 448 | ▲ 27 (▲ 5.7%) |
| 総合計 | 1,549 | 1,501 | 1,442 | 1,411 | 1,390 | 1,397 | ▲ 152 (▲ 9.8%) |

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

| 区分 | 総費用 A | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 24年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|------|-----------|---------------|------------|---------------------------|---------------------------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 25年度 | 2,267,494 | 389,021 | 327,438 | 14.4 | 17.3 |

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A | (参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 |
|------|----------|---------|--------|---------|---------|------------------|------------------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | | |
| | | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | |
| 25年度 | 37人 | 143,894 | 26,025 | 54,748 | 224,667 | 6,072 | 6,123 |

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|------|--------|-----------|-----------|
| 伊勢市 | 46.6 歳 | 346,657 円 | 513,476 円 |
| 団体平均 | 45.0 歳 | 342,822 円 | 509,358 円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 伊 勢 市(水道事業) | | | 伊 勢 市(一般会計) | | |
|---|---------|--|---|---------|--|
| 1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,480千円 | | | 1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,353千円 | | |
| (平成25年度支給割合) | | | (平成25年度支給割合) | | |
| 期末手当 | 勤勉手当 | | 期末手当 | 勤勉手当 | |
| 計 2.60 月分 | 1.35 月分 | | 計 2.60 月分 | 1.35 月分 | |
| (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% | | | (加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15% | | |

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評価を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

| 伊 勢 市(水道事業) | | | 伊 勢 市(全体) | | |
|------------------------------------|----------|-----------|------------------------------------|----------|-----------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 21.62 月分 | 27.025 月分 | 勤続20年 | 21.62 月分 | 27.025 月分 |
| 勤続25年 | 30.82 月分 | 36.57 月分 | 勤続25年 | 30.82 月分 | 36.57 月分 |
| 勤続35年 | 43.70 月分 | 52.44 月分 | 勤続35年 | 43.70 月分 | 52.44 月分 |
| 最高限度額 | 52.44 月分 | 52.44 月分 | 最高限度額 | 52.44 月分 | 52.44 月分 |
| その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算) | | | その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%～20%加算) | | |
| 1人当たり平均支給額 (自己都合) | | 退職者なし | 1人当たり平均支給額 (自己都合) | | 6,486千円 |
| (勸奨・定年) | | 退職者なし | (勸奨・定年) | | 23,505千円 |

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成25年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

| 支給実績(25年度決算) | | 1,213 千円 | |
|-------------------------|----------|-------------------------|--------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算) | | 43,332 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度) | | 78.4 % | |
| 手当の種類(手当数) | | 5種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 調査交渉従事手当 | 水道職員 | 停水処分に従事した場合 | 日額 400円 |
| | | 滞納整理業務を行った場合 | 日額 400円 |
| | | 検針・集金作業業務に従事した場合 | 日額 300円 |
| 夜間工事従事手当 | 同上 | 夜間工事に従事した場合 | 1回につき 2,200円 |
| 危険業務従事手当 | 同上 | 道路上の配管・修繕工事 | 日額 300円 |
| | | 深所・傾斜地・高所の業務 | 日額 400円 |
| | | 危険薬剤、機器に従事する職員 | 月額 2,500円 |
| | | 身体に危害を受けた場合 | 1件につき 3,000円 |
| 変則勤務手当 | 同上 | 正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当した場合 | 日額 400円 |
| 清掃業務等従事手当 | 同上 | 廃棄物の収集、運搬、処分に従事した場合 | 日額 500円 |

エ 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|-----------|
| 支給実績(25年度決算) | 11,347 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算) | 334 千円 |
| 支給実績(24年度決算) | 9,707 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算) | 286 千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成26年4月1日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績(25年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算) |
|------------|----------|----------|------------|--------------|-------------------------|
| 扶養手当 | 一般会計に同じ | / | / | 6,086 千円 | 234,058 円 |
| 住居手当 | 一般会計に同じ | / | / | 2,674 千円 | 314,541 円 |
| 通勤手当 | 一般会計に同じ | / | / | 2,691 千円 | 72,725 円 |
| 管理職手当 | 一般会計に同じ | / | / | 1,909 千円 | 636,460 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 一般会計に同じ | / | / | 106 千円 | 35,333 円 |

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

| 区分 | 総費用 A | 純損益又は 実質収支 | 職員給与費 B | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A | (参考) 24年度の総費用に 占める職員給与費比率 |
|------|-----------|---------------|------------|---------------------------|---------------------------------|
| | 千円 | 千円 | 千円 | % | % |
| 25年度 | 2,434,253 | 315,820 | 218,887 | 9.0 | 12.6 |

| 区分 | 職員数 A | 給 与 費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A |
|------|----------|---------|--------|---------|---------|------------------|
| | | 給 料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B | |
| | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 | 千円 |
| 25年度 | 35人 | 121,746 | 19,766 | 46,720 | 188,232 | 5,378 |

| (参考)類似団体平均 一人当たり給与費 |
|------------------------|
| 千円 6,093 |

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成26年4月1日現在)

| 区 分 | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|------|--------|-----------|-----------|
| 伊勢市 | 40.8 歳 | 331,105 円 | 485,953 円 |
| 団体平均 | 44.0 歳 | 340,516 円 | 507,458 円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 伊 勢 市(下水道事業) | | | | 伊 勢 市(一般会計) | | | |
|------------------------------------|---------|---------|--|------------------------------------|---------|---------|--|
| 1人当たり平均支給額(平成25年度) | | | | 1人当たり平均支給額(平成25年度) | | | |
| 1,335千円 | | | | 1,353千円 | | | |
| (平成24年度支給割合) | | | | (平成24年度支給割合) | | | |
| 期末手当 | | 勤勉手当 | | 期末手当 | | 勤勉手当 | |
| 計 | 2.60 月分 | 1.35 月分 | | 計 | 2.60 月分 | 1.35 月分 | |
| (加算措置の状況) | | | | (加算措置の状況) | | | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% | | | | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% | | | |

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当(平成26年4月1日現在)

| 伊 勢 市(下水道事業) | | | 伊 勢 市(全体) | | |
|------------------------------------|----------|-----------|------------------------------------|----------|-----------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 21.62 月分 | 27.025 月分 | 勤続20年 | 21.62 月分 | 27.025 月分 |
| 勤続25年 | 30.82 月分 | 36.57 月分 | 勤続25年 | 30.82 月分 | 36.57 月分 |
| 勤続35年 | 43.70 月分 | 52.44 月分 | 勤続35年 | 43.70 月分 | 52.44 月分 |
| 最高限度額 | 52.44 月分 | 52.44 月分 | 最高限度額 | 52.44 月分 | 52.44 月分 |
| その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) | | | その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) | | |
| 1人当たり平均支給額 (自己都合) | | 退職者なし | 1人当たり平均支給額 (自己都合) | | 6,486千円 |
| (勸奨・定年) | | 退職者なし | (勸奨・定年) | | 23,505千円 |

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。
2 1人当たりの平均支給額については平成25年度の状況を掲載しています。

ウ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

| 支給実績(25年度決算) | | 77 千円 | |
|-------------------------|----------|---|--------------|
| 支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算) | | 5,107 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度) | | 42.9 % | |
| 手当の種類(手当数) | | 5種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 税務等調査交渉従事手当 | 下水道職員 | 庁外において、滞納整理事務に直接従事したとき | 日額 400円 |
| 調査交渉従事手当 | 下水道職員 | 停水処分に従事したとき | 日額 400円 |
| 夜間工事従事手当 | 下水道職員 | 夜間工事作業に従事したとき | 日額2,200円 |
| 危険業務従事手当 | 下水道職員 | 交通の頻繁な道路上等において交通を遮断することなく行う工事、点検、検査等で管理者が職員の身体に危険があると認めるものに従事したとき | 日額 300円 |
| | | 著しく作業困難な特殊現場において業務に従事したとき | 日額 400円 |
| 清掃業務等従事手当 | 下水道職員 | 廃棄物の収集若しくは運搬、溝渠の清掃又は汚土の運搬若しくは処分の作業に従事したとき | 日額 500円 |
| | | 下水道法による立入検査に従事したとき | 日額 500円 |

エ 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|----------|
| 支給実績(25年度決算) | 6,139 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算) | 192 千円 |
| 支給実績(24年度決算) | 8,124 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算) | 246 千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

オ その他の手当（平成26年4月1日現在）

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績(25年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算) |
|------------|----------|----------|------------|--------------|-------------------------|
| 扶養手当 | 一般会計に同じ | | | 6,977 千円 | 279,080 円 |
| 住居手当 | 一般会計に同じ | | | 1,930 千円 | 321,667 円 |
| 通勤手当 | 一般会計に同じ | | | 2,690 千円 | 84,070 円 |
| 管理職手当 | 一般会計に同じ | | | 1,909 千円 | 636,460 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 一般会計に同じ | | | 43 千円 | 14,333 円 |

(3) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

| 区分 | 総費用 A 千円 | 純損益又は 実質収支 千円 | 職員給与費 B 千円 | 総費用に占める 職員給与費比率 B/A % | (参考) 24年度の総費用に 占める職員給与費比率 % |
|------|----------------|---------------------|------------------|--------------------------------|--------------------------------------|
| 25年度 | 5,715,859 | 97,896 | 3,484,253 | 61.0 | 59.4 |

| 区分 | 職員数 A 人 | 給与費 | | | | 一人当たり 給与費 B/A 千円 |
|------|---------------|-----------|------------|---------------|-----------|------------------------|
| | | 給料 千円 | 職員手当 千円 | 期末・勤勉手当 千円 | 計 B 千円 | |
| 25年度 | 328人 | 1,224,804 | 555,597 | 474,665 | 2,255,066 | 6,876 |

| (参考)類似団体平均 一人当たり給与費 千円 |
|------------------------------|
| 6,718 |

(注) 1 職員手当には、退職手当及び退職手当組合負担金を含みません。

2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成26年4月1日現在）

| 区分 | | 平均年齢 | 基本給 | 平均月収額 |
|---------------|-----|--------|-----------|-------------|
| 伊勢市 (病院事業) | 医師 | 44.1 歳 | 564,434 円 | 1,504,123 円 |
| | 看護師 | 41.7 歳 | 318,950 円 | 463,000 円 |
| | 事務職 | 40.5 歳 | 324,287 円 | 495,199 円 |
| 事業者 | | 65.0 歳 | | 1,958,164 円 |

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

| 伊勢市(病院事業) | | | | 伊勢市(一般会計) | | | |
|------------------------------------|---------|---------|--|------------------------------------|---------|---------|--|
| 1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,448千円 | | | | 1人当たり平均支給額(平成25年度) 1,353千円 | | | |
| (平成24年度支給割合) | | | | (平成24年度支給割合) | | | |
| 期末手当 | | 勤勉手当 | | 期末手当 | | 勤勉手当 | |
| 計 | 2.60 月分 | 1.35 月分 | | 計 | 2.60 月分 | 1.35 月分 | |
| (加算措置の状況) | | | | (加算措置の状況) | | | |
| 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% | | | | 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15% | | | |

(参考) 勤勉手当への勤務実績の反映状況

平成25年12月分から事務部管理職員を対象に勤務評定を実施し、手当に反映している。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

| 伊勢市(病院事業) | | | 伊勢市(全体) | | |
|------------------------------------|----------|------------------|------------------------------------|----------|------------------|
| (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 | (支給率) | 自己都合 | 勸奨・定年 |
| 勤続20年 | 21.62 月分 | 27.025 月分 | 勤続20年 | 21.62 月分 | 27.025 月分 |
| 勤続25年 | 30.82 月分 | 36.57 月分 | 勤続25年 | 30.82 月分 | 36.57 月分 |
| 勤続35年 | 43.70 月分 | 52.44 月分 | 勤続35年 | 43.70 月分 | 52.44 月分 |
| 最高限度額 | 52.44 月分 | 52.44 月分 | 最高限度額 | 52.44 月分 | 52.44 月分 |
| その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) | | | その他の加算措置 (定年前早期退職特例措置:2%~20%加算) | | |
| 1人当たり平均支給額 (自己都合) | | 2,427千円 | 1人当たり平均支給額 (自己都合) | | 6,486千円 |
| | | (勸奨・定年) 23,389千円 | | | (勸奨・定年) 23,505千円 |

(注) 1 旧三町村職員については三重県市町総合事務組合に加入しているため、退職手当は旧伊勢市職員について記載しています。

2 1人当たりの平均支給額については平成25年度の状況を掲載しています。

ウ 地域手当（平成26年4月1日現在）

| | | | |
|---------------------------|------|-----------|---------------|
| 支給実績（平成25年度決算） | | 31,677 千円 | |
| 支給職員1人当たり平均支給年額（平成25年度決算） | | 879,902 円 | |
| 支給対象 | 支給率 | 支給対象職員数 | 一般行政職の制度（支給率） |
| 医師 | 15 % | 36 人 | 4 % |

エ 特殊勤務手当（平成26年4月1日現在）

| 支給実績（25年度決算） | | 278,619 千円 | |
|-------------------------|--|---|--|
| 支給職員1人当たり平均支給年額（25年度決算） | | 849,448 円 | |
| 職員全体に占める手当支給職員の割合（25年度） | | 100.0 % | |
| 手当の種類（手当数） | | 15種類 | |
| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
| 医師確保手当 | 医師及び歯科医師 | 医師及び歯科医師 | 月額 200,000円 |
| 医師診療手当 | 医師及び歯科医師 | 副院長 医療部長及び健診センター長 科部長及び科副部長 医長及び医員 | 月額 140,000円 月額 130,000円 月額 120,000円 月額 70,000円 |
| 医師研究手当 | 医師及び歯科医師 | 医学の調査及び研究に従事する医師及び歯科医師 | 月額 180,000円 |
| 医療業務手当 | 薬剤師 | 調剤等業務に従事した場合 | 日額 500円 |
| | 臨床検査技師、臨床工学技士、視能訓練士、2病棟又は産婦人科外来診療室に勤務する助産師及び人工透析室又は手術室に勤務する看護師又は准看護師 | 臨床検査、手術、人工透析業務等に従事した場合 | 日額 400円 |
| | 看護補助者並びに健診センター室及び事務部に勤務する職員 | 看護補助、健診センター、事務部業務に従事した場合 | 月額 3,000円 |
| 放射線取扱手当 | 医師及び診療放射線技師 | 放射線照射業務に従事した場合 | 日額 400円 |
| 分娩業務手当 | 助産師 | 分娩業務に従事した場合 | 分娩1件につき 400円 |
| 解剖業務手当 | 医師及び臨床検査技師 | 死体の解剖業務に従事した場合 | 死体1体につき 3,000円 |
| 死体処理手当 | 看護師、准看護師及び看護補助者 | 死体の清拭等業務に従事した場合 | 死体1体につき 500円 |
| 解剖死体搬送手当 | 死体の搬送に従事した職員 | 死体の搬送に従事した場合 | 搬送1回につき 1,500円 |
| 夜間看護手当 | 助産師、看護師及び准看護師 | 正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合 (午後10時から翌日午前5時) | 深夜の勤務時間が2時間未満 勤務1回 2,200円 深夜の勤務時間が2時間以上 勤務1回 3,300円 |
| 待機手当 | 医師及び歯科医師 | 救急患者等に対処するため、自宅待機をした場合 | 待機1回につき、1,200円。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める待機1回につき10,000円 (1) 当該月に当番日（休日及び夜間において入院治療を必要とする重症救急患者の医療を確保するため、地域内の病院群が共同連帯して輪番制方式により行う事業の実施日をいう。以下同じ。）の宿日直勤務が無い場合であって、当番日に1月当たり3回以上待機したとき 3回目以降の当番日の待機 (2) 当該月に当番日の宿日直勤務が1回の場合であって、当番日に1月当たり2回以上待機したとき 2回目以降の当番日の待機 (3) 当該月の当番日の宿日直勤務が2回以上の場合であって、当番日に待機したとき 当番日の待機 |
| | 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、助産師、看護師及び准看護師 | | 待機1回につき 1,200円 |
| 変則勤務手当 | 健診センター職員 | 人間ドック等に従事する職員で土曜日に当該業務に従事した場合 | 日額 300円 |
| | 手術室又は栄養管理課に勤務する職員 | 正規の勤務時間が休日、早番、遅番に該当したとき | |

| 手当の名称 | 主な支給対象職員 | 主な支給対象業務 | 左記職員に対する支給単価 |
|-----------|----------|--------------------------|---|
| 救急診療手当 | 医師及び歯科医師 | 当直中に救急患者の診療に従事したとき | 患者1人につき 3,000円 |
| 危険業務従事手当 | 職員 | 職員が身体に危害を受けたとき | 1件につき 3,000円 |
| 管理職緊急業務手当 | 管理職である医師 | 正規の勤務時間外に救急医療等の業務に従事したとき | 1時間以上の勤務1回につき 10,000円 6時間を超える勤務1回につき 15,000円 |

オ 時間外勤務手当

| | |
|-------------------------|------------|
| 支給実績(25年度決算) | 116,644 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算) | 383 千円 |
| 支給実績(24年度決算) | 120,712 千円 |
| 支給職員1人当たり平均支給年額(24年度決算) | 404 千円 |

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当 (平成26年4月1日現在)

| 手当名 | 内容及び支給単価 | 国の制度との異同 | 国の制度と異なる内容 | 支給実績(25年度決算) | 支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算) |
|------------|---|----------|----------------------------------|--------------|-------------------------|
| 扶養手当 | 一般会計に同じ | 同じ | | 28,553 千円 | 223,065 円 |
| 住居手当 | 一般会計に同じ | 同じ | | 20,375 千円 | 323,401 円 |
| 通勤手当 | 一般会計に同じ | 同じ | | 19,087 千円 | 68,656 円 |
| 管理職手当 | 一般会計に同じ (ただし、副院長は146,400円、医療部長及び健診センター長は90,000円) | 異なる | 副院長146,400円を除く全て | 19,566 千円 | 850,664 円 |
| 管理職員特別勤務手当 | 一般会計に同じ | 同じ | | 607 千円 | 27,569 円 |
| 夜間勤務手当 | 一般会計に同じ | 同じ | | 24,164 千円 | 170,169 円 |
| 宿日直手当 | 医師 1回 平日20,000円 休日25,000円 月3回以上30,000円 その他 1回 5,900円 | 異なる | 医師 1回 休日25,000円 月3回以上 30,000円 | 16,311 千円 | 263,066 円 |

伊勢市告示第 35 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
神菌町自治会から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定
により告示します。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 代表者の氏名及び住所

| 代表者の氏名 | 代表者の住所 | 就任日 |
|---------|------------------|-----------------|
| 月 岡 顕 人 | 伊勢市神菌町 1098 番地 | 平成 25 年 4 月 1 日 |
| 山 本 徹 | 伊勢市神菌町 1012 番地 2 | 平成 26 年 4 月 1 日 |
| 中 北 忠 秀 | 伊勢市神菌町 1103 番地 | 平成 27 年 4 月 1 日 |

伊勢市告示第 36 号

平成 27 年 3 月 20 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 26 年度補正
予算の要領は、次のとおりです。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成26年度 伊勢市一般会計補正予算（第6号）

平成26年度 伊勢市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、1,983,007千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、46,785,127千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

（繰越明許費の補正）

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第4条 債務負担行為の追加、廃止及び変更は、「第4表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第5条 地方債の変更は、「第5表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------------|---------------------|------------|----------|------------|
| 1 市税 | | 16,460,000 | 460,000 | 16,920,000 |
| | 1 市民税 | 7,135,180 | 404,000 | 7,539,180 |
| | 2 固定資産税 | 6,802,908 | 45,000 | 6,847,908 |
| | 6 入湯税 | 14,000 | 6,000 | 20,000 |
| | 7 都市計画税 | 1,417,000 | 5,000 | 1,422,000 |
| 3 利子割交付金 | | 40,000 | △2,000 | 38,000 |
| | 1 利子割交付金 | 40,000 | △2,000 | 38,000 |
| 8 自動車取得税交付金 | | 50,001 | △4,000 | 46,001 |
| | 1 自動車取得税交付金 | 50,001 | △4,000 | 46,001 |
| 9 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | | 75,000 | △3,056 | 71,944 |
| | 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 75,000 | △3,056 | 71,944 |
| 10 地方特例交付金 | | 60,000 | 9,665 | 69,665 |
| | 1 地方特例交付金 | 60,000 | 9,665 | 69,665 |
| 11 地方交付税 | | 10,060,000 | 465,227 | 10,525,227 |
| | 1 地方交付税 | 10,060,000 | 465,227 | 10,525,227 |
| 12 交通安全対策特別交付金 | | 21,000 | △3,887 | 17,113 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 21,000 | △3,887 | 17,113 |
| 13 分担金及び負担金 | | 1,041,617 | △12,342 | 1,029,275 |
| | 1 負担金 | 1,041,617 | △12,342 | 1,029,275 |
| 14 使用料及び手数料 | | 371,790 | 9,918 | 381,708 |
| | 1 使用料 | 312,710 | 10,456 | 323,166 |
| | 2 手数料 | 59,080 | △538 | 58,542 |
| 15 国庫支出金 | | 6,536,633 | △548,497 | 5,988,136 |
| | 1 国庫負担金 | 4,834,380 | △290,904 | 4,543,476 |
| | 2 国庫補助金 | 1,666,631 | △253,822 | 1,412,809 |
| | 3 委託金 | 35,622 | △3,771 | 31,851 |
| 16 県支出金 | | 3,023,030 | △278,314 | 2,744,716 |
| | 1 県負担金 | 1,658,413 | △68,959 | 1,589,454 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------------|------------|------------|------------|
| | 2 県補助金 | 1,057,228 | △214,228 | 843,000 |
| | 3 委託金 | 307,389 | 4,873 | 312,262 |
| 17 財産収入 | | 141,385 | 2,039 | 143,424 |
| | 1 財産運用収入 | 29,695 | △7,823 | 21,872 |
| | 2 財産売払収入 | 111,690 | 9,862 | 121,552 |
| 18 寄附金 | | 26,002 | 15,995 | 41,997 |
| | 1 寄附金 | 26,002 | 15,995 | 41,997 |
| 19 繰入金 | | 1,668,083 | △1,488,014 | 180,069 |
| | 1 基金繰入金 | 1,668,083 | △1,488,014 | 180,069 |
| 20 繰越金 | | 706,017 | 120,319 | 826,336 |
| | 1 繰越金 | 706,017 | 120,319 | 826,336 |
| 21 諸収入 | | 624,875 | 250,040 | 874,915 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 5,000 | 77,000 | 82,000 |
| | 3 貸付金元利収入 | 12,550 | 1,970 | 14,520 |
| | 4 受託事業収入 | 285 | 220 | 505 |
| | 5 雑入 | 606,040 | 170,850 | 776,890 |
| 22 市債 | | 6,105,700 | △976,100 | 5,129,600 |
| | 1 市債 | 6,105,700 | △976,100 | 5,129,600 |
| 歳入合計 | | 48,768,134 | △1,983,007 | 46,785,127 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------|-------------|------------|----------|------------|
| 1 議会費 | | 371,094 | △5,832 | 365,262 |
| | 1 議会費 | 371,094 | △5,832 | 365,262 |
| 2 総務費 | | 4,215,505 | 174,325 | 4,389,830 |
| | 1 総務管理費 | 3,371,292 | 199,684 | 3,570,976 |
| | 2 徴税费 | 474,324 | △11,441 | 462,883 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 169,821 | △4,372 | 165,449 |
| | 4 選挙費 | 134,149 | △5,450 | 128,699 |
| | 5 統計調査費 | 35,096 | △4,077 | 31,019 |
| | 6 監査委員費 | 30,823 | △19 | 30,804 |
| 3 民生費 | | 17,789,525 | △723,659 | 17,065,866 |
| | 1 社会福祉費 | 4,776,646 | △116,022 | 4,660,624 |
| | 2 老人福祉費 | 3,918,243 | △208,847 | 3,709,396 |
| | 3 児童福祉費 | 6,584,905 | △397,838 | 6,187,067 |
| | 4 生活保護費 | 2,409,432 | 12,858 | 2,422,290 |
| | 5 人権政策費 | 86,830 | △12,231 | 74,599 |
| | 6 国民年金事務費 | 13,469 | △1,579 | 11,890 |
| 4 衛生費 | | 4,276,750 | 123,321 | 4,400,071 |
| | 1 保健衛生費 | 2,603,151 | 207,664 | 2,810,815 |
| | 2 清掃費 | 1,673,599 | △84,343 | 1,589,256 |
| 5 労働費 | | 92,581 | △5,156 | 87,425 |
| | 1 労働諸費 | 92,581 | △5,156 | 87,425 |
| 6 農林水産業費 | | 732,434 | △56,797 | 675,637 |
| | 1 農業費 | 605,395 | △45,680 | 559,715 |
| | 2 林業費 | 52,030 | △2,468 | 49,562 |
| | 3 水産業費 | 75,009 | △8,649 | 66,360 |
| 7 商工費 | | 264,421 | △18,384 | 246,037 |
| | 1 商工費 | 264,421 | △18,384 | 246,037 |
| 8 観光費 | | 606,890 | △15,839 | 591,051 |
| | 1 観光費 | 606,890 | △15,839 | 591,051 |
| 9 土木費 | | 5,479,199 | △592,244 | 4,886,955 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|---------|------------|------------|------------|
| | 1 土木管理費 | 616,688 | △296,009 | 320,679 |
| | 2 道路橋梁費 | 1,389,435 | △151,982 | 1,237,453 |
| | 3 河川費 | 647,243 | △26,438 | 620,805 |
| | 4 港湾海岸費 | 21,968 | △1,878 | 20,090 |
| | 5 都市計画費 | 2,658,318 | △111,005 | 2,547,313 |
| | 6 住宅費 | 145,547 | △4,932 | 140,615 |
| 10 消防費 | | 4,100,193 | △581,063 | 3,519,130 |
| | 1 消防費 | 4,100,193 | △581,063 | 3,519,130 |
| 11 教育費 | | 5,274,024 | △201,212 | 5,072,812 |
| | 1 教育総務費 | 1,100,260 | 10,994 | 1,111,254 |
| | 2 小学校費 | 1,021,842 | △56,940 | 964,902 |
| | 3 中学校費 | 1,352,810 | △127,878 | 1,224,932 |
| | 4 幼稚園費 | 150,459 | △7,196 | 143,263 |
| | 5 社会教育費 | 677,977 | △16,933 | 661,044 |
| | 6 保健体育費 | 970,676 | △3,259 | 967,417 |
| 13 公債費 | | 5,505,752 | △80,467 | 5,425,285 |
| | 1 公債費 | 5,505,752 | △80,467 | 5,425,285 |
| 歳 出 合 計 | | 48,768,134 | △1,983,007 | 46,785,127 |

第 2 表 継 続 費 補 正

変 更

| 款 | 項 | 事業名 | 区分 | 総額 (千円) | 年 度 | 年割額 (千円) |
|----------------|-----------|------------------------|----------|------------|----------|-------------|
| 10 消防費 | 1 消防費 | 消防緊急指令施設 更新事業 | 補正前 | 522,426 | 平成 26 年度 | 208,970 |
| | | | | | 平成 27 年度 | 313,456 |
| | | | 補正後 | 427,378 | 平成 26 年度 | 144,671 |
| | | | | | 平成 27 年度 | 282,707 |
| | | 消防救急デジタル無線 活動波推進事業 | 補正前 | 288,447 | 平成 26 年度 | 115,378 |
| | | | | | 平成 27 年度 | 173,069 |
| | | | 補正後 | 206,157 | 平成 26 年度 | 69,754 |
| | | | | | 平成 27 年度 | 136,403 |
| | | 消防本部庁舎新設 事業 | 補正前 | 1,687,480 | 平成 26 年度 | 674,991 |
| | | | | | 平成 27 年度 | 1,012,489 |
| | | | 補正後 | 1,687,480 | 平成 26 年度 | 582,100 |
| | | | | | 平成 27 年度 | 1,105,380 |
| 防災センター新設 事業 | 補正前 | 713,271 | 平成 26 年度 | 285,308 | | |
| | | | 平成 27 年度 | 427,963 | | |
| | 補正後 | 713,271 | 平成 26 年度 | 248,144 | | |
| | | | 平成 27 年度 | 465,127 | | |
| 11 教育費 | 2 小学校費 | 空調設備整備事業 | 補正前 | 102,299 | 平成 25 年度 | 23,832 |
| | | | | | 平成 26 年度 | 78,467 |
| | | | 補正後 | 97,514 | 平成 25 年度 | 23,832 |
| | | | | | 平成 26 年度 | 73,682 |
| | 3 中学校費 | 豊浜中学校・北浜中学校 統合校整備事業 | 補正前 | 153,087 | 平成 26 年度 | 103,742 |
| | | | | | 平成 27 年度 | 49,345 |
| | | | 補正後 | 115,146 | 平成 26 年度 | 65,801 |
| | | | | | 平成 27 年度 | 49,345 |
| | | 宮川中学校・沼木中学校 統合校整備事業 | 補正前 | 108,417 | 平成 26 年度 | 75,242 |
| | | | | | 平成 27 年度 | 33,175 |
| 補正後 | 83,670 | 平成 26 年度 | 50,495 | | | |
| | | 平成 27 年度 | 33,175 | | | |

第 3 表 繰越明許費補正

追 加

| 款 | 項 | 事業名 | 金額(千円) |
|-------------|------------|-----------------|--------------|
| 2 総務費 | 5 統計調査費 | 統計調査一般経費 | 1, 9 6 3 |
| 3 民生費 | 3 児童福祉費 | 民間保育所施設整備事業費補助金 | 1 3 4, 6 0 1 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 県営かんがい排水事業負担金 | 2 9, 2 2 0 |
| | | 経営体育成基盤整備事業負担金 | 2, 0 0 0 |
| 9 土木費 | 2 道路橋梁費 | 通学路整備事業 | 5, 0 0 0 |
| | 4 港湾海岸費 | 県営事業地元負担金 | 1, 8 6 9 |
| | 5 都市計画費 | 県営事業地元負担金 | 1, 6 6 6 |
| 10 消防費 | 1 消防費 | 消火栓新設負担金 | 6 1 7 |
| | | 地域防災力向上支援事業 | 6 4 8 |
| | | 避難所等整備事業 | 5 4, 6 9 0 |

第 4 表 債務負担行為補正

追 加

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|---------------------------|--------------------------|-----------|
| 尾崎 罌堂 記念館 管 理 運 営 委 託 | 自 平成 26 年度 至 平成 31 年度 | 36,075 千円 |
| 山田 奉行所 記念館 管 理 運 営 委 託 | 自 平成 26 年度 至 平成 31 年度 | 19,700 千円 |

廃 止

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------------------------|--------------------------|-----------|
| 社会 保障・税 番号 制度 シ ス テ ム 整 備 業 務 委 託 | 自 平成 26 年度 至 平成 27 年度 | 25,272 千円 |

変 更

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|--------------------------------------|--------------------------|---------------|--------------------------|---------------|
| | 期 間 | 限 度 額 (千円) | 期 間 | 限 度 額 (千円) |
| 住 民 票 交 付 等 窓 口 業 務 委 託 に 係 る 経 費 | 自 平成 26 年度 至 平成 29 年度 | 181,171 | 自 平成 26 年度 至 平成 29 年度 | 173,336 |
| 健 康 づ くり 指 針 (第 2 期) 策 定 業 務 委 託 | 自 平成 27 年度 至 平成 27 年度 | 2,600 | 自 平成 27 年度 至 平成 27 年度 | 2,257 |

第 5 表 地 方 債 補 正

変 更

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 (千円) | |
|---------------------|-----------------|-----------------|
| | 補 正 前 | 補 正 後 |
| 市 町 村 合 併 特 例 事 業 債 | 3, 4 5 9, 5 0 0 | 2, 7 1 5, 3 0 0 |
| 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債 | 2 3 8, 5 0 0 | 1 4 3, 4 0 0 |
| 河 川 等 整 備 事 業 債 | 1 3 6, 8 0 0 | 0 |

平成26年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成26年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、387,246千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、14,592,694千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|---------------|------------|----------|------------|
| 1 国民健康保険料 | | 2,666,251 | △20,053 | 2,646,198 |
| | 1 国民健康保険料 | 2,666,251 | △20,053 | 2,646,198 |
| 2 国民健康保険税 | | 642 | 425 | 1,067 |
| | 1 国民健康保険税 | 642 | 425 | 1,067 |
| 3 国庫支出金 | | 3,102,714 | △362,557 | 2,740,157 |
| | 1 国庫負担金 | 2,372,930 | △268,375 | 2,104,555 |
| | 2 国庫補助金 | 729,784 | △94,182 | 635,602 |
| 4 療養給付費等交付金 | | 325,614 | 153,397 | 479,011 |
| | 1 療養給付費等交付金 | 325,614 | 153,397 | 479,011 |
| 6 県支出金 | | 737,661 | △237,067 | 500,594 |
| | 1 県負担金 | 97,774 | △1,499 | 96,275 |
| | 2 県補助金 | 639,887 | △235,568 | 404,319 |
| 7 共同事業交付金 | | 2,459,669 | △105,018 | 2,354,651 |
| | 1 共同事業交付金 | 2,459,669 | △105,018 | 2,354,651 |
| 8 財産収入 | | 700 | 87 | 787 |
| | 1 財産運用収入 | 700 | 87 | 787 |
| 9 繰入金 | | 1,752,137 | △2,767 | 1,749,370 |
| | 1 他会計繰入金 | 752,137 | △2,767 | 749,370 |
| 10 繰越金 | | 85,450 | 178,207 | 263,657 |
| | 1 繰越金 | 85,450 | 178,207 | 263,657 |
| 11 諸収入 | | 20,191 | 8,100 | 28,291 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 4,560 | 6,200 | 10,760 |
| | 3 雑入 | 15,621 | 1,900 | 17,521 |
| 歳入合計 | | 14,979,940 | △387,246 | 14,592,694 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|--------------|------------|----------|------------|
| 1 総務費 | | 197,660 | △4,091 | 193,569 |
| | 1 総務管理費 | 168,820 | △3,040 | 165,780 |
| | 2 賦課徴収費 | 27,811 | △1,051 | 26,760 |
| 2 保険給付費 | | 9,334,817 | △254,300 | 9,080,517 |
| | 1 療養諸費 | 8,255,149 | △208,600 | 8,046,549 |
| | 2 高額療養費 | 1,001,792 | △45,700 | 956,092 |
| | 3 移送費 | 356 | 0 | 356 |
| 3 後期高齢者支援金等 | | 1,757,283 | 0 | 1,757,283 |
| | 1 後期高齢者支援金等 | 1,757,283 | 0 | 1,757,283 |
| 7 共同事業拠出金 | | 2,531,499 | △108,142 | 2,423,357 |
| | 1 共同事業拠出金 | 2,531,499 | △108,142 | 2,423,357 |
| 8 保健事業費 | | 200,216 | △7,378 | 192,838 |
| | 1 特定健康診査等事業費 | 181,438 | △5,233 | 176,205 |
| | 2 保健事業費 | 18,778 | △2,145 | 16,633 |
| 10 諸支出金 | | 117,807 | 87 | 117,894 |
| | 2 基金積立金 | 700 | 87 | 787 |
| 11 予備費 | | 56,778 | △13,422 | 43,356 |
| | 1 予備費 | 56,778 | △13,422 | 43,356 |
| 歳出合計 | | 14,979,940 | △387,246 | 14,592,694 |

平成26年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

平成26年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、37,206千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、2,751,380千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|---------------|-----------|---------|-----------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 1,207,898 | △92,905 | 1,114,993 |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 1,207,898 | △92,905 | 1,114,993 |
| 2 繰入金 | | 1,578,571 | △10,166 | 1,568,405 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,578,571 | △10,166 | 1,568,405 |
| 3 繰越金 | | 10 | 35,424 | 35,434 |
| | 1 繰越金 | 10 | 35,424 | 35,434 |
| 4 諸収入 | | 2,107 | 30,441 | 32,548 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 1 | 149 | 150 |
| | 2 雑入 | 2,106 | 30,292 | 32,398 |
| | 歳入合計 | 2,788,586 | △37,206 | 2,751,380 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------------|------------------|-----------|---------|-----------|
| 1 総務費 | | 59,380 | △2,431 | 56,949 |
| | 1 総務管理費 | 53,971 | △1,127 | 52,844 |
| | 2 徴収費 | 5,409 | △1,304 | 4,105 |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 2,726,181 | △66,704 | 2,659,477 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 2,726,181 | △66,704 | 2,659,477 |
| 4 諸支出金 | | 2,020 | 31,929 | 33,949 |
| | 1 償還金及び選付加算金 | 2,020 | 31,929 | 33,949 |
| 歳出合計 | | 2,788,586 | △37,206 | 2,751,380 |

平成26年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成26年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、27,060千円を減額し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,350,607千円、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、84千円を減額し、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、468千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|---------------|------------|----------|------------|
| 1 保険料 | | 2,466,852 | 36,170 | 2,503,022 |
| | 1 介護保険料 | 2,466,852 | 36,170 | 2,503,022 |
| 2 国庫支出金 | | 3,030,401 | △277,076 | 2,753,325 |
| | 1 国庫負担金 | 2,368,555 | △253,029 | 2,115,526 |
| | 2 国庫補助金 | 661,846 | △24,047 | 637,799 |
| 3 支払基金交付金 | | 3,438,732 | △123,416 | 3,315,316 |
| | 1 支払基金交付金 | 3,438,732 | △123,416 | 3,315,316 |
| 4 県支出金 | | 1,517,869 | 154,709 | 1,672,578 |
| | 1 県負担金 | 1,483,015 | 160,962 | 1,643,977 |
| | 2 県補助金 | 34,854 | △6,253 | 28,601 |
| 5 財産収入 | | 500 | △250 | 250 |
| | 1 財産運用収入 | 500 | △250 | 250 |
| 6 繰入金 | | 1,890,107 | △116,055 | 1,774,052 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,807,922 | △33,870 | 1,774,052 |
| | 2 基金繰入金 | 82,185 | △82,185 | 0 |
| 7 繰越金 | | 33,201 | 295,249 | 328,450 |
| | 1 繰越金 | 33,201 | 295,249 | 328,450 |
| 8 諸収入 | | 5 | 3,609 | 3,614 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 1 | 453 | 454 |
| | 2 預金利子 | 1 | 14 | 15 |
| | 3 雑入 | 3 | 3,142 | 3,145 |
| 歳入合計 | | 12,377,667 | △27,060 | 12,350,607 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|--------------|------------|----------|------------|
| 1 総務費 | | 291,109 | △3,056 | 288,053 |
| | 1 総務管理費 | 141,080 | △1,183 | 139,897 |
| | 2 徴収費 | 20,668 | △161 | 20,507 |
| 3 介護認定諸費 | | 129,361 | △1,712 | 127,649 |
| | 1 介護サービス等諸費 | 11,842,776 | △230,786 | 11,611,990 |
| 2 保険給付費 | | 11,842,776 | △230,786 | 11,611,990 |
| | 1 介護サービス等諸費 | 11,842,776 | △230,786 | 11,611,990 |
| 3 地域支援事業費 | | 182,570 | △11,520 | 171,050 |
| | 1 地域支援事業費 | 182,570 | △11,520 | 171,050 |
| 4 基金積立金 | | 500 | 181,893 | 182,393 |
| | 1 基金積立金 | 500 | 181,893 | 182,393 |
| 6 諸支出金 | | 39,312 | 36,409 | 75,721 |
| | 1 償還金及び選付加算金 | 39,312 | 36,409 | 75,721 |
| 歳出合計 | | 12,377,667 | △27,060 | 12,350,607 |

第 1 表 歳入歳出予算補正 介護サービス事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-------------|-------|-----|-----|
| 1 サービス費収入 | | 545 | △89 | 456 |
| | 1 介護予防給付費収入 | 545 | △89 | 456 |
| 2 繰越金 | | 1 | △1 | 0 |
| | 1 繰越金 | 1 | △1 | 0 |
| 3 諸収入 | | 6 | 6 | 12 |
| | 1 雑入 | 6 | 6 | 12 |
| 歳入合計 | | 552 | △84 | 468 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------------|-------|-----|-----|
| 1 事業費 | | 451 | △84 | 367 |
| | 1 介護予防サービス事業費 | 451 | △84 | 367 |
| 歳出合計 | | 552 | △84 | 468 |

平成26年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計 補正予算(第1号)

平成26年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2,813千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、8,780千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------|-------|-------|-------|
| 1 事業収入 | | 5,123 | 811 | 5,934 |
| | 1 事業収入 | 5,123 | 811 | 5,934 |
| 2 県支出金 | | 732 | 11 | 743 |
| | 1 県補助金 | 732 | 11 | 743 |
| 4 繰越金 | | 100 | 1,991 | 2,091 |
| | 1 繰越金 | 100 | 1,991 | 2,091 |
| 歳入合計 | | 5,967 | 2,813 | 8,780 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|---------|-------|-------|-------|
| 1 総務費 | | 2,580 | 2,813 | 5,393 |
| | 1 総務管理費 | 2,580 | 2,813 | 5,393 |
| 歳出合計 | | 5,967 | 2,813 | 8,780 |

平成26年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算（第2号）

平成26年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、96,271千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、627,783千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び該当区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|----------|---------|----------|---------|
| 1 事業収入 | | 522,609 | △102,401 | 420,208 |
| | 1 事業収入 | 522,609 | △102,401 | 420,208 |
| 2 繰越金 | | 201,445 | 6,126 | 207,571 |
| | 1 繰越金 | 201,445 | 6,126 | 207,571 |
| 3 財産収入 | | 0 | 4 | 4 |
| | 1 財産運用収入 | 0 | 4 | 4 |
| 歳入合計 | | 724,054 | △96,271 | 627,783 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------------|-------|---------|---------|---------|
| 1 観光交通対策事業費 | | 724,034 | △96,271 | 627,763 |
| | 1 管理費 | 724,034 | △96,271 | 627,763 |
| 歳出合計 | | 724,054 | △96,271 | 627,783 |

平成26年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第3号）

平成26年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、222,506千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、407,205千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|----------|---------|----------|---------|
| 1 財産収入 | | 2,654 | △1,649 | 1,005 |
| | 1 財産運用収入 | 2,653 | △1,649 | 1,004 |
| 2 繰入金 | | 627,055 | △220,857 | 406,198 |
| | 1 基金繰入金 | 627,055 | △220,857 | 406,198 |
| 歳入合計 | | 629,711 | △222,506 | 407,205 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-------|---------|----------|---------|
| 1 用地取得事業費 | | 629,711 | △222,506 | 407,205 |
| | 1 管理費 | 2,654 | △1,649 | 1,005 |
| | 2 事業費 | 627,057 | △220,857 | 406,200 |
| 歳出合計 | | 629,711 | △222,506 | 407,205 |

平成26年度伊勢市病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成26年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

| 項 | 目 | 既決予定量 | 補正予定量 | 計 |
|-------------|--------|----------|-----------|----------|
| (2) 年間患者数 | 入院 | 78,840人 | △ 12,839人 | 66,001人 |
| | 外来 | 125,660人 | △ 4,786人 | 120,874人 |
| | 健診・ドック | 12,051人 | 984人 | 13,035人 |
| (3) 1日平均患者数 | 入院 | 216人 | △ 36人 | 180人 |
| | 外来 | 515人 | △ 20人 | 495人 |
| | 健診・ドック | 41人 | 4人 | 45人 |

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位：千円）

| 収 | | 入 | | |
|-----|--------|-----------|-----------|-----------|
| 款 | 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第1款 | 病院事業収益 | 6,083,749 | △ 196,857 | 5,886,892 |
| 第1項 | 医療収益 | 5,067,703 | △ 546,146 | 4,521,557 |
| 第2項 | 健診収益 | 282,231 | 2,183 | 284,414 |
| 第3項 | 医療外収益 | 733,715 | 331,351 | 1,065,066 |
| 第4項 | 特別利益 | 100 | 15,755 | 15,855 |

（単位：千円）

| 支 | | 出 | | |
|-----|--------|-----------|-----------|-----------|
| 款 | 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第1款 | 病院事業費用 | 8,291,856 | △ 238,459 | 8,053,397 |
| 第1項 | 医療費用 | 5,815,847 | △ 231,237 | 5,584,610 |
| 第2項 | 健診費用 | 149,632 | 9,518 | 159,150 |
| 第3項 | 医療外費用 | 101,147 | △ 5,327 | 95,820 |
| 第4項 | 特別損失 | 2,224,230 | △ 11,413 | 2,212,817 |

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 184,920 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 184,920 千円で補填するものとする。）

（単位：千円）

| 収 | | 入 | | |
|-----|-------|---------|-----------|---------|
| 款 | 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第1款 | 資本的収入 | 580,990 | △ 137,963 | 443,027 |
| 第2項 | 企業債 | 366,900 | △ 104,900 | 262,000 |
| 第3項 | 寄附金 | 3,000 | 1,687 | 4,687 |
| 第4項 | 出資金 | 75,600 | △ 35,000 | 40,600 |
| 第6項 | 投資償還金 | 0 | 250 | 250 |

（単位：千円）

| 支 | | 出 | | |
|-----|-------|---------|-----------|---------|
| 款 | 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第1款 | 資本的支出 | 746,815 | △ 118,868 | 627,947 |
| 第1項 | 建設改良費 | 556,603 | △ 120,556 | 436,047 |
| 第4項 | 基金積立金 | 63,600 | 1,688 | 65,288 |

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる期間及び限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

| 事 項 | 補 正 前 | | 補 正 後 | |
|---------------------|--------|---------|----------------------|---------|
| | 期 間 | 限 度 額 | 期 間 | 限 度 額 |
| 新市立伊勢総合病院建設工事設計業務委託 | 平成27年度 | 145,900 | 自 平成27年度 至 平成28年度 | 183,710 |
| 新市立伊勢総合病院建設地造成工事 | 平成27年度 | 333,000 | 平成27年度 | 0 |

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

| 起 債 の 目 的 | 既決限度額 | 補正限度額 | 計 |
|---------------|---------|-----------|---------|
| 新 病 院 建 設 事 業 | 226,900 | △ 104,900 | 122,000 |

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

| 項 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|---------------|-----------|----------|-----------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 3,616,327 | △ 91,641 | 3,524,686 |

(他会計からの補助金)

第8条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

| 項 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|-----------------|--------|---------|---------|
| (2) 経営改善のための補助金 | 90,000 | 273,179 | 363,179 |

(たな卸資産購入限度額)

第9条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。

(単位：千円)

| 項 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|
| た な 卸 資 産 購 入 限 度 額 | 1,133,267 | △ 111,977 | 1,021,290 |

平成26年度 伊勢市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成26年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

| 項 目 | 既決予定量 | 補正予定量 | 計 |
|--|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 55,855 戸 | △89 戸 | 55,766 戸 |
| (2) 総 給 水 量 | 17,068 千m ³ | △264 千m ³ | 16,804 千m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 46,761 m ³ | △723 m ³ | 46,038 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 ア 原水施設更新事業 イ 配水管・施設新設及び改良事業 | 84,000 千円 987,015 千円 | △14,000 千円 △3,987 千円 | 70,000 千円 983,028 千円 |

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

| 収 | | 入 | | 計 |
|------------|-----------|---------|-----------|---|
| 款 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | |
| 第1款 水道事業収益 | 3,024,635 | △44,647 | 2,979,988 | |
| 第1項 営業収益 | 2,740,035 | △49,011 | 2,691,024 | |
| 第2項 営業外収益 | 282,457 | 4,364 | 286,821 | |

（単位 千円）

| 支 | | 出 | | 計 |
|------------|-----------|---------|-----------|---|
| 款 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | |
| 第1款 水道事業費用 | 2,694,946 | △64,276 | 2,630,670 | |
| 第1項 営業費用 | 2,389,104 | △60,670 | 2,328,434 | |
| 第2項 営業外費用 | 187,364 | △4,185 | 183,179 | |
| 第4項 特別損失 | 102,349 | 579 | 102,928 | |

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,258,338千円」を「1,413,170千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

| 収 | | 入 | | |
|-----|----------|---------|----------|---------|
| 款 | 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第1款 | 資本的収入 | 495,439 | △181,335 | 314,104 |
| 第1項 | 企業債 | 321,900 | △165,800 | 156,100 |
| 第2項 | 負担金 | 172,523 | △17,419 | 155,104 |
| 第4項 | 固定資産売却代金 | 0 | 1,884 | 1,884 |

(単位 千円)

| 支 | | 出 | | |
|-----|-------|-----------|---------|-----------|
| 款 | 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第1款 | 資本的支出 | 1,753,777 | △26,503 | 1,727,274 |
| 第1項 | 建設改良費 | 1,445,907 | △26,797 | 1,419,110 |
| 第3項 | 諸支出金 | 0 | 294 | 294 |

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

| 起債の目的 | 補正前 | 補正後 |
|-------|---------|---------|
| | 限度額 | 限度額 |
| 上水道事業 | 321,900 | 156,100 |

平成26年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成26年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

| 項目 | 既決予定量 | 補正予定量 | 計 |
|------------------|----------------------|--------------------|----------------------|
| (1) 排水戸数 | 19,681戸 | 88戸 | 19,769戸 |
| (2) 総排水量 | 5,844千m ³ | △63千m ³ | 5,781千m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 16,012m ³ | △172m ³ | 15,840m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | | | |
| ア 污水管渠敷設事業 | 2,058,092千円 | △177,640千円 | 1,880,452千円 |
| ウ 雨水管渠敷設事業 | 50,000千円 | △40,000千円 | 10,000千円 |
| オ ポンプ場築造事業 | 367,435千円 | △56,400千円 | 311,035千円 |
| カ ポンプ場更新事業 | 181,000千円 | △1,200千円 | 179,800千円 |

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

| 収 | | 入 | | |
|-----|---------|-----------|--------|-----------|
| 款 | 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第1款 | 下水道事業収益 | 3,960,550 | 71,195 | 4,031,745 |
| 第1項 | 営業収益 | 1,144,377 | 9,728 | 1,154,105 |
| 第2項 | 営業外収益 | 2,797,407 | 61,467 | 2,858,874 |

（単位 千円）

| 支 | | 出 | | |
|-----|---------|-----------|---------|-----------|
| 款 | 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第1款 | 下水道事業費用 | 3,992,413 | △88,342 | 3,904,071 |
| 第1項 | 営業費用 | 3,059,686 | △61,362 | 2,998,324 |
| 第2項 | 営業外費用 | 634,667 | △32,555 | 602,112 |
| 第3項 | 特別損失 | 295,060 | 5,575 | 300,635 |

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,180,987千円」を「1,250,334千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

| 収 | | 入 | |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 款 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第1款 資本的収入 | 2,747,525 | △355,722 | 2,391,803 |
| 第1項 企業債 | 1,335,400 | △140,100 | 1,195,300 |
| 第2項 負担金 | 322,375 | △32,252 | 290,123 |
| 第3項 国庫補助金 | 1,089,750 | △183,370 | 906,380 |

(単位 千円)

| 支 | | 出 | |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| 款 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第1款 資本的支出 | 3,928,512 | △286,375 | 3,642,137 |
| 第1項 建設改良費 | 2,858,360 | △286,375 | 2,571,985 |

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

| 起債の目的 | 補正前 | 補正後 |
|-------------|-----------|-----------|
| | 限度額 | 限度額 |
| 流域関連公共下水道事業 | 1,260,100 | 1,131,200 |
| 流域下水道事業 | 75,300 | 64,100 |

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

| 項 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|----------------|---------|--------|---------|
| 一般会計から補助を受ける金額 | 846,438 | 87,185 | 933,623 |

平成 26 年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第 2 号）

（総 則）

第 1 条 平成 26 年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第 2 条 平成 26 年度伊勢市認知症対応型共同生活介護事業会計予算（以下、「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

| 収 入 | | | |
|-------------------|--------|---------|--------|
| 款 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第 1 款 グループホーム事業収益 | 37,931 | △22,522 | 15,409 |
| 第 1 項 営業収益 | 34,721 | △27,433 | 7,288 |
| 第 2 項 営業外収益 | 3,210 | 4,911 | 8,121 |

（単位 千円）

| 支 出 | | | |
|-------------------|--------|---------|--------|
| 款 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第 1 款 グループホーム事業費用 | 45,003 | △22,581 | 22,422 |
| 第 1 項 営業費用 | 45,002 | △22,582 | 22,420 |
| 第 2 項 営業外費用 | 1 | 1 | 2 |

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

| 収 入 | | | |
|-------------|-------|--------|---|
| 款 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
| 第 1 款 資本的収入 | 4,000 | △4,000 | 0 |
| 第 1 項 一時借入金 | 4,000 | △4,000 | 0 |

(他会計からの補助金)

第4条 予算第5条の次に次の1条を加える。

第6条 一般会計から繰入れを受ける金額を次のとおりと定める。

(単位 千円)

| 項 目 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 一般会計から繰入れを受ける金額 | 0 | 4,471 | 4,471 |

平成26年度 伊勢市一般会計補正予算（第7号）

平成26年度 伊勢市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、738,607千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、47,523,734千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 11 地方交付税 | | 10,525,227 | 18,742 | 10,543,969 |
| | 1 地方交付税 | 10,525,227 | 18,742 | 10,543,969 |
| 15 国庫支出金 | | 5,988,136 | 486,235 | 6,474,371 |
| | 2 国庫補助金 | 1,412,809 | 486,235 | 1,899,044 |
| 16 県支出金 | | 2,744,716 | 15,630 | 2,760,346 |
| | 2 県補助金 | 843,000 | 15,630 | 858,630 |
| 22 市債 | | 5,129,600 | 218,000 | 5,347,600 |
| | 1 市債 | 5,129,600 | 218,000 | 5,347,600 |
| 歳入合計 | | 46,785,127 | 738,607 | 47,523,734 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|------------|---------|------------|
| 2 総務費 | | 4,389,830 | 306,918 | 4,696,748 |
| | 1 総務管理費 | 3,570,976 | 306,918 | 3,877,894 |
| 6 農林水産業費 | | 675,637 | 13,630 | 689,267 |
| | 1 農業費 | 559,715 | 13,630 | 573,345 |
| 9 土木費 | | 4,886,955 | 13,600 | 4,900,555 |
| | 2 道路橋梁費 | 1,237,453 | 10,000 | 1,247,453 |
| | 4 港湾海岸費 | 20,090 | 3,600 | 23,690 |
| 10 消防費 | | 3,519,130 | 404,459 | 3,923,589 |
| | 1 消防費 | 3,519,130 | 404,459 | 3,923,589 |
| 歳出合計 | | 46,785,127 | 738,607 | 47,523,734 |

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

| 款 | 項 | 事業名 | 金額(千円) |
|-------------|------------|---------------|---------|
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 地域消費喚起・生活支援事業 | 239,612 |
| | | 地方創生総合戦略推進事業 | 158,307 |
| 6 農林水産業費 | 1 農業費 | 新規就農者総合支援事業 | 10,500 |
| | | 経営体育成支援事業 | 3,130 |
| 9 土木費 | 2 道路橋梁費 | 道路維持事業 | 10,000 |
| 10 消防費 | 1 消防費 | 防災行政無線整備事業 | 2,679 |

変 更

| 款 | 項 | 事業名 | 区 分 | 金額(千円) |
|-----------|------------|--------------|-----|---------|
| 2 総務費 | 1 総務管理費 | 住民情報システム管理経費 | 補正前 | 45,985 |
| | | | 補正後 | 67,567 |
| 9 土木費 | 4 港湾海岸費 | 県営事業地元負担金 | 補正前 | 1,869 |
| | | | 補正後 | 5,469 |
| 10 消防費 | 1 消防費 | 避難所等整備事業 | 補正前 | 54,690 |
| | | | 補正後 | 459,149 |

第 3 表 地 方 債 補 正

変 更

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 (千円) | |
|---------------------|-----------------|-----------------|
| | 補 正 前 | 補 正 後 |
| 市 町 村 合 併 特 例 事 業 債 | 2, 7 1 5, 3 0 0 | 2, 9 3 3, 3 0 0 |

平成26年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 平成26年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成26年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

| 項 目 | 既決予定量 | 補正予定量 | 計 |
|--------------------------------|-----------|----------|-----------|
| (4) 主要な建設改良事業の概要 オ ポンプ場築造事業 | 311,035千円 | 50,000千円 | 361,035千円 |

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

| 収 | | 入 | | |
|-----------|-----------|--------|-----------|--|
| 款 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | |
| 第1款 資本的収入 | 2,391,803 | 50,000 | 2,441,803 | |
| 第1項 企業債 | 1,195,300 | 25,000 | 1,220,300 | |
| 第3項 国庫補助金 | 906,380 | 25,000 | 931,380 | |

（単位 千円）

| 支 | | 出 | | |
|-----------|-----------|--------|-----------|--|
| 款 項 | 既決予定額 | 補正予定額 | 計 | |
| 第1款 資本的支出 | 3,642,137 | 50,000 | 3,692,137 | |
| 第1項 建設改良費 | 2,571,985 | 50,000 | 2,621,985 | |

（企業債）

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

| 起債の目的 | 補正前 | 補正後 |
|-------------|-----------|-----------|
| | 限度額 | 限度額 |
| 流域関連公共下水道事業 | 1,131,200 | 1,156,200 |

伊勢市告示第 37 号

平成 27 年 3 月 20 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 27 年度当初
予算の要領は、次のとおりです。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

平成 27 年度 伊勢市一般会計予算

平成 27 年度 伊勢市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 50,741,496 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|---------------------|---------------------|------------|
| 1 市税 | | 16,470,000 |
| | 1 市民税 | 7,320,180 |
| | 2 固定資産税 | 6,661,407 |
| | 3 軽自動車税 | 284,000 |
| | 4 市たばこ税 | 784,412 |
| | 5 特別土地保有税 | 1 |
| | 6 入湯税 | 17,000 |
| | 7 都市計画税 | 1,403,000 |
| 2 地方譲与税 | | 315,001 |
| | 1 地方揮発油譲与税 | 95,000 |
| | 2 自動車重量譲与税 | 220,000 |
| | 3 地方道路譲与税 | 1 |
| 3 利子割交付金 | | 33,000 |
| | 1 利子割交付金 | 33,000 |
| 4 配当割交付金 | | 80,000 |
| | 1 配当割交付金 | 80,000 |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | | 29,000 |
| | 1 株式等譲渡所得割交付金 | 29,000 |
| 6 地方消費税交付金 | | 2,000,000 |
| | 1 地方消費税交付金 | 2,000,000 |
| 7 ゴルフ場利用税交付金 | | 14,000 |
| | 1 ゴルフ場利用税交付金 | 14,000 |
| 8 自動車取得税交付金 | | 50,001 |
| | 1 自動車取得税交付金 | 50,001 |
| 9 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | | 71,000 |
| | 1 国有提供施設等所在市町村助成交付金 | 71,000 |
| 10 地方特例交付金 | | 60,000 |
| | 1 地方特例交付金 | 60,000 |
| 11 地方交付税 | | 10,000,000 |
| | 1 地方交付税 | 10,000,000 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|----------------|---------------|-----------|
| 12 交通安全対策特別交付金 | | 18,000 |
| | 1 交通安全対策特別交付金 | 18,000 |
| 13 分担金及び負担金 | | 1,062,861 |
| | 1 負担金 | 1,062,861 |
| 14 使用料及び手数料 | | 373,266 |
| | 1 使用料 | 314,227 |
| | 2 手数料 | 59,039 |
| 15 国庫支出金 | | 6,760,154 |
| | 1 国庫負担金 | 4,902,781 |
| | 2 国庫補助金 | 1,820,720 |
| | 3 委託金 | 36,653 |
| 16 県支出金 | | 2,860,643 |
| | 1 県負担金 | 1,701,403 |
| | 2 県補助金 | 852,104 |
| | 3 委託金 | 307,136 |
| 17 財産収入 | | 38,809 |
| | 1 財産運用収入 | 28,726 |
| | 2 財産売却収入 | 10,083 |
| 18 寄附金 | | 35,002 |
| | 1 寄附金 | 35,002 |
| 19 繰入金 | | 2,227,048 |
| | 1 基金繰入金 | 2,227,048 |
| 20 繰越金 | | 50,000 |
| | 1 繰越金 | 50,000 |
| 21 諸収入 | | 592,911 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 5,000 |
| | 2 市預金利子 | 1,000 |
| | 3 貸付金元利収入 | 10,065 |
| | 4 受託事業収入 | 312 |
| | 5 雑入 | 576,534 |
| 22 市債 | | 7,600,800 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|---------|------|------------|
| | 1 市債 | 7,600,800 |
| 歳 入 合 計 | | 50,741,496 |

2 歳 出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|----------|-------------|------------|
| 1 議会費 | | 390,730 |
| | 1 議会費 | 390,730 |
| 2 総務費 | | 4,237,058 |
| | 1 総務管理費 | 3,314,034 |
| | 2 徴税費 | 486,163 |
| | 3 戸籍住民基本台帳費 | 256,229 |
| | 4 選挙費 | 84,933 |
| | 5 統計調査費 | 73,358 |
| | 6 監査委員費 | 22,341 |
| 3 民生費 | | 17,455,440 |
| | 1 社会福祉費 | 4,606,636 |
| | 2 老人福祉費 | 3,855,374 |
| | 3 児童福祉費 | 6,578,334 |
| | 4 生活保護費 | 2,334,153 |
| | 5 人権政策費 | 65,794 |
| | 6 国民年金事務費 | 15,149 |
| 4 衛生費 | | 4,797,444 |
| | 1 保健衛生費 | 3,014,957 |
| | 2 清掃費 | 1,782,487 |
| 5 労働費 | | 61,268 |
| | 1 労働諸費 | 61,268 |
| 6 農林水産業費 | | 1,100,479 |
| | 1 農業費 | 886,309 |
| | 2 林業費 | 52,179 |
| | 3 水産業費 | 161,991 |
| 7 商工費 | | 302,148 |
| | 1 商工費 | 302,148 |
| 8 観光費 | | 585,210 |
| | 1 観光費 | 585,210 |
| 9 土木費 | | 5,380,171 |
| | 1 土木管理費 | 317,285 |

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|----------|---------------------|------------|
| | 2 道路橋梁費 | 1,508,635 |
| | 3 河川費 | 629,880 |
| | 4 港湾海岸費 | 27,065 |
| | 5 都市計画費 | 2,698,005 |
| | 6 住宅費 | 199,301 |
| 10 消防費 | | 4,719,114 |
| | 1 消防費 | 4,719,114 |
| 11 教育費 | | 6,209,455 |
| | 1 教育総務費 | 971,274 |
| | 2 小学校費 | 1,221,619 |
| | 3 中学校費 | 2,137,866 |
| | 4 幼稚園費 | 145,851 |
| | 5 社会教育費 | 607,421 |
| | 6 保健体育費 | 1,125,424 |
| 12 災害復旧費 | | 36 |
| | 1 農林水産業施設災害復旧費 | 9 |
| | 2 公共土木施設災害復旧費 | 15 |
| | 3 文教施設災害復旧費 | 9 |
| | 4 その他公共施設・公用施設災害復旧費 | 3 |
| 13 公債費 | | 5,452,941 |
| | 1 公債費 | 5,452,941 |
| 14 諸支出金 | | 2 |
| | 1 普通財産取得費 | 2 |
| 15 予備費 | | 50,000 |
| | 1 予備費 | 50,000 |
| | | |
| 歳 出 | 合 計 | 50,741,496 |

第 2 表 継 続 費

| 款 | 項 | 事業名 | 総額(千円) | 年 度 | 年割額(千円) |
|-----------|-----------|---------------------------------------|-----------|----------|-----------|
| 10 消防費 | 1 消防費 | 避難所等整備事業 | 110,000 | 平成 27 年度 | 80,000 |
| | | | | 平成 28 年度 | 30,000 |
| 11 教育費 | 3 中学校費 | 宮川中学校・沼木中学校 統合校整備事業 (平成27年度継続費) | 3,199,754 | 平成 27 年度 | 1,131,405 |
| | | | | 平成 28 年度 | 2,068,349 |

第 3 表 債 務 負 担 行 為

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--------------------------------|---|--|
| 伊勢市土地開発公社の事業 運営資金に対する損失補償 | 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 28 年 3 月 31 日 | 1,000,000 千円 伊勢市土地開発公社が、その事業運営資金として借入れた元金及び年 5.0% 以内の利子の額 |
| 本庁舎本館改修設計業務委託 | 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日 | 18,587 千円 |
| 多面的機能支払交付金事業 (平成27年度債務負担行為) | 自 平成 28 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日 | 145,739 千円 |
| 観光客実態調査業務委託 (平成27年度債務負担行為) | 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日 | 4,515 千円 |
| 要緊急安全大規模建築物 耐震改修補助金 | 自 平成 27 年 4 月 1 日 至 平成 29 年 3 月 31 日 | 118,709 千円 |

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|--|--------------------------------|----------|
| 宮川中学校・沼木中学校 統 合 校 整 備 事 業 (平成27年度債務負担行為) | 自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日 | 26,440千円 |
| 中学校給食施設運営委託 (平成27年度債務負担行為) | 自 平成28年 4月 1日 至 平成30年 3月31日 | 46,000千円 |

第 4 表 地 方 債

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 (千円) | 起 債 の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|------------------------|---------------|--------------------|--|---|
| 市 町 村 合 併 特 例 事 業 債 | 5,163,000 | 証書借入 又は 証券発行 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる政 府資金及び地方公 共団体金融機構資 金について、利率の 見直しを行った後 においては当該見直 しの利率) | 政府資金・特定資 金、地方公共団体 金融機構資金につ いてはその融通条 件により、銀行そ 他の場合にはその 債権者との協定に よるものとする。 ただし、市財政の 都合により据置期 間及び償還期限を 短縮し、又は繰上 償還もしくは低利 に借換えすることが できる。 |
| 水 道 事 業 出 資 債 | 102,600 | | | |
| 土 地 改 良 事 業 債 | 34,400 | | | |
| 漁 港 整 備 事 業 債 | 13,500 | | | |
| 河 川 等 整 備 事 業 債 | 137,600 | | | |
| 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債 | 216,600 | | | |
| 公 営 住 宅 整 備 事 業 債 | 33,100 | | | |
| 臨 時 財 政 対 策 債 | 1,900,000 | | | |

平成27年度 伊勢市国民健康保険特別会計予算

平成27年度 伊勢市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 15,540,193千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|---------------|------------|
| 1 国民健康保険料 | | 3,019,052 |
| | 1 国民健康保険料 | 3,019,052 |
| 2 国民健康保険税 | | 950 |
| | 1 国民健康保険税 | 950 |
| 3 国庫支出金 | | 2,964,745 |
| | 1 国庫負担金 | 2,265,912 |
| | 2 国庫補助金 | 698,833 |
| 4 療養給付費等交付金 | | 291,399 |
| | 1 療養給付費等交付金 | 291,399 |
| 5 前期高齢者交付金 | | 3,746,395 |
| | 1 前期高齢者交付金 | 3,746,395 |
| 6 県支出金 | | 711,081 |
| | 1 県負担金 | 102,669 |
| | 2 県補助金 | 608,412 |
| 7 共同事業交付金 | | 3,442,900 |
| | 1 共同事業交付金 | 3,442,900 |
| 8 財産収入 | | 400 |
| | 1 財産運用収入 | 400 |
| 9 繰入金 | | 1,343,079 |
| | 1 他会計繰入金 | 743,079 |
| | 2 基金繰入金 | 600,000 |
| 10 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 11 諸収入 | | 20,191 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 4,560 |
| | 2 預金利息 | 10 |
| | 3 雑入 | 15,621 |
| 歳入合計 | | 15,540,193 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|--------------|------------|
| 1 総務費 | | 191,482 |
| | 1 総務管理費 | 162,905 |
| | 2 賦課徴収費 | 27,549 |
| | 3 運営協議会費 | 406 |
| 2 保険給付費 | | 9,121,345 |
| | 1 療養諸費 | 8,088,616 |
| | 2 高額療養費 | 959,900 |
| | 3 移送費 | 349 |
| | 4 出産育児諸費 | 60,480 |
| 3 後期高齢者支援金等 | | 1,737,586 |
| | 1 後期高齢者支援金等 | 1,737,586 |
| 4 前期高齢者納付金等 | | 915 |
| | 1 前期高齢者納付金等 | 915 |
| 5 老人保健拠入金 | | 73 |
| | 1 老人保健拠入金 | 73 |
| 6 介護納付金 | | 685,866 |
| | 1 介護納付金 | 685,866 |
| 7 共同事業拠入金 | | 3,544,774 |
| | 1 共同事業拠入金 | 3,544,774 |
| 8 保健事業費 | | 198,706 |
| | 1 特定健康診査等事業費 | 177,261 |
| | 2 保健事業費 | 21,445 |
| 9 公債費 | | 309 |
| | 1 公債費 | 309 |
| 10 諸支出金 | | 13,541 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 13,141 |
| | 2 基金積立金 | 400 |
| 11 予備費 | | 45,596 |
| | 1 予備費 | 45,596 |
| 歳出合計 | | 15,540,193 |

平成 27 年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計予算

平成 27 年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2, 777, 287 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200, 000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------------|---------------|-----------|
| 1 後期高齢者医療保険料 | | 1,149,059 |
| | 1 後期高齢者医療保険料 | 1,149,059 |
| 2 繰入金 | | 1,625,796 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,625,796 |
| 3 繰越金 | | 10 |
| | 1 繰越金 | 10 |
| 4 諸収入 | | 2,422 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 1 |
| | 2 雑入 | 2,421 |
| 歳入合計 | | 2,777,287 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|------------------|------------------|-----------|
| 1 総務費 | | 56,282 |
| | 1 総務管理費 | 50,840 |
| | 2 徴収費 | 5,442 |
| 2 後期高齢者医療広域連合納付金 | | 2,717,680 |
| | 1 後期高齢者医療広域連合納付金 | 2,717,680 |
| 3 公債費 | | 5 |
| | 1 公債費 | 5 |
| 4 諸支出金 | | 2,320 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 2,320 |
| 5 予備費 | | 1,000 |
| | 1 予備費 | 1,000 |
| 歳出合計 | | 2,777,287 |

平成 27 年度 伊勢市介護保険特別会計予算

平成 27 年度 伊勢市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 12,737,959 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-----------|---------------|------------|
| 1 保険料 | | 2,573,728 |
| | 1 介護保険料 | 2,573,728 |
| 2 国庫支出金 | | 3,135,188 |
| | 1 国庫負担金 | 2,451,256 |
| | 2 国庫補助金 | 683,932 |
| 3 支払基金交付金 | | 3,435,071 |
| | 1 支払基金交付金 | 3,435,071 |
| 4 県支出金 | | 1,567,594 |
| | 1 県負担金 | 1,532,035 |
| | 2 県補助金 | 35,559 |
| 5 財産収入 | | 500 |
| | 1 財産運用収入 | 500 |
| 6 繰入金 | | 2,025,872 |
| | 1 一般会計繰入金 | 1,858,369 |
| | 2 基金繰入金 | 167,503 |
| 7 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 8 諸収入 | | 5 |
| | 1 延滞金、加算金及び過料 | 1 |
| | 2 預金利子 | 1 |
| | 3 雑入 | 3 |
| 歳入合計 | | 12,737,959 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-----------|--------------|------------|
| 1 総務費 | | 287,359 |
| | 1 総務管理費 | 135,673 |
| | 2 徴収費 | 15,255 |
| | 3 介護認定諸費 | 136,431 |
| 2 保険給付費 | | 12,256,280 |
| | 1 介護サービス等諸費 | 12,256,280 |
| 3 地域支援事業費 | | 189,019 |
| | 1 地域支援事業費 | 189,019 |
| 4 基金積立金 | | 500 |
| | 1 基金積立金 | 500 |
| 5 公債費 | | 400 |
| | 1 公債費 | 400 |
| 6 諸支出金 | | 3,401 |
| | 1 償還金及び還付加算金 | 3,401 |
| 7 予備費 | | 1,000 |
| | 1 予備費 | 1,000 |
| 歳出合計 | | 12,737,959 |

平成27年度 伊勢市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算

平成27年度 伊勢市の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5,937千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|----------|-------|
| 1 事業収入 | | 5,102 |
| | 1 事業収入 | 5,102 |
| 2 県支出金 | | 723 |
| | 1 県補助金 | 723 |
| 3 財産収入 | | 12 |
| | 1 財産運用収入 | 12 |
| 4 繰越金 | | 100 |
| | 1 繰越金 | 100 |
| 歳入合計 | | 5,937 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------|---------|-------|
| 1 総務費 | | 2,550 |
| | 1 総務管理費 | 2,550 |
| 2 公債費 | | 3,387 |
| | 1 公債費 | 3,387 |
| 歳出合計 | | 5,937 |

平成 27 年度 伊勢市観光交通対策特別会計予算

平成 27 年度 伊勢市の観光交通対策特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 482,086 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000 千円と定める。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|----------|---------|
| 1 事業収入 | | 461,826 |
| | 1 事業収入 | 461,826 |
| 2 繰越金 | | 20,229 |
| | 1 繰越金 | 20,229 |
| 3 財産収入 | | 31 |
| | 1 財産運用収入 | 31 |
| 歳入合計 | | 482,086 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-------------|-------|---------|
| 1 観光交通対策事業費 | | 482,061 |
| | 1 管理費 | 482,061 |
| 2 公債費 | | 25 |
| | 1 公債費 | 25 |
| 歳出合計 | | 482,086 |

平成 27 年度 伊勢市土地取得特別会計予算

平成 27 年度 伊勢市の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 148, 798 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|--------|----------|-----------|
| 1 財産収入 | | 76,264 |
| | 1 財産運用収入 | 1,438 |
| | 2 財産売却収入 | 74,826 |
| 2 繰入金 | | 1,072,532 |
| | 1 基金繰入金 | 1,072,532 |
| 3 繰越金 | | 1 |
| | 1 繰越金 | 1 |
| 4 諸収入 | | 1 |
| | 1 雑入 | 1 |
| 歳入合計 | | 1,148,798 |

2 歳出

(単位：千円)

| 款 | 項 | 金額 |
|-----------|-------|-----------|
| 1 用地取得事業費 | | 1,148,798 |
| | 1 管理費 | 76,264 |
| | 2 事業費 | 1,072,534 |
| 歳出合計 | | 1,148,798 |

平成27年度伊勢市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成27年度伊勢市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| 項 目 | 予 定 量 |
|-------------------------------|-----------------|
| (1) 病 床 数 | 322 床 |
| (2) 年 間 患 者 数 | 入 院 75,762 人 |
| | 外 来 120,285 人 |
| | 健診・ドック 13,236 人 |
| (3) 1 日 平 均 患 者 数 | 入 院 207 人 |
| | 外 来 495 人 |
| | 健診・ドック 45 人 |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 ア 新病院建設事業 | 465,390 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位：千円)

| 収 入 | |
|---------------|-----------|
| 款 項 | 予 定 額 |
| 第1款 病院事業収益 | 6,176,900 |
| 第1項 医 業 収 益 | 4,949,287 |
| 第2項 健 診 収 益 | 285,009 |
| 第3項 医 業 外 収 益 | 942,504 |
| 第4項 特 別 利 益 | 100 |

(単位：千円)

| 支 出 | |
|---------------|-----------|
| 款 項 | 予 定 額 |
| 第1款 病院事業費用 | 6,148,117 |
| 第1項 医 業 費 用 | 5,894,351 |
| 第2項 健 診 費 用 | 162,807 |
| 第3項 医 業 外 費 用 | 89,859 |
| 第4項 特 別 損 失 | 100 |
| 第5項 予 備 費 | 1,000 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 261,240 千円は、当年度分損益勘定留保資金等 261,240 千円で補填するものとする。)(単位：千円)

| 収 入 | |
|---------------|---------|
| 款 項 | 予 定 額 |
| 第1款 資 本 的 収 入 | 660,917 |
| 第1項 負 担 金 | 91,817 |
| 第2項 企 業 債 | 404,200 |
| 第3項 寄 附 金 | 3,000 |
| 第4項 出 資 金 | 101,300 |
| 第5項 基 金 繰 入 金 | 60,600 |

(単位：千円)

| 支 | | 出 | |
|-----|-------------|---|----------|
| 款 | 項 | 予 | 定 額 |
| 第1款 | 資 本 的 支 出 | | 922, 157 |
| 第1項 | 建 設 改 良 費 | | 659, 212 |
| 第2項 | 企 業 債 償 還 金 | | 138, 745 |
| 第3項 | 投 資 | | 60, 600 |
| 第4項 | 基 金 積 立 金 | | 63, 600 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|----------------------------|----------------------|----------|
| 病院給食業務委託 ＜平成27年度債務負担行為＞ | 自 平成27年度 至 平成29年度 | 207, 481 |
| 新市立伊勢総合病院建設地造成工事 | 平成28年度 | 120, 000 |

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりとする。

(単位：千円)

| 起債の目的 | 限度額 | 起債の方法 | 利 率 | 償還の方法 |
|----------|----------|--------------------|---|--|
| 医療器械整備事業 | 100, 000 | 証書借入 又は 証券発行 | 5.0 % 以内 (た だし、利率見直し方 式で借り入れる政府 資金及び地方公共団 体金融機構資金につ いて、利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率) | 政府資金、地方公共 団体金融機構資金につ いては、その融通条件 により、銀行その他の 場合には、その債権者 との協定によるものと する。 ただし、財政の都合 により据置期間及び償 還期限を短縮し、又は 繰上償還もしくは低利 に借換えすることがで きる。 |
| 新病院建設事業 | 304, 200 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1, 000, 000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用
- (2) 健診費用
- (3) 医業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位：千円)

| 項 | 目 | 予 定 額 |
|-----|-----------|-------------|
| (1) | 職 員 給 与 費 | 3, 798, 126 |
| (2) | 交 際 費 | 2, 000 |

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。 (単位：千円)

| 項 目 | 予 定 額 |
|--------------------|---------|
| (1) 病院群輪番制病院運営費補助金 | 4,155 |
| (2) 経営改善のための補助金 | 285,610 |

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は 1,052,400 千円と定める。

平成 27 年度 伊勢市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 27 年度伊勢市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| 項 目 | 予 定 量 |
|-------------------|------------------------|
| (1) 給 水 戸 数 | 55,766 戸 |
| (2) 総 給 水 量 | 16,753 千m ³ |
| (3) 一 日 平 均 給 水 量 | 45,900 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | (単位 千円) |
| ア 原水施設更新事業 | 27,000 |
| イ 送配水管・施設新設及び更新事業 | 1,287,495 |
| ウ 老朽管更新事業 | 292,153 |
| エ 簡易水道施設新設・更新事業 | 105,000 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(単位 千円)

| 収 入 | |
|-------------------|-----------|
| 款 項 | 予 定 額 |
| 第 1 款 水 道 事 業 収 益 | 2,886,009 |
| 第 1 項 営 業 収 益 | 2,610,833 |
| 第 2 項 営 業 外 収 益 | 272,975 |
| 第 3 項 簡 易 水 道 収 益 | 2,201 |

(単位 千円)

| 支 出 | |
|-------------------|-----------|
| 款 項 | 予 定 額 |
| 第 1 款 水 道 事 業 費 用 | 2,504,976 |
| 第 1 項 営 業 費 用 | 2,326,338 |
| 第 2 項 営 業 外 費 用 | 162,133 |
| 第 3 項 簡 易 水 道 費 用 | 6,505 |
| 第 4 項 予 備 費 | 10,000 |

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,622,511 千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

| 収 入 | |
|-----------------|---------|
| 款 項 | 予 定 額 |
| 第 1 款 資 本 的 収 入 | 491,765 |
| 第 1 項 企 業 債 | 247,000 |
| 第 2 項 負 担 金 | 142,165 |
| 第 3 項 出 資 金 | 102,600 |

(単位 千円)

| 支 出 | |
|-----------------|-----------------|
| 款 項 | 予 定 額 |
| 第 1 款 資 本 的 支 出 | 2, 1 1 4, 2 7 6 |
| 第 1 項 建 設 改 良 費 | 1, 7 9 7, 5 5 6 |
| 第 2 項 償 還 金 | 3 1 6, 7 2 0 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限度額 (単位 千円) |
|--|--|--------------|
| 水道施設運転管理業務委託 (平成 27 年度債務負担行為) | 自 平成 2 7 年 4 月 1 日 至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日 | 2 1 5, 1 0 0 |
| 水道料金等徴収業務委託 (平成 27 年度債務負担行為) | 自 平成 2 8 年 4 月 1 日 至 平成 3 3 年 3 月 3 1 日 | 3 7 2, 9 6 6 |
| 水道料金コンビニエンスストア 収納代行業務委託 (平成 27 年度債務負担行為) | 自 平成 2 7 年 4 月 1 日 至 平成 3 3 年 3 月 3 1 日 | 1 1, 5 5 0 |
| 水道料金納入通知書等作成業 務委託 (平成 27 年度債務負担行為) | 自 平成 2 7 年 4 月 1 日 至 平成 3 1 年 3 月 3 1 日 | 2 4, 1 1 7 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限 度 額 (単位 千円) | 起債の 方 法 | 利 率 | 償 還 の 方 法 |
|--------|------------------|--------------------|--|---|
| 上水道事業 | 1 4 7, 0 0 0 | 証書借入 又は 証券発行 | 5.0 % 以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率) | 政府資金及び地方 公共団体金融機構 資金については、そ の融通条件により、 銀行その他の場合 には、その債権者と の協定によるもの とする。 ただし、財政の都 合により据置期間 及び償還期限を短 縮し、又は繰上償還 若しくは低利に借 換えすることができる。 |
| 簡易水道事業 | 1 0 0, 0 0 0 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 簡易水道費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

| 項 目 | 予 定 額 |
|---------------|---------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 297,499 |

(他会計からの補助金)

第10条 水道料金軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、25,675千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、40,000千円と定める。

平成 27 年度 伊勢市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 27 年度伊勢市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| 項 目 | 予 定 量 |
|-------------------|-----------------------|
| (1) 排 水 戸 数 | 21,076 戸 |
| (2) 総 排 水 量 | 6,092 千m ³ |
| (3) 一 日 平 均 排 水 量 | 16,691 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | (単位 千円) |
| ア 汚水管渠敷設事業 | 2,151,965 |
| イ 処理場更新事業 | 15,000 |
| ウ 雨水管渠更新事業 | 68,401 |
| エ ポンプ場築造事業 | 360,472 |
| オ ポンプ場更新事業 | 299,000 |

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。 (単位 千円)

| 収 入 | |
|---------------------|-----------|
| 款 項 | 予 定 額 |
| 第 1 款 下 水 道 事 業 収 益 | 3,503,716 |
| 第 1 項 営 業 収 益 | 1,223,259 |
| 第 2 項 営 業 外 収 益 | 2,280,457 |

(単位 千円)

| 支 出 | |
|---------------------|-----------|
| 款 項 | 予 定 額 |
| 第 1 款 下 水 道 事 業 費 用 | 3,293,727 |
| 第 1 項 営 業 費 用 | 2,668,958 |
| 第 2 項 営 業 外 費 用 | 621,769 |
| 第 3 項 予 備 費 | 3,000 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1, 237, 686千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。)

(単位 千円)

| 収 入 | |
|---------------------|-------------|
| 款 項 | 予 定 額 |
| 第1款 資 本 的 収 入 | 2, 961, 739 |
| 第1項 企 業 債 | 1, 489, 300 |
| 第2項 負 担 金 | 388, 939 |
| 第3項 国 庫 補 助 金 | 1, 033, 500 |
| 第4項 固 定 資 産 売 却 代 金 | 50, 000 |

(単位 千円)

| 支 出 | |
|-----------------------|-------------|
| 款 項 | 予 定 額 |
| 第1款 資 本 的 支 出 | 4, 199, 425 |
| 第1項 建 設 改 良 費 | 3, 059, 492 |
| 第2項 企 業 債 償 還 金 | 1, 136, 583 |
| 第3項 受 益 者 負 担 金 返 還 金 | 550 |
| 第4項 諸 支 出 金 | 2, 800 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限度額 (単位 千円) |
|---|------------------------------|-------------|
| 五十鈴川中村浄化センター維持管理業務委託 (平成27年度債務負担行為) | 自 平成28年4月 1日 至 平成33年3月31日 | 149, 780 |
| 平成27年度水洗便所等改造資金融資あっせんに伴う利子補給金 | 自 平成28年4月 1日 至 平成33年3月31日 | 219 |
| 平成27年度水洗便所等改造資金助成金 | 自 平成27年4月 1日 至 平成29年3月31日 | 1, 140 |
| 平成27年度浄化槽雨水貯留施設転用補助金 | 自 平成27年4月 1日 至 平成29年3月31日 | 150 |
| 下水道使用料等徴収業務委託 (平成27年度債務負担行為) | 自 平成28年4月 1日 至 平成33年3月31日 | 143, 961 |
| 下水道使用料コンビニエンスストア収納代行業務委託 (平成27年度債務負担行為) | 自 平成28年4月 1日 至 平成33年3月31日 | 5, 259 |
| 吹上ポンプ場機械電気設備長寿命化対策工事委託 | 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 | 158, 000 |
| 明神ポンプ場機械設備長寿命化対策工事委託 | 自 平成28年4月 1日 至 平成29年3月31日 | 107, 000 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 (単位 千円) | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-----------------|----------------|--------------------|--|---|
| 流域関連公共 下水道事業 | 1,364,300 | 証書借入 又は 証券発行 | 5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率の 見直しを行っ た後において は、当該見直し 後の利率) | 政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金については、その融 通条件により、銀行そ の他の場合には、その 債権者との協定によ るものとする。 ただし、財政の都合 により据置期間及び 償還期限を短縮し、又 は繰上償還若しくは 低利に借換えするこ とができる。 |
| 流域下水道事業 | 125,000 | | | |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用できる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(単位 千円)

| 項 目 | 予 定 額 |
|---------------|---------|
| (1) 職 員 給 与 費 | 255,505 |

(他会計からの補助金)

第10条 下水道使用料軽減措置等のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、574,500千円である。

伊勢市教育委員会告示第3号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成27年3月18日

伊勢市教育委員会
委員長 島中節夫

記

- 1 日時 平成27年3月23日（月）午後7時
- 2 場所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第12号 平成27年度伊勢市幼稚園・小中学校教育方針について
 - 議案第13号 伊勢市教育委員会事務局等処務規則の一部改正について
 - 議案第14号 伊勢市教育委員会公印規則の一部改正について
 - 議案第15号 伊勢市立幼稚園規則の一部改正について
 - 議案第16号 伊勢市体育施設条例施行規則の一部改正について
 - 議案第17号 伊勢市やすらぎ公園プール条例施行規則の制定について
 - 議案第18号 市規則の制定に伴う教育委員会の意見の聴取について

伊勢市教育委員会告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山田奉行所記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

平成27年3月30日

伊勢市教育委員会

委員長 畠中 節夫

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

| | |
|-------|--------------------|
| 名称 | 山田奉行所記念館 |
| 位置 | 伊勢市御菌町上條 1602 番地 |
| 団体名 | 山田奉行所記念館友の会 |
| 団体所在地 | 伊勢市御菌町高向 2484 番地 2 |
| 代表者 | 会長 中北 隆敏 |

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

伊勢市教育委員会告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、尾崎罌堂記念館の指定管理者を次のとおり指定したので、伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年伊勢市条例第59号）第8条第2項の規定により告示します。

平成27年3月30日

伊勢市教育委員会

委員長 畠中 節夫

1 施設の名称、位置及び指定管理者となる団体

| | |
|-------|----------------|
| 名称 | 尾崎罌堂記念館 |
| 位置 | 伊勢市川端町97番地2 |
| 団体名 | 特定非営利活動法人 罌堂香風 |
| 団体所在地 | 伊勢市小俣町元町1718番地 |
| 代表者 | 理事長 土井 孝子 |

2 指定の期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

2,151 人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第 4 条第 11 項、同法第 5 条第 15 項及び同法第 61 条第 11 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

17,924 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

35,848 人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107,544 人

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

平成 27 年 4 月 12 日執行予定の三重県知事選挙及び三重県議会議員選挙における公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 144 条の 2 第 1 項の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置しました。

平成 27 年 3 月 25 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|-----------------|----------------------------------|----|
| 進修 | 伊勢市宇治館町183-1 | 宇治館町183-1 西井勝久宅東側駐車場 | 1 |
| 進修 | 伊勢市宇治浦田1丁目1 | 宇治浦田1丁目1 神宮祭主職舎前北側 | 2 |
| 進修 | 伊勢市宇治中之切町39-1 | 宇治中之切町 神宮会館前国道23号歩道 | 3 |
| 進修 | 伊勢市宇治浦田1丁目264-7 | 宇治浦田1丁目 宇治浦田街路広場 宇治公民館前 | 4 |
| 進修 | 伊勢市宇治浦田2丁目16-43 | 宇治浦田2丁目 進修小学校正門横フェンス | 5 |
| 進修 | 伊勢市宇治浦田3丁目798-4 | 宇治浦田3丁目20-19 滝倉団地久保豊宅北側公園 | 6 |
| 進修 | 伊勢市宇治浦田3丁目21-15 | 宇治浦田3丁目21-15(県道沿) 清原鍛金前ガードレール | 7 |
| 高麗広 | 伊勢市宇治今在家町626 | 宇治今在家町626(高麗広) 山端一敏宅前県道沿 | 8 |
| 高麗広 | 伊勢市宇治今在家町551 | 宇治今在家町(高麗広) 市立高麗広公民館入口 | 9 |
| 修道第1 | 伊勢市桜木町121 | 桜木町 富樫公園 | 10 |
| 修道第1 | 伊勢市桜木町76-12 | 桜木町 市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園横ガードレール | 11 |
| 修道第1 | 伊勢市中之町63-3 | 中之町 市道外宮内宮線中之町交差点東 | 12 |
| 修道第1 | 伊勢市中之町232-41 | 中之町232-43 中之町公園 | 13 |
| 修道第1 | 伊勢市中村町桜が丘8 | 市営住宅中村町団地西 ガードレール | 14 |
| 修道第1 | 伊勢市中村町桜が丘100-50 | 中村町桜が丘住宅 桜が丘公園南側 | 15 |
| 修道第2 | 伊勢市楠部町89-1 | 楠部町38-10河村正次宅向側駐車場 | 16 |
| 修道第2 | 伊勢市楠部町89-1 | 楠部町 市営庭球場フェンス | 17 |
| 修道第2 | 伊勢市古市町814-6 | 勢田町814-6 中川六郎宅前ガードレール | 18 |
| 修道第2 | 伊勢市勢田町941-157 | 勢田町941-88 古布幸元宅東隣空地 | 19 |
| 修道第2 | 伊勢市倭町30-1 | 倭町(県道鳥羽松阪線沿) 天理教三重教務支庁前 | 20 |
| 明倫第1 | 伊勢市尾上町204-1 | 尾上町 小田橋東詰橋詰公園 | 21 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|----------------|---------------------------|----|
| 明倫第1 | 伊勢市岡本1丁目13 | 岡本1丁目13 岡本公園南向側ガードレール | 22 |
| 明倫第1 | 伊勢市岡本3丁目3-3 | 岡本1丁目3-3 百五銀行伊勢支店前植込み | 23 |
| 明倫第1 | 伊勢市岡本3丁目1 | 市立郷土資料館東側 旧豊宮崎文庫跡東側 | 24 |
| 明倫第1 | 伊勢市岡本3丁目3 | 岡本3丁目3-17 三重近鉄タクシー車庫北側 | 25 |
| 明倫第1 | 伊勢市勢田町698-24 | 勢田町 八束橋南勢田川沿 | 26 |
| 明倫第2 | 伊勢市岩渕1丁目3-19 | 岩渕1丁目3-19 真珠会館前フェンス | 27 |
| 明倫第2 | 伊勢市岩渕1丁目7-29 | 岩渕1丁目7-29 伊勢市役所前 | 28 |
| 明倫第2 | 伊勢市岩渕1丁目13 | 岩渕1丁目13 伊勢市観光文化会館前東側 | 29 |
| 明倫第2 | 伊勢市岩渕2丁目477-11 | 岩渕公園 | 30 |
| 明倫第2 | 伊勢市岩渕3丁目3 | 岩渕3丁目3-30 西村和也宅前(県道沿) | 31 |
| 明倫第2 | 伊勢市吹上1丁目11 | 吹上1丁目11 JR吹上踏切北側歩道 | 32 |
| 明倫第2 | 伊勢市岩渕2丁目8 | 岩渕2丁目8 桜橋西詰南側(勢田川沿) | 33 |
| 有緝第1 | 伊勢市河崎1丁目2 | 河崎1丁目2 中寺前公園東側 | 34 |
| 有緝第1 | 伊勢市河崎1丁目9 | 河崎1丁目9番24号 伊勢米穀企業組合倉庫前 | 35 |
| 有緝第1 | 伊勢市河崎1丁目14 | 河崎1丁目14 鶴辺公園西側 | 36 |
| 有緝第1 | 伊勢市河崎2丁目2 | 河崎2丁目10-2 谷口石油店南向側空地 | 37 |
| 有緝第1 | 伊勢市河崎1丁目4 | 河崎1丁目4 旭公園北側 | 38 |
| 有緝第1 | 伊勢市河崎3丁目16 | 河崎3丁目16 北新橋東詰空地ガードレール | 39 |
| 有緝第1 | 伊勢市河崎3丁目3 | 河崎3丁目3-26 河崎南側公民館前 | 40 |
| 有緝第2 | 伊勢市船江2丁目3 | 船江2丁目3 有緝公園南側 | 41 |
| 有緝第2 | 伊勢市船江1丁目16 | 船江1丁目16 雇用促進住宅東側フェンス | 42 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|---------------|-----------------------------------|----|
| 有緝第2 | 伊勢市船江2丁目12 | 船江2丁目12 築地公園西側 | 43 |
| 有緝第2 | 伊勢市船江2丁目25 | 船江2丁目28 川井 悟宅横 空地 | 44 |
| 有緝第2 | 伊勢市船江1丁目3 | 船江1丁目3 船江公園南側 | 45 |
| 有緝第2 | 伊勢市船江1丁目11 | 船江1丁目11 社前公園東側 | 46 |
| 有緝第3 | 伊勢市船江3丁目8 | 船江3丁目8 的場公園東側 | 47 |
| 有緝第3 | 伊勢市船江3丁目3 | 船江3丁目3 県道(八間道路)沿ガードレール | 48 |
| 有緝第3 | 伊勢市船江3丁目15 | 船江3丁目11 新道公園東側 | 49 |
| 有緝第3 | 伊勢市船江4丁目29 | 船江4丁目29 さつき公園南側 | 50 |
| 有緝第3 | 伊勢市船江3丁目16 | 船江3丁目16-37 牛虎ハイジ-前ガードレール(桧尻川沿) | 51 |
| 有緝第3 | 伊勢市船江4丁目7 | 船江4丁目7 エバーグリーン船江公園南側フェンス沿い | 52 |
| 厚生第1 | 伊勢市一之木1丁目3 | 一之木1丁目3-6 須原大社前 | 53 |
| 厚生第1 | 伊勢市一之木2丁目11 | 一之木2丁目11 中央公園北側 | 54 |
| 厚生第1 | 伊勢市一之木3丁目19 | 一之木3丁目12-19 小西酒店北側駐車場 | 55 |
| 厚生第1 | 伊勢市一之木5丁目13 | 桧尻川沿い 市道一之木12-1号線敷地 | 56 |
| 厚生第1 | 伊勢市一之木5丁目5 | 一之木5丁目5-3 厚生中学校運動場西側フェンス | 57 |
| 厚生第1 | 伊勢市一之木5丁目15 | さつき園入口付近 岡名清次郎宅前ガードレール(桧尻川沿) | 58 |
| 厚生第2 | 伊勢市宮後2丁目2 | 宮後2丁目2 刃物の中屋東側ガード レール | 59 |
| 厚生第2 | 伊勢市宮後2丁目2 | 宮後2丁目25 山本ビル北側駐車場 | 60 |
| 厚生第2 | 伊勢市宮後2丁目25 | 宮後2丁目22-15 白米写真館前ガードレール | 61 |
| 厚生第2 | 伊勢市宮後2丁目26-26 | 宮後2丁目26-26立正佼成会南側水 路ガードレール | 62 |
| 厚生第2 | 伊勢市宮後2丁目744-3 | 宮後公園南側フェンス | 63 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|-------------|---------------------------------|----|
| 厚生第3 | 伊勢市宮後1丁目9 | 一志町1-4 厚生小学校正門右側フェンス | 64 |
| 厚生第3 | 伊勢市一志町5-1 | 一志町5-1 北御門広場前 | 65 |
| 厚生第3 | 伊勢市八日市場町13 | 八日市場町13 市立図書館前植込み | 66 |
| 厚生第3 | 伊勢市大世古1丁目10 | 大世古1丁目10 大豊和紙工業(株)前 | 67 |
| 厚生第3 | 伊勢市大世古4丁目2 | 大世古4丁目2 大世古公園南側 | 68 |
| 厚生第3 | 伊勢市曾祢1丁目9 | 曾祢1丁目9 (株)音羽(元愛知銀行)駐車場西側フェンス | 69 |
| 厚生第3 | 伊勢市曾祢2丁目6 | 曾祢2丁目6 奥新町公園西側 | 70 |
| 早修 | 伊勢市宮町1丁目15 | 宮町1丁目15 今社公園北側 | 71 |
| 早修 | 伊勢市常磐1丁目8 | 常磐1丁目8 清之井公園西側 | 72 |
| 早修 | 伊勢市常磐1丁目17 | 常磐1丁目17 JR山田上り駅前 | 73 |
| 早修 | 伊勢市常磐3丁目8 | 常磐3丁目8 市民武道館東側 | 74 |
| 早修 | 伊勢市浦口1丁目11 | 浦口1丁目11 出口公園東側 | 75 |
| 早修 | 伊勢市浦口2丁目13 | 浦口2丁目13 浦口公園西側 | 76 |
| 早修 | 伊勢市浦口3丁目1 | 浦口3丁目1 法住院かさもり稲荷西側フェンス | 77 |
| 中島第1 | 伊勢市浦口4丁目26 | 浦口4丁目26-19 宇田クリニック横空地 | 78 |
| 中島第1 | 伊勢市二俣1丁目2 | 二俣1丁目2 中島小学校 南側フェンス | 79 |
| 中島第1 | 伊勢市二俣3丁目1 | 二俣3丁目1-30 福岡明子宅東側 | 80 |
| 中島第1 | 伊勢市二俣4丁目4 | 二俣4丁目4 横浜ゴム徳川山社宅東側 | 81 |
| 中島第1 | 伊勢市辻久留1丁目15 | 辻久留1丁目15-5 喜久や菓子店横市道沿 | 82 |
| 中島第1 | 伊勢市辻久留2丁目8 | 辻久留2丁目 勢田川浄化揚水機場フェンス | 83 |
| 中島第2 | 伊勢市中島1丁目3 | 中島1丁目3 出雲神社東側道沿 | 84 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|----------------|-----------------------------------|-----|
| 中島第2 | 伊勢市中島1丁目15 | 中島1丁目15(度会橋東詰) 度会橋バス停前向側ガードレール | 85 |
| 中島第2 | 伊勢市中島2丁目2 | 中部電力度会橋変電所 東向側公園西側対面水路添ガードレール | 86 |
| 中島第2 | 伊勢市中島2丁目6 | 中島2丁目 小川公園東側 | 87 |
| 中島第2 | 伊勢市宮川1丁目6-25 | 宮川1丁目11 若宮八幡宮南側駐車場 | 88 |
| 中島第2 | 伊勢市宮川1丁目3 | 宮川1丁目3-3 西村治雄宅東側空地 | 89 |
| 中島第2 | 伊勢市宮川2丁目4-45 | 千巻印刷産業(株)駐車場(知事) 東出忠宅塀(県議) | 90 |
| 中島第3 | 伊勢市辻久留3丁目307-4 | 県道南島線 宮本建設(株)筋向い空地 | 91 |
| 中島第3 | 伊勢市辻久留3丁目4 | 辻久留3丁目4-37 上田忠生宅西側 | 92 |
| 中島第3 | 伊勢市二俣町43 | 二俣町 市道宮川郷1号線ガードレール | 93 |
| 中島第3 | 伊勢市辻久留3丁目12 | 済美学院駐車場 | 94 |
| 中島第3 | 伊勢市辻久留3丁目17 | 済美学院運動場金網 | 95 |
| 中島第3 | 伊勢市辻久留3丁目20 | 三郷山上り口左空地 | 96 |
| 中島第3 | 伊勢市辻久留町545-165 | 辻久留台第3公園 | 97 |
| 神社 | 伊勢市神社港294 | 神社港294 神社小学校 北側フェンス | 98 |
| 神社 | 伊勢市竹ヶ鼻町100 | 港中学西側 フェンス | 99 |
| 神社 | 伊勢市小木町538 | ララパーク前バス停横 | 100 |
| 神社 | 伊勢市小木町225 | 小木町公民館前公園 | 101 |
| 神社 | 伊勢市馬瀬町681 | 馬瀬町681 林文久宅向側 市道ガードレール | 102 |
| 神社 | 伊勢市下野町323-5 | 下野町公民館前 | 103 |
| 大湊 | 伊勢市大湊町1118-194 | 市立大湊小学校西側フェンス | 104 |
| 大湊 | 伊勢市大湊町108-3 | 大湊町明神ポンプ場前ガードレール | 105 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|-----------------|----------------------------------|-----|
| 大湊 | 伊勢市大湊町783-11 | 大湊町民会館前広場 | 106 |
| 大湊 | 伊勢市大湊町656 | (株)鈴工前塀 | 107 |
| 大湊 | 伊勢市大湊町413-2 | 大湊町413-9 森浩章宅横畑 | 108 |
| 大湊 | 伊勢市大湊町264-66 | 大湊町みどり苑大湊町264-66 大西 貢宅前ガードレール | 109 |
| 浜郷第1 | 伊勢市神久1丁目1239-1 | 寝起松公園内西側植込み | 110 |
| 浜郷第1 | 伊勢市神田久志本町1436-1 | 神田久志本町 伊勢市消防本部整備工場前 | 111 |
| 浜郷第1 | 伊勢市神久2丁目7-15 | 神久2丁目7-15 日本通運(株)伊勢支店西側フェンス | 112 |
| 浜郷第1 | 伊勢市神久3丁目5 | 久志本神社前 | 113 |
| 浜郷第1 | 伊勢市神久4丁目8-16 | 神久4丁目9-3 松山克博宅西側空地 | 114 |
| 浜郷第1 | 伊勢市神久5丁目6-15 | 神久5丁目3-20 山本記久博宅前空地 | 115 |
| 浜郷第1 | 伊勢市神久6丁目5-8 | 神久6丁目8-25 二軒茶屋餅店西側第二駐車場 | 116 |
| 浜郷第2 | 伊勢市黒瀬町164-8 | 浜郷小学校西側フェンス | 117 |
| 浜郷第2 | 伊勢市黒瀬町1718-4 | 黒瀬児童公園南側 | 118 |
| 浜郷第2 | 伊勢市田尻町131 | 勢田大橋北詰 磯田工務店前 | 119 |
| 浜郷第2 | 伊勢市田尻町175-3 | 牟山中臣神社前 | 120 |
| 浜郷第2 | 伊勢市通町1435-3 | 栄通神社前 | 121 |
| 浜郷第3 | 伊勢市一色町1299-2 | 一色町1299 鈴木市郎宅向側堤防沿 | 122 |
| 浜郷第3 | 伊勢市一色町1649 | 一色町1649 石原修身宅向側 | 123 |
| 浜郷第3 | 伊勢市一色町1478-9 | 一色大橋上り口県道沿ガードレール | 124 |
| 浜郷第3 | 伊勢市一色町1682 | 一色町公民館北側フェンス | 125 |
| 浜郷第3 | 伊勢市一色町1636 | 一色神社東側 | 126 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|---------------|-------------------------------|-----|
| 宮本第1 | 伊勢市藤里町648-2 | 藤里町648-4 斉田保夫宅 西側柿畑 | 127 |
| 宮本第1 | 伊勢市藤里町489-1 | JA伊勢蓮台寺柿共同選果場前広場 | 128 |
| 宮本第1 | 伊勢市藤里町146 | 奥野道宅向側 | 129 |
| 宮本第1 | 伊勢市旭町396-4 | 宮本1号線旭橋東側空地 | 130 |
| 宮本第1 | 伊勢市旭町365-2 | 旭町麵房柿右衛門道路向い側ガード レール | 131 |
| 宮本第1 | 伊勢市旭町53-5 | 市営住宅旭町団地東側畑 | 132 |
| 宮本第1 | 伊勢市前山町355-4 | 宮本地区コミュニティセンター三角地 | 133 |
| 宮本第1 | 伊勢市藤里町1-170 | 伊勢市上水道ふじが丘 加圧ポンプ場南側空地 | 134 |
| 宮本第1 | 伊勢市前山町1381-4 | 市道宮本2号線 藤原商店作業場 向側空地 | 135 |
| 宮本第2 | 伊勢市大倉町1553-37 | うぐいす台1号公園西側フェンス | 136 |
| 宮本第2 | 伊勢市大倉町69-4 | 大倉町45 岡田長平宅向側柿畑 | 137 |
| 宮本第2 | 伊勢市佐八町2287 | 佐八町2287 佐八小学校前フェンス | 138 |
| 宮本第2 | 伊勢市佐八町2129-1 | 佐八町公民館広場 | 139 |
| 宮本第2 | 伊勢市津村町762-1 | 市道宮本4号線津村新道 山下修宅東側畑 | 140 |
| 宮本第2 | 伊勢市津村町485-2 | 津村町公民館広場 | 141 |
| 豊浜第1 | 伊勢市西豊浜町5436 | 丁塚古墳北公園西側 | 142 |
| 豊浜第1 | 伊勢市西豊浜町1779 | 西豊浜町1779 豊浜西小学校体育館西側フェンス | 143 |
| 豊浜第1 | 伊勢市西豊浜町79-2 | 野依ふれあい公園入口付近 | 144 |
| 豊浜第1 | 伊勢市西豊浜町746-1 | 西豊浜町747-1 藤原長司(徹也)宅南側ブロック塀 | 145 |
| 豊浜第1 | 伊勢市西豊浜町6052 | 西豊浜町6053 大藪敏男宅横空地 | 146 |
| 豊浜第1 | 伊勢市植山町486 | 植山町486 植山町民会館南側フェンス | 147 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|---------------|------------------------------------|-----|
| 豊浜第1 | 伊勢市磯町1033 | 磯町 磯町資源ごみステーション西側空地 | 148 |
| 豊浜第2 | 伊勢市東豊浜町3781 | 東豊浜魚市場西入口付近 | 149 |
| 豊浜第2 | 伊勢市東豊浜町1161 | 東豊浜町1159 北川健三宅東向側畑 | 150 |
| 豊浜第2 | 伊勢市東豊浜町3706 | 東豊浜町3636 中村 秋代氏所有地 | 151 |
| 豊浜第2 | 伊勢市東豊浜町299 | 東豊浜町299 豊浜東小学校 東側フェンス | 152 |
| 豊浜第2 | 伊勢市東豊浜町145 | 西条排水機場付近東側 | 153 |
| 豊浜第2 | 伊勢市東豊浜町1451 | 西条公民館西側ブロック塀 | 154 |
| 豊浜第2 | 伊勢市榎原町594 | 榎原町594 森下守雄宅前 市道榎原堤線(堤防)沿ガードレール | 155 |
| 豊浜第2 | 伊勢市東豊浜町3224 | 東豊浜町3224 河辺孝明宅西側ブロック塀 | 156 |
| 北浜第1 | 伊勢市有滝町2310 | 漁免道路入口 天白商店作業所東側空地 | 157 |
| 北浜第1 | 伊勢市有滝町2959 | 旧有滝町バス停広場地蔵尊前 | 158 |
| 北浜第1 | 伊勢市有滝町2638 | 有滝町民会館前 | 159 |
| 北浜第1 | 伊勢市有滝町2693 | 伊勢湾漁業協同組合 有滝支所 西側空地 | 160 |
| 北浜第1 | 伊勢市有滝町2103-8 | JA伊勢北浜支店有滝西側空地 | 161 |
| 北浜第1 | 伊勢市有滝町2034 | 有滝町2034 廣山晶彦宅ブロック塀内側 | 162 |
| 北浜第1 | 伊勢市有滝町1557-1 | ありたき農村公園 | 163 |
| 北浜第2 | 伊勢市村松町4-3 | 伊勢市役所北浜地区コミュニティセン ター西側 | 164 |
| 北浜第2 | 伊勢市村松町4011-1 | 村松町民会館前 | 165 |
| 北浜第2 | 伊勢市村松町448 | 仲由水産(株)入口西側 県道ガードレール | 166 |
| 北浜第2 | 伊勢市村松町447-1 | 村松町1883-3 サンコーデンキ北浜店南側松林 | 167 |
| 北浜第2 | 伊勢市村松町3842-30 | 村松町舟神龍宮南側 | 168 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|---------------|----------------------------|-----|
| 北浜第2 | 伊勢市村松町3118 | 亀池橋村松排水機場東側 | 169 |
| 北浜第2 | 伊勢市村松町3292 | 村松町3292 北浜小学校正門西側フェンス | 170 |
| 北浜第3 | 伊勢市東大淀町4159 | 東大淀口バス停西側 県道沿い | 171 |
| 北浜第3 | 伊勢市東大淀町351 | 東大淀町351 東大淀小学校正門西側ブロック塀 | 172 |
| 北浜第3 | 伊勢市東大淀町187-6 | 東大淀町187 北村物産(株)工場東側畑 | 173 |
| 北浜第3 | 伊勢市東大淀町4091-1 | 村松町4091-1 戸上純夫宅北側 | 174 |
| 北浜第3 | 伊勢市東大淀町3869-2 | JA伊勢北浜支店東大淀給油所向側畑 | 175 |
| 北浜第3 | 伊勢市柏町623-2 | 沢村啓治宅東側空地 | 176 |
| 北浜第3 | 伊勢市柏町762-5 | 柏団地入口案内板西向側空地 | 177 |
| 北浜第3 | 伊勢市東大淀町104-1 | 東大淀町104-1 大忠食品(株)東側空地 | 178 |
| 城田第1 | 伊勢市上地町1502 | 上地町公民館前 | 179 |
| 城田第1 | 伊勢市上地町1561-2 | 上地町1708-1 中村正己宅東側畑 | 180 |
| 城田第1 | 伊勢市上地町1581-3 | 上地町東組公民館西側畑 | 181 |
| 城田第1 | 伊勢市上地町3865 | 上地町3865 永井初己宅西側畑 | 182 |
| 城田第1 | 伊勢市上地町2937 | 中久保湯田野公民館前 | 183 |
| 城田第1 | 伊勢市上地町3361 | 上地町(湯田野)3361 中井忠彦宅東側 畑 | 184 |
| 城田第1 | 伊勢市上地町2525 | 上地町2525(六軒屋) 吉澤一雄宅敷地内 | 185 |
| 城田第2 | 伊勢市粟野町2101 | 県営住宅粟野団地東側 | 186 |
| 城田第2 | 伊勢市粟野町1385-1 | 粟野農業研修センター北側 | 187 |
| 城田第2 | 伊勢市中須町187 | 中須町1267 中西正己宅北側空地 | 188 |
| 城田第2 | 伊勢市中須町40-1 | 中須町41 中西とも子宅向側空地 | 189 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|---------------|--------------------------------|-----|
| 城田第2 | 伊勢市中須町1015-4 | 中須町771 世古口菊夫宅南側空地 | 190 |
| 城田第2 | 伊勢市川端町62 | 川端町62 倉井美郎宅西側空地 | 191 |
| 城田第2 | 伊勢市川端町305-1 | 川端町312 東建設東側道路沿 | 192 |
| 四郷第1 | 伊勢市中村町1681-1 | 中村公園 | 193 |
| 四郷第1 | 伊勢市中村町843-1 | 中村町843 田辺太一宅東側畑 | 194 |
| 四郷第1 | 伊勢市楠部町263-112 | 五十鈴が丘団地東入口 第一開発(株)現地案内所西側空地 | 195 |
| 四郷第1 | 伊勢市楠部町510-74 | 近鉄五十鈴川駅前東側空地 | 196 |
| 四郷第1 | 伊勢市楠部町31582 | 緑ヶ丘団地 緑ヶ丘2号公園西側 | 197 |
| 四郷第1 | 伊勢市楠部町1717-13 | 楠部町乙580 刀祢邦博宅西側空地 | 198 |
| 四郷第1 | 伊勢市楠部町1010-2 | 四郷小学校東側道路残地 | 199 |
| 四郷第1 | 伊勢市一宇田町752 | 一宇田町791 坂口商店前畑 | 200 |
| 四郷第2 | 伊勢市朝熊町1677-4 | 朝熊町1911-1 スナック峰子駐車場東詰 | 201 |
| 四郷第2 | 伊勢市朝熊町1510-4 | 新朝熊橋東側ガードレール | 202 |
| 四郷第2 | 伊勢市朝熊町1066-1 | 朝熊町1066-1 大西富美子宅西側 | 203 |
| 四郷第2 | 伊勢市朝熊町1548 | 近鉄朝熊駅前ガード広場 | 204 |
| 四郷第2 | 伊勢市朝熊町1069 | 横橋東側朝熊川沿ガードレール | 205 |
| 四郷第2 | 伊勢市朝熊町1677-11 | 朝熊市民館東側フェンス | 206 |
| 四郷第2 | 伊勢市朝熊町2662-5 | 朝熊町(大久保) 石田建設西側空地 | 207 |
| 四郷第2 | 伊勢市朝熊町1724 | 朝熊町2602-51 東工業所西側空地 | 208 |
| 四郷第3 | 伊勢市鹿海町1301-9 | 鹿海町703 北島庄八宅 西側畑 | 209 |
| 四郷第3 | 伊勢市鹿海町991 | 鹿海町公民館前 | 210 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|---------------|-----------------------------------|-----|
| 四郷第3 | 伊勢市鹿海町3430-83 | 伊勢・杜の宮内公園南側 | 211 |
| 四郷第3 | 伊勢市鹿海町171-1 | 鹿海町171-2 奥野昌美宅東側 | 212 |
| 四郷第3 | 伊勢市鹿海町741 | 鹿海町726-1 杉本彰宅東側田 | 213 |
| 沼木第1 | 伊勢市上野町187-2 | 上野町324-4(昭和苑入口付近) 巽四郎宅前畑 | 214 |
| 沼木第1 | 伊勢市上野町347-1 | 上野町サンパークタウン伊勢南 入口南側山林 | 215 |
| 沼木第1 | 伊勢市上野町974-5 | 上野町976-3 岡常生宅西側畑 | 216 |
| 沼木第1 | 伊勢市上野町876-1 | 上野町876-1 岡 収一宅前 | 217 |
| 沼木第1 | 伊勢市上野町1276 | 上野町1276 岡 元保宅向側ガードレール | 218 |
| 沼木第1 | 伊勢市上野町1280 | 上野町1280 岡 晃宅南側 | 219 |
| 沼木第1 | 伊勢市上野町2857-1 | JA伊勢葬祭センター前 | 220 |
| 沼木第1 | 伊勢市上野町1215-1 | 伊勢市役所沼木地区コミュニティセンタ ー前 | 221 |
| 沼木第1 | 伊勢市上野町3517 | 上野町 上野第2公園西側 | 222 |
| 沼木第1 | 伊勢市上野町1613 | 上野町1613 山上有司宅前空地(三角地) | 223 |
| 沼木第2 | 伊勢市円座町1047-3 | 栄団地バス停前 (栄団地入口付近県道伊勢南島線沿 い) | 224 |
| 沼木第2 | 伊勢市円座町1570 | 円座町1570 越賀定一宅横畑 | 225 |
| 沼木第2 | 伊勢市円座町1266-2 | 円座町1267 森本保一宅向側ブロック塀 | 226 |
| 沼木第2 | 伊勢市神園町1103 | 光徳寺前 | 227 |
| 沼木第2 | 伊勢市神園町1573 | 神園町1123 坂本幸弘宅前南側空地 | 228 |
| 沼木第3 | 伊勢市横輪町169 | 横輪バス停横輪茶屋横空地 | 229 |
| 沼木第3 | 伊勢市横輪町420 | 横輪橋東詰空地 | 230 |
| 沼木第3 | 伊勢市横輪町760-1 | 横輪公民館前ガードレール | 231 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|------------------|------------------------------|-----|
| 沼木第3 | 伊勢市横輪町319 | 横輪町285 桂林寺前空地 | 232 |
| 沼木第4 | 伊勢市矢持町下村522 | みどり保育園正門前向側 | 233 |
| 沼木第4 | 伊勢市矢持町菖蒲129-4 | 矢持橋手前左側空地 | 234 |
| 沼木第4 | 伊勢市矢持町上村301 | 上村バス停横 | 235 |
| 沼木第4 | 伊勢市床木272-1 | 床ノ木三交バス停付近 | 236 |
| 二見第1 | 伊勢市二見町松下2025 | 松下区会所前公園フェンス沿 | 237 |
| 二見第1 | 伊勢市二見町松下553-1 | 松下所有地前 | 238 |
| 二見第1 | 伊勢市二見町江589-1 | 二見プラザ(二見シーパラダイス)前 江信号機付近堀 | 239 |
| 二見第1 | 伊勢市二見町江696 | 角谷富美子宅堀 | 240 |
| 二見第1 | 伊勢市二見町江682-17 | 宮路元美宅前堀 | 241 |
| 二見第2 | 伊勢市二見町西185-39 | 西団地バス停前(田) | 242 |
| 二見第2 | 伊勢市二見町西866 | 西コミュニティセンター | 243 |
| 二見第2 | 伊勢市二見町西828 | 藪木宏之宅前堀 | 244 |
| 二見第2 | 伊勢市二見町西1068-1 | 中村興一宅前堀 | 245 |
| 二見第2 | 伊勢市二見町今一色3 | 今一色小学校前フェンス | 246 |
| 二見第2 | 伊勢市二見町今一色155-6 | 大西清文宅前堀 | 247 |
| 二見第2 | 伊勢市二見町今一色874-191 | 今一色バス停前 | 248 |
| 二見第3 | 伊勢市二見町茶屋420-1 | 二見総合支所前 | 249 |
| 二見第3 | 伊勢市二見町茶屋536-1 | 角谷俊明宅裏堀 | 250 |
| 二見第3 | 伊勢市二見町茶屋111-1 | 二見生涯学習センター花壇 | 251 |
| 二見第3 | 伊勢市二見町三津415-1 | 姫子松五子宅北側畑 | 252 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|-----------------|---------------|-----|
| 二見第3 | 伊勢市二見町三津769 | 小山田雅 宅前塀 | 253 |
| 二見第3 | 伊勢市二見町荘378-15 | 福田悠子宅前塀 | 254 |
| 二見第3 | 伊勢市二見町荘1287 | 出口博也宅前塀 | 255 |
| 二見第3 | 伊勢市二見町荘2068-1 | 二見浦保育園前フェンス | 256 |
| 二見第4 | 伊勢市二見町山田原173 | 山田原公民館前 | 257 |
| 二見第4 | 伊勢市二見町光の街1004-4 | 光の街遊歩道付近 | 258 |
| 二見第4 | 伊勢市二見町山田原179-2 | 山田原バス停付近畑 | 259 |
| 二見第4 | 伊勢市二見町山田原441-2 | 畑中伸之宅前(市有地) | 260 |
| 二見第4 | 伊勢市二見町溝口403 | 川口喜美子宅前塀 | 261 |
| 二見第4 | 伊勢市二見町溝口229-7 | 辻和宏宅塀 | 262 |
| 小俣第1 | 伊勢市小俣町宮前210 | 松倉公園フェンス | 263 |
| 小俣第1 | 伊勢市小俣町宮前787-3 | 高畑公民館フェンス | 264 |
| 小俣第1 | 伊勢市小俣町宮前434-2 | 宮前公園フェンス | 265 |
| 小俣第1 | 伊勢市小俣町本町944 | 掛橋公園フェンス | 266 |
| 小俣第1 | 伊勢市小俣町本町1335-1 | 南本町公民館フェンス | 267 |
| 小俣第1 | 伊勢市小俣町本町220 | 大西学院横市有地 | 268 |
| 小俣第1 | 伊勢市小俣町本町1-1 | 小俣幼稚園横フェンス | 269 |
| 小俣第2 | 伊勢市小俣町元町663-2 | 小俣小学校支所側フェンス | 270 |
| 小俣第2 | 伊勢市小俣町元町769 | 西田裕敏宅横市有地 | 271 |
| 小俣第2 | 伊勢市小俣町元町492 | 栄児童公園 | 272 |
| 小俣第2 | 伊勢市小俣町元町1037-8 | 元町ふれあい公園内駐輪場前 | 273 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|----------------|--------------------------|-----|
| 小俣第2 | 伊勢市小俣町元町202-9 | サークルK伊勢小俣店前フェンス | 274 |
| 小俣第2 | 伊勢市小俣町元町381 | 若山児童公園フェンス | 275 |
| 小俣第2 | 伊勢市小俣町元町1282-1 | 下小俣公民館フェンス | 276 |
| 小俣第3 | 伊勢市小俣町相合161 | 小俣浄化センターフェンス | 277 |
| 小俣第3 | 伊勢市小俣町相合493-1 | 新出公民館フェンス | 278 |
| 小俣第3 | 伊勢市小俣町相合750 | 小俣中学校体育館側フェンス | 279 |
| 小俣第3 | 伊勢市小俣町本町444 | 市立ゆりかご園フェンス | 280 |
| 小俣第3 | 伊勢市小俣町本町768 | 上久保公園 | 281 |
| 小俣第3 | 伊勢市小俣町相合997 | 森多宅横ガードレール | 282 |
| 小俣第4 | 伊勢市小俣町相合888 | 六軒屋公園前フェンス | 283 |
| 小俣第4 | 伊勢市小俣町湯田83 | 湯田水源地前フェンス | 284 |
| 小俣第4 | 伊勢市小俣町湯田514-3 | 美和ロック㈱伊勢工場フェンス前ごみ集積所フェンス | 285 |
| 小俣第4 | 伊勢市小俣町湯田553 | 湯田公民館前 | 286 |
| 小俣第4 | 伊勢市小俣町新村19-1 | 西新村公民館前 | 287 |
| 小俣第4 | 伊勢市小俣町新村428-3 | 東新村公園前フェンス | 288 |
| 小俣第4 | 伊勢市小俣町明野1758 | 北岡良治宅前 | 289 |
| 小俣第5 | 伊勢市小俣町明野1055-4 | 明野保健福祉会館フェンス | 290 |
| 小俣第5 | 伊勢市小俣町明野712 | 明野水源地前フェンス | 291 |
| 小俣第5 | 伊勢市小俣町明野1183 | 近鉄明野駅前駐車場フェンス | 292 |
| 小俣第5 | 伊勢市小俣町明野685-1 | 南伊勢職業能力開発促進センター | 293 |
| 小俣第5 | 伊勢市小俣町明野1481 | 明野高校農場フェンス | 294 |

| 投票区名 | 所在地 | 設置場所 | 摘要 |
|------|----------------|-------------------------------|-----|
| 小俣第5 | 伊勢市小俣町明野396 | JA伊勢明野出張所横 | 295 |
| 小俣第5 | 伊勢市小俣町明野418-1 | 明野北部公園フェンス | 296 |
| 御蔭第1 | 伊勢市御蔭町高向1031 | 新高児童公園 | 297 |
| 御蔭第1 | 伊勢市御蔭町高向2018 | 松本薬品伊勢支店 | 298 |
| 御蔭第1 | 伊勢市御蔭町高向686-1 | 森真吾様方 (新高地区公民館前) | 299 |
| 御蔭第2 | 伊勢市御蔭町高向578 | 中山 昭様方(農地) | 300 |
| 御蔭第2 | 伊勢市御蔭町高向2589-1 | 高向公民館 | 301 |
| 御蔭第2 | 伊勢市御蔭町高向423 | 佐々木淳様方 | 302 |
| 御蔭第2 | 伊勢市御蔭町高向2156-1 | 高向西公園 | 303 |
| 御蔭第3 | 伊勢市御蔭町長屋2767 | ハートプラザみその | 304 |
| 御蔭第3 | 伊勢市御蔭町長屋1221 | 御蔭総合支所 | 305 |
| 御蔭第3 | 伊勢市御蔭町長屋1074-9 | 御蔭小学校 | 306 |
| 御蔭第3 | 伊勢市御蔭町長屋2100 | 伊勢みそのショッピングセンター駐車場 (梅田眼鏡裏) | 307 |
| 御蔭第3 | 伊勢市御蔭町王中島594 | 王中島公民館 | 308 |
| 御蔭第3 | 伊勢市御蔭町王中島87 | 奥野志げ子様方 | 309 |
| 御蔭第4 | 伊勢市御蔭町新開777 | 新開児童公園 | 310 |
| 御蔭第4 | 伊勢市御蔭町上条1173-1 | B&G海洋センター | 311 |
| 御蔭第4 | 伊勢市御蔭町上条88 | 上条公民館 | 312 |
| 御蔭第4 | 伊勢市御蔭町小林2375 | 小林児童公園 | 313 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 20 号

平成 27 年 4 月 12 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所を次のとおり設けますので、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 48 条の 2 第 3 項による読み替え後の第 41 条第 1 項の規定により告示します。

平成 27 年 3 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

1 期日前投票所

本庁期日前投票所 伊勢市役所東庁舎 4 階第 3 会議室 岩渕 1 丁目 7 番 2 9 号

2 増設する期日前投票所

| | | |
|----------|--------|------------------|
| 二見期日前投票所 | 二見総合支所 | 二見町茶屋 4 2 0 番地 1 |
| 小俣期日前投票所 | 小俣公民館 | 小俣町元町 5 4 0 番地 |
| 御菌期日前投票所 | 御菌公民館 | 御菌町長屋 1 2 2 1 番地 |

3 増設期間

平成 27 年 3 月 27 日（金）～ 4 月 11 日（土）

伊勢市選挙管理委員会告示第 21 号

平成 27 年 4 月 12 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のように選任しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 49 条の 7 による読み替え後の第 25 条の規定により告示します。

平成 27 年 3 月 26 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

1 投票管理者

別 表

(1) 本庁期日前投票所

| 住 所 | 氏 名 | 職務を行うべき日 |
|----------------|-------|------------|
| 伊勢市二見町茶屋46番地1 | 橋本 清美 | 平成27年3月27日 |
| 伊勢市御菌町王中島681番地 | 里中 綾子 | 平成27年3月28日 |
| 伊勢市御菌町王中島681番地 | 里中 綾子 | 平成27年3月29日 |
| 伊勢市小木町591番地3 | 藤川 里司 | 平成27年3月30日 |
| 伊勢市二見町茶屋46番地1 | 橋本 清美 | 平成27年3月31日 |
| 伊勢市西豊浜町1541番地 | 奥野 坦 | 平成27年4月1日 |
| 伊勢市小木町591番地3 | 藤川 里司 | 平成27年4月2日 |
| 伊勢市二見町茶屋46番地1 | 橋本 清美 | 平成27年4月3日 |
| 伊勢市二俣1丁目11番16号 | 大藪 記三 | 平成27年4月4日 |
| 伊勢市御菌町王中島681番地 | 里中 綾子 | 平成27年4月5日 |
| 伊勢市小木町591番地3 | 藤川 里司 | 平成27年4月6日 |
| 伊勢市一之木3丁目1番23号 | 西村 喜孝 | 平成27年4月7日 |
| 伊勢市河崎2丁目21番19号 | 濱口 敏夫 | 平成27年4月8日 |
| 伊勢市小木町591番地3 | 藤川 里司 | 平成27年4月9日 |
| 伊勢市二見町茶屋46番地1 | 橋本 清美 | 平成27年4月10日 |
| 伊勢市御菌町王中島681番地 | 里中 綾子 | 平成27年4月11日 |

(2) 二見期日前投票所

| 住 所 | 氏 名 | 職務を行うべき日 |
|------------------|-------|------------|
| 伊勢市二見町今一色111番地 | 中村 省三 | 平成27年3月27日 |
| 伊勢市二見町茶屋512番地2 | 黒田 晴久 | 平成27年3月28日 |
| 伊勢市二見町光の街1006番地2 | 濱口 敏彦 | 平成27年3月29日 |
| 伊勢市二見町今一色111番地 | 中村 省三 | 平成27年3月30日 |
| 伊勢市二見町光の街1006番地2 | 濱口 敏彦 | 平成27年3月31日 |
| 伊勢市二見町茶屋512番地2 | 黒田 晴久 | 平成27年4月1日 |
| 伊勢市二見町今一色111番地 | 中村 省三 | 平成27年4月2日 |
| 伊勢市二見町光の街1006番地2 | 濱口 敏彦 | 平成27年4月3日 |
| 伊勢市二見町茶屋512番地2 | 黒田 晴久 | 平成27年4月4日 |
| 伊勢市二見町光の街1006番地2 | 濱口 敏彦 | 平成27年4月5日 |
| 伊勢市二見町茶屋512番地2 | 黒田 晴久 | 平成27年4月6日 |
| 伊勢市二見町今一色111番地 | 中村 省三 | 平成27年4月7日 |
| 伊勢市二見町今一色101番地2 | 松井 孝彦 | 平成27年4月8日 |
| 伊勢市二見町光の街1006番地2 | 濱口 敏彦 | 平成27年4月9日 |
| 伊勢市二見町今一色111番地 | 中村 省三 | 平成27年4月10日 |
| 伊勢市二見町今一色101番地2 | 松井 孝彦 | 平成27年4月11日 |

(3) 小俣期日前投票所

| 住 所 | 氏 名 | 職務を行うべき日 |
|-----------------|-------|------------|
| 伊勢市小俣町本町1426番地 | 久保 徹 | 平成27年3月27日 |
| 伊勢市小俣町明野1055番地1 | 松阪 一雄 | 平成27年3月28日 |
| 伊勢市小俣町湯田402番地 | 鈴木 克子 | 平成27年3月29日 |
| 伊勢市小俣町本町1041番地 | 中川 博次 | 平成27年3月30日 |
| 伊勢市小俣町本町1426番地 | 久保 徹 | 平成27年3月31日 |
| 伊勢市小俣町明野1055番地1 | 松阪 一雄 | 平成27年4月1日 |
| 伊勢市小俣町湯田402番地 | 鈴木 克子 | 平成27年4月2日 |
| 伊勢市小俣町本町1041番地 | 中川 博次 | 平成27年4月3日 |
| 伊勢市小俣町本町1426番地 | 久保 徹 | 平成27年4月4日 |
| 伊勢市小俣町明野1055番地1 | 松阪 一雄 | 平成27年4月5日 |
| 伊勢市小俣町湯田402番地 | 鈴木 克子 | 平成27年4月6日 |
| 伊勢市小俣町本町1041番地 | 中川 博次 | 平成27年4月7日 |
| 伊勢市小俣町本町1426番地 | 久保 徹 | 平成27年4月8日 |
| 伊勢市小俣町明野1055番地1 | 松阪 一雄 | 平成27年4月9日 |
| 伊勢市小俣町湯田402番地 | 鈴木 克子 | 平成27年4月10日 |
| 伊勢市小俣町本町1041番地 | 中川 博次 | 平成27年4月11日 |

(4) 御菌期日前投票所

| 住 所 | 氏 名 | 職務を行うべき日 |
|----------------|--------|------------|
| 伊勢市御菌町高向695番地 | 森田 耕司 | 平成27年3月27日 |
| 伊勢市御菌町上條163番地 | 奥田 孝 | 平成27年3月28日 |
| 伊勢市御菌町高向718番地3 | 塩井 孝 | 平成27年3月29日 |
| 伊勢市御菌町高向695番地 | 森田 耕司 | 平成27年3月30日 |
| 伊勢市御菌町上條163番地 | 奥田 孝 | 平成27年3月31日 |
| 伊勢市御菌町長屋1238番地 | 今井崎 正和 | 平成27年4月1日 |
| 伊勢市御菌町高向718番地3 | 塩井 孝 | 平成27年4月2日 |
| 伊勢市御菌町高向718番地3 | 塩井 孝 | 平成27年4月3日 |
| 伊勢市御菌町長屋1238番地 | 今井崎 正和 | 平成27年4月4日 |
| 伊勢市御菌町高向718番地3 | 塩井 孝 | 平成27年4月5日 |
| 伊勢市御菌町上條163番地 | 奥田 孝 | 平成27年4月6日 |
| 伊勢市御菌町上條163番地 | 奥田 孝 | 平成27年4月7日 |
| 伊勢市御菌町高向695番地 | 森田 耕司 | 平成27年4月8日 |
| 伊勢市御菌町高向695番地 | 森田 耕司 | 平成27年4月9日 |
| 伊勢市御菌町長屋1238番地 | 今井崎 正和 | 平成27年4月10日 |
| 伊勢市御菌町長屋1238番地 | 今井崎 正和 | 平成27年4月11日 |

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

(1) 本庁期日前投票所

| 住 所 | 氏 名 | 職務を行うべき日 |
|------------------|--------|------------|
| 津市安濃町田端上野910番地72 | 加藤 美津江 | 平成27年3月27日 |
| 多気郡明和町浜田286番地1 | 中瀬 美香 | 平成27年3月28日 |
| 伊勢市二見町今一色161番地1 | 北村 悦隆 | 平成27年3月29日 |
| 伊勢市船江3丁目14番33号 | 日置 純子 | 平成27年3月30日 |
| 伊勢市楠部町54番地6 | 中村 美帆 | 平成27年3月31日 |
| 津市川方町496番地5 | 橋本 麻友美 | 平成27年4月1日 |
| 伊勢市神田久志本町1274番地 | 丸山 美幸 | 平成27年4月2日 |
| 伊勢市二見町山田原206番地4 | 山本 佳典 | 平成27年4月3日 |
| 伊勢市勢田町941番地155 | 上村 和義 | 平成27年4月4日 |
| 伊勢市藤里町462番地 | 山本 真里子 | 平成27年4月5日 |
| 伊勢市岡本1丁目8番21号 | 太田 徹 | 平成27年4月6日 |
| 松阪市鎌田町177番地7 | 中西 教恵 | 平成27年4月7日 |
| 松阪市安楽町28番地1 | 河辺 和泉 | 平成27年4月8日 |
| 伊勢市小木町381番地 | 中川 佳奈子 | 平成27年4月9日 |
| 伊勢市小俣町元町1139番地3 | 南 佳美 | 平成27年4月10日 |
| 伊勢市楠部町42番2 | 東世古 幸久 | 平成27年4月11日 |

(2) 二見期日前投票所

| 住 所 | 氏 名 | 職務を行うべき日 |
|-----------------|-------|------------|
| 伊勢市小俣町相合537番地2 | 村田 和代 | 平成27年3月27日 |
| 伊勢市船江3丁目16番46号 | 中居 一晃 | 平成27年3月28日 |
| 伊勢市小俣町元町220番地2 | 黒瀬 好子 | 平成27年3月29日 |
| 伊勢市御菌町高向2405番地 | 中山 誠 | 平成27年3月30日 |
| 伊勢市藤里町725番地11 | 黒瀬 尚人 | 平成27年3月31日 |
| 伊勢市下野町32番地 | 古川 諒 | 平成27年4月1日 |
| 伊勢市小俣町本町1122番地8 | 井村 勝仁 | 平成27年4月2日 |
| 伊勢市鹿海町661番地1 | 中西 弘幸 | 平成27年4月3日 |
| 伊勢市小俣町元町220番地2 | 黒瀬 好子 | 平成27年4月4日 |
| 伊勢市船江3丁目16番46号 | 中居 一晃 | 平成27年4月5日 |
| 伊勢市二見町三津803番地 | 玉田 泰弘 | 平成27年4月6日 |
| 伊勢市楠部町1989番地 | 森本 真人 | 平成27年4月7日 |
| 松阪市阿波曾町1199番地 | 小林 正拓 | 平成27年4月8日 |
| 伊勢市船江4丁目2番5号 | 竹株 宏幸 | 平成27年4月9日 |
| 伊勢市小俣町本町1439番地 | 宮本 幸夫 | 平成27年4月10日 |
| 伊勢市小俣町元町220番地2 | 黒瀬 好子 | 平成27年4月11日 |

(3) 小俣期日前投票所

| 住 所 | 氏 名 | 職務を行うべき日 |
|--------------------|-------|------------|
| 伊勢市小俣町宮前715番地1 | 平野 真子 | 平成27年3月27日 |
| 伊勢市小俣町相合940番地1 | 小川 昇一 | 平成27年3月28日 |
| 鳥羽市大明西町20番地16 | 西井 昭文 | 平成27年3月29日 |
| 多気郡明和町大字明星2610番地45 | 西尾 正美 | 平成27年3月30日 |
| 伊勢市御薊町新開909番地3 | 村井 雅哉 | 平成27年3月31日 |
| 松阪市大黒田町1776番地5 | 金谷 法子 | 平成27年4月1日 |
| 伊勢市小俣町宮前379番地 | 角 和将 | 平成27年4月2日 |
| 伊勢市神田久志本町1019番地32 | 伊藤 秀彦 | 平成27年4月3日 |
| 松阪市大黒田町1776番地5 | 金谷 法子 | 平成27年4月4日 |
| 伊勢市小俣町相合940番地1 | 小川 昇一 | 平成27年4月5日 |
| 伊勢市船江4丁目12番13号 | 前村 忍 | 平成27年4月6日 |
| 伊勢市小俣町宮前379番地 | 角 和将 | 平成27年4月7日 |
| 伊勢市朝熊町1218番地 | 折戸 建樹 | 平成27年4月8日 |
| 伊勢市小俣町本町3411番地 | 佐波 正子 | 平成27年4月9日 |
| 伊勢市小俣町元町1744番地 | 岡村 基司 | 平成27年4月10日 |
| 伊勢市小俣町相合940番地1 | 小川 昇一 | 平成27年4月11日 |

(4) 御菌期日前投票所

| 住 所 | 氏 名 | 職務を行うべき日 |
|------------------|--------|------------|
| 伊勢市御菌町高向1927番地1 | 大西 利浩 | 平成27年3月27日 |
| 伊勢市朝熊町1671番地2 | 東 利樹 | 平成27年3月28日 |
| 伊勢市二見町松下221番地5 | 尾本 義則 | 平成27年3月29日 |
| 伊勢市小俣町新村426番地1 | 山中 強 | 平成27年3月30日 |
| 松阪市嬉野中川新町2丁目38番地 | 中西 清人 | 平成27年3月31日 |
| 伊勢市佐八町2110番地3 | 杉木 剛 | 平成27年4月1日 |
| 松阪市嬉野須賀領町499番地1 | 加藤 公彦 | 平成27年4月2日 |
| 度会郡玉城町岡出120番地 | 松田 康 | 平成27年4月3日 |
| 伊勢市二見町松下221番地5 | 尾本 義則 | 平成27年4月4日 |
| 伊勢市朝熊町1671番地2 | 東 利樹 | 平成27年4月5日 |
| 度会郡玉城町上田辺2529番地5 | 上之郷 佳代 | 平成27年4月6日 |
| 伊勢市磯町515番地2 | 山口 徹 | 平成27年4月7日 |
| 伊勢市尾上町1番地21 | 岩崎 成児 | 平成27年4月8日 |
| 度会郡玉城町田丸13番地2 | 筒井 俊夫 | 平成27年4月9日 |
| 伊勢市小俣町相合964番地11 | 正住 さおり | 平成27年4月10日 |
| 伊勢市二見町松下221番地5 | 尾本 義則 | 平成27年4月11日 |

伊勢市選挙管理委員会告示第 22 号

平成 27 年 4 月 12 日執行の三重県知事選挙における期日前投票所の投票管理者の職務を代理すべき者を下記のように変更しましたので、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 49 条の 7 による読み替え後の第 25 条の規定により告示します。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 西 宮 晴 一

記

御園期日前投票所にて平成 27 年 3 月 31 日に職務を行うべき投票管理者の職務を代理すべき者

| | 住 所 | 氏 名 |
|-----|-----------------------|-------|
| 変更前 | 松阪市嬉野中川新町 2 丁目 3 8 番地 | 中西 清人 |
| 変更後 | 度会郡玉城町岡出 1 2 0 番地 | 松田 康 |

本庁期日前投票所にて平成 27 年 4 月 1 日に職務を行うべき投票管理者の職務を代理すべき者

| | 住 所 | 氏 名 |
|-----|----------------------|--------|
| 変更前 | 津市川方町 4 9 6 番地 5 | 橋本 麻友美 |
| 変更後 | 伊勢市二見町山田原 2 0 6 番地 4 | 山本 佳典 |

御園期日前投票所にて平成 27 年 4 月 2 日に職務を行うべき投票管理者の職務を代理すべき者

| | 住 所 | 氏 名 |
|-----|-----------------------|-------|
| 変更前 | 松阪市嬉野須賀領町 4 9 9 番地 1 | 加藤 公彦 |
| 変更後 | 鳥羽市岩倉町 1 1 4 4 番地 4 6 | 中井 正典 |

伊勢市上下水道事業告示第 5 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 27 年 3 月 18 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 27 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 27 年 4 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
船江 4 丁目、勢田町、常磐 2 丁目及び宮町 1 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 23 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 3 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

| 番号 | 捕獲した場所 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他 |
|----|--------|----|----|----|----|------------|-----|
| 1 | 二見町 | 雑種 | 茶 | 雌 | 中 | 91 日 以上 | |

2 抑留した日 平成 27 年 3 月 16 日

3 抑留期限 平成 27 年 3 月 21 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 24 号

都市公園の廃止について

次のとおり都市公園を廃止するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

平成 27 年 3 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 廃止する都市公園の名称及び位置

| 名 称 | 位 置 | 区 域(m ²) |
|-------|-----------------|----------------------|
| 五十鈴公園 | 伊勢市宇治館町 578 番ほか | 185,426 |

2 廃止に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 廃止の期日

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市公告第 25 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 27 年 3 月 20 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 抑留した犬

| 番号 | 捕獲した場所 | 種類 | 毛色 | 性別 | 体格 | 年齢 | その他 |
|----|--------|----|----|----|----|------------|-----|
| 1 | 御菌町高向 | 柴犬 | 茶 | 雄 | 中 | 91 日 以上 | |

2 抑留した日 平成 27 年 3 月 17 日

3 抑留期限 平成 27 年 3 月 25 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

伊勢保健所 衛生指導課（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 26 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 27 号

伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり伊勢市個人情報保護条例の一部改正（案）に関するパブリック・コメントの結果を公表します。

平成 27 年 3 月 31 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 案の題名
伊勢市個人情報保護条例の一部改正（案）
- 2 案の公告日
平成 27 年 2 月 18 日
- 3 提出された意見の概要
なし
- 4 提出された意見に対する市の考え方
なし

伊勢市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく定期監査、同条第5項の規定に基づく随時監査及び第7項の規定に基づく財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、次のとおり監査結果を公表します。

平成27年3月27日

| | | | |
|---------|-----|---|----|
| 伊勢市監査委員 | 畑 | 芳 | 嗣 |
| 伊勢市監査委員 | 浦 | 野 | 卓久 |
| 伊勢市監査委員 | 佐之井 | 久 | 紀 |

平成 26 年度

定期監査等結果報告書（後期）

伊勢市監査委員

目 次

| | | |
|---------------------|-------|------|
| 定 期 監 査 | | 1 頁 |
| 1 実施期間及び対象箇所 | | 1 頁 |
| 2 定期監査の対象事務 | | 1 頁 |
| 3 監査を実施した監査委員 | | 1 頁 |
| 4 監 査 の 方 法 | | 2 頁 |
| 5 監 査 の 主 眼 | | 2 頁 |
| 6 監 査 の 結 果 | | 2 頁 |
| 都 市 整 備 部 | | 3 頁 |
| 二 見 総 合 支 所 | | 5 頁 |
| 小 俣 総 合 支 所 | | 5 頁 |
| 上 下 水 道 部 | | 5 頁 |
| 教 育 委 員 会 事 務 局 | | 6 頁 |
| 消 防 本 部 (署 ・ 分 署) | | 8 頁 |
| 7 む す び | | 9 頁 |
| 随 時 監 査 (工 事 監 査) | | 10 頁 |
| 財 政 援 助 団 体 等 監 査 | | 19 頁 |

定期監査(後期)

1 実施期間及び対象箇所 (平成 27 年 1 月 15 日から平成 27 年 2 月 2 日まで)

| 実施年月日 | 対 象 箇 所 |
|------------------|---------------------------------------|
| 平成 27 年 1 月 15 日 | 教育総務課、文化振興課 |
| 平成 27 年 1 月 16 日 | 小俣総合支所地域振興課、小俣総合支所生活福祉課、学校教育課、スポーツ課 |
| 平成 27 年 1 月 19 日 | 社会教育課、教育研究所 |
| 平成 27 年 1 月 20 日 | 二見小学校、小俣小学校、小俣中学校 |
| 平成 27 年 1 月 21 日 | 四郷小学校、修道小学校、神社幼稚園、大湊小学校 |
| 平成 27 年 1 月 22 日 | 五十鈴中学校、倉田山中学校 |
| 平成 27 年 1 月 23 日 | 佐八小学校、監理課、都市計画課 |
| 平成 27 年 1 月 27 日 | 交通政策課、基盤整備課、維持課、用地課 |
| 平成 27 年 1 月 28 日 | 建築住宅課、都市整備部現地、二見総合支所地域振興課、二見総合支所生活福祉課 |
| 平成 27 年 1 月 30 日 | 水道事業、下水道事業、上下水道部現地 |
| 平成 27 年 2 月 2 日 | 消防本部、玉城出張所 |

2 定期監査の対象事務

平成 26 年度 (4 月から 9 月まで。ただし、必要がある場合は対象以外にも及ぶ) における予算の執行、財産の管理等について、地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく定期監査を実施した。

3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣 (識見監査委員)
浦 野 卓 久 (識見監査委員)
佐之井 久 紀 (議選監査委員)

4 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長等から所管業務などの説明を受け、質疑応答方式により実施した。

また、関係諸帳簿、証書類等の試査・照合等の調査を事務局職員が行った。

さらに、工事については抽出し、現場において説明を受けた。

5 監査の主眼

予算の執行に関しては、収入の確保が適正に行われているか、支出は効果的に行われているか、違法、不当な会計処理がなされていないかなどのほか、公有財産、物品、その他財産の取得、管理、処分及び契約、検収の事務が、それぞれ適正に行われているか、各所属長管理となっている前渡資金、つり銭等現金の出納及び保管は適正になされているか、補助金等の効果は十分発揮されているか、また、前年度の指摘事項、意見については適切に対応されているかなどを主眼として実施した。

6 監査の結果

本年度上半期においては、所管する事務事業の執行にあたっては施策方針に沿いながら、歳入については自主財源の確保に努め、歳出については経費の抑制を図りつつ、おおむね所期の成果を上げられたものと認めるものである。

監査結果については次に述べるとおりである。監査時に気付いた簡易な事項については、その都度口頭で指摘した。改善を必要とする項目については、是正を指示した。

(全般的共通事項)

- (1) 事務事業においては進捗状況を確認し、予算の執行については、関係諸帳簿、証書類等を確認したところ、一部に不備が見受けられたため、その場において改善するよう指示したところである。それ以外は、おおむね良好に処理がなされていると認めた。

今後とも市民の求めるニーズを的確に把握し、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう期待するものである。

- (2) 市債権の滞納は、財源確保及び市民負担の公平性の観点からも懸念するところである。

厳しい経済情勢の中で徴収に従事している職員の労苦は理解するが、歳入確保は財政上の喫緊な課題となっていることから、市全体の問題として、更に有効な未収金対策に取り組まれるよう望むものである。

- (3) 事務補助団体の経理において、その処理方法等が一部不適切なものが見受けられたため、適正な事務処理をされたい。

また、補助金交付については、補助金等交付規則等に基づきその適否(公益性、必要性、目的、効果)を再度検証するとともに、実績報告の審査にあたってはより一層厳正に精査されたい。

- (4) 職員の人件費削減については鋭意取り組まれており職員数も削減しているところであるが、その反面時間外勤務が増加している所属が半数以上で見られた。経費削減及び職員の健康管理の観点からも、業務改善や配分の見直しなどにより時間外勤務を削減されたい。

管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

(5) 文書事務については、簿冊の保存期間誤りや鉛筆書き、施行理由や根拠法令等が未記載の起案や簡易でない事案を簡易起案用紙で決裁されているものなどが見受けられた。

文書は行政機関の諸活動における正確性の確保、責任の明確化等の観点から重要であり、行政の適性かつ効率的な運営にとって必要なものであるとともに、情報公開条例に基づく開示請求の対象であることから、職員一人ひとりが関係規程を理解し常に市民の目を意識して適正な処理をされたい。

(6) 研修会、先進地視察等の復命書において、3日以内に復命されていないもの、資料の添付がないもの、鉛筆書きのメモがそのまま残されているものが散見された。研修等によって得られた知識や経験及びその記録は、新事業の創造や既存事業の見直しの貴重な資料として役立つものであるため、適正な事務処理に努められたい。

(各課・所に関する事項)

都 市 整 備 部

監理課 都市計画課 交通政策課 基盤整備課 維持課 用地課 建築住宅課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【監理課】

指摘事項

(1) 復命書を3日以内に作成していないものが見受けられたため、職員服務規程に基づき適正な処理をされたい。

意見

(1) 県営事業地元負担金については、維持費が積算されていないか十分精査するとともに、負担率の引き下げについても県内市町と連携のうえ要望されることを望む。

【都市計画課】

指摘事項

(1) 時間外勤務が昨年度と比較して1.8倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。

また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

意見

(1) 空き家対策については、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、市の横断的な体制を早急に整えられることを望む。

【交通政策課】

指摘事項

(1) 昨年度も指摘したところであるが、事務補助団体において支払遅延が多数見受けられた。措置状況においては改善済みと記載されていたが、当年度の書類検査でも改善され

ていなかったため早期に改善されたい。

- (2) 事務補助団体において、庁舎内の売店で購入した数百円の切手代金についても振込にて支払を行っている。経費削減の観点から事案によっては現金払いを選択されたい。また、業務日誌の内容確認日が記載されていないものが多数見受けられたため、適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 観光交通対策特別会計は消費税の課税対象事業であることから、関係機関との協議を十分に行い経費削減に取り組まされたい。
- (2) 事務補助団体の事業費に余剰が出た場合は、安易に次年度へ繰り越さず、負担金の支出先へ払い戻すことを検討されたい。

【用地課】

指摘事項

- (1) 市有地除草等業務を時間単価で契約しており、履行確認も業務時間のみとなっているため、仕様書に基づいた業務の履行を担保とする契約に改められたい。
- (2) 時間外勤務が昨年度と比較して1.8倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り、その削減に努力されたい。
また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。
- (3) 復命書を3日以内に作成していないものが見受けられたため、職員服務規程に基づき適正な処理をされたい。

意見

- (1) 法定外公共物は地積が確定されていないため、処分に当たっては、境界確定、求積など、より慎重な対応を望む。

【建築住宅課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が昨年度と比較して2.5倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。
また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

意見

- (1) 市営住宅の管理については現在指定管理にて行っているが、費用対効果について十分に検証されるよう望むものである。
- (2) 住宅使用料及び住宅新築資金等貸付事業償還金の収入未済額については、引き続き訴訟も視野に入れた交渉により解消を目指し努力されることを望む。

- (3) 収入未済額の中には回収不能なものが相当額含まれていることから、事務の効率化及び債権管理の適正化の観点からも、回収不能な未収金については債権放棄が可能な条例の早期整備を関係課と協議のうえ実施されることを望む。

二 見 総 合 支 所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【地域振興課】

意見

- (1) 指定管理業務の経理状況については常に把握し検証するとともに、更新の際には実績に基づいた指定管理料を算定されることを望む。

小 俣 総 合 支 所

地域振興課 生活福祉課

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

【地域振興課】

指摘事項

- (1) 小俣総合支所庁舎等清掃等業務を時間単価で契約しており、履行確認も業務時間のみとなっているため、仕様書に基づいた業務の履行を担保とする契約に改められたい。

【生活福祉課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が昨年度と比較して2.6倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。

また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

上 下 水 道 部

水道事業 下水道事業

(上下水道総務課 料金課 上水道課 下水道建設課 下水道施設管理課)

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【水道事業】

指摘事項

- (1) 復命書を3日以内に作成していないものが見受けられたため、職員服務規程に基づき適正な処理をされたい。

意見

- (1) 水道料金については、利用者負担の公平性を図るためにも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。
- (2) 収入未済額の中には回収不能なものが相当額含まれていることから、事務の効率化及び企業会計における真実性の原則の観点からも、回収不能な未収金については債権放棄が可能な条例の早期整備を関係課と協議のうえ実施されることを望む。

【下水道事業】

指摘事項

- (1) 工事予定価格の参考見積にかかる簿冊の保存期間を5年で整理されていたが、文書管理規程に基づき10年に改められたい。
- (2) 時間外勤務が昨年度と比較して1.5倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。
また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。
- (3) 復命書を3日以内に作成していないものが見受けられたため、職員服務規程に基づき適正な処理をされたい。

意見

- (1) 下水道事業において接続率は経営を左右する重要な指標のひとつである。その向上を図るために説明会や広報誌で周知を図り、戸別訪問を行うなど地道な活動を継続されているが、さらに全職員が一丸となって創意工夫を重ね普及啓発活動に取り組まれることを望む。
- (2) 下水道事業受益者負担金及び下水道使用料については、利用者負担の公平性を図るためにも、債権回収対策室との連携を密に図り、引き続き収入未済額の解消に努められたい。

教育委員会事務局

教育総務課 学校教育課 社会教育課 スポーツ課 文化振興課 教育研究所
各小中学校・幼稚園

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況並びに工事施工状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【教育総務課】

指摘事項

- (1) 学校の消防用設備の修繕において対応の遅いものが見受けられた。人命に関わる重要な設備であるため早急な対応をされたい。

意見

- (1) 学校適正配置計画を進めているが、統廃合に伴う廃校施設の跡地利用についてもその方向性を早期に検討されることを望む。

【学校教育課】

指摘事項

- (1) 時間外勤務が昨年度と比較して1.5倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。

また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

- (2) 復命書が作成されていない出張、完了届が添付されていない委託業務、及び決裁区分が誤っているものが見受けられたため適正な事務処理をされたい。

- (3) 事務補助団体において、収入伺がないもの、決裁の本文が鉛筆書きのものが見受けられたため適正な事務処理をされたい。

意見

- (1) 給食共同調理場等において、検食以外に職員及び委託業者の従業員が複数人給食を食しているが、材料費のみしか経費を負担していないため、その経費負担のあり方について検討されたい。

【社会教育課】

指摘事項

- (1) 事務補助団体において、精算遅れ、記載誤りや領収書の添付がないものなど事務及び経理において不適切な処理が多数見受けられた。公務として事務局を担っていることから、公金に準じた事務処理をされたい。

【スポーツ課】

指摘事項

- (1) 伊勢市中学校体育大会選手派遣負担金において、負担金の算出根拠がその目的と一致しないものまで含まれていたため、根拠の内容精査を確実に実行されたい。

- (2) 時間外勤務が昨年度と比較して1.7倍以上となっている。やむを得ない事情も理解するが、職員の健康管理及び人件費抑制の見地から、更なる業務の見直しを図り削減されたい。

また、管理職員におかれては、時間外業務が特定の職員に偏ることのないよう事務分担の平準化をされたい。

- (3) 前渡資金において、精算日が5日以上経過しているものなど不適正な処理が見受けら

れたため、会計規則に基づき適正な処理をされたい。

- (4) お伊勢さんマラソンの簿冊の保存期間が5年となっているが、支払に係る簿冊であるため10年に改められたい。

【文化振興課】

意見

- (1) 尾崎峯堂記念館に所蔵の遺品等については、市の教育、学術、文化の貴重な財産であり、十分活用されるとともに保存には万全を期されたい。
また、記念館へ観光客を誘導する方策を検討されるよう望むものである。

【教育研究所】

指摘事項

- (1) 復命書を3日以内に作成していないものが見受けられたため、職員服務規程に基づき適正な処理をされたい。

【各小中学校・幼稚園】

指摘事項

- (1) 経理簿の未作成、経理簿と通帳の不一致、現金の長期間にわたる保管、支払遅延、立替払いや通帳残高の内訳を把握していないなど、不適正な経理処理が多数見受けられたうえ、教育委員会から支出された負担金等が適切に処理されていない事例もあった。今後、教育委員会において統一した経理処理マニュアルを作成、指導するとともに、負担金等が目的通りに処理されているか検査するなど、各学校等が適正に処理できる体制を確立されたい。
また、各学校等においても教育委員会からの指導等が実効性あるものとするため内部統制を図られたい。

消防本部（署・分署）

財務に関する事務の執行等及び所管施設の管理状況については、おおむね良好に処理が行われていると認められた。

なお、指摘事項については、次に述べるとおりである。

指摘事項

- (1) 清掃業務委託において同種の契約が複数見受けられた。経費削減及び事務効率の向上のためにも発注方法を検討されたい。
- (2) 復命書を3日以内に作成していないものが見受けられたため、職員服務規程に基づき適正な処理をされたい。

7 むすび

今回の定期監査においても、基礎的な知識の欠如による誤った事務処理が見られた。職員一人ひとりが根拠法令等を十分に理解するとともに、所属内でのチェック体制を確立することは事務処理を行う上での基本であるため、所属長は組織内の状況を確認し事務処理の誤りを未然に防止できる組織づくりに努められたい。

また、支払にかかる決裁等のチェックは会計課で行っているが、そこで事務処理に誤りが発見されたときの指導體制が確立されていないことが同じミスを全庁的に繰り返す原因とも考えられる。業務の効率化、及び不正防止等を図るためにも関係課で内部統制の整備について協議されたい。

昨年6月には職員による市税の公金横領が発覚し、市民に計り知れない不信感を抱かせたことから、全職員が市政への信頼回復に向け、身を引き締めて適正な執務・予算執行にあたっていただきたい。

最後に、事務事業の執行に当たっては、市民目線での発想に基づき、最少の経費で最大の効果を挙げているかを常に意識しながら、適正な事務処理に取り組まれることを強く要望する。

随時監査（工事監査）

1 実施年月日及び対象工事等

| 実施年月日 | 対 象 工 事 | 所 管 課 |
|------------------|----------------|-------|
| 平成 27 年 1 月 29 日 | 鹿海町排水路整備工事 | 農林水産課 |
| | 倉田山公園進入路ほか整備工事 | 基盤整備課 |

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づく随時監査

3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣（識見監査委員）

浦 野 卓 久（識見監査委員）

佐之井 久 紀（議選監査委員）

4 監査の方法

平成 26 年度施行の工事のうち、大規模かつ施工中のものから抽出して実施した。工事監査は工事について特に高度の専門的知識と経験が必要なため、公益社団法人 大阪技術振興協会に技術士の派遣を求め、その技術士が書類審査及び現地調査を実施するとともに、監査委員が技術士に同行して監査を実施した。

5 監査の結果

工事の執行については、契約事務、計画、設計、積算及び施工は関係法令等に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められた。

なお、意見については次に述べるとおりである。

技術士から提出された工事技術調査結果報告書については 6 に記載のとおりであるが、内容を十分検討の上、今後とも工事の設計及び施工にあたっては、品質の確保と技術の向上を図るとともに、経済性、安全性及び環境面に配慮しながら適正な施工管理に努められたい。

また、監査対象外の技術系職員におかれては、工事監査の結果を共有され、今後の技術向上に生かされるよう強く望むものである。

【鹿海町排水路整備工事】

意見

(1) 設計図面に一部、分かりにくい箇所があるが、このような部分については事業着手時に監督員より詳細な現場説明と CAD 拡大図面により指示確認を行っているとのことである。不明確な図面は誤った施工を招く遠因ともなるものであるため、今後は図面に注記を付けるなり、特記仕様書に記載する等の措置が望まれる。

(2) 仕様については、市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が明確に示されているが、土木工事は現場に合わせた特注品であり現場に応じた仕様を明示する必要がある。すべてを特記仕様書（施工条件明示一覧表）

や工事実施時の「監督員指示」に委ねるのでなく、最低限必要な事項は別途の「特記仕様書」に記載するなり、図面に注記を付けることを工夫されたい。

- (3) 工事監督に関する書類については、打ち合わせ簿、指示書など工事監理記録は都度記入され、課長まで押印確認されるなどよく整理されているが、今後工程が混み合ってくることで予測されることから、引き続きその都度記録に残すとともに課内での情報共有に努められたい。
- (4) 地域の生活道路に接続しているところは交通量がかなりあるため、工事用車両との動線が重なる場合が想定される。一般交通の支障とならないよう注意看板等で十分周知を図るよう配慮すること。

【倉田山公園進入路ほか整備工事】

意見

- (1) 仕様については、市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が明確に示されており問題は見られないが、この特記仕様書（施工条件明示一覧表）だけで施工するには十分とはいえない面もある。今後は、設計者や現場監督員の責任の明確化が一層求められることが予想される。そのため、工事現場の特徴に合わせた特記仕様の記載も必要になってくると思われる。引き続き記載事項や記載内容について検討を積み重ねられたい。
- (2) 現場は一般車や歩行者の通行も多く見られる。またバスルートでもあるため、歩行者の安全確保はもとよりバス、タクシー、一般車の交通の円滑化と交通安全に最大限の配慮をお願いしたい。
- (3) 旧進入路に接続する建物があり、ここへの出入りのため変則的な形状にはなるが道路舗装を残さざるを得ない。このことは将来の維持管理を考えると種々の問題（不法駐車、ゴミの不法投棄など）が生ずる恐れがあるため適切な対処法を検討されたい。

6 工事技術調査結果報告書の概要

【鹿海町排水路整備工事】

(1) 工事概要

| | | | |
|---|--------|----------------|----------------------|
| ア | 工事場所 | 伊勢市鹿海町地内 | |
| イ | 工事概要 | 施工延長 | L=211.3m |
| | | 土工（掘削、床堀） | V=352 m ³ |
| | | 土工（埋戻し） | V=240 m ³ |
| | | 排水工（U字溝 600） | L=138.8m |
| | | 排水工（自由勾配側溝） | L=57.8m |
| | | 排水工（ボックスカルバート） | L=13.0m |
| | | 排水工（集水柵） | N=7 基 |
| | | 舗装工（表層・路盤） | A=82 m ² |
| | | 構造物取壊工 | N=1 式 |
| | | 仮設工 | N=1 式 |
| ウ | 工事請負業者 | 株式会社 北嘉組 | |
| エ | 工事費 | 設計金額 | 13,434,120 円（税込） |
| | | 契約金額 | 10,746,000 円（税込） |
| | | 落札率 | 80.0%（対設計金額） |

オ 契約日 平成 26 年 11 月 28 日
カ 工事期間 平成 26 年 11 月 28 日～平成 27 年 3 月 6 日
キ 工事進捗状況 (平成 27 年 1 月 29 日現在)
計画出来高 68% 実施出来高 35%
ク 設計業務委託業者 株式会社 ナガサクコンサルタント

(2) 書類調査における所見

この工事の工事施行伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。その結果、総括的には全般に良好であると判断できる。

ア 工事着手前における所見

(ア) 調査・計画に関する書類について

現状の農業用排水路は、上流部の小規模宅地開発に伴う住宅からの排水量の増加や雨水流出係数の増大、近年の時間降雨量の増加などにより雨天時の流量が増加している。このため雨天時には区間中央部で交差する用水路へ排水が常時越流する状況となっている。

用水路に並行して排水路を新設して分流方式とすることで用水路への排水の混入を極力避ける。また、豪雨時には用水路と排水路の交差部を角落としとすることで一時的に雨水を用水路に排出できる構造とし田畑の冠水を防ぐものである。また、この工事に合わせて下流側の既存の土水路はU字溝に改修するものである。

本来、宅地開発に伴い増加する排水の処理は上位計画である下水道計画などに基づき排水系統の変更を行うことが望ましい。現在別途排水系統の変更計画中のことであるが整備にはなお時間を要することである。そのため現状の排水処理上の課題を解決するため既設排水路を部分改修することとしたものである。

この事業を進めるにあたっては、「農業基盤整備計画・農業用排水路施設」としての採択を受け国庫補助対処事業として 55%の補助を受けて事業を行うものである。

また、事業実施にあたっては、事前に地元の意向も十分把握されており問題となる点は特にないと思われる。

(イ) 設計に関する書類について

a 設計内容について

(a) 基本となる計画

通常時は用水・排水分流方式とするが、豪雨時には雨水の一部は角落とし操作（地元管理で合意済み）により用水路に排出する構造とする。これにより、豪雨時の田畑の一時冠水の防止を図るなど農地の被害を最小限に抑えるとともに事業費の増大を抑える工夫がなされている。

(b) コスト縮減対策など

再生砕石や再生密粒度アスファルトの使用によるコスト削減、二次製品であるU字溝の使用による工期短縮、既設プレファブ水路の再利用など経済設計となっている。

また、工事に使用する重機については排出対策型を使用するなどの環境への配慮がなされている。

(c) 設計内訳書

設計内訳書は本工事实施に必要な事項はすべて含まれており特に問題となる点は見られない。

一部、設計図面に解りにくい箇所が見受けられる。このような部分については事業着手時に監督員より詳細な現場説明と CAD 拡大図面により指示確認を行っているとのことである。このような施工に際して不明確な図面は誤った施工を招く遠因ともなるものであり、今後は図面に注記を付けるなり、特記仕様書に記載する等することが望まれる。

b 仕様について

市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が明確に示されている。

ただし、土木工事は現場に合わせた特注品であり現場に応じた仕様を明示する必要がある。すべてを、特記仕様書（施工条件明示一覧表）や工事实施時の「監督員指示」に委ねるのでなく最低限必要な事項は別途の「特記仕様書」に記載するなり、図面に注記を付けることを工夫されたい。

たとえば、

- ①仮設道路設置及び撤去について
- ②プレファブ水路の再使用について
- ③図面 1 の施工詳細説明 等の事項の場合が該当すると考えられる。

(ウ) 積算に関する書類について

積算基準は農林水産省土地改良工事積算基準（H26.4）版を、設計単価は三重県単価（H26.9.1）、建設物価、建設資料、見積もりによっている。

見積もりについては、三社以上からの見積りの最低価格を基準とし、類似品がある場合はその見積りの率を掛けて算出しており特に問題となる点は見られない。

チェック体制も農林水産課の設計積算担当者以外のものが照査を行うなど適切に対応されている。

(エ) 契約に関する書類について

入札は、要件付き（地域要件、格付等）一般競争入札で行われ、16社が参加し、基準内の最低価格の（株）北嘉組が受注者に決定した。この間の手続きは市の規定に基づいたもので適切に処理されている。

また、工事請負契約書、工事履行保障関係書類、現場代理人届けなどの書類も整備されており特に問題となる点はなかった。

設計業務については、随意契約（130万円以下の契約に適用）でナガサクコンサルタントに委託されているが、適正に事務処理されており手続き上問題となる点は見られなかった。

イ 工事着工後における所見

(ア) 施工管理に関する書類について

「施工計画書」に基づき、1. 施工体系図の作成と掲示、2. 安全管理関係書類、3. 工程管理図、4. 緊急時の連絡体制（夜間、昼間）などについて詳細に確認したが良好に処理されていた。

(イ) 試験・検査等に関する書類について

再生材（RC-40）などについて使用材料調書で確認したが適切に管理されていた。

(ウ) 工事監督に関する書類について

打ち合わせ簿、指示書など工事監理記録は都度記入され、課長まで押印確認されるなどよく整理されている。

今後工程が混み合ってくることが予測されるが、引き続きその都度記録に残すとともに課内での情報共有に努められたい。

(3) 現場施工状況調査における所見

本調査時点（平成27年1月29日現在）における出来高は35%であったが、現場では自由勾配側溝（約54m）、U字溝（約140m）の据付工事を鋭意実施中である。現地は田んぼの中であり交通量もないことから施工手順通り進めることができると思われる。（写真－1参照）工期末まで1ヶ月少しとなっているが、安全面に十分に配慮して効率的な工事の進捗を図られたい。



写真－1 自由勾配側溝据付工
（水路沿い道路内へ据付－重機の奥から据付中）

ア 現場施工状況について

沿道には人家などの家屋もなく、通行止めで工事ができることから施工上の障害となる要素はないと言える。施工時の安全確保に十分に配慮して工事を進められたい。

イ 安全管理状況等について

写真－1の手前50m付近で地域の生活道路に接続しているが、この道路は交通量がかなりあるので工事用車両との動線が重なる場合が想定される。一般交通の支障とならないよう注意看板等で十分周知を図るよう配慮すること。

(4) その他の所見

今後竣工に向けて鋭意工事の進捗を図ることとなるが、詳細な工程管理安全管理を行い工期内の無事竣工を迎えられたい。

【倉田山公園進入路ほか整備工事】

(1) 工事概要

| | | |
|--------|-------------|----------------------|
| ア 工事場所 | 伊勢市楠部町地内 | |
| イ 工事概要 | アスファルト舗装工 | 2,192 m ² |
| | レンガ・タイル系園路工 | 217 m ² |
| | 側溝工 | 374m |

| | | |
|---|-----------------------------|-----------------------------------|
| | 集水柵工 | 11 箇所 |
| | 照明設備工 | 3 基 |
| ウ | 工事請負業者 | 株式会社 丸宗土建 |
| エ | 工事費 | 設計金額 36,634,680 円 (税込) |
| | | 契約金額 30,704,400 円 (税込) |
| | | 落札率 83.8% (対設計金額) |
| オ | 契約日 | 平成 26 年 11 月 7 日 |
| カ | 工事期間 | 平成 26 年 11 月 7 日～平成 27 年 3 月 13 日 |
| キ | 工事進捗状況 (平成 27 年 1 月 29 日現在) | |
| | | 計画出来高 12.0% 実施出来高 40.0% |
| ク | 設計業務委託業者 | 株式会社 北斗エス・イー・シー |

(2) 書類調査における所見

この工事の工事施工伺、設計内訳書などの関係書類については、必要なものが整理保管されていることを確認した。次いで、当該工事の計画・設計・積算・契約・施工管理等の各段階における技術的事項について調査した。必要に応じてこれらの書類で確認するとともに、疑問点については関係者に補足説明を求めた。その結果、総括的には全般に良好であると判断できる。

ア 工事着手前における所見

(ア) 調査・計画に関する書類について

a 工事施工の必要性

倉田山公園は伊勢市地域防災計画において災害時の拠点として位置づけられているが、当該公園の市道楠部 27 号線からの進入路は鋭角に接続しており国道 23 号方向からの大型車の進入が困難となっている。進入路を付け替えることで二方向からの進入を可能とし、緊急時の対応能力の向上を図るものである。

なおこの事業の国庫補助率は 50%である。

b 付随工事

この工事に合わせて、進入路に隣接する公園駐車場についてもそのレイアウト等の見直し、再整備を行うものである。

c 先行事業

進入路付近の交通安全対策として道路照明灯を設置することとしている。この基礎部分に近接してガス管が埋設されているため協議調整を行っている。

(イ) 設計に関する書類について

a 設計について

(a) 地元の意向について

楠部町会長、松尾地区代表、松尾観音寺、皇學館、三重交通に事業説明し、一般交通に支障をきたさないように通行止めをしないことが施工条件となっている。

(b) 設計図書について

設計段階で大型車 (車長 12m) の軌跡図により大型車の通行に支障がないことを確認している。また、設計段階で地盤支持力が弱い (CBR 値 3 未満) ことが判明していたため、セメント系安定処理工法により路床の改良を行うこと

としている。

これらの設計にあたっては「道路構造令の解説と運用」、「舗装設計便覧」、「道路照明施設設置基準」などを参照して設計されており問題となる点は見当たらない。

(c) 景観面の配慮

歩道部分の舗装にはインターロッキングブロックを使用することで景観面の配慮もされている。さらに、進入路の両側の法面については法面防護と景観的配慮から植生シートを施工する設計となっている。

(d) コスト縮減、環境対策

プレキャストの L 型側溝を使用することで工期短縮を図るなどコスト縮減にも配慮した設計となっている。

環境面では、舗装工において再生密粒度アスファルト(13)、RC-40 の再生材を使用、建設機械についても排ガス対策型の建設機械の使用など可能な限り配慮しており、特に問題となる点はない。

駐車場と進入路の歩道との間の高低差を解消するためには階段の設置が必要となった。したがって、この駐車場は健常者の駐車場として位置づけ、バリアフリー駐車場は進入路を登りきった公園施設に近い場所を確保することとし、完成後はその旨案内誘導する予定とのことである。

以上、設計に関する内容について書類で調査したが特に問題となる点は見られなかった。

b 仕様について

市の統一されたチェックマーク方式の特記仕様書（施工条件明示一覧表）により施工条件が明確に示されており問題は見られない。

ただし、この特記仕様書（施工条件明示一覧表）だけで施工するには十分とは言いきれない面もある。今後は、設計者や現場監督員の責任の明確化が一層求められることが予想される。そのため、工事現場の特徴に合わせた特記仕様の記載も必要になってくると思われる。引き続き記載事項や記載内容について検討を積み重ねられたい。

(ウ) 積算に関する書類について

設計単価表は三重県（H25. 8）版を、積算基準は三重県県土整備部（H24. 7）版を使用している。また、単価表にないものについては建設物価、積算資料より採用している。単価歩掛のないものについては 3 社以上の見積りにより設定する等、適正な積算手順内容であった。

チェック体制も設計積算担当者以外のものが照査を行うなど適切に対応されている。

(エ) 契約に関する書類について

入札は要件付き（市内本店業者、土木 AB 格付等）一般競争入札として 24 社で行われ、基準内の最低価格の（株）丸宗土建が受注者に決定している。その手続きは市の規定に基づいて適切に処理されている。

また、工事請負契約書、工事履行保障関係書類、現場代理人届けなどの書類も整備されており特に問題となる点はない。

設計業務については、要件付き一般競争入札により（株）北斗エス・イー・シーが実施しており、その契約手続きについても特に問題となる点は見られなかった。

イ 工事着工後における所見

(ア) 施工管理に関する書類について

工事請負契約書、工事履行保証関係書類、現場代理人届などの書類も整備され特に問題は見当たらない。

監督員は施工計画書の提出を求め、内容確認するなど指示確認が十分にできており良好であると言える。

施工体制体系図、緊急連絡体制図なども適正に作成されている。

(イ) 試験・検査等に関する書類について

承諾願、試験結果などは適切に確認管理されていた。

(ウ) 工事監督に関する書類について

必要の都度適宜確認がなされており、特に問題となる点はなかった。

(3) 現場施工状況調査における所見

本調査時点における出来高は 40%ほどであり、今後鋭意工事の進捗を図ることとなるが、工事中であってもかなりの数の一般車や歩行者の通行が現認された。工事車両と一般交通の安全対策に十分な配慮をお願いします。

なお、調査時点では設計図書通り現場施工されていることを確認できた。また、供用時には交通管理者との協議に基づき、下り車線側に減速標示を設けるなどの交通安全対策を実施されるとのことである。

ア 現場施工状況について

施工体系図等の標識の掲示に関しては、工事現場の公衆の見やすい場所に規定通り掲示されており良好であった。

残工期も1ヶ月半となり、工程が過密になってきているが発注者は安全面に十分に配慮して受注者を指導し、工期内に無事故無災害で竣工をめざしてください。



写真－1 現状進入路

(付け替え後は写真の右方向に約 30m 移動)

イ 安全管理状況について

現場は一般車や歩行者の通行も多く見られる。またバスルートでもあるため、歩行

者の安全確保はもとよりバス、タクシー、一般車の交通の円滑化と交通安全に最大限の配慮をお願いしたい。

(4) その他の所見

旧進入路に接続する建物がありここへの出入りのため変則的な形状にはなるが道路舗装を残さざるを得ない。このことは将来の維持管理を考えると種々の問題（不法駐車、ゴミの不法投棄など）が生ずる恐れがあるので適切な対処法を検討されたい。

財政援助団体等監査

1 実施年月日及び対象団体等

(1) 財政援助団体監査

| 実施年月日 | 対象団体（負担金） | 所管課 |
|-----------------|--|-------|
| 平成 27 年 2 月 4 日 | 公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構 (伊勢志摩観光コンベンション機構負担金 外) | 観光企画課 |

(2) 公の施設の指定管理者監査

| 実施年月日 | 対象団体（施設名） | 所管課 |
|-----------------|---------------------------------------|-------|
| 平成 27 年 2 月 6 日 | 一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター (サンライフ伊勢) | 商工労政課 |

2 監査の種類

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査。

3 監査を実施した監査委員

畑 芳 嗣（識見監査委員）

浦 野 卓 久（識見監査委員）

佐之井 久 紀（議選監査委員）

4 監査の方法

財政援助団体等監査は、財政援助団体等監査実施要領に基づき、平成 25 年度の事務、事業について所管課から資料提出を求め各所属長から説明を受けた。その後現地で団体の担当者から当該財政援助等に係る決算報告書、事業実績報告書等の説明を受け、出納その他事務の執行について監査を実施した。

5 監査の主眼

財政援助団体等については、出納事務処理は適正に行われているか、目的に沿った事業運営が行われているか等を主に実施した。

また、所管課については、負担金、指定管理料の額の算定、交付手続きや指定管理契約に基づく履行確認等が適正に行われているか、団体への指導監督、履行確認は適切に行われているかを主眼として実施した。

6 監査の結果

(1) 公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構

ア 事業の内容

(単位：円)

| 事業名 | 科目 | 金額 | 事業の目的 |
|-------------------------|-----|------------|---------------------|
| 伊勢志摩観光コンベンション機構負担金外 4 件 | 負担金 | 16,680,642 | 観光事業の振興、または広域連携のため。 |

イ 所見

平成 25 年度に伊勢市が財政的援助を行っている負担金について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、事業目的に沿って事業が執行されていると認められた。

なお、意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

意見

(ア) 派遣職員の人件費に対する経費負担については「伊勢市職員の派遣に関する協定書」に明記されているが、伊勢志摩観光コンベンション機構が負担すべき人件費に対しても長年にわたって市から負担金が支出されているため、職員を派遣している他市町とも協議のうえ検討されたい。

【公益社団法人 伊勢志摩観光コンベンション機構】

意見

(ア) 事業活動財源のほとんどは構成市町からの負担金であり、その負担金の原資は各市町民から納めていただいた税金である。このことを再認識し、経費削減に努めるとともに、事業の効率化を図るためにも事業効果を測定し検証する手段を確立されることを望む。

(イ) 事業実施にあたっては専門的な知識と経験が必要と思われることから、専門職の配置を早期に実現できるよう検討されたい。

(ウ) 事業が各自治体や観光協会などと重複しないよう各団体との連携を密に図り、お互いに相乗効果が得られるよう検討、調整されたい。

(2) 一般社団法人 伊勢地域勤労者福祉サービスセンター

ア 公の施設の管理委託内容

施設の名称：サンライフ伊勢

指定期間：平成 23 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで

指定管理料：27,910,000 円以内（指定期間における指定管理料の総額）

〃 : 5,582,000 円（平成 25 年度分）

イ 事業実績について

収支計算書（自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日）

(単位：円)

| 支出の部 | | 収入の部 | |
|-----------|-----------|-----------|------------|
| 科目 | 決算額 | 科目 | 決算額 |
| 支出 | | 収入 | |
| 諸謝金 | 4,320,000 | 指定管理料 | 5,582,000 |
| 人件費 | 3,963,270 | 利用料 | 13,560,095 |
| 福利厚生費 | 747,130 | 雑収益 | 935 |
| 通信運搬費 | 102,081 | | |
| 備品消耗品費 | 191,203 | | |
| 修繕費 | 373,471 | | |

| | | | |
|-------------|-------------------|------------|-------------------|
| 印刷製本費 | 34,755 | | |
| 光熱水費 | 3,120,095 | | |
| 保険料 | 60,350 | | |
| 手数料 | 232,990 | | |
| 租税公課 | 574,287 | | |
| 委託費 | 5,367,512 | | |
| 支出計 | 19,087,144 | 収入計 | 19,143,030 |
| 収支差額 | | | 55,886 |

ウ 所見

本年度実施した監査は、伊勢市が公の施設の管理を依頼している平成 25 年度の指定管理者の事務事業及び伊勢市が支出を行った委託料について、関係諸帳簿、証書類等の提出を求め、関係者からの説明を受け監査を実施したところ、収支についてはおおむね適正であると認められた。

しかしながら、指定管理者である一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンター(以下「サービスセンター」という。)は、サンライフ伊勢の管理事務所を市の許可無く事務局として使用し指定管理業務とは無関係の独自業務も行っている。このことは基本協定書第 13 条の目的外使用に抵触している。

また、サービスセンターが独自業務の執行にあたってサンライフ伊勢の会議室等を利用しているが、許可申請をしていない。

これらのことは、サービスセンター及び所管課の双方とも、市民の財産を預かる立場として直ちに是正する必要がある。

なお、指摘事項及び意見については、次に述べるとおりである。

【所管課】

指摘事項

(ア) 指定管理者が、管理事務所を目的外に使用していること、及び申請書を提出せず会議室等を利用していることは、法令等に違反しており早急に改められたい。

(イ) 施設の管理運営を指定管理者へ行わせているものの、管理責任は市にあることから、随時、基本協定書第 28 条に基づいた実施状況の調査、指示等を実施して管理状況を把握されたい。

(ウ) 災害等発生時における来館者等の安全確保を図るため、危機管理体制を築くとともに、避難マニュアルなどを作成し避難訓練も随時行うよう指定管理者を指導し、その対応に万全を期されたい。

(エ) 成果目標の未達成に対する指導を口頭のみで行っているが、指定管理者に対する指導等は文書にて行い、その改善方法等についても文書で要求し記録として保存するとともにその検証をされたい。

【一般社団法人伊勢地域勤労者福祉サービスセンター】

指摘事項

(ア) 管理事務所を市の許可無く目的外に使用していること、及び申請書を提出せず会議室等を利用していることは基本協定等に抵触しているため、市からの指示に

従いすみやかに対応されたい。

- (イ) サンライフ伊勢条例第9条において、施設を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならないと規定されているが、夜間は再委託先のみで業務を行っている。また、基本協定書第21条に規定されている緊急事態発生時の対応のためにも、夜間業務の体制を整えられたい。

意見

- (ア) 基本協定書第16条において、施設利用者の意見等を反映させるためアンケート等を実施するよう規定されているが、窓口等での意見聴取しか実施されていない。利用者へのサービスの向上を図るためにも、アンケートの実施や意見箱の設置などを行い、その後の業務へ反映させるよう望むものである。